

# 新・学校医手帳



愛知県医師会

# 発刊にあたって

「学校医手帳」の発刊にあたりましては、過去本県におきましても、昭和58年3月、平成3年4月と発刊、改訂がなされてまいりました。その後、平成21年の「学校保健法」から「学校保健安全法」への変更や、児童・生徒を取り巻く生活環境の大きな変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を及ぼしております。そこで本会におきましては、改めて学校医の役割について検討すべく、学校保健部会幹事会を中心に企画、検討を重ね、この度の発刊に至りました。

近年、学校保健におきましては、スポーツ障害、アレルギー疾患、性教育、メンタルヘルス、喫煙、薬物、さらには生活習慣病など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化してきており、現代的な課題への対応の重要度が増してきております。これらの解決は喫緊の課題であり、学校医の先生、専門医の先生、現場の養護教諭の方々や地域の医療機関、家庭との連携を強化して対応することが求められております。

さらには、平成21年の学校保健安全法施行に伴い、従来の健康診断・保健指導に加え、救急対応からいじめ対策、不登校対策など多岐にわたる分野において、学校長始め現場の養護教諭、その他の教員の方々に専門家としての適切なアドバイスをするという役割を果たさなければなりません。また、児童・生徒に対しても、健診の事後教育・健康教育の充実を図ることにより、身体、精神両面において、生涯にわたる健康づくりに結びつける考え方を育む基礎となり、これらもまた学校保健現場から求められております。しかし、学校保健を実効あるものとするためには学校医のみならず、すべての医師が関与しなければならないことが示唆されております。

そのような中でこの手帳は、昨今の変革に対応すべく、当時の学校保健担当理事 稲坂 博先生、学校保健部会幹事 長嶋正實先生、佐藤祐造先生の発案の下、できる限り新しい情報、知っておくべき情報等を各科の専門の先生にご協力賜わり、現在ご活躍されている学校医の先生のみならず、学校保健に関わる者全ての関係者が必要とする情報を幅広く網羅しております。学校保健の実践に役立てていただければ、幸いです。

最後になりましたが、本書の完成に携わっていただいた関係者の皆様には、深く感謝を申し上げます、発刊のことばとさせていただきます。

平成25年3月

愛知県医師会

会長 柵木 充明

## 刊行にあたって

この度、あたらしい「学校医手帳」を刊行することになりました。ご多忙中にもかかわらず、ご執筆いただいた多くの先生方、院長職の重責にありながら、貴重な時間を割いて、編集の労を取っていただいた、長嶋正實先生、遅々として進まぬ編集作業を温かく見守り、適切なアドバイスをいただいた、佐藤祐造先生をはじめとする、愛知県医師会学校保健部会の先生方には、心より感謝申し上げます。

平成21年4月1日従来の学校保健法にかわり、学校保健安全法が施行され、学校保健・学校医のあり方が明確に示されました。学校医にはその職務遂行において、学校健診、保健指導のみならず、さまざまな点に意識改革が求められています。このような変革を予見されて、全く新しい学校医手帳の編纂を企画された、前学校保健担当の稲坂 博理事、それを指導された妹尾淑郎前会長の見識の深さには感服いたすところであります。また、遅々として進まぬ編集作業を叱咤激励し何とかここまでたどり着かせていただき、丁寧な序文をお寄せいただいた、愛知県医師会長の柵木充明先生のご指導に心より感謝申し上げます。

本手帳を執筆いただいた先生方はいずれもそれぞれの分野で愛知県を代表する先生方です。紙面の都合にてすべての先生方のお名前を挙げてお礼を申し上げることはできませんが、貴重な原稿をお寄せいただいた先生方には改めて深く感謝いたします。また、出版が予定より遅れ、多くのご心配をおかけいたしましたことお詫びいたします。

諸先生方のご協力のおかげをもちまして、学校保健の実践に必要な情報を網羅し、かつ実用的な「学校医手帳」を編纂するという目的はある程度達成できたと思います。まだまだ不完全な点があるとは存じますが、本手帳が学校医の日常業務の遂行のみならず、学校保健に携わってゆくすべての先生方のお役にたてれば幸いです。

なお、今回は試みとして、本書のPDF版を「愛知県医師会ホームページ」に掲載いたします。医学・医療の進歩は著しく、また、法令等も社会情勢の変化に対応して改変されてゆきます。本書の内容も出版後たちまちに古くなる部分もあると思われます。このため、Web版【PDF版】を随時、改訂・追加することにより、Up to Dateな内容を維持できるよう努めさせていただきます。皆様方におきましては、ご意見、ご指摘の点ございましたら是非事務局地域医療第二課の方にお寄せいただきますようお願いいたします。

最後に、刊行にあたっては、担当の事務局職員の方にはいろいろとお手数をかけました。この場を借りて深く感謝いたします。

平成25年3月

愛知県医師会

理事 吉田 貴

# 目次

■ 発刊にあたって	
■ 刊行にあたって	
■ 第1章 学校保健	1
第1節 学校保健の性格と目標	1
第2節 学校保健の体系	1
第3節 愛知県の学校保健体系	2
1. 日本学校保健会と愛知県における学校保健会	2
2. 愛知県医師会と学校保健	3
第4節 学校保健の領域とその内容	4
第5節 学校保健活動の領域とその内容	5
1. 保健教育	5
2. 保健管理	5
3. 学校保健における組織活動	6
第6節 学校保健組織	6
1. 管理職（校長、教頭等）	7
2. 保健主事	7
3. 養護教諭	8
4. 栄養教諭	9
5. スクールカウンセラー	9
6. 学校医	9
7. 教育委員会	10
第7節 学校保健委員会	11
1. 学校保健委員会の設置の意義と根拠	11
2. 協議事項、取り組み内容	11
3. 学校保健委員会構成例	12
■ 第2章 学校安全計画	13
■ 第3章 学校医の職務	15
■ 第4章 学校医の身分と待遇	19
第1節 学校医の任免	19
第2節 学校医の身分	19
第3節 学校医の報酬	19
第4節 学校医の公務災害補償	19
■ 第5章 学校保健と地域医療 地域保健連携推進事業	21
第1節 取り組みの経緯	21
第2節 具体的な事業展開	21
第3節 これまでの成果と今後の課題	22
1. 専門医派遣	22
2. モデル事業	23
3. その後の経過	23
■ 第6章 学校における定期健康診断	25
第1節 健康診断の意義、定期健康診断の手順	25
1. 法律に基づく意義	25
2. 実務上の意義	27
第2節 定期健康診断項目及び実施学年	27
1. 保健調査票	28

2. 保健調査の主な内容	31
3. 検査項目	31
第3節 臨時健康診断	37
1. 臨時健康診断の趣旨、実施時期	37
2. 臨時健康診断の意義	37
第4節 就学時の健康診断	38
1. 就学時健康診断の趣旨・目的	38
2. 健康状態の把握	38
3. 眼科就学時健診	42
第5節 職員の健康診断	42
1. 職員健康診断の趣旨・目的	42
2. 学校の産業医及び健康管理医	42
3. 職員健康診断の実際	42
4. 海外派遣職員の健康診断	43
5. 健康診断の事後措置	43
第6節 新しい健康診断	44
1. 生活習慣病健診	44
2. 運動器検診	46
第7節 総合判定・事後措置（学校生活管理指導表を含む）	46
1. 総合判定	46
2. 事後措置について	47
<b>第7章 健康相談</b>	51
第1節 健康相談	51
第2節 保健指導	52
<b>第8章 学校で問題となる主な疾患や症状の対応</b>	53
第1節 内科・小児科領域	53
1. 生活習慣病・肥満	53
2. 気管支喘息	53
3. 食物アレルギー	55
4. シックスクール症候群	57
5. 循環器疾患	60
6. 腎疾患	61
7. 悪性腫瘍（白血病を除く）	62
8. 糖尿病	64
9. 膠原病	65
10. 原発性免疫不全	66
11. てんかん	67
12. 染色体異常（ダウン症）	69
13. 血友病	70
14. 貧血	72
15. 白血病	73
16. 先天性代謝異常症	74
17. やせ	75
18. 軽度発達障害	77
19. こころの問題への対応	78
20. 不登校への対応	79
21. 児童虐待	80
22. 原因となる器質的障害が見つからない疾患（心身症を含めて）	81
23. 小児科からみたスポーツ障害への対応	83
24. 養護学校における医療的ケア	84
第2節 眼科領域	85
1. 色覚に関する指導について	85
2. 水泳時の伝染性眼疾患予防について	87

第3節	耳鼻咽喉科領域	88
第4節	整形外科運動器領域	90
1.	整形外科的外傷	90
2.	緊急を要する外傷の対処	91
3.	整形外科的障害	91
4.	正しい診断と治療	92
5.	筋力・体力の低下予防	92
6.	障害と外傷の原因と予防	92
第5節	皮膚科領域	94
第6節	産婦人科領域	96
1.	月経	96
2.	10歳代の妊娠の問題点	99
3.	人工妊娠中絶	99
4.	避妊	100
5.	性感染症(Sexually Transmitted Infection : STI, Sexually Transmitted Diseases : STD)	101
<b>■</b>	<b>第9章 学校における健康教育</b>	<b>103</b>
第1節	内科・小児科領域	103
1.	喫煙	103
2.	飲酒	103
3.	その他の薬物	103
4.	食育・栄養	104
5.	運動	106
6.	睡眠障害	107
7.	メディア	109
8.	アレルギー	110
9.	感染予防についての健康教育	112
第2節	眼科領域	113
1.	学校保健とコンタクトレンズ (CL)	113
第3節	耳鼻咽喉科領域	114
1.	難聴	114
2.	扁桃肥大、扁桃炎	115
3.	音声異常	115
4.	言語異常	115
第4節	整形外科領域	116
1.	外傷と障害の予防	116
2.	スポーツと栄養	116
第5節	皮膚科領域	117
1.	紫外線と皮膚－学校生活における対策と指導－	117
第6節	産婦人科領域	119
1.	性教育について	119
2.	虐待	119
3.	ドメスティックバイオレンス (DV)	119
<b>■</b>	<b>第10章 学校精神保健</b>	<b>121</b>
第1節	はじめに	121
1.	学校精神保健 (メンタルヘルス) における学校医の位置づけ	121
2.	学校医が児童・生徒をみる際に	121
3.	メンタルの疾患の最近の傾向	122
第2節	小児の心身症・神経症群	123
1.	心因性腹痛	124
2.	心因性頭痛	124
3.	起立性調節障害	124
4.	気管支喘息	124
5.	遺尿症	124

6. チック症	124
7. 抜毛症	125
8. 拒食症（神経性食思不振症）	125
9. 場面（選択）緘黙	125
10. 転換性障害	125
11. 不登校	125
12. 強迫性障害	126
第3節 摂食障害	126
1. 発症と症状	126
2. 治療	126
第4節 不登校（登校拒否）	126
1. 分離不安型	127
2. 過剰適応・息切れ型	127
3. 精神障害型	127
第5節 精神遅滞	128
第6節 自閉症スペクトラム障害（広汎性発達障害）	128
1. 自閉症スペクトラム障害の概念	128
2. 自閉症スペクトラム障害の疫学	130
3. 自閉症スペクトラム障害の特性	131
4. 教育現場における自閉症スペクトラム障害	131
5. いわゆる二次障害	132
6. 就学、進学などにあたっての留意点	133
第7節 注意欠陥多動性障害（ADHD）	133
1. 注意欠陥多動性障害とは	133
2. 診断の際の留意点	134
3. 治療と対処	135
4. 予後について	136
第8節 学習障害	136
第9節 児童虐待	137
1. 虐待の種類	137
2. 虐待の影響	137
3. 虐待の発見	138
第10節 躁うつ病・うつ病	138
1. うつ状態	139
2. 躁状態	139
第11節 統合失調症	139
（資料）愛知県の子どものメンタルヘルスに関する連携・相談機関	141
<b>第11章 学校感染症（伝染病）</b>	<b>143</b>
第1節 感染症の種類	143
第2節 発生時の対応、出席停止、臨時休校など	143
第3節 主な第一種感染症	144
1. ポリオ	144
2. ジフテリア	144
3. 鳥インフルエンザ（H5N1）	145
第4節 主な第二種感染症	146
1. 麻疹	146
2. 風疹	147
3. 水痘	148
4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	150
5. 咽頭結膜熱	150
6. インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	151
7. 百日咳	153
8. 結核	154
第5節 主な第三種感染症	155

1.	細菌性赤痢	155
2.	腸管出血性大腸菌感染症	155
3.	流行性角結膜炎	157
4.	急性出血性結膜炎	157
第6節	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症	158
1.	溶連菌感染症	158
2.	ウイルス性肝炎	159
3.	手足口病	160
4.	ヘルパンギーナ	160
5.	伝染性紅斑	161
6.	マイコプラズマ感染症	162
7.	流行性嘔吐下痢症	163
第7節	通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症	164
1.	アタマジラミ	164
2.	伝染性軟属腫（水いぼ）	164
3.	伝染性膿痂疹（とびひ）	165
<b>■</b>	<b>第12章 学校における食中毒</b>	<b>167</b>
第1節	食中毒の定義と分類	167
第2節	法令による食中毒に対する取り扱い	168
第3節	頻度の多い食中毒の病原体	168
1.	細菌性食中毒	168
2.	ウイルス性食中毒	171
第4節	食中毒の治療	172
第5節	食中毒の最近の動向	173
第6節	学校医として食中毒の発生前にすべきこと	173
第7節	発生後に学校医がすべきこと	175
1.	臨床医として行うべきこと	175
2.	専門知識を持つ学校関係者としてなすべきこと	175
3.	最後に	176
<b>■</b>	<b>第13章 学童期における予防接種</b>	<b>177</b>
第1節	予防接種について	177
第2節	予防接種における学校医の役割	178
1.	予防接種歴の把握	178
2.	予防接種の必要性の周知	178
第3節	最近の定期予防接種の変更点と対応	179
1.	日本脳炎ワクチン	179
2.	麻しん風しんワクチンについて	179
第4節	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業	180
<b>■</b>	<b>第14章 救急処置</b>	<b>181</b>
第1節	救急処置	181
第2節	保健室	181
第3節	救急処置の実際	181
1.	応急手当	181
2.	外因性疾患	182
3.	内因性疾患	183
4.	救命処置	184
<b>■</b>	<b>第15章 学校給食</b>	<b>189</b>
第1節	学校給食の現況	189
1.	学校給食実施状況（23.10.1現在）	189
2.	学校給食実施形態	189
第2節	栄養管理	190

第3節 学校給食衛生管理基準	191
1. 衛生管理体制	191
2. 学校給食従事者の健康管理	191
3. 食中毒集団発生の際の措置	192
第4節 食物アレルギーへの対応	192
1. 食物アレルギー児童生徒の情報把握（学校生活管理指導表）	192
2. 個人カルテの作成、食物アレルギー対応委員会での検討	193
3. 医師との連携	193
4. 学校給食における対応の基本的方向	193
5. 食物アレルギー対応給食の方法（レベル）	193
<b>■ 第16章 特別支援教育</b>	195
第1節 特別支援教育の理念	195
第2節 障害のある幼児児童生徒への組織的支援	195
1. 学校における取組	195
2. 家庭との連携	195
3. 関係機関との連携	195
第3節 特別支援教育を推進するための「個別の教育支援計画」の作成	196
<b>■ 第17章 学校保健関係法規</b>	199
第1節 学校保健法の改正の趣旨	199
第2節 学校保健安全法（平成21年4月1日施行）の概要	199
1. 目的（第1条関係）	199
2. 国及び地方公共団体の責務（第3条関係）	199
3. 学校保健に関する学校の設置者の責務（第4条関係）	199
4. 学校保健計画の策定等（第5条関係）	199
5. 学校環境衛生基準（第6条関係）	199
6. 保健指導（第9条関係）	200
7. 地域の医療機関等との連携（第10条関係）	200
第3節 学校保健に関する留意事項	200
1. 学校保健に関する学校の設置者の責務について（第4条関係）	200
2. 学校保健計画について（第5条関係）	200
3. 保健指導について（第9条関係）	200
<b>■ 小学校及び中学校における感染症の出席停止期間の基準一覧</b>	203
<b>■ 保育園及び幼稚園における感染症の出席停止期間の基準一覧</b>	203
<b>■ 索引</b>	205
<b>■ 執筆者一覧</b>	211

# 第1章 学校保健

## 第1節 学校保健の性格と目標

我が国における学校保健は、明治初期に学校衛生として始まり、現在の制度は、昭和33年に制定された学校保健法により形作られた。昭和33年当時は、寄生虫・トラコーマ・結核などの伝染病やう歯などが子どもの重要な健康課題と認識されていたが、これらの課題について学校保健は大きな成果を上げてきたといえる。

近年、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化が、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えている。学校生活においても生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症など、新たな課題が顕在化している。今後、このような現代的な健康課題の解決を図ることが、学校保健に求められている。

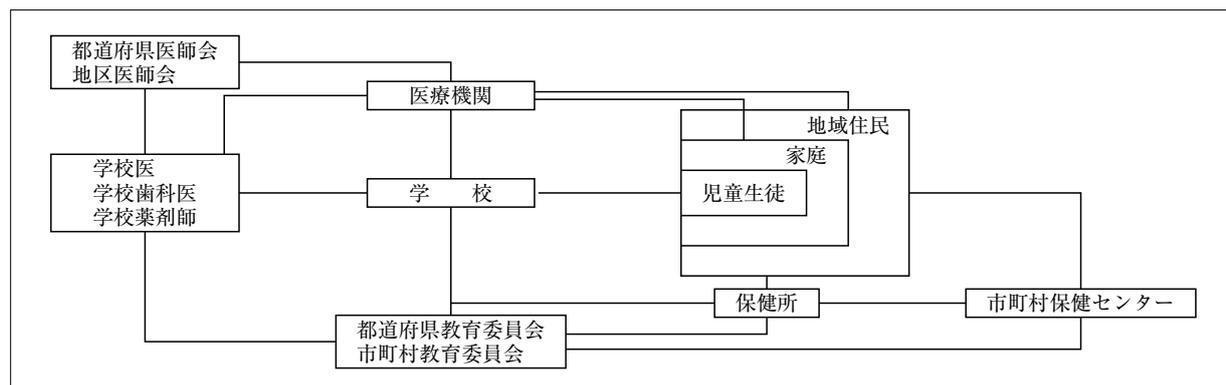
我が国の学校保健の特徴としては、健康診断や健康相談などの保健管理活動と、体育科・保健体育科をはじめ関連する教科などを通じ、子どもが自分自身や他者の健康課題を理解し、自ら進んで自己管理を行うことが生涯にわたってできるようにすることを目指す保健教育の両者が行われ、また、保健教育の成果を活用して保健管理が行われてきた点が挙げられる。

学校保健は、学校における保健教育と保健管理の活動을適切に行うことによって、児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与することを目指して行われる活動である。そして、保健教育と保健管理の活動を円滑、かつ、成果が上がるように進めるためには、教職員が役割を分担して、活動を組織的に推進することができるような協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関・団体との連携を密にするための学校保健に関する組織活動の充実と組織の整備が不可欠な条件となる。

## 第2節 学校保健の体系

学校保健は、各学校だけで完結するものではなく、地域保健福祉と密接な関係を持って成り立っている。児童生徒の保健上の諸問題を効果的に解決するためには、各学校内における保健活動を適切に行うとともに、地域保健福祉の活動との連携も重要である（図1-1）。

図1-1



〔学校医制度〕

学校医については、学校保健安全法第23条に「学校には、学校医を置くものとする。」と定められている。そして、同条第3項には「学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、それぞれ、医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。」とあり、ほとんどの教育委員会では、地区の医師会から推薦を受け、学校医を委嘱している。

学校医の役割は、学校保健安全法第23条第4項に「学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。」と定められている。

学校医の歴史は古く、1894（明治27）年に東京市麹町区、次いで神戸市に配置されたのが最初である。1898（明治31）年には「学校医職務規程」が公布され、徐々に全国に広まっていった。

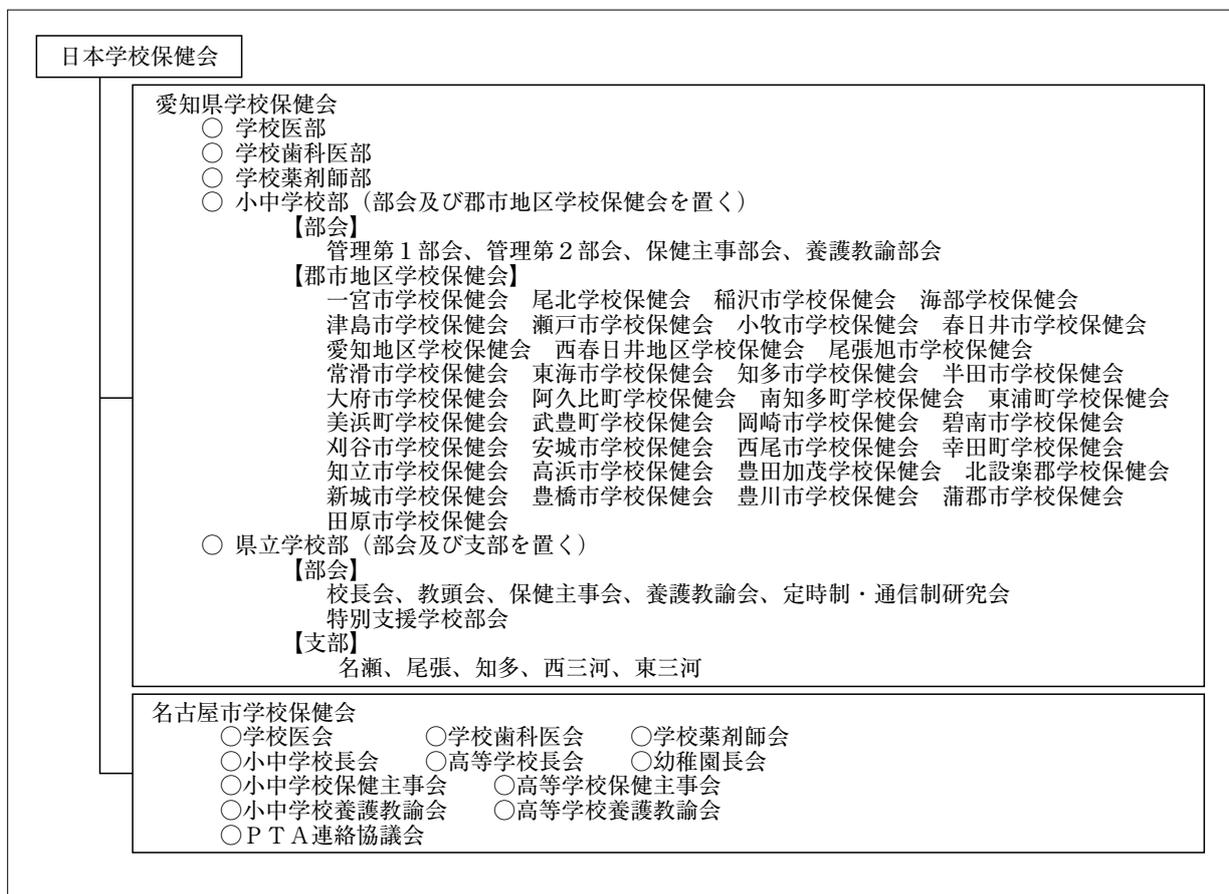
戦後、1958（昭和33）年になり学校保健法が公布、施行され、同年学校保健法施行令、学校保健法施行規則が相次いで公布、施行された。これらに学校医の法的根拠が示され、その職務についても定められた。

学校医は学校の非常勤職員であり、学校保健を担うリーダーであり、校長のアドバイザーである。その存在と活動の意義は大きい。

### 第3節 愛知県の学校保健体系

#### 1. 日本学校保健会と愛知県における学校保健会（図1-2）

図1-2



## 2. 愛知県医師会と学校保健

### 1) 愛知県医師会学校保健部会幹事会

愛知県医師会学校保健部会は愛知県医師会副会長が部会長となり、担当理事が副会長となっている。幹事会は担当副会長、担当理事、各医会代表（内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、整形外科、産婦人科、精神科）、県下医師会学校保健担当者（学校医経験者）、理事推薦学校保健経験者（学校医経験者）、県教育委員会、小児保健医療研究者、学校保健研究者の計20名（平成24年8月9日現在）で構成されている。

愛知県の学校保健を医師会の立場から教育委員会と連携して協議を進めている。

### 2) 愛知県医師会学校保健部会学校保健健診委員会

心臓検診小委員会から始まったこの委員会は、以前には学校心臓検診について検討する委員会であった。2006（平成18）年から小児循環器専門医や愛知県教育委員会に加えて小児腎臓病専門医も委員となり、学校保健健診委員会と改称し、以下のことを中心に協議し、後述する学校保健健診協議会の指導する立場でもある。

- ・学校心臓検診法の検討、改訂（県内統一的な検診方法）
- ・検診票、問診表の改正、統一化
- ・問診票の判定基準の作成、改正、統一化
- ・心電図診断基準の作成、改定、統一化
- ・心電図サンプリングによる心電図の精度管理
- ・二次以降の検診結果の解析
- ・尿検査の結果、採尿方法
- ・腎疾患のマニュアル、CKD（慢性腎臓病）
- ・健診の新たな方向性の検討

### 3) 学校保健健診協議会

愛知県医師会学校保健担当理事が会長となり、検診機関（13検診機関と1組合）と教育委員会などで構成されている。いわば実務者会議であり、検診の質を高めるための検討を現場から実施している。

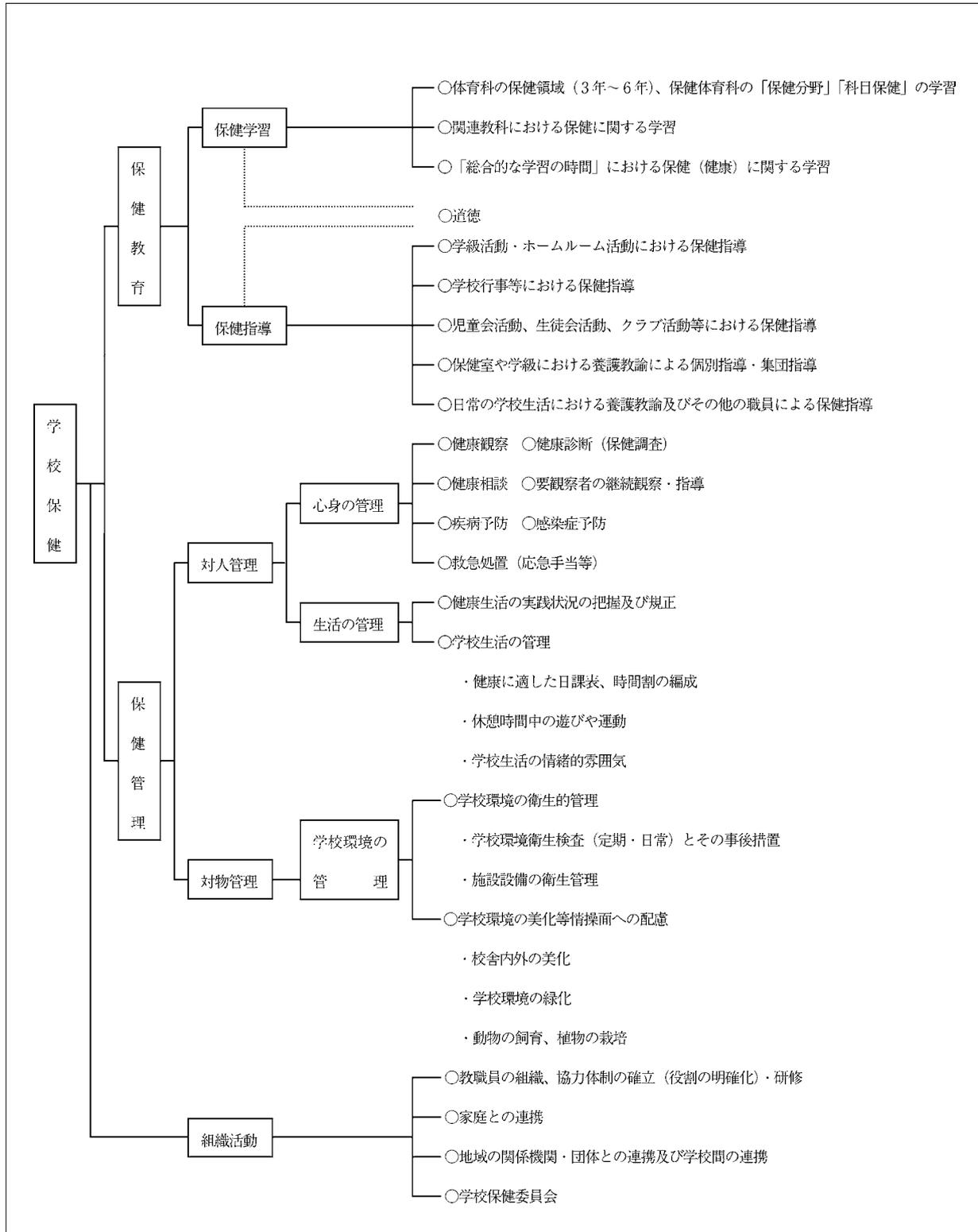
（主な活動内容）

- (1) 心電図検査の精度管理のためのサンプリング調査とその指導
- (2) 心電図、血圧、検尿をはじめとした各種検査の基準値設定と医療連携
- (3) 問診内容及び判定基準の統一
- (4) 健診データの学術調査と社会貢献
- (5) 上記活動の発表や意見交換の場としての懇談会の開催
- (6) 県立学校主任養護教諭連絡会議への参加

## 第4節 学校保健の領域とその内容

学校保健の領域は、「保健教育」と「保健管理」とに大別される。さらに、2つの領域の活動を円滑かつ効果的に推進するために、学校内外における組織活動が不可欠である（図1-3）。

図1-3 学校保健の領域と内容



## 第5節 学校保健活動の領域とその内容

### 1. 保健教育

学校における保健教育は、児童生徒の健康の保持増進に必要な自律的能力、すなわち、知識や技能の習得、身近な健康の問題の判断と処理などの健康な生活に対する実践的な能力と態度を育てることにある。このような保健教育は、「保健学習」と「保健指導」に大別され、保健学習は教科の体育・保健体育を中心に、保健指導は特別活動の学級活動・ホームルーム活動を中心に教育活動全体を通じて行われる。

#### 1) 保健学習

保健学習は、心身の健康の保持増進に必要な知識の理解や技能の習得を通して、自らの意志を決定し、適切な行動選択を行うなどの実践力の育成を図ることを目指している。このため、小学校では体育科の「保健領域」で、中学校では保健体育科の「保健分野」で、高等学校では保健体育の「科目保健」で、学習指導要領に示された内容と授業時間で行われるようになっている。また、理科、生活、家庭、技術・家庭等の教科や総合的な学習の時間においても健康や安全に関する学習が行われている。

#### 2) 保健指導

保健指導は、児童生徒一人一人が、身近な生活における具体的な健康の問題に適切に対処し、健康な生活が実践できるようにすることを目指している。このため、児童生徒の集団を対象とした指導と、個人を対象とした指導に大別して計画的、継続的、かつ組織的に指導が行われる。

集団を対象とした指導は、児童生徒が現在当面しているか、ごく近い将来当面するであろう健康の問題を内容として、特別活動の学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動及び学校行事を中心に、学級担任、養護教諭をはじめすべての教職員によって行われる。

個人を対象とした指導は、児童生徒の個別的な健康の問題に即して、学級担任、養護教諭を中心に、生徒指導担当教員、栄養教諭、学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などの協力体制のもとに行い、心身の健康の問題が解決されていくようにしなければならない。

### 2. 保健管理

学校における保健管理は、学校保健安全法の規定に基づく健康診断の実施と事後措置、健康相談、感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後指導などを中心とした活動を通して、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に寄与するものである。したがって、保健管理の活動は、学校教育の目的、目標を有効に達成するための手段として大きな意義をもつものといえる。

その対象は、「人」と「物」に大別され、「人」にかかわる事項としては、心身の管理と生活の管理を、「物」にかかわる事項としては、児童生徒の学習や生活の場としての学校環境の管理を取り上げることができる。

## 1) 対人管理

### (1) 心身の管理

健康観察、健康診断の実施と事後措置、健康相談、要観察者の継続観察と指導、疾病予防、感染症予防、救急処置などが考えられる。これらは、児童生徒の心身の健康状態を把握し、必要な指導や管理を施すなど、児童生徒の心身の健康の回復や保持増進を図る上で基本となる活動である。

### (2) 生活の管理

児童生徒の日常における健康生活の実践状況の把握と規正・指導、健康に適した学校生活の提供という二つの側面が考えられる。健康生活の実践状況については、近年、生活行動がかかわって起こる病気が多くなってきていることや、基本的な生活習慣を身に付けることが教育課題になってきていることを考えると、その実態を絶えず把握し、保健指導や保健学習の指導にフィードバックさせていく意義は極めて大きい。また、健康に適した学校生活の提供については、学習効率を高め、児童生徒が楽しい学校生活を送ることができるようにする観点を重視し、日課表の工夫や情緒的雰囲気醸成などに配慮するということである。

## 2) 対物管理

児童生徒が快適な環境のもとに学習し、しかも、心豊かな学校生活を送ることができるようにするという観点から、学校環境の衛生的管理と美化等情操面への配慮が考えられる。学校環境の衛生的管理については、学校環境衛生基準に基づく定期及び臨時の検査と事後措置及び日常の学校環境衛生の活動がある。また、美化等情操面への配慮については、校舎内外の美化、動物の飼育、植物の栽培などによって、児童生徒の興味を喚起し、美的心情を育成して心の安定を図るといった活動が考えられる。

## 3. 学校保健における組織活動

保健教育と保健管理の活動は、多岐にわたって展開されるものであり、活動に携わる人々も学校の全教職員、家庭、地域の関係機関・団体など児童生徒にかかわりのあるすべての人々に及ぶものである。よって、これらの人々の共通理解を図り、共通の目標に向かった有機的な連携による組織的な活動が必要になってくる。

そのためには、教職員の協力体制の確立、家庭との連携、地域の関係機関・団体との連携、学校保健委員会の組織と運営に工夫を凝らし、学校保健活動の円滑な実施を推進する必要がある。

## 第6節 学校保健組織

学校保健は、広範かつ専門的な内容を学校の教育活動の様々な場で推進していくことが必要であるので、専門性を有する教職員や学校外の専門家を十分活用していくことが、効果的かつ実践的な指導を行う上でも、極めて重要である。

学校保健を担当する教職員としては、保健主事、養護教諭、学級担任はもとより学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の職員、食育関係では栄養教諭、学校栄養職員など、専門性を有する教職

員まで幅広く考える必要がある。さらに、教職員以外にも、例えば、メンタルヘルスに関する課題への対応には、スクールカウンセラーなど、それぞれの分野における専門家の協力を得ることが重要である。

学校における組織的な指導管理体制を整備するためには、まず校長が健康に関する深い認識を持ち、学校保健を学校運営の基礎に据えることが重要である。その上で、校長のリーダーシップの下、教頭、保健主事、養護教諭、学級担任はもちろん、栄養教諭、学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等がそれぞれの役割を果たし、学校保健委員会での研究協議などを通して日ごろから全教職員で児童生徒の健康課題等を把握するとともに、情報交換や研修に努めるなど、組織的な機能を発揮できるよう、体制を整えることが必要不可欠である。

### 1. 管理職（校長、教頭等）

管理職は、学校における保健活動の推進が、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するものであることを十分認識して、これを行わなければならない。学校保健の推進向上は、管理職の学校保健に対する理解に負うところが多い。

管理職の学校における学校保健に関する職務の主な内容としては、おおむね次のようなものが考えられる。

- ①学校において行う学校保健活動を総括掌理し、児童生徒等の保健管理及び保健教育が適切に行われるようにするとともに、職員の保健について必要な配慮をし、並びに学校環境衛生の維持及び改善を図る。
- ②学校における保健に関する法令、通達、規則等を職員によく周知徹底し、適格に守るよう努める。
- ③学校保健に関する方針や重点を明らかにするとともに、学校保健計画及び学校安全計画を策定し、保健主事その他すべての職員の役割を明らかにする。
- ④保健主事を命じ、その仕事のための時間を割り当てる。
- ⑤学校における保健に関する課題解決や児童生徒等の健康づくりのための研究協議及び学校保健活動推進のための機関として学校保健委員会を組織する。
- ⑥学校保健計画及び学校安全計画について地域社会の理解を深め、かつ、その計画に協力を得るよう配慮する。
- ⑦PTA、保健所その他の学校保健関係機関・団体等との連携、協力を密にするよう努める。
- ⑧教育委員会等の行政機関との連絡、交渉にあたる。

### 2. 保健主事

保健主事は、学校教育法施行規則第45条に規定された学校保健活動の企画、調整および指導、助言に当たる教員のことをいう。学校保健計画の立案、教育課程における学校保健活動の運営管理、学校保健委員会の運営など、組織活動の推進にあたって大きな役割を担っている。その具体的な役割としては、次の6項目を挙げることができる。

- ①学校保健と学校教育全体との調整に関すること。

- ②学校保健計画の作成とその実施の推進に関すること。
- ③保健教育の計画作成とその適切な実施の推進に関すること。
- ④保健管理の適切な実施の推進に関すること。
- ⑤学校保健に関する組織活動の推進に関すること。
- ⑥学校保健の評価に関すること。

### 3. 養護教諭

養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。その職務は、学校教育法により「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動などを行っている。また、保健主事を兼務したり、兼務発令を受けて保健学習を担当したり、さらには学校外の保健関係機関との連絡調整をするなど、その職務は広がりつつある。具体的な職務内容は、次のとおりである。

- (1) 学校保健計画及び学校安全計画の策定への参画
- (2) 保健管理
  - ①心身の健康管理
    - 救急処置、健康診断、個人及び集団の健康問題の把握、疾病の予防と管理
  - ②学校環境の管理
    - 学校環境衛生の日常的な点検、校舎内・校舎外の安全点検
- (3) 保健教育
  - ①保健指導
    - 個別の保健指導、特別活動における保健指導
  - ②保健学習
    - 体育科・保健体育科、総合的な学習の時間、道徳等における保健学習
- (4) 健康相談
  - ①心身の健康課題への対応
    - 健康相談の実施、心身の健康課題の早期発見・早期対応
    - いじめ、虐待、事件、事故・災害時等における心のケア
  - ②児童生徒の支援に当たっての関係者との連携
    - 教職員、保護者及び校内組織との連携
    - 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携
    - 地域の医療機関等との連携
- (5) 保健室経営
  - ①保健室経営計画の作成・実施・評価・改善
  - ②保健室経営計画の教職員、保護者等への周知
  - ③保健室の設備備品、諸帳簿等保健情報の管理

## (6) 保健組織活動

### ①児童生徒保健委員会の指導

### ②学校保健委員会、地域学校保健委員会等の企画・運営への参画と実施

### ③地域社会との連携

## (7) その他

子どもの心身の健康にかかわる研究など

## 4. 栄養教諭

2004（平成16）年7月に創設された栄養教諭制度は、これまで学校給食管理及び指導の根幹を担ってきた学校栄養士及び学校栄養職員の職務を一段と発展させるものである。栄養教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と定められており、学校における食育の推進において、他の教職員や地域社会と連携しつつ、その要としての役割を果たしている。栄養教諭は、学校給食の管理のほか、次のような役割を担っている。

- (1) 他の教職員と連携・調整し、食に関する指導の全体計画の策定など学校全体での取組に企画立案段階から中心的に携わるとともに、啓発活動や保護者への助言等、家庭や地域との連携を図るなど、学校の内外を通じ、食に関する指導のコーディネーターとしての役割を果たすこと
- (2) 給食の時間をはじめとする特別活動、関連する各教科などにおいて、学級担任や教科担任と連携しながら、食に関する指導を行うこと
- (3) 学級担任、養護教諭、学校医などと連携しつつ、肥満傾向、過度の痩身、偏食傾向の子どもや食物アレルギーを持つ子どもへの個別的な指導を行うこと

## 5. スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、子どもに対する相談、保護者や教職員に対する相談、教職員への研修のほか、事件・事故や自然災害など緊急事態において被害を受けた子どもの心のケアなど、その活動は多岐にわたっており、学校の教育相談体制において、その果たす役割はますます大きくなってきている。つまり、子どもの状態や子どもをめぐる緊急事態への見立て、個別面接、教職員へのコンサルテーション、関係機関との連携に関するつなぎ役など、臨床心理の専門性に基づく助言・援助は学校における組織的な相談体制の中で重要な役割を占めている。

多様化、深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、メンタルヘルスに関する課題にも対応できるよう、校内組織にスクールカウンセラーの参画を得るなど、スクールカウンセラーを効果的に活用して、心身両面から子どもにかかわる養護教諭をはじめとした教職員との情報の共通理解や地域の専門機関との連携を推進していくことが求められている

## 6. 学校医

学校医は、学校における健康診断、健康相談等にあたるほか、学校保健計画及び学校安全計画の策定に参画し、また、その実施が適切に行われるよう、校長をはじめとして、保健主事、養護教諭等に対し、専門的立場から指導と助言を与え、保健活動の効果的な実施を促進する役割がある。

学校医の職務執行の準則（学校保健安全法施行規則第22条）は、次のとおりである。

〔第1項〕

- (1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- (2) 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 法第8条の健康相談に従事すること。
- (4) 法第9条の保健指導に従事すること。
- (5) 法第13条の健康診断に従事すること。
- (6) 法第14条の疾病の予防処置に従事すること。
- (7) 法第2章第4節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- (8) 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- (9) 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第11条の健康診断又は法第15条第1項の健康診断に従事すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

〔第2項〕

学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

## 7. 教育委員会

公立の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園に関する学校保健行政は、教育委員会が行うこととなっている。

教育委員会は、1948（昭和23）年の教育委員会法に基づき設置されている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条において、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」と定められている。

学校保健に直接関連するものとしては、次のようなものがある。

〔第23条〕

- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 10 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

これらの所掌事務を行うため、各教育委員会の事務局には、学校保健に関する事務を主管する課及び必要な事務局職員を置いている。

また、学校における保健管理の問題に対応するため、専門的事項について学識を有する専門職として、学校保健安全法第22条で学校保健技師を置くことができることとしている。

## 第7節 学校保健委員会

### 1. 学校保健委員会の設置の意義と根拠

学校保健委員会は学校において健康問題を次項に示す学校保健委員会構成者とともに研究協議を行い、その結果として児童生徒等の健康問題を解決し、健康づくりを推進する組織である。その歴史的沿革は、1949（昭和24）年11月文部省の「中等学校保健計画実施要領（試案）」により、学校保健委員会の名称もはじめて使用されている。1958（昭和33）年に学校保健法が公布され、同年6月16日付け「学校保健法および同法施行令等の施行に伴う実施基準について」で学校保健委員会の計画的実施について文部省体育局長通達がなされた。その後、1972（昭和47）年12月と1997（平成9）年9月の文部省保健体育審議会の答申、2008（平成20）年2月の文部科学省中央教育審議会答申において、学校保健委員会の運営の活性化の必要性について提言されてきている。

さらに、1972（昭和47）年12月20日文部省保健体育審議会の答申において、「学校における健康の問題の協議研究と児童生徒の心身の健康づくりの推進」に重きを置いた提言がなされ、1997（平成9）年9月の保健体育審議会答申でも、学校保健委員会の運営の強化を図ることが提言された。

### 2. 協議事項、取り組み内容

学校保健委員会の主な協議事項を日本医師会学校医の手引き（平成16年発行）から引用して以下に示す。

- ・学校保健計画の立案についての意見
- ・定期健康診断の実施に関する事項
- ・定期検診診断結果の事後措置についての事項（心臓検診・尿検査・脊柱側弯検査等の報告及び指導方法）
- ・疾病予防ならびに予防接種に関する事項（学校における感染症の報告及び対策並びに各種予防接種の実施状況）
- ・食生活習慣に関する事項（朝食の摂取、肥満およびやせ対策・学校給食の試食および調理室の衛生指導等）
- ・体力づくりに関する事項（水泳・クラブ活動・部活動・林間学校などの実務方法についての助言等）
- ・学習能率向上に関する事項（学習環境・きまりのある生活）
- ・休暇中の健康・安全に関する事項（夏休みの生活指導など）
- ・学校・家庭などの美化・緑化などの環境衛生・公害に関する事項
- ・通学・日常生活の安全に関する事項
- ・心の健康、生活習慣・性に関する指導に関する事項（いじめ・不登校・情緒不安定・喫煙・飲酒・薬物乱用・不純異性交遊等）
- ・学校教職員の健康・安全に関する事項

などである。

学校医としては学校歯科医、学校薬剤師とともに学校保健の専門家として地域の学校、家庭、

地域社会の子どもたちの健康問題に対するアドバイスを行う。

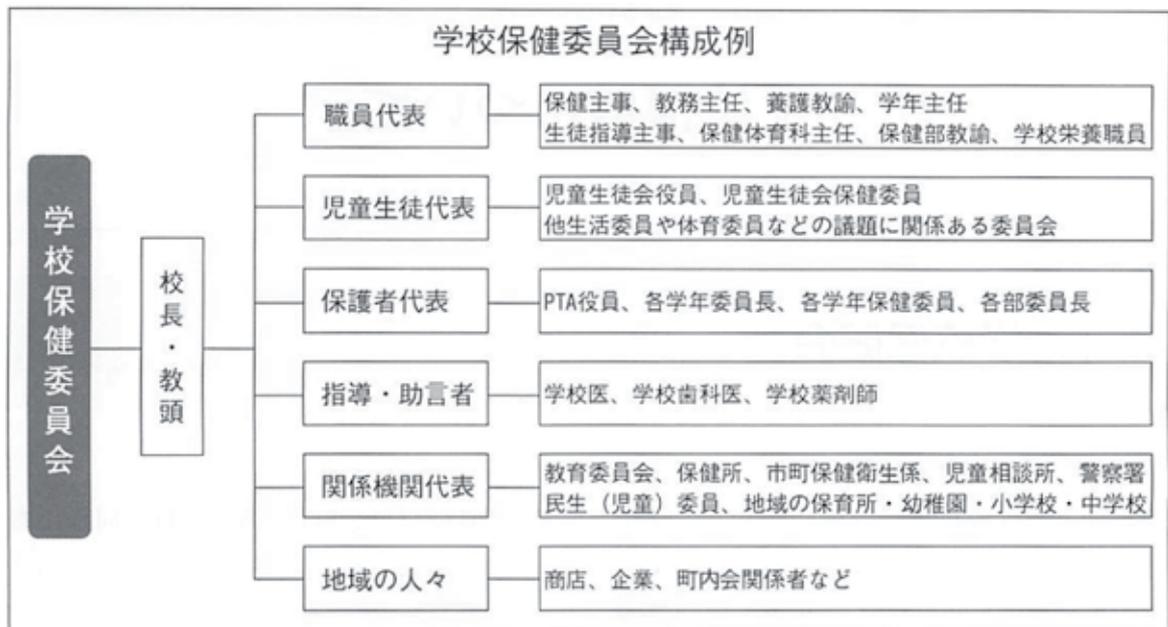
学校保健委員会による取組み概要は以下のとおりである。

(広島県医師会学校医の手引きより引用)

- ・ 食事、運動、休養及び睡眠など規則正しい生活の習慣作り
- ・ 性に関する問題、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、また、いじめや不登校の問題など心の健康問題への取組みの充実など
- ・ 水・空気など安全な環境づくりと管理の徹底
- ・ 定期健康診断の適切な事後措置の徹底
- ・ 感染症の予防・対策の徹底
- ・ 食中毒の予防・対策の徹底
- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等が連携した健康づくりの推進
- ・ 災害時の避難や対策等について家庭、地域社会の理解と協力
- ・ 交通安全や生活安全など地域社会等と協力した環境づくりの推進
- ・ 障害を持つ児童生徒が健康に生活できる地域社会づくりの推進 など

### 3. 学校保健委員会構成例

図 1 - 4 学校保健委員会構成例



2010年度版愛知県「学校保健の管理と指導」より引用

## 第2章 学校安全計画

学校安全に関する「学校保健安全法」における項目は、第1章総則第1条～第3条、第2章学校保健第4条～第25条に次いで、第3章として記載されている。

第3章学校安全は、以下の第26条～第30条にて構成されている。

学校安全計画の策定等については、27条において義務づけられていて主な記載内容は、

- 1) 安全教育に関する事項
- 2) 安全管理に関する事項      生活安全 交通安全 災害安全
- 3) 安全と指導のための組織活動に関する事項

があり、2010年度版愛知県「学校保健の管理と指導」には幼稚園、小、中、高等学校、特別支援学校（知的障害）高等部に分けて、学校安全年次計画作成例が明示されている。学校医としては学校安全計画をよりよく理解した上で就学時健診、定期健診、学校保健委員会等の諸活動に従事していただきたい。なお、実際の学校管理下における事件・事故災害発生時の対処、救急処置法の習熟や緊急時連絡体系を学校医として、当該学校の所在する地域の医療機関、その他の関係機関との連携情報等を当該学校関係者と普段から共有しておく必要がある。

以下、学校保健安全法の関連法規を示す。

### （学校安全に関する学校設置者の責務）

第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

### （学校環境の安全の確保）

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

### （危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領

(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用して「当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

**(地域の関係機関等との連携)**

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

## 第3章 学校医の職務

学校医の職務は学校保健安全法施行規則第22条に規定されている。職務そのものについては、今後とも変わることはないと思われるが、職務の内容は社会情勢や学校環境の変化に応じて変わることになる。

### 1) 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること

学校保健計画の策定等については、学校保健安全法第5条において「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」とされている。また、学校安全計画の策定等については、前述（P13参照）したとおりである。

### 2) 学校環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導と助言を行うこと

「学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。」と記されている。その他、騒音、飲料水、水泳プールなどの管理やアスベスト、ホルムアルデヒド対策など学校薬剤師と協力して医師として専門的事項に必要な指導、助言を行う必要がある。

### 3) 健康相談に従事すること

「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。」とある。

最近、特に問題の心の健康については、児童精神科医や学校カウンセラーとの連携が必要であるし、アトピー性皮膚炎や脊柱側弯症、スポーツ外傷や性感染症などは専門医への紹介のきっかけとなる健康診断と同様健康相談や研修会、講演会等が必要となる。

### 4) 保健指導に従事すること

### 5) 健康診断に従事すること

定期健康診断の目的は個々の児童生徒について学校生活を送る上で配慮が必要な疾病や異常を早期に発見することと、発育状態、体格や運動能力、健康状態の把握である。また、定期健診の結果を以下のように役立てていくことが大切である。

- (1) 自分の体に関心をもち、健康に対する意識を高める資料とする。
- (2) 快適な学校生活が送れるかどうかについて、保護者と学校職員とが共通認識をもつ資料とする。
- (3) 児童生徒が生涯にわたる健康管理の資料として活用する。

なお心の健康やアトピー性皮膚炎、側弯症や性の問題などは、専門医と連携して健康相談

を行うことも必要とされている。

また、健康診断の事後処置として「学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する適切な措置をとらねばならない」と規定している。

健康診断や保健調査の結果をもとに疾病や異常の有無を総合的に判定し、専門医などによる精密な検査を行うよう、助言し、あるいは必要な医療を受けるよう指示することになっている。しかし、事後の受診率は必ずしも高くないのが現状であり、学校医はたびたび学校側に受診率を問い、学校職員にその向上に努力すべきことを促す必要がある。各種の予防接種についても接種率向上のため学校医と学校側の密なる連携が重要となる。

#### 6) 疾病の予防処置に従事すること

#### 7) 感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること

#### 8) 校長の求めにより、救急処置に従事すること

現実的には学校医がこの職務にあたることは、運動会やマラソン・持久走などの現場に居た場合を除くと不可能である。養護教諭や担任教諭が速やかに救急車を依頼し、必要なら警察への通報が優先される。

学校医は救急時におけるマニュアルを作成し、日頃の想定訓練など実施すべきであることを指示し、時として校長の要請があれば学校に出かけ、救急処置にあたる心構えはしておく必要がある。

#### 9) 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、就学時の健康診断又は職員の健康診断に従事すること

法第11条の健康診断とは就学時の健康診断であり、法第15条1項の健康診断は学校職員の健康診断である。就学時の健康診断については教育委員会が主体となって行うべきもので、必ずしも一学校医でなくてはならない職務であるが、慣例的に学校医が関与することが多い。就学時の健康診断では障害児の就学に関することが重要な問題の一つである。ほとんどの教育委員会が、障害児の就学を検討する委員会を設けて対応している。障害児について特別支援教育として検討されている。

学校の職員の健康診断は、基本的には労働安全衛生法によって規定される部分があり、常時50人以上の職員がいる学校では産業医を選任する必要がある。学校保健安全法に教育委員会又は学校の設置者の求めにより学校医が学校の職員についても健康診断を行うことになっているので、学校医が学校の職員の健康診断を行っている場合が多いようであるが、いずれ産業医が学校の職員の健康診断を行うようになると思われる。

10) 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること

学校医にとって、この職務がこれから最も重要になってくると思われる。

わが国の若者に拡がりをもせているエイズなどの性感染症と実効性ある性教育、生活習慣病、アレルギー性疾患、スポーツ外傷、重症急性呼吸器疾患（SARS）や新型インフルエンザ、問題行動の低年齢化、学校をとりまく環境で生ずる大きな事件、保護者や学校職員の心的外傷など、解決の難しい問題が次々と発生している。これらの問題を解決するためには、既設三科（内科・眼科・耳鼻科）の学校医だけでは困難であり、精神科、皮膚科、整形外科、産婦人科の医師やコメディカルなどの職種、および地域の医療・保健機関や地域住民との共同作業が必要となるであろう。

※学校医は前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。（学校保健安全法施行規則第22条第2項）

## 第4章 学校医の身分と待遇

### 第1節 学校医の任免

学校に学校医を置くことは学校保健安全法第23条第1項に明記され、さらにその選任に当たり、医師のうちから任命し、または委嘱するものとされている。

なお、学校医の任命または委嘱にあたって、医師会が推薦する方法が定着しているし、定年制を設けている都市も多くなっている。

### 第2節 学校医の身分

地方公務員法（第3条3項第3号）の規定により、特別職の非常勤職員に位置づけられている。国立学校の学校医は国家公務員法に基づく一般職の非常勤職員として任命される。

### 第3節 学校医の報酬

学校医の報酬は各自治体が定める。報酬の地域格差、退職時慰労制度や年金制度の確立などの課題がある。

### 第4節 学校医の公務災害補償

昭和32年法第143号は公立学校医の公務上の災害に対して補償を行うこと。また補償に要する経費の費用負担について必要な事項を定めている。公務災害には負傷、疾病、障害、死亡などの種類が含まれ、補償の種類としては療養、休業、傷病、障害、遺族・葬祭などの補償がある。補償の範囲、金額、支給方法等は政令で定める基準に従って都道府県が条例・規則で定めている。但し、公務災害補償を受ける権利は2年間（障害、遺族補償は5年間）行わないときは時効となって消滅する。

#### 【参考文献】

- 1) 学校医の手引き, 日本医師会刊
- 2) 学校医の手引き, 東京都医師会刊
- 3) 学校医手帳, 愛知県医師会刊 (旧刊)
- 4) 学校医手帳, 兵庫県医師会刊
- 5) 学校医の手引き, 広島県医師会刊

## 第5章 学校保健と地域医療 地域保健連携推進事業

### 第1節 取り組みの経緯

ここ数年、子供をとりまく環境の変化からさまざまな病態が派生し、児童・生徒の健康問題は多様化を極めている。対応には地域や家庭との連携を密にした健康教育の実践が必須である。因みに、平成16年度愛知県医師会の学校保健シンポジウムは「学校保健現場における体制の見直し」であり、文科省で学校保健を担当ののち、地方行政では健康局に勤務された大竹氏により、双方の立場からの学校保健の問題点や課題に向けての具体案が提示された。

地域医療の担い手は学校の実情、教育の特殊性を十分に勘案の上、専門上の立場から関わることで、児童・生徒の健康問題を解決し、ひいては地域医療の向上を図るという結論であったが、現場からの働きかけとして、学校医を通じて分野に応じた専門医に相談・連携する体制づくりと、保健所との密接な連絡の必要性が強調されていた。

また、同じシンポジウムで特別講演をされた当時の日医常任理事雪下氏は、学校医の日常診療の激務化、学校側での煩雑化したカリキュラムによる学校保健学習の軽視、が招いた学校保健の形骸化を指摘された。学校保健総体が衰退の一途をたどり、このことは、今日学校の現場で話題になっている不登校、いじめ、学級崩壊といったところの問題、逸脱した性行動、小児生活習慣病、薬物、酒、タバコの乱用といった深刻な危機状況とは無関係ではあるまい。今こそ、学校医は進んで学校現場に出向き、オピニオンリーダーとして、各関係職種を束ね、学校保健活動の推進に献身しなければならないとの警告を発せられた。学校医活動の活性化を図るための緊急課題は、学校健診の見直し、学校保健委員会の全校完全設置と活用展開、健康相談の実施、専門相談医の配置だという。

従来の内科・眼科・耳鼻科の3科体制では対応しきれない現状があらためて暴露された。繰り返しになるが、こころの問題、性の問題、スポーツ障害、アレルギー関連、おしゃれ障害、薬物、酒、タバコの乱用などに対し、精神科、産婦人科、整形外科、皮膚科の各専門医の学校保健への強力な参画が、まさに要請されているといえる。

### 第2節 具体的な事業展開

日本医師会の要請によって国も「児童生徒の様々な心身の健康問題に対応するため、学校と地域保健が連携し、健康相談活動について円滑な運営ができるよう、専門医を学校へ派遣し健康相談の体制を図る」目的で、「学校・地域保健推進事業の実施」を骨子とした新規事業を予算化した。3年間の継続事業であった。愛知県では精神科単科にのみ給付されたが、このことは極めて遺憾であった。そこで平成18年度の愛知県医師会シンポジウムでは「学校保健領域における専門医活用のこれからのあり方」をテーマとして掲げ、行政への該当4科すべてへの学校保健への参画を要請した。各科での取り組みの具体案と問題点を列挙した上で、地区別派遣専門医リストを各分科会で作成し、派遣に備えたのである。

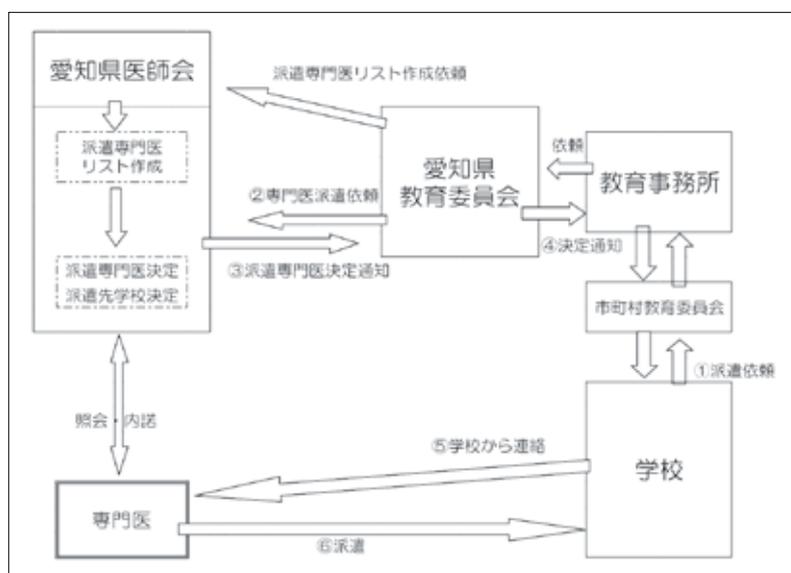
その結果、平成20年度からの新たな3年間の事業展開は、文科省委託事業として「子どもの健

康を守る地域専門家総合連携事業」と銘打たれ、愛知県においても4科すべてで実施されることになった。

この事業は、都道府県教育委員会に協議会を設置し、①専門医の派遣－啓発と健康相談、②モデル事業の実施－指定地区の学校における子どもの健康管理の充実や保護者への啓発活動の徹底を図るものである。愛知県での協議会の委員は、県医師会担当理事、学識経験者、保健所、県健康福祉部、モデル地域代表、保護者、学校長、主任養護教諭、愛知県教育委員会それぞれの代表者である。

愛知県教育委員会健康学習課による専門医派遣事業の概要図（図5－1）に下に示す。

図5－1 愛知県教育委員会健康学習課による専門医派遣事業の概要



### 第3節 これまでの成果と今後の課題

#### 1. 専門医派遣

平成20年度の第1回募集は学校から派遣依頼に呼応して、愛知県医師会が専門医を決定した。第2回募集は学校自体が派遣専門医を選定するという形をとった。

学校の派遣要望に対し、専門医側での日程調整が困難という場合が多く、愛知県医師会が関与した派遣校の件数は、精神科17件、産婦人科6件、整形外科4件、皮膚科6件、計33件に留まらざるを得なかった。加えて、派遣医師は18名、すなわち一人の医師が3～4校を掛け持ちする事態も余儀なくされた。

それでも派遣校の保護者、教職員、児童生徒からは好評を博し、知識啓発と疾病予防の上から有効と認められた。個別指導への評価も高く、年1回、学校側、特に養護教諭から、同様の機会を望む声は極めて大であった。

一方で、遠方への派遣、日程調整の困難、費用弁済、科目特殊性による齟齬など、今後の推進を阻む、派遣医から提示された苦情も、マイナス要因として、今後勘案する必要性が突きつけられた。

平成21年度は小中学校については学校から直接依頼を、県立学校については愛知県医師会が専門医を決定した。また派遣専門家も医師に限局せず、大学関係者、臨床心理士、助産師、柔道整復師など職種に幅を持たせる方向に改変した。

## 2. モデル事業

平成20年度は豊田市において「学校でのけが及びスポーツ障害の予防」というテーマで、スポーツ医学専門医、学校保健会、地区医師会、学校医、学識経験者、学校長、体育主任、PTAから委員を構成し、年間計画に基づき実施され、大きな成果を招来した。

平成21年度の事業は西尾市において「いのちを守る取り組みを通して」というテーマで産婦人科医が、地域の専門家や保健所、保健センター、子育て支援関係機関との連携を図った上で、展開した。また、東浦町においては、「アレルギー疾患への対応」というテーマで、教育長、医師、保健所、保護者、校長が実行委員となり、学校給食における「食物アレルギー」について取り組んだ。

こうした委託事業は、平成23年度で終結の予定であるが、愛知県医師会としては、長きに亘り、児童・生徒の心身における健康の維持を促進すべきだとの思いを新たにしており、事業としてはようやく端緒に着いた段階ではあるものの、今後も学校医と4科専門医が連携を密にして学校・保護者・地区へのオピニオンリーダーとして機能することを切に囑望するものである。

最後に今後のさらなる希望を述べて締めくくりとしたい。

名古屋市内の4科専門医比率の占める比率は市外に比べると極めて高い。2009（平成21）年12月現在、各科（医会）における名古屋市対愛知県の比率は以下のようである。産婦人科125/833、整形外科140/417、皮膚科137/301、精神科81/149である。また精神科は子どもを診ることのできる少数医師たちの事業への過剰負担が問題になっている。一方で、小児精神科疾患や発達障害に通暁した小児科医の育成を図って立ち上げられた「あいちこころの診療医研究会」に参加する医師は増えつつあり、両者は表裏一体をなしている。

どの分野でも同様であろうが、政令都市である名古屋市の事業について県行政は関わっていない。しかし、この専門医活用の重要性は専門医に富む名古屋市内でこそ能率よく進められるのではなかろうか。名古屋市学校医会及び名古屋市教育委員会と愛知県医師会（学校保健部会と専門4科分科会）及び愛知県教育委員会、この両者の壁を取り去ることによって全県下における専門校医の活動の場を実現することこそ、愛知全体の児童・生徒の心身の健康に大きな恩恵を及ぼすのではなかろうか。さらに欲を言えば、学校での公立私立の峻別も、大儀を前にして払拭されることを強く望むものである。

## 3. その後の経過

本事業は財政上の理由で平成23年度をもって打ち切りとなった。学校関係者からも関連医会等からも期待の大きかった事業だけに残念である。平成24年度はそれに代わるものとして「学校保健課題解決支援事業」が単年度事業として行われた。これは、学校生活において、生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、性の問題

行動や薬物乱用、感染症などの新たな課題の顕性化に対応し、このような現代的健康課題を解決するには、健康に関する課題を単に個人的な課題とするだけではなく、学校、家庭、地域社会が連携して社会全体で子どもの健康づくりに取り組む必要があるという趣旨で、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携など課題解決に向けた計画の策定、それに基づく具体的な取り組みを地域単位で行うものである。具体的には県単位の「課題解決計画の作成」を行い、この課題解決計画に基づき、市町村単位で、学校・家庭・地域の医療機関等からなる「学校保健支援チーム」等の設置、協議の上、必要とする事業を行うという、地域単位の事業となった。

しかしながら、本事業は単年度事業であること、事業計画を策定するのが各市町村であること、以前に比べて著しく低予算であることから、事業規模も小さく、さらに全国的に見ても校医はおろか地区医師会の関与が少なくなっている。

日本医師会としては、以前の「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」の形態に戻し、さらに事業拡大を図るように、文科省等に強く働きかけてゆく。

## 第6章 学校における定期健康診断

### 第1節 健康診断の意義、定期健康診断の手順

#### 1. 法律に基づく意義

従来の学校保健法（昭和33年4月10日法律第56号）が「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年6月18日法律第73号）によって2009（平成21）年4月1日、学校保健安全法に改題され、学校における安全管理に関する条項が加えられた。学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することと定義付けられている。

学校保健安全法の中では第3節健康診断（第11条－第18条）に明記されていて、その内容を以下に示すが、敢えて原文のまま記載したのは、学校医が学校管理下において、健診を行う中で遭遇する疑義解釈は、自院で行う医療行為の中で得られた普段の常識からの解釈のみに留まらず、下記に記す学校保健安全法の正しい理解の下にてなさなければならない。

学校保健安全法に改題されて最も大きく変わった点は第2章 学校保健 第1節学校の管理運営等（学校保健に関する学校の設置者の責務）に記載されている「第4条における学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒および職員の心身の健康の保持増進を図るために、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする」の項であり、学校設置者に学校保健に関する責任が課せられたことである。このことは決して学校医の責務がすべて免責されたことを意味するのではなく、学校医があくまでその専門知識に基づいて学校設置者と協力して児童生徒及び職員の健康を守ることが求められていると考えられる。

#### （就学時の健康診断）

第11条 市（特別区を含む。以下同じ）町村の教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により翌年の初めから同項の規定する学校に就学させるべきもので、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあたってその健康診断を行わなければならない。

第12条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、および学校教育法第17条第1項（注1）に規定する義務の猶予若しくは免除または特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置を取らなければならない。

#### （児童生徒の健康診断）

第13条 学校においては毎学年定期に児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては必要があるときは臨時に、児童生徒の健康診断を行うものとする。

第14条 学校においては前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、または治療を指示し、並びに運動および作業を軽減する等適切な措置を取らなければならない。

(職員の健康診断)

第15条 学校の設置者は毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第16条 学校の設置者は前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等の適切な措置をとらなければならない。

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第17条 健康診断の方法および技術的基準については文部科学省令で定める。

2 第11条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し、必要な事項は、前項に規定するものを除き、第11条の健康診断に関するものについては政令で、第13条及び第15条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 前二項の文部科学省令は健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第1項(注2)に規定する健康診査等指針と調和が保たれなければならない

(保健所との連絡)

第18条 学校の設置者はこの法律の規定により健康診断を行おうとする場合、その政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(注1) 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)「第17条第1項」

第17条 保護者は子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校または特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし子が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校または特別支援学校の小学部の過程を終了しないときは、満15歳に達した日の即する学年の終わり(それまでの間において当該課程を修了したときは、その終了した日の属する学年の終わり)までとする。

2 保護者は、子が小学校または特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の始めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校前期の課程または特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 前二項の義務の履行の催促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は政令で定める。

(注2) 健康増進法

(平成14年8月2日法律第103号)

最終改正：平成21年6月5日法律49号

第一章 総則(第1条-第6条)

第二章 基本方針等(第7条-第9条)

第三章 国民健康・栄養調査等(第10条-第16条)

第四章 保健指導等(第17条-第19条の4)

第五章 特定給食施設等

第一節 特定給食施設における栄養管理(第20条-第24条)

第二節 受動喫煙の防止(第25条)

第六章 特別用途表示、栄養表示基準（第26条－第33条）

第七章 雑則（第34条、第35条）

第八章 罰則（第36条－第40条）

附則

（健康診査の実施等に関する指針）

第9条 厚生労働大臣は生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果を通知、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう）の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下お健康診査等指針」という）を定めるものとする。

- 2 厚生労働大臣は、健康審査等指針を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、またはこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

## 2. 実務上の意義

健康診断は単なる検査の実施にとどまらず、検診結果に基づき健康上の問題が見いだされた児童生徒及び職員をかかりつけ医や専門医への受診を勧めると同時に学校生活についての指導、助言を行うことが大切である。また、健康相談等を活用し、個別の保健指導を行い、学校教育活動全般の中で健康教育として活用することも大切である。また、定期健康診断の結果を学校は教育活動を実施する上で考慮すると同時に、児童生徒及び教職員個人にとって普段の健康管理上活用すべきである。検診結果は健康診断票に記録され、制度的にも整備されているが、転校したり、学齢に応じて公立学校や私立学校を跨いだりしたときには、必ずしも正確な健康管理記録が伝えられているとは言い難く、学校医の健診時の努力がより求められているところである。また、学校医は健診時に児童生徒等の健康の記録を担当及び養護教諭とその健康情報を共有させると同時に、児童生徒等においてはその内容を理解し、自らの日々の生活を通じた健康づくりに反映できるように配慮する必要がある。個人の生涯を通じた健康づくりに健康診断結果をいかに活用し、地域保健、産業保健とも連続性を保ち、生涯を通しての健康増進を自ら行う教育が健診を通してなされることが理想である。ただし、常に個人情報保護法等プライバシーに関する注意に留意しての活動が求められていることを忘れてはならない。

健康診断には定期の児童生徒等の健康診断、臨時の健康診断、就学時の健康診断があり、それぞれの健康診断で目的や内容が異なっている。

### 第2節 定期健康診断項目及び実施学年

児童生徒の定期健康診断は毎学年、一部やむを得ない事由のもの以外は6月30日までに行うとしている。実施作業手順は ①健康診断に関する情報収集を前年度の6月から1月に評価等を行い、②健康診断の企画立案・実施計画案の作成、検討を前年度の1月から3月に行い、③実施計画の決定・関係者への周知を当該年度の4月に行っている。

1. 保健調査票 (表6-1~3)

表6-1 保健調査票例① (小学校一般)

保健調査票例① (小学校一般)														
										〇〇市立	小学校			
あてはまるものがありましたら、現在の学年らんに○印、またはご記入ください										名前	〇〇〇〇			
項目	学年	1	2	3	4	5	6	年組	1	2	3	4	5	6
内科	1.熱がやすい							今までに重い病気やけがをした人は書いてください	喘息 ( )歳 原因					
	2.頭痛をおこしやすい													
	3.腹痛をおこしやすい													
	4.吐きやすい													
	5.下痢しやすい													
	6.便秘しやすい													
	7.動悸や息切れがする													
	8.立ちくらみを起こしやすい													
	9.湿疹やじんましんがやすい													
	10.乗り物に酔いやすい													
	11.その他(病名 症状)								最後にひきつけたのは ( )歳 原因					
1.遠くを見るとき目を細める														
2.本を読んだりするとき目が疲れ、頭痛を感じる														
3.眼をかゆがる														
4.眼に関する最近の異常( )														
5.いつから眼鏡・コンタクトレンズを使用しているか 眼科で処方されたものか ( )							心臓病 ( )歳 病名							
1.かむと痛い歯がある														
2.口を大きく開けるとときあごの関節が痛む														
3.あごの関節で音がする														
4.歯並びで心配なところがある														
5.毎日、歯みがきの習慣がある														
6.口のおい気になる							腎臓病 ( )歳 病名							
1.耳が遠いと思う														
2.中耳炎になりやすい														
3.風を引いていない時鼻汁が多い。鼻がつまる														
4.鼻血がやすい														
5.口蓋扁桃がはれ、熱が出ることが多い(年 回)														
6.ふだん口をあけている														
7.いびきをかくことが多い							その他の病気やけが ( )歳 ( )歳							
1.アレルギー体質 ・食べ物 例：たまご ( )														
・薬品 例：赤チン ( )														
2.その他 ( )														
耳鼻科	1年							体質について						
	2年													
	3年													
	4年													
	5年													
	6年													
相病 談 気、 そ の 他 校 医 に に る こ と	1年													
	2年													
	3年													
	4年													
	5年													
	6年													

表6-2 保健調査票例②(中学校一般)

保健調査票例②(中学校一般)										
—保健調査票について— この票は健康診断にあたって、お子さんの健康状態をより正しく把握するための資料となります。また、日常の健康管理にも役立ちます。必要事項をご記入ください。										
学年	1年	2年	3年	氏名	平成 年 月 日生	男・女	住所			
組							電話番号		血液型	
番号										
既往歴	イ. はしか				歳	リ. リウマチ熱			歳	
	ロ. 水痘(みずぼうそう)				歳	ヌ. 肺炎			歳	
	ハ. 風疹(三日ばしか)				歳	ル. 自家中毒			歳	
	ニ. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)				歳	ヲ. ひきつけ			歳	
	ホ. ぜん息				歳	ワ. 骨折			歳	
	ヘ. 川崎病				歳	カ. 食物・薬物アレルギー			歳	
	ト. 心臓病(病名 )				歳	食物名( ) 薬物名( )			歳	
	チ. 腎臓病(病名 )				歳	ヨ. その他			歳	
成長の様子	出生体重		g							
	今までの健康状態									
	今までに受けた手術									
	かかりやすい病気・体質									
連絡事項	健康上、学校に連絡することがありましたら記入してください									
	1年			2年			3年			
予防接種の記録	種類		接種時期		接種の有無		接種後の様子		備考	
	三種混合 (百日咳・破傷風・ジフテリア)		1期初回(3回)		生後3か月～ 7歳6か月未満		した・しない			
			1期追加(1回)				した・しない			
	ジフテリア・破傷風 第二期		小学6年		した・しない					
	麻疹・風疹		生後12か月～24か月と5歳以上7歳未満 (いわゆる幼稚園の年長児)の2回		した・しない					
	ポリオ		生後3か月～7歳6か月未満までに2回		した・しない					
	BCG		生後6か月までに全員		した・しない					
	日本脳炎		1期初回(3回)		満3歳～ 7歳6か月未満		した・しない			
1期追加(1回)			した・しない							
		小学4年		した・しない						
家族の様子	続柄	氏名		職業		年齢		健康状態		備考
						歳				
						歳				
						歳				
						歳				
						歳				

児童生徒の健康診断マニュアル(改定版) 日本学校保健会より引用

表6-3 健康の記録

健康の記録										氏名 ( )			
この票は、事前にお子さんの健康状態を把握したいと思いますので、該当する項目の□の中に○印をつけてください。なお検診結果、発育測定は学校で記入します													
	からだのようす	学年			1年			2年			3年		
		○印	健診結果	○印	健診結果	○印	健診結果	○印	健診結果	○印	健診結果		
日常の健康状態観察事項	内科	熱を出しやすい											
		頭痛をおこしやすい											
		腹痛をおこしやすい											
		吐きやすい											
		下痢しやすい											
		便秘しやすい											
		動悸や息切れがする											
		立ちくらみをおこしやすい											
		湿疹やじんましんがでやすい											
		乗り物に酔いやすい											
		その他 (病名 ) 症状( )											
		耳鼻科	耳が遠いと思う										
中耳炎になりやすい													
かぜをひいていない時鼻汁が多い。 鼻がつまる													
鼻血がでやすい													
口蓋扁桃がはれ熱が出ることが多い(年 回)													
普段口をあけている													
いびきをかくことが多い													
今かかっている人はその病名を記入 ( )													
眼科	遠くを見るとき目を細める												
	本を読んだりすると目の疲れ、頭痛を感じる												
	眼をかゆがる												
	眼に関する最近の異常( )												
皮膚科	いつから眼鏡、コンタクトレンズを使用しているか 眼科で処方されたものか ( )												
	はだがかゆいことがある												
	はだがあれることがある												
	発疹(ぶつぶつ)がでやすい												
	かぶれやすい												
	皮膚がうみっほかったり、ただれたりする												
歯科	生まれつき皮膚病がある												
	歯ぐきから血がでやすい												
	口臭が特に強い												
	歯が痛むことがある												
	口があきにくいことがある												
歯ならびが気になる													
発育測定	学年	1年			2年			3年					
	学期	1	2	3	1	2	3	1	2	3			
	身長(cm)												
	体重(kg)												
	座高(cm)												
	肥満度(%)												
	視力	右											
		左											
	聴力												
	予防接種												

## 2. 保健調査の主な内容（表6-4）

表6-4

健康基礎調査	出生時の状況、発育歴（発育の様子）、生活歴（生活習慣）、予防接種歴等	
既往歴等	血液疾患、リウマチ熱等配慮を必要とする疾患、強度のひきつけ、じんましん、ぜん息、肝炎、ヘルニア、やけど、交通事故の有無、外傷、骨折、手術の有無やその疾患等	
栄養状態	食事の摂取状況、朝食、間食の状況	
脊柱、胸郭、四肢	日常の姿勢、歩行等の異常、関節痛の有無	
耳鼻咽喉	聞こえ、耳鳴り、立ちくらみ、鼻水、声がれ、発音、耳鼻咽喉の既往歴等	
歯・口腔	顎関節の状況、歯列、噛み合わせ、歯肉の状況、歯磨き等	
内科	心臓	心疾患の既往歴、チアノーゼ、動悸、息切れ、脈等の乱れの有無、川崎病の既往歴
	腎臓	本人の既往歴、家族歴（慢性腎炎、腎不全、難聴を伴う腎炎等）、浮腫、血尿、頭痛、食欲不振、頻尿、乏尿、疲労感、腰痛等の有無
ライフスタイル	睡眠時間、起床、就寝時間、便通の状況、運動時間、運動の種類、テレビ等の時間、塾等の状況	
アレルギー様症状	眼、鼻、皮膚、呼吸器、消化器等、薬によるアレルギー、吸入アレルゲンによるもの（花粉、ダニ、ハウスダスト等）、食物アレルギー等	
その他	本人の自覚症状	現在の健康状態（疲れやすい、頭痛がよくおこる、腹痛、食欲がない等）、体についての悩み
	家族における健康状態	家族が発見している健康上の問題（現在かかっている病気、日ごろかかりやすい病気、長期に使っている薬、使えない薬、その他連絡しておきたいことなど）
	学校における健康状態	学級担任等が気付いている健康上の問題

出典「児童生徒の健康診断マニュアル」（改定版）（財）日本学校保健会

## 3. 検査項目

定期健康診断における検査項目は表のように身長、体重、座高、栄養状態、脊柱・胸郭四肢骨、関節の異常の有無、視力、聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾患及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾患及び異常の有無、尿所見、寄生虫卵の有無、その他の疾病及び異常の有無と定められており、これらの項目について保健調査票も含めて検診を実施する。

健康診断の際には児童生徒のプライバシーの保護に配慮し、また検診結果の事後指導にも差別や偏見を生まないように留意する。（表6-5）

表6-5 学校検診項目と実施学年

項目		健診・検査方法	発見される疾病異常	幼稚園	小学校						中学校			高等学校			大 学			
					1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年				
保健調査		アンケート		○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
身長				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
体重				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
座高				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
栄養状態			栄養不良 肥満傾向、貧血等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
脊柱・胸郭 四肢、骨・関節			骨・関節の異常等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
視力		裸眼のもの：裸眼視力	屈折異常、不同視など	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
		眼鏡等をしているもの： ：矯正視力		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
		：裸眼視力		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
聴力		オージオメータ	聴力障害	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	△	◎	◎	△	◎	△	◎	△		
眼			伝染性疾患、その他の 外眼部疾患、眼位等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
耳鼻咽喉頭			耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、 口腔咽喉頭疾患、 音声言語異常等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
皮膚			伝染性皮膚疾患、 湿疹等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
歯および口腔			むし歯、歯周疾患、 歯列、咬合の異常、 顎関節症症状、 発音異常	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
結核		問診・学校医による診察	結核	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
		エックス線間接撮影												◎				◎ 1学年		
		エックス線直接撮影 ツベルクリン反応検査 喀痰検査			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							
		エックス線直接撮影 喀痰検査・聴診・打診												◎						◎
心臓		臨床医学検査 その他の検査	心臓疾患 心臓の異常	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		心電図検査		△	◎	△	△	△	△	△	◎	△	△	◎	△	△	△	△	△	
尿		試験紙法	腎臓の疾患 糖尿病	◎ △	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△ △		
寄生虫		直接塗沫法 セロハンテープ法	回虫卵 ぎょう中卵	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
呼吸器 循環器 消化器 神経系		臨床医学検査 その他の検査	結核疾患、心臓疾患 腎臓疾患、ヘルニア 言語疾患、精神障害 骨・関節疾患、 四肢運動障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

◎ ほぼ全員に実施されるもの  
○ 必要時または必要者に実施される  
△ 検査項目から除くことができるもの

児童生徒の健康診断マニュアル(改定版) 日本学校保健会より引用

## 1) 内科・小児科領域

### (1) 身体計測（身長、体重、座高）

身体計測は健康状態や発育を見る上で最も基本的な項目である。計測値は身体発育基準曲線（成長曲線）を利用し、肥満、やせなども正確に把握できる。また成長曲線の異常から種々の疾患が想定されることもある。

### (2) 栄養状態

皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無、栄養不良または肥満傾向などに注意して異常の有無を診察する。肥満度等は肥満の項参照。

### (3) 脊柱、胸郭、四肢

整形外科的な疾患の発見が主な目的である。特に注意すべき疾患としては、脊柱側弯症、漏斗胸、鳩胸、ペルテス病、大腿骨頭すべり症、スポーツ障害（オスグッド・シュラッター病、腰椎分離症、野球肩、野球肘、疲労骨折など）などがある。特に側弯症は、前屈位で肋骨隆起の高さに左右差に注意する。

### (4) 結核

小学校1年生、中学校1年生に施行していたツベルクリン反応とBCG接種は結核発症者の発見には効果が乏しいことから、2003（平成15）年4月から中止された。現在は、健康診断時に問診票から結核の可能性のあるものを抽出して、結核対策委員会で精密検査対象者を選ぶこととしている。さらに、平成24年度からは、学校医が直接精密検査をしてもよいこととなった。必要と認めるものは、エックス線直接撮影、喀痰検査、その他必要な検査をする。ただし、高校1年生及び大学1年生にはエックス線間接撮影をすることとしている。

### (5) 心疾患

心電図検査やその他の検査で心疾患の有無を検査する。心電図は小学校、中学校、高等学校の各々2年生以上の児童生徒、大学生、幼稚園児は心電図検査を省くことができる。多くの先天性心疾患は入学前から診断されていることが多いが、心房中隔欠損症が発見されることがある。また、無症候性の不整脈や心筋症などが発見される。

### (6) 検尿

尿たんぱく、尿潜血などから腎疾患を疑い、尿糖から糖尿病などの疾患を発見できる。

### (7) 寄生虫卵

直接塗沫法によって回虫卵、集卵法では十二指腸虫卵などを、セロハンテープ法で蟯虫卵の発見に努める。

## 2) 眼科領域

### (1) 視力測定

視力は視覚の中で大切な機能であり、学校での視力低下は学業に支障を生ずる。従って、学校での視力測定は、児童・生徒の現在の視力が学業に支障があるかないかをスクリーニングすることにある。このため、既に眼鏡・コンタクトレンズを装用している児童生徒は、裸眼視力を省略して装用視力のみを測定してもよい。

- ①実施学年：全学年
- ②実施回数：最低年1回、小学校低学年では最低年2回
- ③実施時期：春の視力測定は、眼科健診の前に終了
- ④視力表：ランドルト環の0.3、0.7、1.0の3視標を使う。
- ⑤測定法：1視標3秒以内、4視標の中3視標の正答をもって視力値とする。
- ⑥測定順序：右眼・左眼・次に両眼

注) 眼鏡・コンタクトレンズ着用者は装用した視力のみ測定

- ⑦判定：視力表示にはA・B・C・Dを用いる  
A：1.0以上 B：0.7～0.9 C：0.3～0.6 D：0.3未満
- ⑧事後措置：B以下に「健診結果のお知らせ」(表6-6)を出す。

## (2) 眼位検査

斜視があると両眼視機能に異常が生じる。眼位異常の放置例も未だ見受けられることから、重要な検査である。

- ①実施学年：小学校1年全員及び保健アンケート調査(表6-7)で眼位異常が疑われる者
- ②実施方法：視診・角膜反射法・庶蔽試験など
- ③事後措置：異常の疑いのあるものには、「健診結果のお知らせ」を出す。

## (3) 外眼部検査

健診時には伝染性眼疾患に注意する他に、睫毛・眼瞼・結膜・角膜・水晶体などの異常の有無をチェックする。

- ①実施学年：全学年  
ただし、小・中学校の1年生は全員。その他の学年は、保健アンケート抽出者ならびに前年度検出者のみ行う場合もある(地区の教育委員会、学校保健会の了承を得る必要あり)。
- ②事後措置：眼疾患の疑いのあるものには、「健診結果のお知らせ」を出す。

## －メモ－

「担当理事(執筆者)が就学時検診時にて実際使用している問診チャート(表6-8、9)」

短い時間しか与えられていない健診(検)時に児童・生徒の保護者に問診チャートを見せ、保育園幼稚園時代に経験した病気の有無を尋ねてその答えを記載し、養護教諭・担任教諭と情報共有している。

表6-6 定期健康診断結果通知例

保護者 殿  年 月 日	定期健康診断 (眼科) 結果のお知らせ	<p>_____年 _____組 氏名 _____ 学校長</p> <p>定期健康診断 (眼科) の結果、下記の状態が認められました。 眼科を受診し、治療あるいは指導を受けられることをお勧めします。 受診されましたら、別紙にて学校までご報告ください。</p> <p>1. 視力の状態 ( 眼鏡 ・ コンタクトレンズ 装用 )</p> <p>右眼 A ・ B ・ C ・ D 左眼 A ・ B ・ C ・ D 両眼 A ・ B ・ C ・ D</p> <p>注) 視力の表示区分 A : 1.0の視標が読める。 B : 1.0の視標は読めないが、0.7の視標は読める。 C : 0.7の視標は読めないが、0.3の視標は読める。 D : 0.3の視標が読めない。</p> <p>2. 両眼視機能異常・眼位異常の疑い _____</p> <p>3. 外眼疾患の疑い 結膜 ・ 眼瞼 ・ 睫毛 ・ その他 _____</p> <p>4. 健康観察 (養護教諭記入)</p> <p>1) 視力検査の時に気づいた点 目を細める ・ 瞬きをする ・ 頭を傾ける ・ 身体を乗り出す その他 _____</p> <p>2) 保健アンケートにより気づいた点 _____</p>
--------------------	---------------------	---

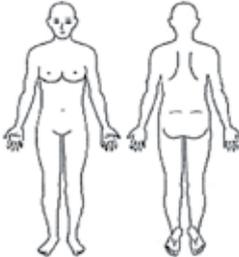
表6-7 保健アンケート例

定期健康診断 (眼科) 用アンケート	<p>_____年 _____組 氏名 _____</p> <p><b>【お願い】</b> 次の質問は、眼科健診を効果的に行い、また目の健康相談や管理の大切な資料とするアンケートです。当てはまるものに○印をつけて、必要な場合は空欄に記入して下さい。</p> <p>1. 物 (テレビ等) を見る時、注意しても近付いて見る。 2. 黒板や遠くの文字を見る時、目を細めて見る。 3. くもった日や雨の日になると、黒板の字が見にくくなる。 4. 片目ずつかくして見ると、どちらかの目が見にくい。 5. 物を見るとき、上目使いで見たり、横目で見ようとす。 6. 最近、メガネ又はコンタクトレンズを使用しても見にくくなった。 7. 本を読み始めると、字がぼやけてきたり頭が痛くなったりして、根気がなくなる。 8. 斜視のあることに気づいている。 9. 遠くをぼんやり見ている時、まぶしそうに片目をつぶる。 10. 物を見ようとす時、頭を傾けて見る。 11. 眼脂 (目やに) が出る。 12. 目 (結膜) が赤くなりやすい。 13. 目がかゆい。(季節により ・ 年中 ) 14. 眼瞼 (まぶた) のふちがあかくなったりたりたりする。 15. まぶしがる。 16. まばたきをよくする。 17. 涙がよく出る。 18. 目がコロコロする。 19. 目が痛くなる。 20. 現在コンタクトレンズを使用している。 使用レンズ _____ イ 定期的に検査を受けている ロ 定期的に検査を受けていない 21. 今まで目の病気をした事がある。 病名 _____ 22. 今、目の病気で治療している。 病名 _____ * 学校医 (眼科) への質問・相談コーナー 目の健康について知りたいこと、相談したいことがあればお書き下さい。</p>
--------------------	--

表6-8 就学検診時の問診チャート

内科検診(皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科等含む)		
アレルギー性疾患	食物アレルギー(卵、牛乳、小麦、ナッツ類、くだものなど原因食品も記入する)	要受診(アレルギー疾患については、すでに保護者が把握していることがほとんどであるため、通院しているかどうかを確認する。)
	動物アレルギー(動物名も記入する)	
	ホコリ・ダニ・ハウスダストのアレルギー	
	花粉症	
	喘息(ぜんそく)	
	アトピー性皮膚炎	
	アレルギー性鼻炎	
皮膚疾患	じんましん(原因の明確なもの)	要受診
	尋常性ゆづい(ウイルス性いぼ)	
脊柱・胸郭	乾燥肌、湿疹、汗疱(かんばん)、痒疹(ようしん)	要経過観察(症状が気になったり悪化等あれば受診)
	側わん	要受診(通院の有無と運動制限について確認する。)
心臓の疾患・異常	心室中隔欠損症、心房中隔欠損症、肺動脈狭窄症、動脈管閉存症、川崎病心後遺症	要受診(通院の有無と運動制限について確認する。)
	不整脈(洞性不整脈、1度房室ブロック、完全右脚ブロック、不完全右脚ブロック、心房期外収縮など。) *先天性か後天性かも記入する。	
耳鼻咽喉科	扁桃腺肥大(軽度のものも含む)	年に何度も発熱するようであれば受診(扁桃腺が大きいことは、すでに保護者が把握している場合が多い。学童の低学年までは扁桃腺が大きいことは異常ではないので、保護者にすでに加っているか確認する。)
その他(川崎病の既往、糖尿病、てんかん、発育障害、身体障害、知的障害など。具体的に診断名を記入する。)		要受診(通院の有無や運動制限・服薬等について確認する。)

表6-9 皮膚科検診時の問診チャート

<p><b>アトピー性皮膚炎</b></p> 	<p><b>A. 湿疹</b></p> <p>1 接触皮膚炎</p> <p>2 急性湿疹</p> <p>3 慢性湿疹</p> <p>4 アトピー性皮膚炎</p> <p>5 小児乾燥型湿疹</p> <p>6 脂漏性湿疹</p> <p>7 口囲皮膚炎</p> <p>8 単純性靴擦疹</p> <p>9 汗疱</p> <p>10 手湿疹</p> <p>11 その他</p>	<p><b>E. 母斑</b></p> <p>1 色素性母斑</p> <p>2 脱色素性母斑</p> <p>3 貧血性母斑</p> <p>4 扁平母斑</p> <p>5 蒙古斑</p> <p>6 その他</p>	<p><b>H. 毛嚢脂腺系疾患</b></p> <p>1 尋常性産瘡</p> <p>2 その他</p>		
	<p><b>B. 蕁麻疹等</b></p> <p>1 蕁麻疹</p> <p>2 急性痒疹</p> <p>3 刺虫症</p> <p>4 その他</p>	<p><b>F. 皮膚腫瘍</b></p> <p>1 millium</p> <p>2 ケロイド</p> <p>    ア. 熱傷</p> <p>    イ. 外傷</p> <p>    ウ. 水痘瘡痕</p> <p>3 血管腫</p> <p>    ア.portwine</p> <p>    イ.strawberry</p> <p>    ウ.ウナ母斑</p> <p>4 線維種</p> <p>5 その他</p>	<p><b>I. 細菌性疾患</b></p> <p>1 伝染性膿痂疹</p> <p>2 化膿性汗腺炎</p> <p>3 その他</p>	<p><b>J. 母斑症</b></p> <p>1 Recklinghausen</p> <p>2 その他</p>	
<p><b>皮膚の性状</b></p> <p>1 毛孔性角化</p> <p>有 限局性</p> <p>    びまん性</p> <p>無 掻痒</p> <p>    有</p> <p>    無</p>	<p><b>C. 角化症</b></p> <p>1 べんち腫</p> <p>2 毛孔性苔癬</p> <p>3 erythromelanosis</p> <p>4 尋常性魚鱗癬</p> <p>5 黒色表皮腫</p> <p>6 棘状苔癬</p> <p>7 その他</p>	<p><b>G. ウイルス性</b></p> <p>1 尋常性疣贅</p> <p>2 扁平疣贅</p> <p>3 伝染性紅斑</p> <p>4 伝染性軟属腫</p> <p>5 その他</p>	<p><b>K. 真菌症</b></p> <p>1 癬風</p> <p>2 足白癬</p> <p>3 爪白癬</p> <p>4 手白癬</p> <p>5 頑癬</p> <p>6 その他</p>		
<p>2 乾皮症</p> <p>有</p> <p>無</p>	<p><b>D. 色素異常症</b></p> <p>1 雀卵斑</p> <p>2 光線性花卉状色素斑</p> <p>3 その他</p>	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>男・女</td> </tr> </table>		年	男・女
年	男・女				
<p>3.腰部色素沈着</p> <p>有</p> <p>無</p>					

### 3) 耳鼻咽喉科領域

聴力検査によって早期に難聴を発見し、早期に対策を講じる。聴力はオーディオメータを使用する。その他平衡機能なども見る。耳垢栓塞、滲出性中耳炎、難聴、アレルギー性鼻炎、副鼻腔炎、アデノイド、扁桃肥大、音声異常などに注意して健康診断を行う。

### 4) 皮膚科領域

健康診断で特に注意するのはアトピー性皮膚炎、伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹、白癬などと学校感染症(発疹、水疱などを伴う皮膚疾患)などである。

## 第3節 臨時健康診断

### 1. 臨時健康診断の趣旨、実施時期

臨時の健康診断は学校保健安全法第13条第2項に「学校においては、必要があるときは臨時に児童生徒等の健康診断を行うものとする」とあり、実施を根拠付けている。「必要があるとき」とは学校保健安全法施行規則第10条で、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとされている。

- ①感染症又は食中毒の発生したとき。
- ②風水害により感染症の発生のおそれのあるとき。
- ③夏季における休業日の直前又は直後。
- ④結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
- ⑤卒業のとき。

### 2. 臨時健康診断の意義

臨時健康診断とは上記法及び規則に基づき定められた場合に必要が認められたときに行われるものであり、実施するにあたっては、健康診断の目的を明確にし、その目的に沿った検査項目や対策を学校医等と相談して決定する。

感染症が発生した場合、感染拡大のおそれがあることから、集団への対応が必要で、これらの事態に迅速に適切な対応ができるよう臨時の健康診断を行うことができる。

- ①児童生徒の健康状態の異常を早期に発見できる体制を作っておく。
- ②迅速に正確な情報収集(予防接種歴、既往歴等)を行い、学校医、教育委員会、保健所と連携をとり、その後の判断材料とする。

学校でよく行われるものとして、水泳指導、マラソン大会、宿泊行事などの直前に行われている臨時の健康診断があるが、これらは参加に際して健康状態に問題がないかを相談する目的であり健康相談として位置付けられることが多い。

臨時健康診断の事後措置として法第14条に「学校においては前条(13条)の健康診断に基づき、適切な措置をとる」とある。感染症発生又は発生のおそれにより臨時の健康診断を実施したときは、学校医の指導、助言のもとに対策委員会、臨時職員会議を開き、出席停止、臨時休業などの事後措置を検討し、児童生徒に対しては適切な保健指導を行い、保護者には実態を伝え、今後の

措置について理解と協力を得る。教育委員会、保健所などの関係機関と連絡を密にして発生原因の究明と原因の除去に努める。

### 【参考文献】

- 1) 学校医の手引き, 日本医師会, 2004
- 2) 学校保健の管理と指導 改訂版, 愛知県教育委員会他, 2006
- 3) 学校医手帳 改訂, 兵庫県医師会, 2008

## 第4節 就学時の健康診断

### 1. 就学時健康診断の趣旨・目的

市町村教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により、翌学年の初めから小学校等の義務教育諸学校に就学すべき者で当該市町村の区域内に住所を有するものの就学にあたって健康診断を実施しなければならない（学校保健安全法第11条）。

また、市町村教育委員会はこの診断結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言や適切な就学についての指導を行わなくてはならない（同法第12条）。

就学時健康診断の意図するところを要約すると、次のとおりとなる。

- ①学校教育を受けるにあたり、児童生徒等の健康上の課題について保護者及び本人の認識と関心を高める。
- ②疾病または異常を有する就学予定者については、入学時までに必要な治療をし、あるいは生活規正を適正にする等により、健康な状態もしくは就学が可能となる心身の状態で入学するように努める。
- ③就学時健康診断は、学校生活や日常生活に支障となるような疾病等の疑いのある者及び盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者、発達障害の疑いのある者、その他心身の疾病及び異常の疑いのある者等をスクリーニングし、適切な治療勧告、保健上の助言及び就学時指導等に結びつけるものであり、医学的な立場から確定診断を行うものではない。
- ④これらのことを目的とし、義務教育の円滑な実施に資する。

また、就学時健康診断は就学事務を行う教育委員会の任務である一方、就学義務を負う保護者の義務でなくてはならないと考える。

### 2. 健康状態の把握

就学時健康診断は図6-1に示したような流れで実施される。

就学時健康診断の対象となる幼児については、保健調査や日常の健康観察による情報がないため、学校における定期健康診断とは異なる方法により、健康状態を把握する必要がある。予備的な調査によって得られた既往歴や予防接種歴などの縦断的情報によって、医学的により正確な健康診断を実施することが可能となる。なお、市町村教育委員会は、健康診断を行ったときは就学時健康診断票（図6-2）を作成することが義務づけられている（学校保健安全法施行令第4条）。

## 1) 主な既往歴、予防接種歴について

既往歴は、学校生活や発育・発達にかかる情報として重要な意味をもつ他に、集団生活を送る上で他の児童や教職員の健康管理の面でも参考となる。即ち、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎などの感染症のほか、気管支喘息、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、結核、心臓病、腎臓病などについても聞いておくことが大切である。

予防接種歴については、就学時の健康診断の日までに受けた予防接種法の規定に基づく定期の予防接種を受けているかどうかを確認する。即ち、ポリオ、BCG、三種混合、麻疹、風疹、日本脳炎の予防接種をしているか否かを確認し、未接種者には接種を強く勧奨することが必要である。特に麻疹風疹混合（MR）は、当年度中に接種を完了するように指導すべきである。予防接種は法改正等によって制度の変更のために内容が変わる場合があるので、実情に合った対応が必要である。

## 2) 検診の実施

就学時健康診断においては、栄養状態、脊柱および胸郭の疾病および異常、内科的疾患、視力、眼の疾患および異常、聴力、音声言語力、耳鼻咽喉頭疾患、皮膚疾患、歯および口腔の疾病および異常、およびその他の疾病および異常について健康診断が実施される。

注意すべき疾病および異常としては、内科的疾患では、心臓疾患、腎臓疾患、糖尿病、アレルギー疾患（気管支喘息、食物アレルギー）、けいれん性疾患などがあげられる。気管支喘息については、発作が長期にコントロールされているのか、学校生活で注意すべきアレルゲンが特定されているか、運動誘発喘息の診断がついているのかなどの情報が重要である。また、調査票に食物アレルギーの記載がある場合は、アナフィラキシーの有無や、除去食を実施している場合は、除去の対象食品と除去の指示が医師によるのか、保護者の判断によるのかなどを確認しておくことが大切である。そのほか、眼や耳など学校生活において、支障があるような疾患についても、特に注意する必要がある。

平成14年度からは、知能については「標準化された知能検査法（いわゆる知能テスト）」を「適切な検査」に改め、検査法を限定せずに「適切な検査」とし、また、それ以前に実施していた色覚の検査を必要項目から削除した。また、栄養状態や全身の状態などから判断して児童虐待などが疑われ、事後措置に緊急を要する所見がある場合は、就学時健康診断票に記入することとしている。

### 【参考文献】

- 1) 就学時の健康診断マニュアル，日本学校保健会，2002
- 2) 学校医手帳，兵庫県医師会，2008
- 3) 小児内科，37，519-532，2005
- 4) 小児内科，38，572-573，2006

図6-1 就学時健康診断の流れ

就学時健康診断の流れ			
	実施段階	主な内容	留意事項
4月	①実施計画作成	○実施計画作成 ○実施要項の作成	・教育委員会が計画案作成 ・担当者を集め説明会を実施
9月	②入学予定者名簿作成	○名簿作成	・住民基本台帳に基づき入学予定者名簿（学齢簿）作成
9月 ～ 10月	③就学時の健康診断通知	○保護者への通知 ○健康に関する調査	・保護者に就学時の健康診断実施を文書にて通知 ・健康状態についての調査を行う場合は、保護者への通知とともに実施
10月 ～ 11月	④検査・検診	○関係者・関係機関への連絡 ○就学時の健康診断	・会場となる機関への連絡 ・検査：視力・聴力・知能等 ・検診：内科・眼科・耳鼻科・歯科等
11月 ～ 1月	⑤事後措置	○治療勧告 ○保健指導  ○就学相談・就学指導	・治療が必要な内容について勧告 ・健康な状態・就学が可能な心身の状態となるために必要な内容についての保健指導・健康相談 ・学校生活・日常生活に支障となるような疾病等の疑いのある者をスクリーニングし、就学相談・就学指導に結びつける。
3月	⑥評価	○就学時健康診断票 ○健康診断実施に関する評価	・翌学年の15日前までに就学時の健康診断票を入学する学校長に送付 ・実施段階別観点評価 ①計画：日程、会場、人員、検査及び検診器具等 ②運営：実施手順、役割分担、結果の記録・連携等 ③事後措置：治療勧告・保健指導等
	⑦次年度の計画立案	○健康診断のねらいに関する評価	・保護者及び本人の健康課題に関する認識・関心の喚起 ・健康な状態で入学するための努力への意欲化 ・就学相談・就学指導への結び付け

図6-2 就学時健康診断票

就学時健康診断票										
							健康診断 年月日			
就 学 予 定 者	氏 名			性 別	男 女	保 護 者	氏 名			
	生 年 月 日			年 月 日生	年 齢		現 住 所			
	現 住 所						就学予定 者との 関 係			
主 な 既 往 歴										
予 防 接 種		ポリオ 麻疹	BCG 風疹	3種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風） 日本脳炎						
栄 養 状 態	栄 養 不 良				耳 鼻 咽 頭 疾 患					
	肥 満 傾 向									
脊 柱					皮 膚 疾 患					
胸 郭					菌 数	麟 乳 菌	処 置			
視 力	右	( )				未 処 置				
	左	( )				永 久 菌	処 置			
聴 力	右					未 処 置				
	左				その他の菌の疾病及び異常					
眼の疾病及び異常					口 腔 の 疾 病 及 び 異 常					
そ の 他 の 疾 患 及 び 異 常										
担 当 医 師 所 見										
担 当 歯 科 医 師 所 見										
事 後 措 置	治 療 勧 告									
	就学に関し 保健上必要な 助 言									
	そ の 他									
備 考										

教育委員会名

### 3. 眼科就学時健診

就学時健診の目的は、次年度小学校に入学してくる児童の視力検査など眼科的なチェックを行い、視覚障害を持つ児童が入学してくる場合には、その児童の教育環境を整えることが主眼である。

#### 1) 視力検査

視力検査を行い、B以下の児童に対しては眼科の受診を勧める。

眼科受診の結果、矯正視力が両眼で0.3未満の児童については、就学指導委員会に報告し、その児童の普通学級での就学が可能か(認定就学者)、あるいは、盲学校または障害児学級で就学するなどの教育措置が必要かどうかについての判断を仰ぐ。

なお、視覚について教育措置が必要と思われる児童とは、「両眼の視力がおおむね0.3未満のもの、または視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能、または著しく困難な程度のもの」を言う。

#### 2) 眼位検査

視診・角膜反射法(ヒルシュベルグ法)・遮閉試験・遮閉-遮閉除去試験・交代遮閉試験などを行う。さらに精密検査が必要と思われる場合は、眼科の受診を勧める。

#### 3) 外眼部検査

伝染性眼疾患があれば、直ちに眼科の受診を勧める。

## 第5節 職員の健康診断

### 1. 職員健康診断の趣旨・目的

学校の職員の健康診断は、学校保健安全法(以下学保法)と労働安全衛生法(以下安衛法)の二法に基づいて規定されている。最近、技術革新の進展などにより、新しい作業関連疾患、生活習慣病の増加等、疾病構造の変化が問題となり、健康管理の充実などの総合的な対策が必要となっている。学保法による健康診断の目的は職員の保健及び能率増進のため、また、職員の健康が、保健上及び教育上、児童生徒への影響が大きいため重要である。したがって、健康教育面からも、健康診断後の措置としての指導、助言は重要である。

### 2. 学校の産業医及び健康管理医

職員数50人以上の学校については産業医を選任しなければならないが、学校医の中から産業医の資格を持つものが、産業医を兼務してもよい。50人未満の学校については産業医を置く必要はなく、学校医が産業医の職務を行う「健康管理医」として職務を行ってもよい。

### 3. 職員健康診断の実際

#### (1) 職員健康診断の種類、対象者及び時期

毎学年定期的に健康診断を行わなければならない。また、必要な場合、臨時健康診断を行うと定

められている。学校保健安全法施行規則第12条により、「職員の健康診断は学校の設置者が定める適切な時期に行う」とされている。愛知県公立学校教職員健康管理要項により、毎年9月30日までにいうよう規定されている。

## (2) 検査の項目

- ①身長、体重及び腹囲
- ②視力及び聴力（オーディオメータ1000Hz及び4000Hzの純音検査）
- ③結核の有無（学校の設置者が行う。2003（平成15）年4月から児童生徒のツベルクリン反応検査及びBCG再接種の廃止を踏まえ、児童生徒への感染防止からますます重要となった。）
- ④血圧
- ⑤尿（蛋白及び糖）
- ⑥胃の疾病及び異常の有無
- ⑦貧血検査
- ⑧肝機能検査に血糖検査を加える。40歳未満（35歳を除く）は、血糖検査を除外できる。
- ⑨血中脂質検査（HDL・LDLコレステロール、血清トリグリセライド）
- ⑩心電図検査
- ⑪その他の疾病及び異常の有無

上記の項目のうち20歳以上の職員は、①について身長を除くことができる。腹囲については、35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員、妊娠中の女子職員その他の職員であって、腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMIが20未満である職員は除くことができる。BMIが22未満の職員に限り、自ら腹囲を測定し申告できる。

40歳未満の職員においては⑥を、35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員においては⑦～⑩を、それぞれの検査項目から除くことができる。

## 4. 海外派遣職員の健康診断

6ヶ月以上の海外派遣及び海外帰国職員は、健康診断を行わなければならない。

## 5. 健康診断の事後措置（表6-10）

- ア) 就業上の医師の意見：健康診断の結果、3ヶ月以内に医師の意見を聞き、「通常勤務」「就業制限」「要休業」などの指導区分の決定を義務付けている。
- イ) 作業環境管理及び作業管理についての意見：健康診断の結果認められた異常所見が作業環境管理及び作業環境の不備や、作業方法の不適切に起因する疑いの場合、医師の意見について、衛生委員会又は安全衛生委員会で調査・審議した後措置が決定される。
- ウ) 健康診断結果通知と保健指導：健康診断の結果はすべての受診者に通知し、医師、保健師による保健指導を行う努力義務もある。

表6-10 健康診断の事後措置

生活規正面からの指導区分

指導区分	内 容	措 置
A 要休業	勤務を休む必要があるもの	休暇または休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させない
B 要軽業	勤務に制限を加える必要があるもの	勤務場所または職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ深夜勤務（午後10時から翌日午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ）、超過勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で深夜勤務以外のものをいう。以下同じ）、休日勤務及び宿日直勤務をさせない。
C 要注意	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	超過勤務、休日勤務及び宿日直をさせないかまたはこれらの勤務を制限する
D 健康	まったく平常でよいもの	勤務の制限を加えない

医療面からの指導区分

指導区分	内 容	措 置
1 要医療	医師による直接の医療行為を必要とするもの	必要な医療を受けるように指示する
2 要観察	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの	必要な検査、予防接種を受けるように指示する
3 健康	医師による直接、関節の医療行為を全く必要としないもの	医療または検査等の措置を必要としない

生活規制区分（A 要休業、B 要軽業、C 要注意、D 健康）、医療区分（1 要医療、2 要観察、3 健康）の組み合わせで、A1のように決定する

## 第6節 新しい健康診断

### 1. 生活習慣病健診

学童期の肥満は、30年前と比べ2～3倍増加しているとされる。また、小児肥満は成人期肥満に移行しやすいとされ、生活習慣病、メタボリックシンドローム予防には、小児期から正しい生活習慣を確立していくのが重要である。

#### 1) 肥満の評価法

①肥満度：肥満度 =  $100 \times (\text{測定体重} - \text{標準体重}) \div \text{標準体重}$

肥満度は、ある身長平均体重（標準体重）に対する超過の程度をパーセントで表示する方法である。肥満度曲線を使用すると経時的経過が分かりやすい。

②BMI (Body Mass Index)：BMI =  $\text{体重}(\text{kg}) / \{\text{身長}(\text{m})\}^2$

BMIは計算が容易であり、国際的にも使用されている指標である。しかし、身長が変化する小

児では、パーセンタイルで評価する必要があるため、本邦では、小児では肥満度が主に使用されてきた。近年、本邦におけるパーセンタイル曲線が作成され、今後の普及が期待されている。

## 2) 注意すべき肥満

ほとんどの肥満は、過食、運動不足などが原因の単純性肥満だが、稀に、肥満を起こしやすい疾患が原因となる症候性肥満が存在する。肥満児は、通常、身長が高く、成長率も良い場合が多いが、成長率低下を伴う場合は、甲状腺機能低下症、クッシング症候群などの疾患が隠れている場合があり、注意が必要である。

また、中等度以上（肥満度30%以上）の肥満では、高脂血症、耐糖能異常などの代謝異常を伴ってくる率が高くなっていくため、一度は検査を行っておくべきと考える。

## 3) メタボリックシンドローム

小児メタボリックシンドローム診断基準を以下に示す。

- 
- (1) 腹 囲：80cm以上（注）
  - (2) 血清脂質：中性脂肪 120mg/dl以上 and/or HDLコレステロール 40mg/dl未満
  - (3) 血 圧：収縮期血圧 125mmHg以上 and/or 拡張期血圧 70mmHg以上
  - (4) 空腹時血糖：100mg/dl以上
- 

(1)が必須で、(2)~(4)のうち2項目以上満たすものをメタボリックシンドロームとする。

- (注) ①腹囲については、腹囲/身長が0.5以上であれば基準を満たすとする。  
 ②腹囲について、小学生は75cm以上であれば基準を満たすとする。  
 ③腹囲測定は、立位、臍上で測定する。中性脂肪と血糖は早朝空腹時に測定すること。

## 4) 学校での対応

肥満には必ず原因があり、ほぼすべての例で過食が存在すると考えてよい。また、肥満度が高くなればなるほど、児自身や児を取り巻く環境に問題が存在するケースが多く、母子家庭、不登校、発達障害などを高頻度で認め、家族にも肥満者が存在する率が高い。

学校側からの具体的対応としては、

- ①肥満児のスクリーニング：現状では肥満度での評価が实际的。肥満度20%以上の児には、親にその旨を通知すべきと考える（通知方法には配慮が必要）。
- ②ハイリスク者（肥満度30%以上）には精査を勧める。
- ③学校医、養護教諭による生活指導、問題点の把握

必ず肥満をきたす原因が存在するはずであり、学校の間でも問題点を把握し、生活指導を行える体制を整えることが望ましい。

## 2. 運動器検診

スポーツの外傷障害の原因と予防のところと重複する話であるが、個人が持つ身体の特徴、つまりスポーツによる外傷、障害の原因につながる内的要因である個体の特性、児童生徒個人の身体の特徴をチェックする必要がある。同じ運動量で運動していても障害が発生する例、しない例がある。特に10歳前後の子供の骨格は暦年齢より2歳位幼い子もいれば14歳の中学生くらいの骨格の子どももいる。

同じ学年なのに、身体の高さや筋力だけでなく、体の骨格や関節の構造にも差があることを忘れてはならない。このように成長する速度が違う子供たちが、同じスポーツをするわけであるから、どんなに運動量やその強さを調節しても、外傷や障害がある程度発生する。小学校では学校内での部活スポーツ年齢に達した学年、中学・高校では新入生のときに「メディカルチェック」を行うのがよい。

身体測定・体力測定だけでなく、関節の可動域、脊椎、上肢のアライメントの測定、身体の柔軟性、下肢アライメント、扁平足、外反母趾の有無などを計測することでスポーツの練習方法に注意を払うことができ、外傷、障害発生の予防につながる。

学校内の健康診断では、内科健診の際に、以前から運動器疾患の検診として「側弯症の検診」が行われてきた。側弯症は、背骨が横に曲がった状態をいうと定義されてきたが、側弯は3次元の観点から2つに分けることができる。

1つは背骨のねじれを伴わず、単なる横に背骨が曲がった状態、もう一つは背骨がねじれながら横に曲がった状態のものがある。前者のタイプの側弯は、成長に伴って悪化するようなことはないが、後者の成長に伴いねじれを伴うものは、成長とともに胸郭の変形を生じ、その後の生活にも支障をきたすことがある。側弯症の原因はいまだハッキリした原因はわかっていない。セロトニンというホルモンとの関係や遺伝子の異常が側弯症に大きく関わっているのではといわれているが、今後の研究が待たなければならない

この成長期の側弯は姿勢が悪いからおこったものではない。成長に伴って少しずつ曲がってきたものである。人間の背骨が外からの力で曲がるとしたら、椎間板の破綻した場合と椎骨が骨折した場合で、したがって、側弯が整体やカイロプラクティックで外から力を加えて治ることはない。では側弯症をどのように見つけるのか。まず背中をみて左右の肩甲骨の高さの左右差が大きい。腰を曲げて90度お辞儀の姿勢をしてもらって、左右の背中の高さに差があれば、一度整形外科の専門医の診察を受けるようにすすめる。

## 第7節 総合判定・事後措置（学校生活管理指導表を含む）

### 1. 総合判定

定期健康診断を実施するにあたっては、学校保健安全法施行規則第7条第9項に「身長計測、視力及び聴力の検査、問診、エックス線検査、尿の検査、寄生虫卵の有無の検査その他の予診的事項の属する検査は学校医、学校歯科医による診断の前に実施するものとし学校医、学校歯科医は、それらの検査の結果及び第11条の保健調査を活用して検診に当たるものとする」としている。

このことは、健康診断を実施するにあたって、順序を立て、計画的に進め、最終的に学校医な

どが総合的な判定を行い、指導、助言を行うことの必要性を示している。

健康診断には眼科、耳鼻科、歯科の専門医による検診があり、また結果によっては小児精神科、整形外科、婦人科などの専門医への紹介も必要となる。さらに心電図、血液・尿検査など外部の専門機関へ委託することも多くなっている。このように多くの検診、検査結果、保健調査、さらに、日常の生活、健康観察を含めて一人ひとりの児童生徒について総合的に健康状態を把握、評価をし、その結果を保健指導、健康相談で活用していくことが、学校医としての重要な役割である。

## 2. 事後措置について

学校保健安全法第13条により、「学校においては、毎学年定期に児童生徒等の健康診断を行わなければならない」とされ、その結果に基づいて事後措置をとるように法第14条に規定されている。事後措置の具体的な内容として、施行規則第9条には、「学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあっては当該幼児、児童、または生徒及びその保護者に、学生にあっては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない」として、次の項目を挙げている。

- ①疾病の予防処置を行うこと。
- ②必要な医療を受けるように指示すること。
- ③必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- ④療養のため必要な期間、学校において学習しないよう指導すること。
- ⑤特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
- ⑥学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
- ⑦修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
- ⑧机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
- ⑨その他発育、健康状態に応じて適当な指導と助言を行うこと。

規則第9条第2項に、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断にあたった学校医その他の医師が表6-10（P44参照）に定める生活規制の面及び医療の面の区分を組み合わせて決定する指導区分に基づいて、措置をとるものとする。

学校医が予防措置の判断をする際には、健康調査票や健康手帳にある児童生徒の健康情報も重要である。生活歴、アレルギー、喘息の有無、予防接種歴などは発達障害、不登校、アレルギー症状発症、感染症発生などの時に大切な情報となる。

### 1) 心臓検診、腎臓検診の事後措置

心臓管理指導表及び腎臓管理指導表については、平成14年度から「学校生活管理指導表」として疾患の種類を問わずに統一され、小学校用（表6-11）、中高校生用（表6-12）の2種類が作成され、さらに平成23年度に学習指導要領の改訂に伴い一部新たに変更された。検診の結果、学校における生活管理が必要な者には、主治医から学校生活管理指導表の提出を得て、この指導表に基づいて生活管理指導を行うことが望ましい。腎臓検診については、愛知県では、平成21年

度に愛知県医師会（小児慢性腎臓病対策専門部会）から愛知県腎臓病学校検診マニュアルが作成、配布された。この中に学校生活管理指導表の活用について詳細に、わかりやすく示されている。今後、このマニュアルが有用に活用されることと思われる。

## 2) 結核検診の事後措置

平成15年度から結核検診は定期健康診断の項目の一つとして位置づけられた。結核問診票と学校医の診察の結果等から結核対策委員会で精密検査対象者とされた者に対して、必ず検査を受けるように指導する。

## 3) その他

アレルギー疾患に関しては、2008（平成20）年3月に、日本学校保健会より「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が作成された。この中にアレルギー疾患用の学校生活管理指導表（表6-13、14）が示されており、今後、学校医・教育委員会・学校間で十分に検討をして有用に使われることが望まれる。

### 【参考文献】

- 1) 学校医の手引き，日本医師会，2004
- 2) 児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版），日本学校保健会，2008
- 3) 学校医手帳 改訂，兵庫県医師会，2008
- 4) 学校保健の管理と指導 改訂版，愛知県教育委員会他，2006

表6-11 学校生活管理指導表 (小学生用)

表VI-2 学校生活管理指導表 (小学生用)		学校生活管理指導表 (小学生用)		平成 年 月 日		
氏名 _____ 男・女 昭和 _____ 年 月 日生( )才 _____ 小学校 _____ 年 組		①診断名(所見名)		医療機関 _____		
【指導区分 A...在宅医療・入院が必要 B...登校はできるが運動は不可 C...軽い運動は可 D...中等度の運動まで可 E...強い運動も可】		②指導区分 要管理: A・B・C・D・E 管理不要		③運動クラブ活動 ( )クラブ ( )年( )月後 ( )禁 または異常があるとき		
体育活動	運動強度	軽い運動 (C・D・Eは“可”)	中等度の運動 (D・Eは“可”)	強い運動 (Eのみ“可”)	医師 _____ 印 _____	
運動領域等	体づくし運動	体づくしの運動 多様な動きをつくる運動遊び 1-2年生 体のバランスをとる運動遊び (横転が、起きる、寝る、立つなどの動きで構成される遊びなど) 3-4年生 体のバランスをとる運動 (寝転が、起きる、寝る、立つ、ケンケンなどの動きで構成される遊びなど) 5-6年生 体の柔らかさを高める運動(ストレッチングを含む)、軽いウォーキング	肩を操作する運動遊び (肩を後ろに、前向き、回す、転がす、くぐるなどの動きで構成される遊びなど) 両足を操作する運動 (両足をつかう、持つ、回す、降ろす、なわなどの動きで構成される遊びなど) 巧みな動きを高めるための運動 (リズムに合わせての運動、ボール・輪・棒を使った運動)	体を移動する運動遊び (這上、走、跳が、はねるなどの動きで構成される遊び) 力強い運動(人を押す、引く動きや比べる動きで構成される運動)基本的な動きを組み合わせた運動		
	陸上運動系	走・跳の運動遊び 1-2年生 いろいろな歩き方、ゴム跳び遊び 3-4年生 走・跳の運動 5-6年生 短上運動	ケンパー跳び遊び ゆっくとしたジョギング、軽いジャンプ動作(種跳び・高跳び)	全力での駆けこぎ、折り返しリレー遊び 低い障害物を用いたリレー遊び 全力での駆けこぎ、裏回りリレー、小型ハードル走 低い障害物での短距離走及び高跳び 全力での短距離走、ハードル走 前進した走り幅跳び、前進した走り高跳び		
	ボール運動系	ゲーム、ボールゲーム(柔道(中学生)、ゴールキーパー型・バスケットボール型ゲーム(中学生)) 3-4年生 ボール運動 5-6年生	その場でボールを投げたり、ついたり、跳つたりしながら行う遊び 基本的な操作 (パス、キャッチ、キック、ドリブル、シュート、バンティングなど)	ボールを蹴ったり止めた上で行う筋力で遊びや振り回し 海を走りまわるとの簡単な走り遊び 簡単なゲーム (旗の工夫、用具の工夫、ルールを工夫し工夫、基本的な操作を踏まえたゲーム)	ゲーム(試合)形式	
	器械運動系	器械・器具を使った運動遊び 1-2年生 器械運動 3-4年生 マット、跳び箱、鉄棒 5-6年生	ジャンプリズムを使った運動遊び 基本的な動作 マット(前転、後転、壁掛立、ブリッジなどの部分的な動作) 跳び箱(連続跳びなどの部分的な動作) 鉄棒(前回り下りなどの部分的な動作)	器械、なわを使った運動遊び 基本的な動作 マット(前転、後転、壁掛立、ブリッジ、壁掛立、補助跳立など) 跳び箱(補助跳立などの部分的な動作) 鉄棒(補助逆上がり、転向前下り、前方支持前転、後方支持前転など)	マット、鉄棒、跳び箱を使った運動遊び 連続跳びや報告の鉄	
	水泳系	水遊び 1-2年生 泳ぐ泳ぐ運動 3-4年生 水泳 5-6年生	水に慣れる遊び (水につかっ、水につかっの電車ごっこなど) 泳ぐ泳ぐ(伏し泳ぎ、背泳ぎ、くび泳ぎなど) 泳ぐ泳ぎ(伏し泳ぎ、背泳ぎ、くび泳ぎなど)	深くもどる遊び (壁につかまっでの伏し泳ぎ、水の中でジャンプンにらめっなど) 泳ぐ動作(浮き泳ぎなど) 泳ぐ動作(連続した泳ぎなど)	水につかっでのリレー遊び、バブリング・ボビングなど 補助員を使ったクロール、平泳ぎのストロークなど クロール、平泳ぎ	
	表現運動系	表現リズム遊び 1-2年生 表現運動 3-4年生 5-6年生	まねっこ遊び(肩、目鼻、口、手足、動作など) その場での表現遊び	まねっこ遊び(肩、目鼻、口、手足、動作など) 軽いリズムダンス、フォークダンス、日本の長謡の簡単なステップ	リズム遊び(弾む、回る、おじる、スキップなど) 変化のある動きをつなげた表現(ロック、サンバなど) 強い動きのある日本の長謡	
	雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動	雪遊び、氷上遊び	スキー・スケートの歩行、水辺活動	スキー・スケートの滑走など	スキー・スケートの滑走など	
	文化的活動	体力が必要な長時間の活動を除く文化活動	右の強い活動を除くほとんどの文化活動	体力を相当使って吹く楽器(トランペット、トロンボーン、オーボエ、バスーン、ホルンなど)、リズムのかなり速い他の演奏や指揮、行進を行うマーチングバンドなど		
	学校行事、その他の活動	▼運動会、体育祭、種技大会、スポーツフェスティバルなどは上記の運動強度に準ずる。 ▼指導区分“E”以外の生徒の遠足、宿泊学習、修学旅行、林間学校、臨海学校などの参加について不明な場合は学校医・主治医と相談する。 ▼陸上運動系、水泳系の遠征(学習指導要領参照)については、学校医・主治医と相談する。				

表6-12 学校生活管理指導表 (中学・高校生用)

表VI-3 学校生活管理指導表 (中学・高校生用)		学校生活管理指導表 (中学・高校生用)		平成 年 月 日	
氏名 _____ 男・女 昭和 _____ 年 月 日生( )才 _____ 中学校 _____ 年 組		①診断名(所見名)		医療機関 _____	
【指導区分 A...在宅医療・入院が必要 B...登校はできるが運動は不可 C...軽い運動は可 D...中等度の運動まで可 E...強い運動も可】		②指導区分 要管理: A・B・C・D・E 管理不要		③運動部活動 ( )部 ( )年( )月後 ( )禁 または異常があるとき	
体育活動	運動強度	軽い運動 (C・D・Eは“可”)	中等度の運動 (D・Eは“可”)	強い運動 (Eのみ“可”)	医師 _____ 印 _____
運動領域等	体づくし運動	体づくしの運動 体力を高める運動 仲間と交流するための手軽な運動、律動的な運動 基本の運動(投げる、打つ、捕る、蹴る、跳ぶ)	体の柔らかさおよび巧みな動きを高める運動、力強い動きを高める運動、動きを維持する能力を高める運動	最大限の持久運動、最大限のスピードでの運動、最大筋力での運動	
	器械運動	(マット、跳び箱、鉄棒、平均台)	準備運動、簡単なマット運動、バランス運動、簡単な跳躍	簡単な技の練習、助走からの支持、ジャンプ・基本的な技(回転系の技を含む)	演技、競技系、発展的な技
	陸上競技	(競走、跳躍、投てき)	基本動作、立ち幅跳び、負荷の少ない投てき、軽いジャンプ(走ること不可)	ジョギング、短い助走での跳躍	長距離走、短距離走の競走、競技、タイムレース
	水泳	(クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライ)	水慣れ、深く、伏し泳ぎ、け伸びなど	ゆっくりな泳ぎ	競泳、遠泳(長く泳ぐ)、タイムレース、スタート・ターン
	球技	バスケットボール ハンドボール サッカー ラグビー バレーボール 卓球 テニス パドミントン ソフトボール 野球 ゴルフ	基本動作 (パス、シュート、ドリブル、フェイント、リフティング、トラップ、スローイング、キッキング、バンティングなど) 基本動作 (パス、サービス、レシーブ、フェイント、ストローク、ショットなど) 基本動作 (投球、種球、打撃など) 基本動作(軽いスイングなど)	フットボール バレーボール 卓球 テニス ソフトボール 野球 ゴルフ	試合・競技
	武道	柔道、剣道、相撲	礼儀作法、基本動作(受け身、裏振り、さきさきなど)	基本動作を生かした簡単な技・形の練習	応用練習、試合
	ダンス	創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムのダンス	基本動作(手ぶり、ステップ、表現など)	基本動作を生かした動きの楽しさを伴わないダンスなど	各種のダンス発表会など
	野外活動	雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、キャンプ、登山、遠泳、水辺活動	水・雪・氷上遊び	スキー、スケートの歩行やゆっくりな滑走平地歩きのハイキング、水に慣れ遊びなど	登山、遠泳、潜水、カヌー、ボート、サーフィン、ワイドサーフィンなど
	文化的活動	体力が必要な長時間の活動を除く文化活動	右の強い活動を除くほとんどの文化活動	体力を相当使って吹く楽器(トランペット、トロンボーン、オーボエ、バスーン、ホルンなど)、リズムのかなり速い曲の演奏や指揮、行進を行うマーチングバンドなど	
	学校行事、その他の活動	▼運動会、体育祭、種技大会、スポーツフェスティバルなどは上記の運動強度に準ずる。 ▼指導区分“E”以外の生徒の遠足、宿泊学習、修学旅行、林間学校、臨海学校などの参加について不明な場合は学校医・主治医と相談する。			

表6-13 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）表

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） 製日本学校保健会作成	名前 _____ 男・女 平成 ____年 ____月 ____日生（ ____歳） _____ 学校 ____年 ____組 提出日 平成 ____年 ____月 ____日		
	病型・治療	学校生活上の留意点	保護者 電話： _____ 連絡先 連絡先医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	A. 重症度分類（発作型） 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型 B-1. 長期管理薬（吸入薬） 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬（「インターナル®」） 4. その他（ _____ ） B-2. 長期管理薬（内服薬・貼付薬） 1. テオフィリン徐放錠剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激薬内服薬・貼付薬 4. その他（ _____ ）	C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 D. 急性発作時の対応（自由記載） B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可 動物名（ _____ ） C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 D. その他の配慮・管理事項（自由記載）	
病型・治療	学校生活上の留意点		
A. 重症度のめやす（厚生労働科学研究用） 1. 軽症：重症に陥わず、程度の定評のみみられる。 2. 中等症：強い発症を伴う皮膚が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い発症を伴う皮膚が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症：強い発症を伴う皮膚が体表面積の30%以上にみられる。 *軽症の基準：軽度の発疹、乾燥、掻痒などの発症 *強い発症を伴う発疹：紅腫、丘疹、びらん、潰瘍、膿痂疹などを伴う発疹 B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ _____ ） B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他（ _____ ） C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	A. プール指導及び長時間の屋外屋下での活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名（ _____ ） C. 発汗後 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. [学校施設で可能な場合] 夏季シャワー浴 D. その他の配慮・管理事項（自由記載）		
病型・治療	学校生活上の留意点	記載日 _____年 ____月 ____日	
A. 病型 1. 過労性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ _____ ） B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ _____ ）	A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項（自由記載）	記載日 _____年 ____月 ____日	

表6-14 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）裏

裏 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） 製日本学校保健会作成	名前 _____ 男・女 平成 ____年 ____月 ____日生（ ____歳） _____ 学校 ____年 ____組 提出日 平成 ____年 ____月 ____日		
	病型・治療	学校生活上の留意点	保護者 電話： _____ 連絡先 連絡先医療機関 医療機関名： _____ 電話： _____ 記載日 _____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____
	A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） _____ 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他（ _____ ） C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に診断根拠を記載 1. 鶏卵（ _____ ） 2. 牛乳・乳製品（ _____ ） 3. 小麦（ _____ ） 4. ソバ（ _____ ） 5. ピーナッツ（ _____ ） 6. 種実類・木の实類（ _____ ） 7. 甲殻類（エビ・カニ）（ _____ ） 8. 果物類（ _____ ） 9. 魚類（ _____ ） 10. 肉類（ _____ ） 11. その他1（ _____ ） 12. その他2（ _____ ） D. 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ _____ ）	A. 給食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 E. その他の配慮・管理事項（自由記載）	
病型・治療	学校生活上の留意点		
A. 病型 1. 過労性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬 B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他（ _____ ）	A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. その他の配慮・管理事項（自由記載）	記載日 _____年 ____月 ____日	

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。  
 1. 同意する  
 2. 同意しない  
 保護者署名： \_\_\_\_\_

## 第7章 健康相談

### 第1節 健康相談

学校における健康相談は学校保健安全法の「第2節 健康相談等」等により法的に義務付けられている。それによると

#### (健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

#### (保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。

#### (地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。さらに学校保健安全法第14条にて「学校においては、前条の健康診断の結果に基き、疾病予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。」と健康診断の事後措置について述べているので、事後措置の中にも健康相談が含まれていると解釈することが可能である。具体的に学校医が行う健康相談の対象となる児童生徒を下記に示す。また学校医は児童生徒のみならず、学校職員の健康管理及び健康相談にも要請があれば、積極的に関わる必要がある。

- 1) 健康診断の結果、継続的な観察および指導を必要とするもの
- 2) 日常の健康観察の結果、継続的な観察および指導を必要とするもの
- 3) 病欠欠席がちであるもの
- 4) 児童生徒等で自ら心身の異常を自覚して自発的に健康相談の必要を認めたもの
- 5) 保護者が該当児童生徒等の状態から健康相談の必要を認めたもの
- 6) 修学旅行、遠足、運動会、対外運動競技等の学校行事へ参加させる場合に必要と認めたもの

健康相談とは、健康管理について専門的立場から適切な助言及び指導を行うわけであるので、健康教育的側面と保健管理的側面の両方を兼ね備えている。なるべく継続して定期的に経過を見ながら評価することが大切であるが、両方あくまでも相談に来た個人を対象とする相談であって、プライバシーの保持には十分配慮する必要がある。単なる知識の伝達に終わらずに、健康相談を通して児童生徒が自らの健康上の課題を考え、解決に向けて努力するきっかけになることが望まれる。また、学校医が相談を受ける場合もあるが、学校保健安全法になってから、地域の医療機関や関係機関と連携を図ることが勧められ、より専門的な相談事項も増加している。

## 第2節 保健指導

学校保健安全法第14条にて示される事後措置のうち、「1. 疾病の予防処置を行うこと、2. 必要な医療を受けるよう指示すること、3. 必要な検査、予防接種を受けるよう指示すること、4. 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること、5. 特殊学級への編入について指導と助言を行うこと、6. 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。7. 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること、8. その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと」が保健指導に該当する内容を含んでいると解釈することが可能である。

しかしながら、近年、社会や生活環境が大きく変わり、同時に児童生徒の健康問題が多様化し、異質性も加わり、その対応も難しくなっている。即ち、心の健康問題。生活習慣病、アレルギー疾患、新興・再興感染症、性に関連する問題、薬物乱用、飲酒・喫煙問題、児童生徒への虐待など新しい課題を抱えている。学校医はこれらの諸課題を念頭に入れ、自らの専門性を生かして、他の専門医への橋渡し、学校・地域・家庭への助言、指導が求められる。

実際に学校医が保健指導をする場面は実に多様であり、健康教育としての機能を果たす場合が非常に多くなる。日本医師会では学校保健委員会において、学校医の活動について検討を重ね、平成14年の同委員会答申においては、「従来どちらかという学校医の活動は保健管理を中心に展開されてきたが、教育・保健・医療をめぐる状況の変化は学校医の健康教育への参画を強く促すこととなった。」と述べている。個人を対象とする保健指導だけではなく、たとえば児童生徒を対象とした健康に関する講話のような集団対象の「保健指導」や、学校医が担任教師と連携し、team teaching：TTとして展開する保健の授業、即ち「保健学習」は従来より言われている「保健教育」であるが、これ以外に、学校保健委員会、教職員研修会、保護者対象の保健組織活動における学校医が専門的立場から助言・指導を行う場合も含まれる。さらに、2004（平成16）年の学校環境衛生基準の全面改訂後の管理体制の中で、学校医は学校薬剤師と協力して環境管理に関する指導・助言を行う。具体的には教室等の空気の管理、水泳プールの管理、学校給食の衛生調理管理等である。

今日の児童生徒等が直面する心身の健康上の課題は多様で、学校、家庭、地域における人間関係、生活習慣等の要因が複雑に絡んでいる場合も少なくない。これらの健康問題の解決や予防に学校医がかかわるとしても、単独にというよりは学校、家庭、地域の協力体制の中で、その役割を果たすことが期待されるのである。学校医として学校現場に足を運び、学校関係者と日頃から顔を合わせたり、気軽に話をする機会や雰囲気を作っておくことが大切であり。そこで自ら発見する課題について検討し、対処する必要がある。

### 【参考文献】

- 1) 学校保健安全法，平成21年4月1日施行
- 2) 学校医の手引き，日本医師会編，平成16年
- 3) 学校医手帳，兵庫県医師会編，平成20年3月改訂
- 4) 学校保健の管理と指導 改訂版—2006—，  
愛知県教育委員会，愛知県学校保健会，愛知県立高等学校学校保健会，平成18年

## 第8章 学校で問題となる主な疾患や症状の対応

### 第1節 内科・小児科領域

医学の進歩によって、かつては不治の病とされていた疾患の多くが、救命され、日常生活への復帰を果たせるようになった。しかしなお、治療を継続しながらの通学を余儀なくされている小児慢性疾患を有する児童、生徒が少なからずいる。彼ら、慢性疾患児童にとって、QOLの向上こそが極めて重要である。QOL向上には、医療側からのみでなく、社会、とりわけ学校側の協力が不可欠である。彼らの学校生活を実りあるものにするためには、学校現場の疾患に対する必要十分な理解と適切な対応、環境整備が必要である。この章では、主な小児慢性疾患に加えて、学校現場で十分な知識と適切な対応が重要となる疾患や症状について概説する。

#### 1. 生活習慣病・肥満

P44【第6章「第6節 新しい健康診断」1. 生活習慣病健診】を参照。

＜学校での対応＞

肥満には必ず原因があり、ほぼすべての例で過食が存在すると考えてよい。また、肥満度が高くなればなるほど、児自身や児を取り巻く環境に問題が存在するケースが多く、母子家庭、不登校、発達障害などを高頻度で認め、家族にも肥満者が存在する率が高い。

学校側からの具体的対応としては、

- ①肥満児のスクリーニング：現状では肥満度での評価が实际的。肥満度20%以上の児には、親にその旨を通知すべきと考える（通知方法には配慮が必要）。
- ②ハイリスク者（肥満度30%以上）には精査を勧める。
- ③学校医、養護教諭による生活指導、問題点の把握

必ず肥満をきたす原因が存在するはずであり、学校の間でも問題点を把握し、生活指導を行える体制を整えることが望ましい。

#### 2. 気管支喘息

##### 1) 喘息はまれな疾患ではない

喘息とは息を吐くときにヒューヒュー、ゼーゼーという笛のなるような音（ぜん鳴）が発作的に出現し、呼吸が苦しくなる病気である。この症状を喘息発作と呼び、自然ないし治療によって改善するが、まれに死にいたることがある。学童期や思春期における有病率は5～10%と推定されており、年々増加傾向にある。

##### 2) 喘息発作が起きるしくみとその予防

呼吸をするとき、空気は鼻や口から入り、気管へ、そしていくつにも枝分かれした気管支を通過して肺胞に達する。この空気の通り道を気道と呼ぶが、気道を取りまく筋肉が何らかの刺激によって収縮し、気道が狭くなって発作となる。発作の誘因は多様であり、室内塵などのアレルゲン

だけでなく、運動、花火やタバコの煙、天候の変化、風邪、叱責なども含まれる。喘息が重症になるほど多くの誘因で発作を起こすようになるが、これは気道過敏性が亢進しているためである。現在では、気道過敏性の亢進は喘息特有の気道の慢性炎症によって引き起こされると考えられている。この炎症は発作のないときも残っており、これを鎮めることが気道過敏性亢進の軽減と発作予防に直結する。吸入ステロイド薬などを用いた予防的抗炎症治療を日々励行することとアレルゲンばく露を回避することが重要である。

### 3) 喘息発作への対処法

喘息発作は小・中・大発作に区別され、中発作は医療機関への受診を要するレベルであり、大発作は救急搬送の対象となる。発作の重症度判定は容易で、授業、運動、会話、給食など、日常の学校生活に支障をきたすレベルが中発作である(大発作時はほぼ不可能)。発作に気づいたら上体を起こすか側臥位の姿勢を取らせ、冷たい水をゆっくり飲ませ、背中をさするなどしてリラックスさせる。最強の気管支拡張薬である $\beta$ 刺激薬を速やかに吸入ないし内服させることを忘れてはならない。中発作であっても $\beta$ 刺激薬が著効すればあわてる必要はない(内服薬は効果出現までに20~30分を要することに留意)。その意味で、発作時の対処薬を持参させることが望ましい。

### 4) 喘息発作の予防治療の評価

日本小児アレルギー学会による「小児気管支喘息治療・管理ガイドライン2012」には、喘息治療の目標として、昼夜を通じてぜんそく発作がほとんどないこと、遊びもスポーツも友達といっしょに楽しむことができること、喘息発作で学校を欠席することがないこと、さらに、運動や冷気でぜんそく発作が誘発されないことが明記されている。これらは適切に予防的抗炎症治療とアレルゲン回避を行えば到達できる目標である。喘息発作で学校を欠席したり、体育の授業中に発作を起こす児童生徒に対しては、適切な発作予防治療がなされているか調査すべきだと思われる。

### 5) じょうずに運動させる工夫

運動による喘息発作を予防する工夫として、運動直前のウォーミングアップや薬物療法(数種類の薬剤が有効)、運動のさせ方の工夫(水泳、速歩、インターバルトレーニングは推奨、持久走や自転車で坂道を登ることは不向き)、マスクの着用などがある。また、発作が10分ほどで十分に改善した場合、運動を中断させる必要はないといわれている。

### 6) アレルゲンばく露の回避

喘息児の多くがダニやペット皮膚に対するアレルギーを有しており、掃除の時のマスクの着用や拭き掃除を中心に分担させるなどの指導や配慮が必要である。また、哺乳動物の飼育小屋の掃除や飼育当番は避けることが望ましい。とりわけ、ペットによる喘息発作の既往がある生徒に対しては厳重なペットアレルゲンの回避が求められる。喘息発作は食物アレルギーの代表的な症状であり、また、食物アレルゲン(ソバや小麦など)を吸入した場合も喘息発作が誘発されるので

留意すべきである。食物やペットによる喘息発作は急速に悪化する可能性があり、予防法・対処法を保護者と十分に打ち合わせておく必要がる。

### 3. 食物アレルギー

#### 1) 食物アレルギーの症状

摂取後2時間以内に発症する即時型食物アレルギーが最も頻度が高く、ほとんどにおいてIgE抗体が関与する。引き起こされる症状は多臓器、多彩である。

アナフィラキシーは、摂取後1時間以内に生じることが多く、全身じん麻疹、喉頭浮腫(嗄声、喉を絞めつけられる感覚)、呼吸困難(息が苦しい、咳、喘鳴)、血圧低下、意識消失といった重篤な全身症状を呈し、稀ではあるが致死的なこともある。よって迅速(30分以内)な対応が必要である。ソバ、ピーナッツ、甲殻類、魚、鶏卵、牛乳が惹起しやすい食品である。

口腔アレルギー症候群は口唇、口腔内、舌、咽頭など口腔領域に局限したそう痒、ピリピリ感、腫脹を呈する。稀に、喉頭絞扼感、アナフィラキシーを起こすことがある。原因食物は果物、野菜が多く、これら食物の接触によって生じ、IgE抗体が関与する。花粉症やラテックスアレルギーを合併することが多い。

食物依存性運動誘発アナフィラキシーは、原因食物を摂取後4時間(多くは2時間)以内に運動を行ったときにアナフィラキシーを起こす疾患。原因食物としては小麦、甲殻類、ソバが多い。

食物が関与したアトピー性皮膚炎は2歳以下に多く、加齢とともに減少する。

#### 2) 原因食物の同定方法

問診、血中特異的IgE抗体の測定、皮膚テスト(プリックテスト)、好塩基球ヒスタミン遊離試験、食物除去試験、食物経口負荷試験がある。

#### 3) 学校での対応(表8-1)

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(日本学校保健会、2008年)が参考になる。

表8-1 食物アレルギーをもつ児童生徒への対応のポイント

**1、情報収集とその共有**

- (1) 事前に原因食品、除去の程度、症状(特にアナフィラキシー)、救急医薬品(抗ヒスタミン薬、経口ステロイド薬、エピペン®)の携帯、連絡先を聴取。学校生活の中で特別な配慮が必要な児童生徒の場合、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出を保護者に依頼する。
- (2) 教職員間で上記情報を共有。個人情報なので共有することを保護者から同意をとる。

**2、対応**

- (1) 保護者に対して代替食、除去食、弁当持参など対応内容を説明する。
- (2) ソバ、ピーナッツのような激的な症状を引き起こすことがある食品を給食に出す場合は対応策を決める。
- (3) 給食の献立とその原材料表を渡す。除去を容易にするために料理ごとの原材料表が望ましい。
- (4) アレルギー食品が関係する学習活動(小麦粘土を使う図工、卵料理などの家庭科、牛乳パック回収などのリサイクル活動など)や備品(そば殻枕、牛乳で汚染した雑巾など)に注意する。

**3、給食中の誤食防止**

- (1) 配膳時食物アレルギーをもった児童生徒の原因食品の確認。
- (2) 代替食の内容のチェック。
- (3) 原因食品を除去する児童生徒のサポート。
- (4) 食事中ならびに食事後、児童生徒の観察。

**4、心理的配慮**

- (1) 異なった食事内容でも他の児童生徒と一緒に楽しく食べられる環境を作る。

**5、代替食の献立作成、調理の際の注意点**

- (1) 原材料の購入時；食品表示のチェック。
- (2) 代替食を必要とする児童生徒の一覧表の作成。
- (3) 代替食に使うことができる食品のリストアップ。
- (4) 代替食用の献立集と調理手順の整備。
- (5) できたら代替食を作るための専用の食器の準備。
- (6) 調理時に責任者が代替食の内容を確認する。

**6、発症時の対応**

- (1) 重症度の評価。特にアナフィラキシーは緊急対応が必要。
- (2) 保護者へ連絡し対処法の指示を受ける。保護者と連絡がとれない時の対応を事前に決めておく。

**(3) アレルギー症状への対処**

- ・皮膚に付着；水道水で洗い流す。
- ・目に付着；点眼薬をさす。なければ水道水で洗眼。その後病院へ搬送。
- ・局所の発赤・じん麻疹；観察し、持続するならば抗ヒスタミン薬内服。
- ・拡大傾向がある発赤・じん麻疹；抗ヒスタミン薬あるはステロイド薬の内服。
- ・アナフィラキシー；下肢を15～30cm高くした仰臥位にする。救急車で病院へ搬送。エピペン®、経口ステロイド薬を携帯しているならば搬送前に投与。

\*エピペン®は患者自身あるいは保護者が注射する自己注射器である。しかし、患者が注射できないときには、代わりに園・学校の職員が注射してもよい。その際、医師法など法律には抵触しない。救急車には搭載されていないが、救急救命士は患者が携帯している製剤を業務として注射できる。

#### 4. シックスクール症候群

##### 1) シックハウス症候群とは

欧米では1970年代の相次いでみられたオイルショックにより、建築物が気密化されるに従い、室内の汚染物質が濃縮され、3,000㎡以上のオフィスビルで働く労働者の間で不定愁訴を訴える者が多発し、労働衛生上の問題点としてWHOでも本格的に取り組み始め、このような症候群を sick building syndrome (SBS) と呼ばれるようになった、当時欧米では学校における教職員、児童にも同様な症状がみられることがあることが指摘されていた。

一方、我が国では既に1970（昭和45）年にオフィスビルに関してはかなり厳しい換気条件を前提とした建築基準法の規制対象外であった一般住宅で問題になり、シックハウス症候群（SHS）と呼ばれるようになったものと思われる。

従って、SBS、SHS、シックスクール症候群も建築物やこれに関連して室内に設置される家具、調度品、室外から持ち込まれる殺虫剤、芳香剤等由来の汚染物質が原因となり、発症する症候群と定義できる。

その汚染物質としては表8-2のようなものがあり、その中でもホルムアルデヒド、並びに揮発性有機化合物（VOC）が問題になっている。その疾患概念はおよそWHOの定義が基本となっている。我が国でも平成12年から厚生労働科学研究事業の中で、疫学研究（飯倉班）、化学物質過敏症としての視点からの研究（石川班）、疾患概念に関する臨床的・基礎医学的研究（鳥居班）、疫学班（岸班）など平成12年から現在に至るまで研究が続けられているが、いまだにシックハウス症候群の定義、診断基準が万人の合意を得る状況には至っていない。要するにアレルギー疾患に類似するもの、精神的疾患に類似するものとの鑑別も難しい場合もある。

従って、疾患概念としては表8-3の案が研究班では第一次診断基準案となっている。

しかし、このような研究の成果として、2003（平成15）年SHSを考慮した新しい建築基準法が制定された（表8-4）。今後の成果が期待される。

##### 2) シックハウス症候群と化学物質過敏症

2009（平成21）年10月1日、長年医学界でも問題になってきた多種化学物質過敏症が疾患単位として厚生労働省に登録された。これもその病態機序、疾患概念についてはSHS以上に曖昧な点が多く、SBSとはVOCに対する過敏症という点ではSHSと重複する点もあるが、建築に関係ない除草剤とか、自動車の排気ガスやたばこの煙、香水、化粧品等幅広い化学物質の過敏になり、不定愁訴を訴える疾患であり、そのきっかけは高濃度の化学物質の曝露、あるいは低濃度の化学物質の慢性曝露などが挙げられ、次第にその幅が広がり、多種化学物質過敏症という状態になってくる場合が多い。

多種化学物質過敏症はSHSとして発症し、対象となる化学物質の幅が広がり、多種化学物質過敏症となり、建築物との関連がはっきりしなくなる場合もある。

多種化学物質過敏症は健康な人が全く感じないような極めて低濃度の化学物質に反応するので、その診断はさらに難しい。

ケミカルフリーのチャンバーでの曝露試験も、その陽性判定の指標に関しても、まだ多くの問

題がある。

### 3) シックスクール症候群

欧米では1976(昭和51)年以降に建設された学校、保育園などの40%以上にSBSに似た症状を訴える教職員や学童や園児がいるというスウェーデンの調査報告がある。1996(平成8)年にも学童における健康被害と学校のホルムアルデヒド濃度に関連があるというオーストラリアの報告がある。

我が国では、この頃からSBSに関する関心が高まり、マスコミにも取り上げられるようになった。

また、この頃、米国環境保護局では学校の空気質に取り組むためのツールが作成された。

我が国でも2002(平成14)年2月5日には学校環境衛生の基準の一部を改訂し、項目が追加され、表8-5の様な化学物質に関する基準が作成された。

愛知県では2001(平成13)年7月1日付で愛知県建築部施工の建築改修工事で使用する建築改修工事特記仕様書内容の改訂を行い、国と同様にホルムアルデヒドに加えてトルエン、キシレンの3種類のVOCの室内濃度を測定する旨の記載を追加している。

年齢分布や男女比は30から50代に多く、男性に比べて女性に圧倒的に多いという実態があり、特に多種化学物質過敏症は小児では比較的少ない傾向がある。しかし、子供の学校における健康被害として頭痛、腹痛、吐き気、発熱、視力低下などの訴えがあり、教育の現場でこのような問題は由々しき問題である。

原因となる化学物質は建材に限らず、校庭に散布される農薬、除草剤、塗料、床に使われるワックス、子供たちの教材として使用するものなどに含まれている。

国土交通省は新築住宅について化学物質の数値表示に新たなFAばかりでなく4種類のVOC(トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン)を追加しており、さらに規制の対象となる化学物質の幅は広がってゆくものと思われる。

表8-2 わが国における揮発性有機化合物ガイドライン値(厚生労働省2002年2月7日通達)

VOCs	主な発生源	ガイドライン値
ホルムアルデヒド	合板、接着剤、塗料、断熱材など	0.08ppm
トルエン	香料、塗料、接着剤、木材防腐剤	0.07ppm
キシレン	塗装材の可塑剤や防腐剤	0.2ppm
パラジクロロベンゼン	衣類防虫剤(ウールバラ、ネオパラなど) トイレタリー(カラーボールなど)	0.04ppm
エチルベンゼン	塗料、樹脂など	0.88ppm
スチレン	樹脂、塗料、乾性油など	0.05ppm
クロルピリホス	シロアリ駆除剤(新建築基準法により使用禁止)	0.07ppm (小児は0.007ppm)
フタル酸ジ-n-ブチル	塗料、顔料、接着剤、塩化ビニールの可塑剤	0.02ppm
テトラデカン	灯油、塗料など	0.04ppm
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	壁材、床材、各種フィルム、電線被覆	7.6ppb
ダイアジノン	殺虫剤	0.02ppb
アセトアルデヒド	喫煙、一部の接着剤や防腐剤、写真現像の薬品	0.038ppm
フェノカルブ	水稲や野菜の害虫駆除剤、防蟻剤	3.8ppb
総揮発性有機化合物(TVOC)		400ug/m <sup>3</sup>

ホルムアルデヒドは常温では気化しているので通常揮発性有機化合物に含まれない

表8-3 シックハウス症候群診断基準・臨床分類(広義)最終案(厚生労働省科学研究助成金による班)研究による)

診断基準		
1. 発症のきっかけが、転居、建物の増築、広範な改築、新しい家具の使用等による。		
2. 自宅内の特定の部屋、新築や改築後の建物内で症状が出現する。		
3. 問題になった場所から離れると症状が全くなくなるか軽くなる。		
4. 問題になった場所や状況に出会うと症状が高頻度(50%以上)で発現する。(建物とは個人の住居のほかには職場や学校も含む)。		
臨床分類		
型	分類の基準	例
I型	中毒症状	殺虫剤などの中毒
II型*	化学物質暴露の可能性が大きい	新築、改築、改修後
III型	化学物質暴露は考えにくい	心理的、精神的要因
IV型	アレルギー疾患や他の疾患**が出現	喘息、皮膚炎、鼻炎など
*：狭義のシックハウス症候群		
**：マイコトキシン等の生物由来物質などによる疾患をさす		

表8-4 シックハウス症候群の予防対策としての建築基準法改正(平成15年7月1日から実施)(新築、リフォームに関係なく適用)

<p><b>1) 建材の使用の大幅な制限</b></p> <p>建材*の規制：</p> <p>a) クロルピリホス(防蟻剤)を使った建材の使用禁止</p> <p>b) ホルムアルデヒド：内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材の面積制限(換気システムを考慮し、0.08ppm以下に室内汚染度を抑えるようにする)</p> <p>*建材とは合板、構造用パネル、床フローリング、パーティクルボードや壁紙、接着剤も含まれる。</p>
<p><b>2) 換気システムの義務化</b></p> <p>ホルムアルデヒドを発生する建材を利用しない場合でも家具からの発生があるため原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付ける。</p> <p>：24時間0.5回の換気性能のある換気設備の設置を義務化(但し気密性の低い在来木造住宅は対象外)</p>
<p><b>3) 天井裏の制限</b></p> <p>天井裏等は、下地材をホルムアルデヒドの発生が少ない建材にするか、機械換気設備を天井裏にも設置できるようにする</p>

表8-5 化学物質に関する学校環境衛生基準の作成

<p>平成14年4月から適用</p> <p>経緯：文部科学省は4物質(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン)に関する実態調査の結果を平成13年12月に公表しこれに基づいて環境中のVOCに関する学校におけるモニターとその対策に関して通達。平成16年2月に2物質(スチレン、エチルベンゼン)を追加。</p>
<p><b>1) 定期検査</b></p> <p>A. 毎学年1回定期に実施(著しく低濃度なら次回から省略可)</p> <p>B. ホルムアルデヒド(夏季が望ましい)、トルエンについて実施</p> <p>C. キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンについては必要な場合に実施</p> <p>D. 学校環境衛生基準に規定する基準値(厚生労働省の指針値と同じ値)により判定</p> <p>E. 事後措置は換気の励行、発生原因の究明、発生抑制措置</p>
<p><b>2) 臨時検査</b></p> <p>新築、改築、改修等及びコンピュータ等新たな学校備品の搬入等により発生の恐れがあるときにも実施することとする</p>

## 5. 循環器疾患

### 1) 先天性心疾患

学童期には術後を含め、先天性心疾患の頻度は0.5～0.6%である。手術が必要な場合には入学までに手術またはカテーテル治療を受けていることが多く、入学時には問題のない場合も多い。手術を受けている場合には運動制限もなく、経過観察だけでよい症例が多いが、何らかの遺残病変や不整脈が出現する場合があります、注意を要する。

#### (1) 左右短絡疾患

手術が必要な心室中隔欠損症、心房中隔欠損症、動脈管開存症などの左右短絡疾患症例は乳幼児期に手術を受けており、運動制限などは必要ない。また手術を受けていないこれらの疾患は軽症例で、手術適応がない場合が多いが、感染性心内膜炎の予防が必要である。乳児期に発見や治療が遅れ、アイゼンメンガー症候群になった症例では運動制限が必要であるが、最近ではきわめてまれである。

#### (2) 弁疾患

大動脈弁、肺動脈、僧帽弁、三尖弁などに狭窄や逆流（閉鎖不全）を合併する疾患である。特に問題になるのは大動脈弁狭窄症や僧帽弁逆流などである。

大動脈弁狭窄症は中等症以上の場合には突然死などのリスクとなり得るので、軽症例を除いて運動制限が必要である。また、手術やカテーテル治療が必要になる。

僧帽弁逆流も軽症例を除いて、運動によって病状を悪化する場合がありますので、主治医と相談をしながら学校生活を送る。

#### (3) チアノーゼ型心疾患

チアノーゼ型心疾患は何らかの手術をしない限り、生命予後も悪く、運動も健康児と同じようにはできない。そのため何らかの外科的手術や内科的治療を受けている。根治的な治療ができることもあるが、何らかの遺残病変や合併症を有している場合もある。個々の症例により状態が異なるので、主治医と相談し、学校生活や日常生活の指導が必要である。

ファロー四徴症はチアノーゼ型心疾患の代表的な疾患である。根治手術が行われた症例では、運動制限はほとんどないか、あるいは軽度の運動制限を受けていることが多い。根治手術が困難な症例ではチアノーゼが残存している。

その他のチアノーゼ型心疾患では短絡手術をはじめ、種々の外科的、内科的治療が行われている。複雑心奇形では静脈系から心室を介さず、直接肺動脈に血液を送るフォンタン型手術が行われていることがあり、最近増加している。基礎心疾患、血行動態、不整脈の有無、遺残病変などによって学校生活の管理区分も異なるので、その点にも留意し、管理指導することが肝要である。

### 2) 不整脈

不整脈は基礎心疾患がない場合には、自覚症状に乏しいものが多いが、学校心臓検診で初めて診断されるものが多い。頻度の高い心室期外収縮、上室期外収縮などは日常生活では問題はないことが多く、運動制限も不要なことが多い。しかし、運動中の失神や突然死などに関連する不整脈には注意を要する。運動誘発性心室頻拍、QT延長症候群などは運動制限が必要である。また、

心疾患術後症例や心筋症などを合併する不整脈には、致命的な不整脈もあり得るので、主治医や専門医と相談して学校生活の指導を行う。

### 3) 心筋症

心筋症の頻度は高くないが、突然死との関連で注目されている。特に肥大型心筋症は、学校心臓検診で初めて発見される場合もあり、また日常生活では必ずしも明らかな症状がなくても、運動中の突然死の可能性は否定できない。主治医や専門医とも相談して、慎重に管理区分を決定する必要がある。

### 4) 川崎病による冠動脈病変

川崎病既往者で冠動脈病変を伴わない児童生徒は日常生活には制限はない。治療の進歩により、川崎病による冠動脈病変は減少しているが、冠動脈狭窄や冠動脈瘤内血栓によって心筋梗塞などの虚血性心疾患が起こることがまれにあるので注意する。

なお、心疾患については愛知県医師会が発行している学校心臓検診手帳に詳細に書かれているので参考にされたい。

## 6. 腎疾患

慢性の腎臓病では心血管系のリスクが高いことが明らかになってきていることや、透析患者の有病率の上昇による医療経済的な問題から、慢性腎臓病（Chronic Kidney Disease (CKD)）という概念がNational Kidney Foundationから2002（平成14）年提案され、その対策が世界的なキャンペーンとして展開されている。日本でも2006（平成18）年に日本CKD対策協議会が発足し、それに呼応して小児分野では、日本小児腎臓病学会が小児CKD対策小委員会を立ち上げ活動している。

ところで、我が国では、腎臓病学校検診が慢性に経過する種々の腎尿路系疾患を早期に発見し、早期に治療し、予後を改善することを目的に1974（昭和49）年に法制化された。この検診により、我が国では最も頻度の高い慢性糸球体腎炎であるIgA腎症の患児が毎年早期に発見され、適切な治療により治癒する人も増えてきている。また、我が国の腎臓病学校検診が小児期並びに若年期に末期腎不全となる患者を減らしていることを示唆するデータも報告されている。

愛知県では、2008（平成20）年に愛知腎臓財団・慢性腎臓病対策協議会が設立された。その専門部会の一つである小児CKD対策専門部会では、愛知県医師会や愛知県教育委員会と協力して、2009（平成21）年に『愛知県腎臓病学校検診マニュアル』を作成し、各医療機関での対処方法を標準化することにより、小児CKD患者の疾患の予後改善、QOLの向上につなげたいと考えている。

### 1) 愛知県腎臓病学校検診マニュアルの要点

(1) 主に慢性糸球体腎炎を早期に発見し、治療が必要と考えられるものを早期に小児腎臓専門施設に受診させること。

IgA腎症を早期に発見し、治療（カクテル療法）を行うことの有効性については比較的信頼性

の高い証拠がある。小児腎臓専門施設では、早期に対応できれば救えた可能性のある透析導入例がある。時期を失しないことが非常に重要である。

(2) 緊急受診システムがあること。

腎臓病学校検診陽性者のほとんどは慢性疾患であり、緊急対応は必要ないが、血管内溢水の可能性のある疾患の場合は例外である。蛋白尿単独4+以上、血尿蛋白尿3+以上、肉眼的血尿の場合、検診センターが学校長に直接早急に報告し、学校長が保護者に連絡、医療機関に可及的速やかに受診を勧めることとなっている。

(3) QOLの向上に努める。

後述するが、多くのCKD患者は、運動や食事を含めた生活制限を必要としない。各診療所等で生活制限が必要と考えられるような場合は、小児腎臓専門施設に紹介されたい。

## 2) 生活制限について

QOLの維持のために、根拠のない生活制限は可能な限り避ける。

(1) 運動制限は、血管内溢水のある場合以外は基本的に処方しない。

運動制限については、CKD患者の予後を改善する臨床的証拠は世界的にない。運動制限の身体的・精神的・社会的副作用は非常に大きい。

(2) 食事制限は、腎機能が低下して高カリウム血症や高リン血症がある場合以外は避ける。

成人については、蛋白制限の腎保護作用にエビデンスがある。しかし、小児に対して成長に影響がない範囲での蛋白制限には腎保護作用がないことが判明している。

マニュアルの電子版および愛知県小児腎臓専門施設については、

愛知県腎臓病学校検診マニュアル（平成21年3月）

[http://www.aichi.med.or.jp/ippanishi/gakkouhoken/syouni\\_ckd/index.html](http://www.aichi.med.or.jp/ippanishi/gakkouhoken/syouni_ckd/index.html)

愛知県小児腎臓専門施設 <http://www.ai-jinzou.or.jp/pediatrics/pediatrics.html>

を参照されたい。

また、日本学校保健会より「学校検尿のすべて」の平成23年度改訂が出版されており、参考にしてほしい。

## 7. 悪性腫瘍（白血病を除く）

小児の悪性腫瘍（小児がん）は、成人と異なり、非上皮性腫瘍（いわゆる肉腫）がほとんどであり、さまざまな臓器から発生する。治療は主に手術療法、化学療法、放射線療法を組み合わせで行われ、全体の長期生存率は80%を超える。どの治療も多かれ少なかれ急性の副作用や合併症を伴うため、多くは入院して治療される。長期生存者が増えるに伴い、晩期合併症の少ない治療法を開発する努力がされており、機能温存を考慮した手術や放射線照射の回避、化学療法の工夫が行われている。

小児がん患者は、基本的に治る病気として対応することが大切である。子どもはいつも前向きに「必ず治る」ことを信じて、また、普通の生活に早く戻る（学童の場合は学校に戻る）ことを

目指してがんばっていることを理解する。

学校生活における疾患や症状への配慮は、疾患、治療内容、治療時期によって異なる。腫瘍には好発年齢があり、幼少期に罹患して治療終了している場合は、後障害がない限り普通の子と同じ生活が可能である。治療中および治療直後では、学校生活への適応のための細やかな配慮が必要となる。

実際の対応にあたっては患児および家族が病気をどのように受け入れているかを知る必要がある。病名の告知を受けていない場合もあり、病名を軽々しく口に出すことは慎まなければならない。主治医や家族から本人へ説明された内容を確認することが大切である。また、症状への対応や生活指導は、主治医と連携した一貫性のある対応が望まれる。

## 1) 症状別の対応

### (1) 易感染性

化学療法や免疫抑制療法を受けた場合は易感染性が問題となる。抗がん薬により治療中のみならず、治療後しばらくは免疫低下が続くため、感染しやすく重症化しやすい。その間は、一般にニューモシスチス肺炎予防のためにスルファメトキサゾール・トリメトプリム (ST) 合剤が3投与4休で投与される。免疫低下が著しい場合は、抗真菌薬や抗ウイルス薬も予防投与される。発熱時の対応は主治医から事前に指示をもらう。学校での伝染性疾患の発生時は速やかに家族に報告して医療機関と対応を協議する。予防接種は、治療中は生ワクチンは禁忌である。不活化ワクチンは、禁忌ではないが、インフルエンザワクチンを除いて積極的には行わない。治療後は、免疫能の回復を確認してから順次不活化ワクチンから予防接種を進める。

### (2) 容貌の変化

治療により脱毛、肥満、皮膚の色素沈着、手術痕が残る場合が多く、特に思春期では心理的負担が大きい。本人の思いを汲み取る姿勢が大切である。

### (3) 筋力低下、易疲労感

入院中にベッド上生活が長かったことによる場合が多く、原病の再燃や治療による可能性を否定されれば、リハビリテーションを指導する。

### (4) 食思不振・嘔気

治療中の場合は、その副作用のことが多い。服薬方法や食事内容、およびその時間などについて助言して家族と一緒に考えることが望ましい。

### (5) 歩行障害

骨肉腫では四肢、特に下肢にできることがほとんどであり、切断した場合（最近では患肢温存も行われる）、車椅子や松葉杖、義足など歩行・移動補助器具を使う場合が多く学校生活での配慮が必要である。

### (6) 小児がん経験者の諸症状

小児がん治療が終了し、長期生存した患者を小児がん経験者と呼ぶ。彼らは、治療終了後も、原病、治療、治療を経験したことによる様々な問題を抱えている場合が少なくない。脳腫瘍などの原疾患や治療の影響で麻痺など、神経症状やホルモン分泌不全（尿崩症・二次性徴の遅れ・低

身長など)、手術・放射線照射による骨・軟部組織の変形、心機能障害、腎障害、性腺機能障害、肝機能障害、輸血後ウイルス性肝炎、二次がん、放射線照射や長期間の治療の影響による学習障害・知能障害・集中力低下・記銘力低下、外傷後ストレス障害などであり、これらに対する継続治療が必要な場合も少なくない。また、進学や就職において病名が不利に働く場合があるので、配慮が必要である。

#### (7) 家族の諸症状

小児がん患児のみならず保護者や兄弟姉妹の心理的負担が大きいことを理解して、診療・支援できることが望ましい。

## 8. 糖尿病

糖尿病は、インスリンの作用不足により生じる慢性の高血糖を主徴とする代謝疾患群と定義される。本稿では、1型と2型について概説する。

### 1) 疫学

小児での1型糖尿病の発症率は、1.5人/10<sup>5</sup>人/年で、女兒の方がやや多い。2型は、東京都のデータでは、小学生0.78人/10<sup>5</sup>人/年、中学生6.43人/10<sup>5</sup>人/年と思春期以降に急速に増加している。

### 2) 病態・症状

#### (1) 1型糖尿病

膵β細胞破壊によるインスリンの絶対的不足が原因である。高血糖による多尿、多飲、脱水、細胞内飢餓に起因する体重減少（筋肉量減少）などが認められ、病態が進行するとケトアシドーシスとなり生命に関わる重篤な状態となりうる。ケトアシドーシスは、治療開始後でも、体調不良時、インスリン注射を怠ったときなどにも生じる可能性があるため、注意が必要である。

#### (2) 2型糖尿病

インスリン分泌低下とインスリン抵抗性が関わって、インスリンの相対的不足が生じることにより発症する。日本人においては、約2割は非肥満であり、2型糖尿病＝肥満、生活習慣病ではないことには留意すべきである。インスリンの絶対的不足はないため、通常は無症状であり、病態が進行して初めて多飲、多尿、体重減少などが表立ってくる。

### 3) 治療

#### (1) 1型糖尿病

インスリン投与と食事療法が治療の2本柱である。インスリン投与には種々の方法があるが、学童期以降では、持効型を朝または夕以降に1回投与し、各食前に超速効型を追加することが多い。食事は、年齢相当の摂取カロリーをバランスよく摂取することが基本であり、摂取していけない食事はない。食事を制限するのではなく、食べた量に応じ、インスリン投与を調節するのが望ましい。また、近年では、ペン型注射器でなく、携帯型ポンプを利用した持続的インスリン投

与法も普及しつつある。

## (2) 2型糖尿病

治療の基本は、食事療法と運動療法であり、肥満例では、生活習慣の改善を心がける。ただし、非肥満例など、インスリン分泌低下を認める生活習慣に問題のない例もまれではない。いずれにせよ、過度な食事制限は行うべきではなく、肥満例でも年齢相当摂取カロリーの80～90%程度を目標にするとよい。また、1型糖尿病と異なり、高血糖が存在してもほとんど無症状であるため、病識に乏しく、治療に難渋することも多い。若年期の血糖コントロール不良があると、その後にコントロールされても合併症発症率が高いとの報告があり、学童期から治療の重要性を認識させる必要がある。食事・運動療法だけではコントロール困難な例や、診断当初には経口糖尿病薬やインスリンを必要とする場合もある。

## 4) 学校生活での留意事項

1型糖尿病の学校での留意事項は以下のようである。

- ①学校でインスリン自己注射や血糖測定が必要な場合が多い。
- ②低血糖時や低血糖予防のために補食が必要な場合がある。顔面蒼白、冷や汗、脱力感、頭痛、悪心、嘔吐、ふるえ、意識喪失などの低血糖症状に注意し、保護者との申し合わせに従って携帯している糖質などをとらせる。
- ③上記のことを念頭におけば、体育、部活、校外活動など、みなと同じように参加可能である。血糖コントロールを良好に保ち、合併症を防ぎ、自信をもった人間として自立できることが目標であり、①、②のような点に配慮しながら、他の生徒と同じように対応していくことが重要である。

## 9. 膠原病

### 1) 膠原病とは

膠原病とは、全身に自己免疫性の炎症を起こす疾患の総称で、関節症状を伴うことが多いためリウマチ性疾患とも呼ばれる。小児期にみられる主な膠原病としては、若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデスが挙げられ、いずれも全身に重篤な合併症を起こす。病勢は消長するものの、経過が長いことが多く、しばしば長期にわたり、生活が制限されることになる。急性期、最重症期には入院を余儀なくされるが、可能な限り入院生活を短くし、家庭・学校での生活を健康児に近づけるような努力が必要である。

### 2) 若年性特発性関節炎

小児にみられる原因不明の慢性関節炎で、小児の膠原病では最も多い。関節症状はそれほど強くないが、発熱や発疹などの全身症状が顕著な全身型と、全身性の炎症は軽く関節症状が前景にたつ関節型に大別され、両者は治療法もことなる。全身型は、時に致命的にさえなる全身の強い炎症を抑えるために、早期から大量のステロイド剤を使用せざるを得ない場合が多く、最近抗IL-6レセプター抗体などの生物学的製剤の有用性も示されている。関節型は、全身の炎症がそ

れほど強くないため大量のステロイドは必要ないものの、成人の関節リウマチに似て、関節破壊が進行する場合もあり、特にリウマチ因子陽性の場合には免疫抑制剤であるメソトレキセートの使用が推奨され、少量のステロイドも併用される場合がある。また、難治例では、全身型同様、生物学的製剤が有用である。

生活指導としては、急性期には安静が基本であるが、関節に熱感や腫脹がなくなった場合には、疼痛のない範囲で無理せず動かすことも必要である。関節破壊を防ぐためには、慢性期でも機械的に管理表に割り当てるのは難しく、その時々体調で臨機応変に対応する必要がある。ただし、過度の制限は避けなければならない。

学校生活では、階段の昇降やトイレなどの粗大運動に障害がある場合、書字や食事など微細運動に障害がある場合等、患者の状態に応じたサポートや工夫が必要になる。また、特に思春期には、心情的に医療に対して拒否的になることがあり、心理面でのサポートが必要となる場合がある。

### 3) 全身性エリテマトーデス

全身性エリテマトーデスは、さまざまな自己抗体が出現し、発熱、蝶形紅斑などの皮膚症状、腎炎、血球減少、関節炎、心膜炎、痙攣や精神症状などの中枢神経症状等々、全身に多彩な症状をもたらす膠原病の代表的疾患である。

全身性エリテマトーデスの治療は、急性期に大量のステロイドを用いて寛解導入し、漸減した後、必要最少量を長期間投与して寛解を維持することが基本となり、完全にステロイドを離脱することは難しい場合が多い。ステロイドだけでは寛解しない場合、腎炎が重症の場合、中枢神経症状のある場合、ステロイド減量により再発を繰り返す場合には、シクロフォスファミドなどの免疫抑制剤が併用される。

全身性エリテマトーデスは長期にわたる薬物療法が必要になるため、日常生活の制限は最小限にとどめ、通常は、重篤な臓器障害がなければ、運動や食事の制限を行わない。腎障害がある場合には、腎炎に準じた生活管理を行う。再発の原因となる日光暴露は極力避ける必要があり、日焼け止めクリームや帽子、長袖着用などの工夫が必要である。

## 10. 原発性免疫不全

原発性免疫不全症とは、病原体から身体を守っている免疫機能の一部を先天的に欠く疾患の総称である。ウイルス、細菌、真菌などへの易感染性を示す、極めてまれな疾患で、現在までに約1万人の患者登録、160種類以上の疾患が知られている。

①リンパ球を中心とした細胞性免疫と抗体を主役とする体液性免疫の両者が障害された複合型免疫不全、②細胞性免疫が主として障害された細胞性免疫不全、③抗体産生のみ障害された無〜低ガンマグロブリン血症、④血小板異常や神経障害などの免疫系以外の障害を伴う免疫不全、⑤補体欠損症、⑥好中球異常などを含む。いずれも、幼児期から中耳炎や副鼻腔炎、肺炎あるいは皮下膿瘍などの感染を繰り返しているのが特徴である。①の重症型は重症複合免疫不全と呼ばれ、骨髄移植による治療がされなければ2歳以上延命できないので、学校現場では、骨髄移植後の子ども達が対象となる。完全に免疫能が回復している場合は、健康児と全く同じ対応となる

が、抗体産生が再建できていない例は、③の抗体産生不全と同じ対応となる。③の代表的疾患は、伴性無ガンマグロブリン血症で、抗体が足りないため、細菌感染が遷延化、重症化することが少なくない。しかし、ガンマグロブリン補充療法が必要十分にされていれば、易感染性も目立たず、学校生活は健康児と全く同じ対応でよい。すなわち、2から4週毎に、定期的に、ガンマグロブリンを点滴補充するため、学校を遅刻あるいは早退することへの理解が必要である。④の血小板異常を伴うウイスコット・オルドリッチ症候群や小脳失調を伴うアタキシア・テルアングエクタジアについては、日常生活上、免疫異常以外の障害がより問題となる。⑤では、慢性肉芽腫症が、わが国でも頻度が高く、好中球の殺菌能異常のため、黄色ブドウ球菌などカタラーゼ陽性菌による肺炎や膿瘍を反復する。また、真菌による肺炎が重篤化する例も少なくない。学校での生活は、運動、給食、修学旅行など、全く制限する必要はないが、細菌感染や真菌感染を防ぐため、皮膚の清潔に留意し、カビが生えている場所での活動は避けたほうが良い。土壌中にカビがいる花壇の穴掘りは避けたほうが良い。ホコリが舞う掃除の際には、マスクをする。プールも十分消毒されていれば、制限は不要である。これらの感染対策とともに、日頃から投与されている、ST合剤や抗真菌剤を休薬しないことも重要である。

以上、概説したが、原発性免疫不全症は、感染症罹患時以外では、学校生活上の制限は基本的に不要である。ただし、疾患が極めてまれで専門医も少ないため、主治医との連携が重要である。

(患者会であるNPO「PIDつばさの会」のホームページ、厚生省研究班「原発性免疫不全症研究班」のホームページを参照されたい)

NPO法人 PIDつばさの会 <http://npo-pidsubasa.org>

厚生労働省研究班「原発性免疫不全症研究班」 [http://pidj.rcai.riken.jp/medical\\_kenkyuuhan.html](http://pidj.rcai.riken.jp/medical_kenkyuuhan.html)

## 11. てんかん

### 1) 定義

さまざまな原因でおきる慢性脳疾患で、その特徴は脳ニューロンの過剰な放電に由来する反復性発作(てんかん発作)であり、多種多様な臨床および検査所見を随伴する。

### 2) 有病率および「てんかん発作」・「てんかん」の分類

約0.5~1%。「てんかん発作」の分類(表8-6):診断と治療方針を立てる上での根幹となっている。従って、発作目撃者からの情報、特に部分発作か否かを聞き出すことが極めて重要である。

「てんかん」の分類(表8-7):予後を考える上で大切である。「特発性」てんかん(小児てんかんの約6割を占める)は年齢に関連して発病し、発作や知的予後は良い。「症候性」てんかんの予後は多様であり、類型により異なる。

表8-6 「てんかん発作」の分類 [抗てんかん連盟, 1989年]

- I. 部分（焦点，局所）発作**
- A. 単純部分発作：意識減損（意識障害）はない
1. 運動徴候を呈するもの
  2. 体性感覚あるいは特殊感覚症状を呈するもの
  3. 自律神経症状あるいは徴候を呈するもの
  4. 精神症状（高次大脳機能障害）を呈するもの
- B. 複雑部分発作：意識減損（意識障害）を伴う。ときに単純部分発作をもって始まることもある。
1. 単純部分発作で始まり、意識減損（意識障害）に移行するもの
  2. 意識減損（意識障害）で始まるもの
- C. 部分発作から二次的に全般化するもの
- II. 全般発作**
- A-1. 欠伸発作
  - A-2. 非定型欠伸
  - B. ミオクロニー発作
  - C. 間代発作
  - D. 強直発作
  - E. 強直間代発作
  - F. 脱力発作
- III. 上記の分類に含まれないてんかん発作**

(注：筆者が一部改変)

表8-7 「てんかんおよびてんかん症候群」の分類 [抗てんかん連盟, 1981年]

- 1. 焦点性（局在関連性，局在性，部分性）てんかんおよび症候群**
- 1.1 特発性（年齢に関連して発病する）
    - 中心・側頭部に棘波をもつ良性小児てんかん
    - パナイオトブロス症候群
  - 1.2 症候性
    - 側頭葉てんかん
    - 内側側頭葉てんかん症候群（海馬硬化）
    - 前頭葉てんかん
    - 頭頂葉てんかん
    - 後頭葉てんかん
  - 1.3 潜因性（おそらく症候性）
- 2. 全般てんかんおよび症候群**
- 2.1 特発性（年齢に関連して発病する—年齢順に記載）
    - 小児欠伸てんかん（ピクノレプシー）
    - 若年欠伸てんかん
    - 若年ミオクロニーてんかん
    - 覚醒時大発作てんかん
  - 2.2 潜因性あるいは症候性（年齢順）
    - ウエスト症候群（乳児スパズム）
    - レンノックス・ガストー症候群
    - ミオクロニー欠伸てんかん
  - 2.3 症候性
    - 2.3.1 非特異病因
      - 大田原症候群
    - 2.3.2 特異症候群
- 3. 焦点性が全般性が決定できないてんかんおよび症候群**
- 3.1 全般発作と焦点発作を併有するてんかん
    - ドラベ症候群（乳児重症ミオクロニーてんかん）
    - ランドー・クレフナー症候群（後天性てんかん性失語）
  - 3.2 明確な全般性あるいは焦点性のいずれの特徴をも欠くてんかん

(注：筆者が一部改変)

### 3) 治療

抗てんかん薬の継続的な単剤投与が基本で、「部分発作」に対してカルバマゼピン、「全般発作」に対してバルプロ酸が第1選択薬。発作抑制および脳波（覚醒・睡眠の完全記録）正常が3年以上続いた場合は減量を考慮し、断薬までは時間をかけて行う。合理的な治療なら小児てんかんの8割は寛解・治療終結し得る。

### 4) 学校および日常生活上の留意点

特別扱いをすることなく可能な限り学校行事などに参加させ、「いじめ」にあわないように配慮する。

- ①抗てんかん薬：服用期間が長期にわたるので、規則正しく服薬するよう励ます。
- ②睡眠：睡眠不足は発作を誘発しやすい。
- ③入浴：発作時の溺水事故を避けるため、一人で浴槽につからないよう指導する。シャワーを勧める。
- ④運動・学習など：旺盛な脳活動は発作を抑制する。ただし、水泳は監視下で行う。ゲーム・ビデオ・TV視聴は短時間にとどめるべきである。強い光や色調の変化が著しい映像は避ける。
- ⑤修学旅行・宿泊学習：発作頻度が多くなければ、参加させたい。睡眠不足と怠薬は要注意。場合によっては、宿泊先の医療機関宛の情報提供書を持参すると良い。
- ⑥予防接種：担当医と連携の上、発作がコントロールされていれば健常児と同じ対応をする。
- ⑦発作時の対応：発作自体が、生命や後障害に直結することはない。従って、あわてないで側臥位にして衣服をゆるめ、発作の様子を観察する（意識・左右差の有無、持続時間。発作後には体温を測る）。刺激となる行為は避ける（大声で呼ぶ、身体を激しく揺さぶる、抱きしめる等）。口腔内に舌圧子などの物を入れる必要はない。発作がおよそ5分以上続いたら、保護者と予め決めておいた対応をする。熱性けいれん（複合型）発作時の対応も、全く同じである。
- ⑧発作時の抗てんかん薬の投与：担当医の情報提供および保護者からの依頼が前提となる。ジアゼパム（ダイアアップ®）坐剤の使用が第1選択である。発作型やてんかん類型を問わずほとんどのケースに効果があり、過量投与でなければ副作用もない。坐剤1回量の目安は、0.5mg/kg（製剤は1個あたり4、6、10mgの3種）。

（てんかん診療ネットワーク「ECN-Japan」、およびてんかん当事者を中心とした団体である日本てんかん協会〈別名：波の会〉のホームページを参照されたい。）

てんかん診療ネットワーク <http://www.ecn-japan.com/>

日本てんかん協会 <http://www.jea-net.jp/>

## 12. 染色体異常（ダウン症）

染色体の量的変化（21番染色体が過剰）が原因で起きるダウン症は、精神発達遅滞（知的障害）を主症状とするが、様々な合併症やその特徴を理解することが学校生活を充実させるために必要である。年齢による変化も常に考慮すべきである。

## 1) 合併症への対応

- ①先天性心疾患（心奇形）：先天性心疾患（心室中隔欠損、房室中隔欠損、ファロー四徴など）は約半数例にみられる。手術適応例では乳幼児期に手術を受けるのが一般的である。多くは術後健康になり、日常生活に制限もないが、一部、肺高血圧が残存する例では、肺血流量が増す運動や活動には注意が必要である。管理区分は循環器専門医の指示に従う。
- ②甲状腺機能異常：甲状腺機能異常としては慢性甲状腺炎による機能低下症が多い。低身長があり、便秘や低体温、活動性の低下があれば甲状腺機能検査を考える。甲状腺ホルモン剤を服用すれば症状は改善する。年長ダウン症児では、年1回の甲状腺機能検査が推奨されている。
- ③頸椎不安定性：頸椎の不安定性はダウン症の約10-20%にみられるが、実際に症状が出現するのは1-2%である。環椎・軸椎間に不安定性がある場合は首に負担のかかる動き（運動）は避ける。具体的にはマット運動での前まわり（でんぐりがえり）やトランポリン上での高い跳躍、プールでの頭からの飛び込みなどは禁止する。もし、環軸関節に脱臼が起きると、首を痛がり、傾け、ひどいときには四肢の麻痺症状や呼吸への影響も出るので、緊急での整形外科か脳外科受診が必要となる。頸髄圧迫があると、膝蓋腱反射亢進や病的反射が陽性となる。
- ④耳鼻科的・眼科的合併症：耳鼻科的には伝音性難聴が重要である。その原因として多い滲出性中耳炎は感冒罹患時に発症しやすく、耳漏がなくても聞こえが悪くなったら耳鼻科受診が望まれる。  
眼科的なものでは90%以上の児童に何らかの屈折異常（遠視性乱視、近視など）があるので、眼鏡の装用とその管理が必要である。白内障が発生しやすいので、10歳ころから水晶体の白濁に注意する。
- ⑤肥満：小学校高学年あたりから肥満が増えてくる。運動量の少なさ、主食摂取の多さ、咀嚼力の弱さなどが原因である。家庭と連携し、給食でのカロリー制限なども考える。

## 2) 心理面での対応

ダウン症児の性格特徴としては、①陽気、②音楽好き、③感受性が豊か、④変化や新しいことに弱い、⑤几帳面、⑥争いを嫌うなどがあげられる。③のため、他児を叱っても自分のことのように感じ、泣いたりする。年長になると上記に加え、①精神的に脆弱、②プライドが高い、などの特徴も示す。本人が怖がるような高圧的な叱り方は避ける。

高等部では適応障害と呼ばれる精神的な不調を示す例がみられる。何らかのエピソードをきっかけとして、ストレスへの対応がうまくできず、日常生活全般にわたり意欲や活動性が低下する。登校による強いストレスが推測されれば、家庭と協議の上、一時休学を含めた対応が望まれる。あせらず、あたたかく、本人のプライドにも配慮し対応することが必要である。

## 13. 血友病

### 1) 病態生理

止血に関わる凝固因子が十分でないために様々な出血症状を来す疾患である。第Ⅷ因子活性が低下するものが血友病Aで、第Ⅸ因子活性が低下するものが血友病Bである。遺伝形式は伴性劣

性遺伝であるので原則として男児にのみに発症する。凝固因子活性によって、重症：凝固因子活性1%以下、中等症：凝固因子活性1～5%、軽症：5%以上の3つに分類される。

## 2) 疫学、予後

血友病の頻度は血友病Aが1人/男子1万人、血友病Bが1人/男子5万人であり、日本では血友病Aが4,200人、血友病Bが900人の患者が報告されている。

## 3) 出血症状

学童期にみられる出血部位としては、肘や膝などの関節内出血が最も頻度が高い。反復する関節内出血の結果、適切な凝固因子製剤の補充が行われないと血友病性関節症として、関節の拘縮がみられる場合がある。そのほか、出血部位として筋肉内への出血もみられる。特に、腸腰筋出血(図8-1)は、腹痛が主体で虫垂炎と間違えられる場合もある。頭部を打撲した場合、直後に症状はないが翌日など時間が経過した後に、頭痛、嘔吐、けいれんなどで気付かれる場合がある。頭蓋内出血は、しばしば致命的となるので、特に注意が必要である。軽症例では、普段は症状がなく抜歯や手術後に止血困難で、初めて診断されることがある。

## 4) 診断

出血症状がある患者に対し、凝固能の検査を行い診断する。患者の母方血縁者に、血友病患者がいて診断の糸口になることが多い。しかし、血縁者に血友病患者がいない孤発例も約30%にみられる。

## 5) 治療法

出血がみられた時には、凝固因子製剤を経静脈的に補充することが必要である。製剤の必要量は、出血部位や出血の程度によって異なる。正常人の凝固能を100%とすると、頭蓋内出血など重篤な場合には、100%を目標レベルとするが、関節内出血などでは30～50%で十分なことが多い。第8因子の体内半減期は、8～12時間であるので、凝固因子製剤を投与した直後は100%に達していても、24時間後には20%前後にまで低下してしまう。製剤の半減期を考慮して、投与回数、投与期間を設定する。

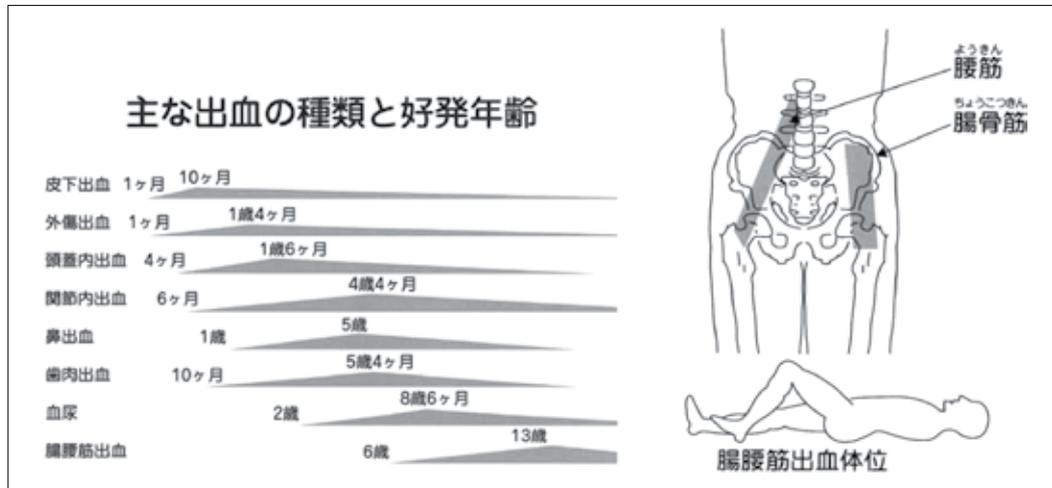
補充療法には、出血時の止血を目的に適時投与するほか、関節症の発症や増悪を防ぐ目的で、週に2～3回定期的に投与することもある。また、体育の授業など、出血の危険性が高い行動をとる場合に、前もって予防的に投与する。製剤の投与法は本人や家族が習得し、医療機関でなく自宅で行われることが多い。

## 6) 学校生徒への対応

通常の生活は、健康児と同様に行うことが可能であるが、頭部の打撲を避けることがもっとも重要である。体育の授業では、柔道や剣道などの格闘技やサッカーは禁止する。頭部を打撲した場合には、直後に症状がなくても、直ちに凝固因子製剤を投与することが必要で、医療機関への

受診を勧めるべきである。徒手体操など、軽度な運動は許可する。

図8-1 主な出血の種類と好発年齢



## 14. 貧血

### 1) 病態生理

貧血とは、ヘモグロビン濃度が低下し、皮膚や粘膜が蒼白に見える状態である。貧血をきたす原因としては、①骨髄での産生の低下、②造血物質の欠乏、利用障害、③溶血、④急性あるいは慢性出血などがあげられる。なお、貧血は、平均赤血球容積 (MCV) により、小球性・正球性・大球性貧血に分類される。小球性貧血のうち最も頻度が高いものは鉄欠乏性貧血である。成長期は検査上鉄欠乏性パターンを呈することも多く、また慢性溶血や失血でも鉄欠乏をきたすため、他の疾患との重複に注意を要する。正球性貧血は原因が多岐にわたるが、まず網状赤血球数を測定することで、病因が赤血球の産生低下であるのか破壊亢進であるのかが判別できる。しかし、確定診断にいたるには種々の特異的な検査を行う必要があるため、血液専門医へ紹介するのが望ましい。大球性貧血は小児においては比較的まれである。主な原因は、葉酸欠乏症・ビタミンB12欠乏症・甲状腺機能低下症などであるため、葉酸・ビタミンB12・甲状腺刺激ホルモンの測定を行う。

### 2) 疫学・予後

貧血は、比較的頻度の高い疾患で、先進国においても約20%の小児が、小児期のいずれかの時期に貧血を呈する。特に鉄欠乏性貧血は不規則な食事や月経過多が原因で思春期の女性に多い。鉄欠乏性貧血は思春期の運動選手にも比較的高頻度にみられ、スポーツ貧血と呼ばれることもある。鉄欠乏性による貧血は、鉄剤によく反応し、通常後遺症を残すこともないが、鉄欠乏は、学習障害や認識能力に影響する可能性が指摘されている。

### 3) 症状、症候

軽度な貧血患者においては特に症状がみられることがなく、血液検査で偶然に発見されること

も多い。しかし、ヘモグロビン値が8g/dl未満になると顔色不良、頭痛、めまいなどの症状が出現する。また、食欲低下・倦怠感などの不定愁訴を主訴に受診する症例もある。慢性貧血を示唆する所見として、興奮性・顔色不良・舌炎・収縮期雑音などがある。また、黄疸は溶血を示唆する。貧血が急速に進行した症例では、よりはっきりした身体所見が得られることが多く、頻脈・頻呼吸・うっ血性心不全などに注意する。臓器腫大（肝臓・脾臓・リンパ節）は白血病などの悪性疾患の兆候であるため、その有無を確認しなければならない。

#### 4) 診断

鉄欠乏性貧血の診断は、小球性低色素性貧血、血清鉄、血清フェリチン値の低下などで比較的容易に診断可能である。それ以外の溶血性貧血や再生不良性貧血は診断に特殊な検査を必要とすることから、血液専門医に紹介するのが望ましい。

#### 5) 鉄欠乏性貧血の治療

病歴および検査結果から鉄欠乏性貧血が疑われた場合、鉄剤の投与による治療を行う。治療開始後、2週間ほどでヘモグロビン値の改善が得られることが多い。ヘモグロビン値が正常化しても十分な鉄貯蔵量を得るために更に2～3ヶ月間、鉄剤の投与継続が必要である。この期間に、両親へ食事・栄養指導を行うことが望ましい。

#### 6) 児童生徒への対応

貧血の原因によって対応が異なるが、一般にヘモグロビン値が8g/dl以下の場合、体育やクラブ活動で過激な運動を行うのは避けるように指導する。鉄欠乏性貧血の患児には、再発を避けるために食事の指導も欠かせない。食事の鉄吸収は食物の種類によって異なり、一般に、肉や魚などの動物性食品中の鉄は、穀物や野菜などの鉄よりもよく吸収される。

### 15. 白血病

#### 1) 病態生理

白血病は、造血細胞が骨髄の中で腫瘍化した疾患である。腫瘍化した細胞によりリンパ性白血病（ALL）と骨髄性白血病（AML）に分類される。骨髄中で白血病細胞が増殖することにより正常造血が抑制されるため、貧血、易感染性、血小板減少による出血傾向が起こる。さらに、白血病細胞が各種臓器に浸潤し、臓器障害を起こす。

#### 2) 疫学・予後

小児の白血病は15歳以下の人口100万人あたり3～4人にみられ、わが国では年間約750例の新発生がある。また、ALLは小児がんの中で最も頻度が高く、全体の約30%、小児白血病の約70%を占める。AMLは小児白血病の約25%にみられる。ALLでは標準危険群90%、高危険群70%が長期生存する。AMLでは標準危険群80%、高危険群50%が長期生存する。長期生存例が増えるにつれて、晩期障害（成長障害、性腺機能障害、二次がんなど）が問題となっている。

### 3) 症状・症候

初発症状としては発熱が最も多く50～60%に、全身倦怠感は約50%、骨・関節痛ならびに出血傾向は約40%にみられる。リンパ節腫大、肝脾腫のほかにALLでは中枢神経と生殖器へ、AMLでは皮膚浸潤や眼窩への浸潤がみられる。

### 4) 診断

末梢血や骨髄血の塗抹標本を鏡見して、白血病細胞の有無を検討する。白血球数は増加する場合が多いが、なかには骨髄中には白血病細胞が充満しているが末梢血には流出せずに、かえって白血球数が減少している場合もみられる。

診断の定義では、骨髄中の白血病細胞が20%以上の場合、急性白血病と診断される。白血病細胞は形態学的にFAB分類によりALL（L1からL3）とAML（M0からM7）に分けられる。最近では、形態のみでなく、染色体や遺伝子診断の結果を総合して、病型の診断や予後の推定を行う。

### 5) 治療法

ALL、AMLともに初診時の危険因子に応じて治療が行われる。標準危険群では化学療法を、高危険群では造血幹細胞移植を行う。貧血や出血傾向に対する輸血や感染症に対する抗生剤の投与など、支持療法も重要である。

### 6) 維持療法中、治療終了後の児童、児童生徒への対応

通常、ALLでは2年間、外来で維持療法を行う。この間は全身状態が良好であれば通学は可能である。食事や運動の制限も特に必要としない。注意すべき点は感染症対策である。本人が発熱した場合は、医療機関への受診を促すのはもちろんであるが、学校内でインフルエンザ、水痘、麻疹などの流行がみられる場合は通学の可否を検討する必要があるため、早急に保護者に連絡する必要がある。また、顔色不良、鼻出血、皮膚の出血斑などがみられる場合も、再発の可能性を考慮し、医療機関への受診を促す必要がある。治療終了後、特に造血幹細胞移植を受けた場合は、成長障害や性腺機能障害についても配慮する必要がある。

## 16. 先天性代謝異常症

### 1) 主な先天性代謝異常症

先天性代謝異常症とは、生体内の代謝経路のある過程が遺伝的な欠陥により正常な機能を発揮できないために生じる疾患である。酵素反応の基質となる物質の蓄積、生成物の欠乏、側副代謝経路による代謝産物の増加などによって様々な症状を示す。疾患ひとつひとつの頻度は低いが、種類が多いため、全体としてはまれな疾患ではない。

新生児マススクリーニング（NMS）により発見され早期に治療開始された症例では特に症状は示していないが、厳密な食事療法などの治療が必要な症例が多い。

#### (1) フェニルケトン尿症（NMSでの発見率：約1/75,000）

フェニルアラニン水酸化酵素の活性低下により血液中のフェニルアラニンが上昇し、無治療の

場合は精神発達遅滞、けいれんなどの神経症状を呈する。

(2) ホモシスチン尿症 (NMSでの発見率：約1/200,000)

シスタチオンin  $\beta$  合成酵素の障害によりホモシステイン、メチオニンが上昇し、精神発達遅滞、マルファン症候群様の外見、水晶体脱臼、血栓塞栓症などを生じる。

(3) メープルシロップ尿症 (NMSでの発見率：約1/500,000)

分枝鎖  $\alpha$ -ケト酸脱水素酵素複合体の異常によりバリン、ロイシン、イソロイシンが上昇する。重症型では早期新生児期からの哺乳障害、昏睡、脳浮腫など、軽症例でも精神発達遅滞、ケトアシドーシス発作などを呈する。

(4) ガラクトース血症 (NMSでの発見率：約1/36,000)

ガラクトース代謝にかかわる酵素異常症のためガラクトース、ガラクトース-1-リン酸が蓄積するために生じる疾患である。その異常酵素によりⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類される。Ⅲ型は無症状で治療不要であるが、肝障害、敗血症などを呈するⅠ型、白内障を呈するⅡ型では乳糖制限を行う。

## 2) 学校生活での注意点

(1)~(3)の疾患の治療法はいずれも障害酵素の基質となるアミノ酸の制限であり、自然タンパクから摂取されるアミノ酸量を制限し、不足するタンパク摂取量を特殊ミルクなどで補う食事療法である。摂取できるアミノ酸量は残存酵素活性に依存するため症例により異なるが、いずれにしても非常に厳しい食事制限が必要であり、給食は摂取できないことが多い。また、規則正しい特殊ミルク摂取も必要となるため、ミルクの冷蔵保存や保健室でミルクを溶解して飲ませるなどの配慮も考えたい。野外活動や修学旅行では食事の対応が問題となるが、献立をあらかじめ家族に示し食べられないものを除去して、主食を低タンパク米などとする事で対応できる場合が多い。発熱や下痢・嘔吐などの急性疾患罹患時には食事療法を行うことは困難であるが、フェニルケトン尿症、ホモシスチン尿症では短期間の食事療法不良で神経症状が発現することはない。メープルシロップ尿症ではケトアシドーシス発作を呈することがあり、早期の専門医受診を勧める。ガラクトース血症に対する治療は乳糖制限であり、加工品を含む乳製品の除去に加え発酵食品や一部の果物なども制限の対象となる。Ⅰ型では思春期以降性腺機能異常を合併する例もあり、内分泌専門医によるフォローも考慮する。

今後、タンデム型質量分析計による新しい新生児マス・スクリーニングの普及に伴い、さらに多くの疾患が発症前に発見されることが予想される。これらも含め、先天性代謝異常症は同一疾患でも個人差が大きく、症例毎の治療法、食事管理法が異なる。これらの管理は通常、家庭と主治医が連携して確立してきたものであり、このため、家族との連絡を密にしてその児に適した治療管理を学校でも継続できるよう援助していただきたい。また、急性増悪時には迅速に専門病院と連絡を取ること重要である。

## 17. やせ

現代の社会のやせを礼賛するスリム志向を背景に学童期のやせは男女共に増加傾向にある。さ

らに憂うべきことは小学校高学年以降の女子のやせ傾向の頻度が年代を追うごとに増加しているという事実である。様々な疾患の主徴のやせを早期発見できる唯一の機会が学校における健康診査（学校健診）なので、それにかかわる学校医の責任は極めて重い。

### 1) 学校健診におけるやせの判定

学校健診の現場でやせをみつけるために必要なことは、養護教諭と協力して、厳密なやせの判定を行うことである。視診でやせを見つけたなら、実測の身長と体重から肥満度を算出する。肥満度の算出法は次のような方法で行う。標準身長体重表から実測身長に合致する身長年齢を割り出し、次にこの身長年齢に相当する平均体重を標準体重とする。この実測体重と標準体重から肥満度を計算する。

$$\text{肥満度}(\%) = (\text{実測体重} - \text{標準体重}) / \text{標準体重} \times 100$$

肥満度が-15%以下の低体重を「やせ」とする。ついで、やせが病的かどうかを判定するための鑑別を行う。

### 2) 学校健診におけるやせの鑑別

やせを主徴とする身体疾患は多彩な症状を示す。代表的疾患は視床下部下垂体障害の下垂体機能低下症、消化器疾患の消化性潰瘍、炎症性腸疾患の潰瘍性大腸炎、全身病の糖尿病、甲状腺機能亢進症、アジソン病などである。一方、精神科的疾患では脅迫障害、統合失調症、虐待（ネグレクト）などがある。心理的疾患は思春期やせ症である。以上の疾患群で、特に学校健診の場で発見すべき疾患は「思春期やせ症」と「甲状腺機能亢進症」である。

### 3) 学校健診における思春期やせ症の早期診断

現在の思春期やせ症の発症年齢は小学生高学年や中学生と若年化しており、しかも初経発来以前の発症も増加している。診断は「思春期やせ症の診断と治療ガイド」（厚生労働科学研究－子ども家庭総合研究事業）の診断を参考にする、即ち①肥満度-15%以下、②成長曲線で体重が1チャンネル以上下方にシフト、③脈拍数が60/分以下の徐脈、④3ヶ月以上の無月経（初経以前の女子は除く）の4項目を参考にして診断する。この「やせと徐脈」を指標とする思春期やせ症スクリーニングの感度と特異度は83%と99%なので、学校健診の場では効率のよい早期診断が可能である。そして直ちに専門医に紹介する。治療開始以後は医療機関と家庭と学校の三者が協力して本人が心安らぐような環境づくりを行う。

### 4) 学校健診における甲状腺機能亢進症の診断

やせのほかにも多動、多汗、成績低下、多食等があり、理学所見で甲状腺腫を認める。このときは直ちに専門医に紹介する。治療中では特に運動面の制限解除は慎重に行うことが必要である。

### 5) 単純性やせ (体質性やせ、家族性やせ)

食習慣が共通な家庭では、両親のいずれかがやせていれば子どもも似た体格になることが多く、理学所見上も心理的にもやせ以外の異常が認められないときには単純性やせを考える。

## 18. 軽度発達障害

授業中に席を立つ、チョッカイを出す、忘れ物が多い、みんなと一緒にが苦手、友達ができない、些細なことですぐキレる…、このような子どもたちに発達障害を伴うことがある。精神遅滞を伴わない場合に「軽度」を付けるが、彼らは特別支援学級だけでなく、通常学級にも少なからずいる。

発達障害は現段階で大きく3つに区分される。第1が自閉症スペクトラム (ASD) で、①意思疎通の障害、②こだわり、③イマジネーションの障害を特徴とする。第2が注意欠陥多動性障害 (ADHD) で、①多動、②不注意、③衝動性を特徴とする。第3は学習障害 (LD) で、①読字障害、②書字障害、③計算障害のいずれかを指す。注意すべき点は複数の障害を合併したり、加齢で特徴が変化したりするので、的確な診断が難しい場合があることである。また、教育界で使う学習障害 (LD) は医学界のそれと同義でなく、上記の3概念を明確に分けて使用しないことがあり、教員との会話には注意が必要である。

軽度発達障害児は、発達障害が「軽度」であるが故の不運がある。すなわち、一見すればふつうの子どもであるため、限られた脳機能に障害があることを理解されにくい。そのため、いつも叱られたり、周りから邪魔者扱いされるなど、成功体験より失敗体験が圧倒的に多く、不幸体験が蓄積しやすい。

「うれしい。」「よかった。」など「快」を感じると、脳内にドパミンという物質が放出される。快感をもたらすドパミンは、あらゆる行動の原動力 (意欲、動機、積極性) になる。ドパミンは「快」が得られると予想した場合にも分泌され、このことが「集中力」や「持続力」につながる。また、ドパミンが放出されるとオキシトシンの分泌が増加する。オキシトシンには他者への不安を打ち消す作用があり、社会性や人懐っこさを育てる。さらにドパミンは、他者とも「快」を共有し、「愛情」という感情を創りあげるのだ。

一方、「不快」すなわち「イヤだ。」「ダメだ。」など否定的感情になると、脳内にノルアドレナリンが分泌される。これは怒りのホルモンと呼ばれ、「覚醒」、「戦闘」、「生き抜く意欲」につながり、ストレスを乗り越えるために大切な物質である。しかし不快体験が続き、ノルアドレナリン分泌が続くと、ついには枯渇してしまう。すると「無気力」、「無関心」、「うつ状態」となり、ストレスに対してむしろ過敏になりイライラが増し、強迫観念や不安神経症が生じる。親から「虐待」、「叱責」、「否定」、「無視」が続けられると、自己防衛のため現実逃避に陥り、「喪失感」・「自己否定」・「トラウマ」が形成される。

軽度発達障害児が苦手とする「画一性」を求められる学童期を元気に乗り切るためには、ドパミン放出促進、すなわち成功体験・肯定体験を増やすこと、ノルアドレナリンの慢性放出抑制、すなわち失敗体験・否定体験を減らすことが重要である。なぜならば、快体験と不快体験の天秤がこころの健康を左右するからである。学童期を乗り越れば、画一性を強制される機会も減るた

め、彼らにとっては過ごしやすくなる。心が落ち着けば問題行動も減り、社会に出ることも困難でなくなる。学童期でノルアドレナリンが過剰に傾くと、不登校、家庭内暴力、非行、ひきこもり、うつなど、多くの二次障害の合併が待っている。

従って、軽度発達障害児への関わりは、「それでも自分は大丈夫。」という自信を育てることが最も重要である。そのためには得意課題を与えて自信を育み、苦手分野は障害と考えて無理強いせず、個性を尊重し、みんなと同じになる夢を抱かせない、両親や担任教員をこのように啓発していく必要がある。

## 19. こころの問題への対応

こころの問題を抱える子どもたちは日常診療でも増加しており、その病態理解は症状や経過を細かく解析することから始まる。子どもの心の問題は、大きく分けて乳幼児期と思春期をめぐる問題に分けられる。乳幼児期には発達の障害が中心であり、家庭を中心に対応するが、思春期では学校を含めた社会生活への不適合が中心となる。学校保健においては、子どもの「心の居場所」としての保健室の役割を重視したり、養護教諭が「こころの問題」への継続的な支援を実施したりしている学校が、小学校で約半数、中・高等学校では80%近くになっているといわれている。ここでは思春期において最も大きな問題となる不登校について、こころの問題の視点からその対応について述べる。

不登校の問題は、学校に行かないというだけのことではなく、「児童期～思春期における社会関係の形成不全」という認識で、子どもへの支援をする必要がある。小学校高学年以降の思春期は、子どもが大人になるための重要な時期で、それまでの自分を捨て、自分自身を新しく組み替える時期と認識し、同年代・同性の特定の親密な友達との関係を重視しはじめる。しかし、現実には学校生活の中で、深く傷ついてしまう子どもたちが多いため、傷つくことを恐れている場合は、学校以外での人間関係を積極的に形成させるようにするという対応策も必要となる。

その対応策として重要なのは、自尊感情を育てることである。「やれば何とかなる」という漠然とした自信が自己肯定感で、子どもができそうな目標を立てて、達成させる。それを繰り返すことにより、社会の中での「役立ち感」を高めることが必要である。

「登校刺激は控えたほうがよい」という考えもあり、実際にそうした刺激が子どもに負担を強いている場合もあるが、最初から刺激を控えてしまったために、子供や保護者が「学校から見放された」と却って不安になってしまうこともありうる。本人と直接やりとりすることは困難な場合も多いが、細々でも断続的なつながりは維持できるほうがよい。

具体的には、配布物を友人や担任が届け続けることや、担任が一定の頻度で保護者と電話連絡をして、その都度子供の反応を確認して接触のていどを調整していくことが望ましい。

### 【参考文献】

- 1) 小柳憲司, 学校に行けない子どもたちへの対応ハンドブック, 新興医学出版社

2) 秋山千枝子監修, スクールカウンセリングマニュアル, 日本小児医事出版社

## 20. 不登校への対応

不登校児（学校と距離を置いている子ども）の多くは、身体症状を訴えて休み始める。内科・小児科を受診し、身体症状の検査が行われ、異常がないと受診を打ち切られ、この段階で校医に相談が来る場合が多い。

### 1) 不登校は「病名」か？

不登校とは、その子どもが学校と距離を置いているという状態を指し示すだけで、病名としては適当ではない。この状態を「学校不適応」と考え、その不適応の原因をあせらずじっくりと考えていくことが不登校への対応の第一歩である。

### 2) 具体的な学校不適応の原因（事例）

#### (1) 器質的疾患がある場合

授業中トイレに行く回数が多く、それをからかわれるのがいやだった。（小3男児）

→夜間も頻尿があり、低身長。総合病院を紹介し、下垂体腺腫であった。

朝学校に行く前に腹痛がひどく、テスト前にも同様の症状。（中3男児）

→実際には学校行事と関係なく腹痛があり、消化器内科受診。内視鏡検査でヘリコバクター・ピロリ陽性の胃潰瘍であり、除菌療法により完治。その後不登校傾向なし。

#### (2) 精神疾患がある場合

友達のひそひそ話しが気になる。眠れない。（中2女児）

→その後、教室の壁と窓の間隙から誰かが見ていると叫びだす。精神科通院中。

#### (3) 学習困難がある場合

学校の授業についていけない。黒板の字がノートに書けない。（小2男児）

→会話は全く問題なし。書字障害があり、隣の行の文字は書き写せるが、15cm離れた隣のページの文字は書き写せなかった。特別支援教育を開始し、授業中必要であれば補助教員が隣に座り、音声や手元に文字を書くことにより授業復帰。

#### (4) 家庭内の問題

朝、起きることができない。（小3女児）

→家庭訪問をすると、ニコニコ迎えてくれる。衣服は汚く、季節にあっておらず、家全体に異臭が漂う。保護者の消極的ネグレクト（精神的な病により子どもに適切な育児ができなかった）と判断。児童相談所の一時保護で、児童の日常生活は規則正しくなり授業復帰。

#### (5) 学校での問題

学校に行くのが怖い。朝、ベッドの中で震えている（中1女児）

→症状の出現の前に、学級委員になり、体育大会の応援の指揮を任されていた。しかし、良かれと思ってやったことすべてが裏目に出てしまい、級友から総スカン。授業中に泣き出してしまう。時間はかかったが相談室登校を始め、翌年度のクラス編成を学校側が配慮。

新年度よりクラスに復帰。

### 3) 専門機関との連携

経過のなかで校外専門機関との連携が必要になろう。専門機関への紹介は学校側の一方的な判断ではなく、家族によく説明をして、話し合いながら行う。学校は手放すのではなく一緒に診ていく。例えば、極端な成績不良は軽度精神遅滞や学習障害の存在を、また、学校でのトラブルの多さは、注意欠陥／多動性障害や広汎性発達障害の存在を疑い、知能検査などの諸検査を行う専門の施設をまず紹介する。リストカットなど自傷行為を繰り返す場合や統合失調症の疑いがある場合には、精神科での治療の可能性を伝える。

#### 【付記】 校内連携とスクールカウンセラー

原則として愛知県においては、臨床心理士資格保有者が県内全中学に配置されている。校区の中学校や拠点校配置の小学校からの巡回で、同じく県内全小学校に担当のカウンセラーが必ずいる。児童生徒へのカウンセリング並びに教職員及び保護者に対する助言・援助に関し、校内で連携して対応をしたい。

#### 【参考文献】

- 1) 不登校診療ガイドライン, 日本小児心身医学会
- 2) 富田和巳, 小児心療内科読本, 医学書院

## 21. 児童虐待

児童虐待は年々増加しており、最悪の場合子どもが死に至るケースもある。児童虐待の相談件数が増加した背景には、2000（平成12）年に児童虐待の防止等に関する法律が制定されたことが大きく影響している。同法は、学校や医療施設などの関係機関の職員が児童虐待の早期発見に努めるよう規定している。

### 1) 学校における児童虐待への対応の重要性

児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、学校からの相談が家族に次いで多くなっており、虐待相談の年齢構成の割合は、校医活動の中心である「小・中学生」が51.2%である。

### 2) 校医に必要な児童虐待の知識

#### (1) 虐待の種類

- ① 身体的虐待 子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 性的虐待 子どもにわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ③ ネグレクト 保護者としての監護を著しく怠ること
- ④ 心理的虐待 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

## (2) 児童虐待と発達障害

子どもに発達障害がある場合、保護者が他の子どもに比べて子育てが難しく不安になり、虐待の芽が生まれることがある。また、虐待された子どもの落ち着きのなさや衝動性などが、発達障害を疑う子どもと類似性があること（虐待→第四の発達障害 杉山ら）に留意する。

## 3) 児童虐待の対応に関する校医の役割

児童虐待防止法においては、学校及び職員に、児童虐待の早期発見に努めること（第5条）、虐待を受けたと思われる子どもについて児童相談所等へ通告すること（第6条）等が規定されている。校医の職務は、児童生徒等の健康診断、疾病の予防処置と保健指導、健康相談、救急処置など多岐にわたる。このような職務の特質から、校医は児童虐待を発見しやすい立場にある。

### (1) 健康診断 虐待を発見しやすい機会である。

身体計測：発育不良、不潔な皮膚、不自然な傷・あざ

内科検診：不自然な傷・あざ、衣服を脱ぐことや診察を非常に怖がる

事後措置状況：精密検査を受けさせない、受診勧告をしても受診させない

### (2) 身体的虐待と不慮の事故による外傷とを見分けるために必要な基礎知識

基本的には、不慮の事故による外傷は骨張っているところ、例えば、額・鼻・顎・肘・膝など皮膚の直下に骨があって脂肪組織が少ない場所に生じやすく、児童虐待による外傷は臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋窩などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところに起こりやすい。また、本人や保護者の受傷原因の説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を強く疑う必要がある。

### (3) 記録の重要性及び留意点

福祉関係機関の長は虐待の通告を受けたときには、必要に応じ学校の教職員等の協力を得ながら通告に係る子どもの安全確認を行うこととされている。また、校医による記録は、児童相談所等における判定時の貴重な情報となる。

#### <記録の留意点>

- ①虐待を疑った根拠となる事象について、詳細に記録する。（虐待が疑われたときから記録をしておく。）
- ②本人から訴えのあった場合には、語られた言葉通りに記録する。
- ③伝聞情報と直接確認できた情報を、はっきりと区別し記録する。
- ④個人情報として厳重に管理し、開示請求に耐えうる内容としておく。また、校医は医療機関等と連携をとる際にも専門的な役割を果たすことができる。

## 【参考文献】

養護教諭のための児童虐待対応の手引，文部科学省

## 22. 原因となる器質的障害が見つからない疾患（心身症を含めて）

明らかな器質的原因が見つからない、体質的要因が大きい疾患や心因性疾患について述べる。

### 1) 起立性調節障害

頻度：好発年齢10～16歳、有病率：小学生の約5%・中学生の約10%（男：女=1：1.5～2）

症状：立ちくらみ ふらつき 易疲労感 思考力低下 集中力減退 息切れ 動悸

診断基準：

大症状：A. 立ちくらみ、B. 立っていると気持ち悪くなる～倒れる、C. 風呂で酔う、D. 動悸、息切れ、E. 朝起きが悪い。

小症状：a. 顔色が青白い、b. 食欲不振、c. 強い腹痛、d. 疲れやすい、e. 頭痛、f. 起立試験で脈圧狭小16mmHg以上、g. 収縮時血圧低下21mmHg以上、h. 脈拍数増加21回/分以上、j. 立位心電図のT II 0.2mV以上の減高

以上のうち大症状1 + 小症状3・大症状2 + 小症状1・大症状3以上があり、器質的疾患を除外した場合に起立性調節障害と診断する。

対応：規則正しい生活リズムの回復、塩分1日10～12g、水分1日1.5リットル以上摂取

治療：医療機関への紹介、昇圧剤等の薬物療法、加圧式腹部バンド、圧迫ソックスなど

### 2) 過敏性腸症候群

頻度：中学生以上に出現 中学生の6% 高校生の14%（欧州）

症状：腹痛や腹部不快感 排便の回数や便の性状の異常

診断：過敏性腸症候群の診断基準（小児思春期 4～18歳）以下のすべての項目があること。

1. 腹部不快感（痛みとはいえない不快な気分）または腹痛が下記の2項目以上を、少なくとも期間の25%をとまうこと。

a. 排便によって軽減する。b. 発症時に排便頻度の変化がある。c. 発症時に便形状（外観）の変化がある。

2. 症状の原因になるような炎症性、形態的、代謝性、腫瘍性病変がない。

※診断の少なくとも2ヶ月以上前から症状があり、週1回以上、基準を満たしていること。

対応：食生活の見直し、排便習慣の改善、十分な睡眠

治療：医療機関への紹介は夜間の腹痛、下血、嘔吐、体重減少などがある例

薬物療法（整腸剤、消化管運動調律薬、過敏性腸症候群治療薬）

### 3) 過換気症候群

症状：過換気発作とともに、空気飢餓感(空気が吸えない)、胸痛、動悸、嘔気、嘔吐、手足のしびれ、けいれん、意識消失

対応：発作時 ペーパーバッグ法

非発作時 対処法の指導（紙袋の携帯、腹式呼吸などの呼吸法）

治療：医療機関への紹介は頻発する場合や心理療法が必要な場合など

### 4) 非器質性視力障害

頻度：小・中学校の女子に多く男女比は1：2～4、好発年齢は9～11歳

症状：物が見えにくい ゆがんで見える 二重に見える

診断：視力低下や視機能の異常があるにもかかわらず、医学的な検査で原因が見つからない

視力低下を訴える転換型と健診などで偶然見つかる非転換型(転換型：非転換型 = 1 : 9)

対応：視力低下に過敏になりすぎない 不安な気持ちをやわらげる

校外医療機関への紹介(治療)眼科(視力検査・視野検査)小児科・神経内科(神経疾患精査)

心理療法は視力以外のさまざまな症状を訴えたり、不登校を伴ったりするような場合

薬物療法はあくまでも感情面の安定や身体面への対症療法として

### 【参考文献】

一般小児科医のための子どもの心の診療テキスト，厚生労働省雇用均等・児童家庭局

## 23. 小児科からみたスポーツ障害への対応

狭義のスポーツ障害とはoveruseにより生じる整形外科的障害のことをいう。しかし、整形外科疾患に限られず、様々な小児内科的疾患も含まれる。

### 1) 整形外科的スポーツ障害

整形外科的スポーツ障害は、動作の反復による微小外力が組織に損傷を与えることにより発生する。成長途上にある子どもでは骨端線がまだ閉鎖していないので、この時期の子どもたちの身体に過大な負担をかける組織損傷に起因すると様々なスポーツ障害を生じやすい。したがって、子どもの競技スポーツにおいてはその練習メニューや試合への参加において成人とは異なった特別の配慮が必要である。

症状、診断、治療など詳しくは別掲するが、学校で重要な予防について説明する。小児期のスポーツでは、十分な休養をとることが成人期のスポーツよりもさらに重要である。また、身体の特定位に強い負荷をかけるような運動をできるだけ避けることも必要である。10歳以下で特定の種目を専門に行った子どもの場合、スポーツ障害のリスクは非常に高くなるので、小学生や中学生のうちには専門的な技術を求めるよりも、体力づくりを重視して多くの運動種目を取り入れることが大切である。また、メディカルチェックにより関節の弛緩性、筋腱の硬さ、マルアライメントなどを知っておくこともスポーツ障害の予防に有用である。

### 2) 内科的スポーツ障害

- (1) 突然死：スポーツ中または直後の死亡事故は毎年150～200件起きている。原因疾患として心疾患を有している場合が多いが、生前に全く基礎疾患の認められない場合も多い。
- (2) 熱中症：日本は高温多湿の環境下にあり、4月から11月までそのリスクが高い。十分な水分摂取と休養が必須である。スポーツ中の水分摂取禁止は禁忌である。
- (3) 横紋筋融解：激しい運動により骨格筋細胞が融解する障害である。運動により骨格筋細胞破壊され、ミオグロブリンが血中に出現し、腎不全に至る。
- (4) 過換気症候群

- (5) 運動誘発性喘息
- (6) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
- (7) 女子競技者の三徴：摂食障害、無月経、骨粗鬆症の3つを指し、体操、フィギュアスケート、長距離走など成熟した女性の体型では高いパフォーマンスを発揮できない競技の選手にみられる。勝利至上主義がこれを招くと考えられる。
- (8) オーバートレーニング：練習のやりすぎにより疲労回復が遅れ、運動能力や競技成績が低下する状況である。
- (9) 燃え尽き症候群等の精神疾患：スポーツのもつ精神的、心理的な好影響はよく知られており、精神疾患の補助的治療としてのスポーツの効果も確立している。しかし、競技スポーツの場では抑鬱や燃え尽き症候群が時に発症することが知られている。勝利至上主義がこれらの発症と関連している。

#### 24. 養護学校における医療的ケア

在宅医療を受けながら肢体不自由養護学校に通学する子どもたちが増えている。肢体不自由養護学校児童生徒の20%程度（家庭だけでの実施を含む、現在愛知県内では児童生徒300名程度と推測される）がこれらの行為を必要としている。1990年ころ、在宅医療に含まれる口鼻腔吸引・注入・導尿・気管切開・人工呼吸器・IVH・酸素療法・自己注射等の行為は、「日常行為に必要な医療的生活援助行為で、家族が医師より指導を受けて家庭で行っているケア」であり、「治療行為としての医療行為」とは区別して「医療的ケア」と呼ぶことが提唱された。2004（平成16）年9月に厚労省の研究会の最終報告において、違法性の阻却（形式的には法律に抵触するが、実質的には違法性を問われない、処罰されない）により、「あくまで医療的ケアは医療行為であるが、条件を満たせば、教員が実施することはやむをえない」と整理された。学校で保護者以外が医療的ケアを実施することによる、教育的意義（教育条件の改善、教員と生徒の関係性の深まり）、福祉的意義（保護者の負担の軽減）、医療的意義が再認識され、安全性も確認された。この時点で、教員に認められた医療的ケアは、口鼻腔吸引（咽頭より手前）と注入（経鼻経管・胃瘻・腸瘻）だけであった。

愛知県では看護師のみが医療的ケアを実施している（現時点で全国の都道府県の約4分の1）。愛知県では、指導医制度（医療的ケアに詳しい小児科医が肢体不自由養護学校を訪問し助言を行う）を整備し、教育委員会が設置した医療的ケア連絡協議会で、指導医を含めた関係者が定期的集まり、安全な医療的ケア実施に取り組んでいる。同じ医療的ケアであっても、緊急事態の内容や程度は個人により異なっている。個別に、緊急事態として起こりえること、その場合の対処方法などを主治医に確認し、学校医と指導医も確認しておく必要がある。学校医と指導医が連携をとり、医療的ケアが必要な児童生徒が安全に通える体制整備が重要と思われる。

ところが、高齢者福祉・障害児（者）福祉の現場で医療的ケア実施のニーズが急増し、法律が改正され、2012（平成24）年4月から介護職員等（教員も含む）による医療的ケアの実施が法的に認められることになった。その仕組みは特別支援学校にも適応される。教員が、登録研修機関（学校の場合は教育委員会）で喀痰吸引等の研修を受けて必要な知識及び技能を修得すると、認

定特定行為業務従事者として認定され、登録喀痰吸引等事業所（特別支援学校）で、特定の児童生徒に対して、研修を受けた特定の医療的ケアが実施できることになる。これには医師の指示書と指導看護師の存在が必須である。なお、今回法的に認められた行為は、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）と経管栄養（胃瘻・腸瘻・経鼻経管）の6行為で、その他のケアは引き続き看護師によって実施される。

愛知県では、注入中の見守り・酸素療法の見守り・人工呼吸器の回路操作等のよりリスクの低い行為については、教員も看護師から研修を受けて実施できる体制を作っている。教員による6行為実施も含めて、今後の体制については全国の様子を参考にしながら、医療的ケア連絡協議会で議論していくことになると思われる。

特別支援学校で残された問題には、スクールバス内・校外行事における医療的ケア体制、看護師不足がある。また、医療的ケアを必要とする児童生徒は、肢体不自由養護学校以外の特別支援学校（盲・瘻・知的障害、病弱）や地域小中学校にも通学している。これらの学校にどのようにして看護師を配置して、児童生徒の通学を保障するかについて、今後検討を重ねていく必要がある。

## 第2節 眼科領域

### 1. 色覚に関する指導について

#### 1) 色覚検査について（色覚検査表、パネルD-15テスト、CMT）

平成15年度より学校での色覚検査は、定期健康診断の必須項目から削除された。しかし、健康相談として、学校、保護者、児童生徒本人の申し出があれば、保護者、本人の同意の上で、学校医（眼科）がプライバシーに配慮して行う。

学校内で検査する場合は、以下の点に留意する。

- (1) 検査室は、検査者と被検査者の姿や声が他の児童生徒に見えたり聞こえたりしない場所を選ぶ。部屋の確保が困難な場合は、カーテンや衝立で囲むなどしてプライバシーの保護に配慮する。
- (2) 色覚特性（色覚異常）の疑いのある児童生徒が、他の者から特別視されないよう配慮するとともに、本人に嫌な思いや恥ずかしい思いをさせないように、態度や言葉遣いに気を付ける。
- (3) 検査結果は、学校教育上必要な場合を除き関係者以外には漏れないようにする。

#### 2) 本人・保護者への指導（日本眼科医会発行「色覚異常を正しく理解するために」）

- (1) 色の見え方や感じ方には、個人差がある。その個人差が大多数の人と比べて大きく、「色覚検査」で異なった結果を示す人が、医学的には「色覚異常」と診断される。ものを見ること自体は他の人と変わらないが、色の組み合わせによっては、時々「色の見分け」が困難なことがある。
- (2) 色を間違えやすい条件としては、①暗い環境、②小さい対象物、③鮮やかでない色、等がある。たとえば、タンスに懸けてある洋服を選ぶ場合は一着ずつ取り出して明るい環境でゆっくり確認すること、色以外の情報（手触りや形、模様など）で区別する習慣をつける。

- (3) 保護者の方が「色間違い」に気づいた場合は、さりげなく正しい色を教えたり、急がせたりせずゆっくり選択するようアドバイスする。

### 3) 教職員への指導（文部科学省発行「色覚に関する指導の資料」）

色覚特性（色覚異常）の頻度は、男子の5%、女子の0.2%と報告されている。従って、色の判別を要する表示や教材を用いる場合は、誰でも識別しやすい配色で構成し、色以外の情報も加える。具体的には、以下のような指導をする。

- (1) 板書：黒板は明るさが均一になるよう照明を工夫し、常にきれいな状態に保つ。チョークの色は白か黄を主体に使い、他の色を使う時はアンダーラインや囲みを付けるなど色以外の情報を加える。
- (2) 掲示物・スライド：グラフや図表は、なるべく少ない種類の色で構成し、形、大きさ、模様、明暗など色以外の情報を加える。また、文字と背景の色には、分りやすい組み合わせの色を使用し、明暗のコントラストがはっきり分るようにする。
- (3) 地図：緑と茶などの見分けにくい配色は、黒で境界線を入れたり、斜線で区別したりするなど色以外の情報を加える。
- (4) 採点・添削：暗い場所では赤と黒の識別が困難な場合があるため、細字の赤ペンやボールペンは避け、色鉛筆などの太字の朱色を使用する。

### 4) 進学や職業選択に関する指導

#### (1) 進学について

理工系、医師薬系大学を含めほとんどの大学に進学可能であるが、制限を設けている大学も存在するため、心配な場合は個別に問い合わせをする。

#### (2) 職業について

一部の色覚特性（色覚異常）者には鑑別がしにくい色の組み合わせがあるが、個性として、十分に克服できる場合が多い。職業選択にあたっては、本人の希望を尊重し、いたずらに職種を制限しないことが原則だが、その特性が人命にかかわる可能性のある航空機のパイロットなどについては、その身体検査基準に「航空業務に支障をきたす恐れのある色覚の異常がないこと」と明記されている。殆どの職業において制限は緩和に向けて見直しが行われているので、過去に制限を受けていた職業についても、その都度、確認するのが良い。

ただ、長波長の光（赤色）に対して、有意に感度が低く、知覚するまでの潜時が有意に長い一部の色覚特性（色覚異常）者がいることも事実であり、強度の色覚特性（色覚異常）者では、その色覚特性のために仕事上で不利益を受けないよう、自身の色覚の特性を十分に調べた上で職業を選択することが望ましい。

### 5) 色覚検査表など

教育現場で使用されている検査には、石原表（石原式色覚異常検査表）、パネルD-15テスト（The Farnsworth-Munsell D-15 Test）、CMT（Color Mate Test）などがある。検査には、検出

しうる色覚特性（色覚異常）の程度に差があるため、その使用目的、結果、判定等に留意しなければならない。

(1) 石原表（石原式色覚異常検査表）

色覚特性（色覚異常）を検出するための非常に優れた表であるが、日常生活にほとんど支障のない程度の色覚特性（色覚異常）まで検出してしまうことから、この表の運用に際しては十分な配慮が必要であり、この表の結果のみで判断してはならない。学校用の他に、国際版として38表版、24表版、14表版も発行されている。

(2) パネルD-15テスト（The Farnsworth-Munsell D-15 Test）

強度の色覚特性（色覚異常）者を正常者及び中等度以下の者と区別し、強度の者については、その色覚特性（色覚異常）の種類が判定できる。このテストは、機能的な色覚特性（色覚異常）の有無の検査が可能だが、テスト結果が正常であっても色覚が正常とは判断できない。

(3) CMT（Color Mate Test「色のなかまテスト」）

教師が、児童生徒の色の見え方の違いに気付いたり、保護者から相談を受けたりしたときに、学習指導上配慮を要するか否かを判定するために使用する色覚表である。その子にとって「見分けにくい色の組み合わせ」が一目で分かるので、保護者への説明にも便利である。

## 2. 水泳時の伝染性眼疾患予防について

眼疾患の伝染予防を確保するには、プールに入る直前の児童生徒全員を毎日学校医（眼科）が健診するのが望ましい。しかし、現実には不可能であるので、学校現場において、次の措置を励行することを要望する。

プールに入る日には担当の教諭・養護教諭が中心となり、伝染予防の措置を行う。

(1) プールに入る直前に健康観察及び全生徒に下記の項目を保健調査し、1項目でも該当する生徒はプールに入れない。その場合直ちに眼科医の受診を勧める。なお、健康観察並びに保健調査時には絶対に目に触れないようにする。

- ①白目の充血があるか
- ②ひどく涙がでるか
- ③目やにが多量にでるか
- ④目がいたい又はごろごろするか
- ⑤家族で「はやりめ」にかかっている人がいるか

(2) 学校伝染病の出席停止期間について

次のように学校出席停止期間が定められているが、学校医の指導・助言を得て速やかに行う事が望ましい。

- ①第2類（咽頭結膜炎）：主要症状が消褪した後2日を経過するまで。
- ②第3類（流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎）：眼科医が伝染のおそれがないと認めるまで。

(3) 流行性角結膜炎の児童生徒が入ったプールは水抜きの必要はなく、塩素濃度10ppmで放置し、濃度が1ppmになった時点で遊泳を許可する。

**\* 外来で伝染性眼疾患と診断した場合**

直ちに児童生徒の学校へ連絡し出席停止の措置をし、症状により出席可能と判断した場合もメモまたは電話で学校へ連絡する必要がある。

**第3節 耳鼻咽喉科領域****1) 滲出性中耳炎**

静かなる中耳炎といわれ、痛みや耳だれ（耳漏）を伴わず、ほとんど無症状に経過し、知らない間に難聴になっていることが多い。難聴も比較的軽度であることや、発症年齢が低学年のために自ら訴えることは少ない。家族などが「聞き返し多い」「呼んでも返事をしない」「テレビの音を大きくする」などの症状で気づく場合もあるが、学校検診で発見されることも多い。小学校低学年の健康診断では特に注意が必要である。病態は中耳腔に滲出液が貯留するもので、伝音性難聴をきたす。つまり、中耳の滲出液が耳小骨の振動を妨げることにより音の伝わりが障害され、難聴をきたしているのである。発症に関与する因子には急性中耳炎の既往、副鼻腔炎、アレルギー性鼻炎の存在などが指摘されている。中耳と鼻咽腔とつなぐ耳管の働きが未熟である幼小児に多く発症し、小学校高学年になるに従い有病率は低くなる。しかし、発見の遅れや未治療により難聴が長く存在したため、児童の情緒の障害や言語の発達に影響が及んでいる例がある。また、癒着性中耳炎や真珠腫性中耳炎に発展していくことがあるので、長期経過をとる例では専門的な医療機関で継続的なフォローアップが必要である。

**2) 音響外傷**

強大な音の暴露により内耳の感覚細胞に障害が生じ難聴を引き起こす。個人差があり、音の大きさとその音への暴露時間により、障害を起こす程度はまちまちである。感音性難聴、つまり内耳障害性の難聴である。学校生活においては、耳栓不使用による運動会のピストル、また日常生活では大音量のヘッドホンやコンサートで生じることがある。健康教育の観点から、耳のしくみの理解や日常生活における注意喚起により予防することが大切である。

**3) アレルギー性鼻炎**

アレルギー性鼻炎とは、鼻呼吸によってアレルギーの原因物質（アレルゲン）を吸い込むことにより、鼻の粘膜におけるアレルギー反応として、くしゃみ、鼻水、鼻づまりを3主徴とする症状が繰り返し起こる病態である。

2007（平成19）年4月に文部科学省が発表した「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」によると、2004（平成16）年6月時点での全国の児童生徒のアレルギー性鼻炎の有病率は9.2%であった。アレルゲンとしては花粉、家ダニ、ホコリ、カビ、イヌ、ネコが主なものである。近年、スギ花粉症の低年齢化が進み問題となっている。日常生活に支障がある場合は、まず専門医にかかり、検査をうけ、自分の原因アレルゲンを知ることがポイントである。そして、病気を理解し、学校生活や日常生活において、アレルゲンを吸い込まないように予防する習慣をつけることが健康教育上大切である。

2008（平成20）年3月文部科学省事業として財団法人日本学校保健会により「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」と「学校生活管理指導票（アレルギー疾患用）」が作成され、各市町村の教育委員会を通じて全国の小中学校に配布された。この中でアレルギー性鼻炎については、病型、治療だけでなく、学校生活上の留意点として以下のポイントが挙げられている。

- (1) 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症）の児童生徒における花粉飛散時期の屋外活動
- (2) アレルギー性鼻炎の症状による夜間不眠による居眠り、あるいは治療薬による眠気による居眠り
- (3) (2)と同様に自転車通学時の眠気による安全性
- (4) 学校内での点鼻薬の使用についての配慮

鼻アレルギーの治療は、ガイドラインにあるように薬の内服とステロイドの点鼻薬治療が中心である。小児においても安全で眠気の少ない内服薬があり、耳鼻咽喉科専門医と相談して個々に合った服薬指導を受けるとよい。ステロイドの点鼻薬についても、主治医の指導を受け適切に使用されれば、非常に有効で安全性の高い治療である。標準的治療ではないが、他に減感作療法、鼻粘膜焼灼術（レーザーなどによる）などがある。これらは、現在、小児においても耳鼻咽喉科専門医の下、多施設によって安全に行われている治療である。

#### 4) 副鼻腔炎

副鼻腔に感染が起こり急性または慢性炎症や膿がたまった病態を副鼻腔炎と言う。別名、蓄膿症（ちくのうしょう）と言われる。これは、鼻腔構造と鼻の粘膜の繊毛の機能低下が発症要因で、感染が繰り返されることにより慢性化するとされている。「がぜ」症状からはじまり、引き続き鼻症状が残存して発症することが多い。主な症状は鼻閉、鼻汁で、急性の場合は頭痛、頬部痛を伴うことがある。児童生徒においては、慢性化することにより口呼吸、注意力散漫などにより学力低下につながることもある。診察時に前鼻鏡検査で診断できることが多いが、レントゲン検査により確定診断できる。耳鼻咽喉科専門医は、幼小児に対しては被爆の問題もあり、あまり頻回なレントゲン撮影は治療の指標としない。成長期である小児の治療は、原則的に保存的治療（抗生剤の内服、ネブライザー治療など）が中心である。遷延し慢性化していく症例においては、成長期を過ぎた後、鼻腔の形態学的矯正術や内視鏡的副鼻腔根本術が行われる。

#### 5) 鼻出血

小児の鼻出血の出血部位は、ほとんどが鼻中隔前部の毛細血管が豊富に分布している部位（キーゼルバッハ部位）である。止血の基本は圧迫であることを理解し、あわてずに安心させることが大切である。出血時は体を横にせず、椅子などに座らせ、鼻をつまむように圧迫止血を試みる。前傾姿勢にさせ、のどに落ちた血液は口から静かに吐き出し、飲み込まないように指導する。鼻出血が頻回であったり、大量であったりする場合は専門医受診を勧める。電気メスやレーザーなどで出血部位の血管を焼灼して出血なくする治療法がある。

## 6) 鼻骨骨折

鼻骨骨折は、顔面骨折の中で最も多く認められる骨折である。鼻骨は鼻中隔とともに鼻の上半分を形作っている薄い骨である。そのため、肘が当たった程度の比較的弱い力でも折れることがある。バスケットやラグビーなどの接触プレーのあるスポーツで起こしやすい。(もちろん、ボクシングなどの格闘技では日常的に起こる。)小児の場合は、骨が柔らかいので変形があまりなければ、成長に伴う自然矯正が働いてほぼ正常に回復する。従って、手術を必要とすることはまずない。中学生以上で大人並の骨格に成長している生徒においては、矯正手術が必要な場合がある。

外傷後、鼻骨骨折が疑われる場合は、耳鼻咽喉科専門医を受診すべきである。しかし、原則的に鼻骨骨折には緊急性がないので、翌日の受診でも問題ない。ただし、骨折後10日～14日をすぎると骨が癒合して動かすのが難しくなるので、早めに受診し、X線検査やCT検査をふまえて手術が必要かどうかを判断すべきである。手術の必要性を決める上で、理解すべき大切なポイントがある。①鼻骨骨折だけでは生命に影響を及ぼすことはない。②鼻腔形態の変化により鼻閉が生じることがある。③鼻骨の変形は美容的影響をもつ。以上の3点である。鼻骨骨折矯正術は一般的には局所麻酔下で行われ、手術後は、ガーゼタンポンと外的に外鼻にギプス固定が行われる。

### 【参考文献】

- 1) 学校医手帳 平成20年3月改訂, 兵庫県医師会
- 2) 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン, 財団法人 日本学校保健会
- 3) すぐに役立つ外来耳鼻咽喉科疾患診療のコツ, 全日本病院出版会

## 第4節 整形外科運動器領域

### 1. 整形外科的外傷

整形外科運動器領域の疾患として外傷と障害に分けることができる。おもな外傷には捻挫、骨折、脱臼、肉離れなどがある。

#### 1) 捻挫

捻挫とはスポーツや体育の現場で一番多い外傷である。捻挫と聞くと「骨に異常がなかったから軽くすんだ」「骨折よりも軽症」と思われがちであるが、必ずしもそうではない。捻挫とは関節に無理な力が働き、関節の生理的な許容範囲を超えた動きが強制されることにより、関節を構成する靭帯、関節包、軟骨、腱膜、骨を損傷することをいう。あらゆるスポーツの現場で起こりうる外傷であり、症状は局所の痛み、腫れ、内出血、不安定性などである。

#### 2) 骨折・脱臼

骨折・脱臼は直接的な強い力が骨や関節にかかることによって変形したり、関節がはずれることである。症状は痛み、腫れと受傷部位の異常の動きであり、関節付近の骨折は捻挫とよく似た症状のため注意が必要である。子供の骨折は 骨の表面にしわがよるような骨折（若木骨折）が

特徴的である。また成長過程にある子供の骨には成長軟骨があり、この骨折を伴うと変形治癒の原因になることもある。学童期の子供では、単純レントゲン写真では関節周囲の骨はまだ軟骨の状態では写らないことがあり、専門医による診察、検査が必要となる。

### 3) 肉離れ

肉離れは筋肉線維の断裂であり、運動中に筋・筋膜の一部が瞬間的に切れてしまった状態をいう。傷めた部分の圧痛や運動痛、歩行障害などが認められる。ふくらはぎや大腿に起きやすい。

### 4) 治療

学校内やスポーツ現場で起きたけがは応急処置として次のような処置を行うとよい。①Rest（安静）、②Icing（冷却）、③Compression（圧迫）、④Elevation（挙上）。このそれぞれの頭文字をとってRICE（ライス）療法といわれる。即ち1番は安静である。局所の安静が主体であるが大きな関節の捻挫、骨折の場合は局所のみならず、全身を安静にしていたほうがよい。2番は凍傷に注意して氷や保冷剤などで冷やす。3番の圧迫は弾力包帯などで血行障害に注意して圧迫するが、ころころと巻く程度でも効果はある。関節や手足に不安定なぐらつき感がある場合や骨折が疑われる場合は副木も当てると良い。4番の挙上とは局所を心臓より高い位置に置くことにより腫れを軽減する目的である。

以上の応急処置の後、できるだけ早い時期に医療機関を受診したい。早く診断をつけ、治療をはじめることが後遺症を残さず、早い学校生活また早いスポーツへの復帰につながると考えられる。

## 2. 緊急を要する外傷の対処

①頭部や顔面を強打したことによる意識障害や頭痛が強いもの、②首や腰背部の外傷で手足の麻痺や痺れのあるもの、③出血の多い創、④胸部、腹部を強打して苦しさや痛みの強いもの、以上のような場合は早急に医療機関を受診したい。場合によっては救急車の出動要請も必要になる。

運動部活の練習、運動会、校内の球技大会、対外試合は土曜、日曜、祝日にも行われることがある。あらかじめ地域の救急医療体制を調べ（救急診療所、病院の場所など）、いざとなったときのために備えておきたい。大きな大会を主催する場合、合宿や当日の救護体制として事前に会場近くの医療機関に連絡しておくことも必要である。

## 3. 整形外科的障害

障害とは毎日のように繰り返して行う運動によって徐々に関節、筋肉、腱の付着部、成長軟骨、骨などに炎症が起き痛みを伴うようになったものをいう。使いすぎ症候群（オーバーユース症候群）ともいわれる。

原因はスポーツの「やりすぎ」である。また関節では、関節可動域の障害を伴うスポーツだけでなく、日常の生活にも不自由を生じることになる。症状は運動時の「痛み」である。「痛み」は

体が「休ませて欲しい」という危険信号を出しているということを忘れてはいけない。骨、関節、筋肉にかかる負担が限界を超えている状態である。痛みが出始めた初期の段階で正確な診断をつけ、治療が開始できれば長期間にわたってスポーツ活動を制限したりすることなく続けられ、また将来に症状を残すことも少ない。しかし、何らかの理由で医療機関への受診が遅れたり、状態が悪化してからの受診では治療のため長期間スポーツ活動の中止や、最悪の場合はスポーツ活動そのものをあきらめることになる場合もある。この「痛み」や現場の実態にどう対処していくか、指導者や相談を受けた養護教諭、校医も悩むことが予想される。

「痛み」は体の悲鳴とか危険信号であると理解しているつもりでも児童生徒から「今度の試合にぜひに…」と懇願されたりすると、つい無理をさせたりする結果になることもある。しかし、学校には学校における児童生徒及び職員の保健管理・安全管理を目的にした学校保健安全法を遵守する義務がある。学校現場のスポーツ活動においては障害、外傷はなるべく早く医療機関を受診し、特に専門医による診断を受けるよう指導していただきたい。

#### 4. 正しい診断と治療

外傷、障害の状態を正しく早く診断し、治療を開始することが学校生活、スポーツへの復帰を速めることにつながることは言うまでもない。外傷であれば打撲か、捻挫か、骨折なのか、障害であれば損傷個所が筋肉か、関節か、骨なのか直接診断した上、補助診断としてレントゲン、CT、MRI、エコー検査など行って診断する。以上の結果から、どのような治療が必要かということが決まる。

#### 5. 筋力・体力の低下予防

外傷や障害が治るには時間がかかることが多い。治療期間中全身の安静が必要な場合を除き、患部の治療の妨げにならない範囲でリハビリテーションを開始する。心肺機能、健常部の筋力の維持はスポーツ活動への早期復帰に重要である。例えば上肢のけが、故障であれば下肢、体幹のストレッチや運動を積極的に行う。学校の部活の現場ではなかなか難しいこともあるので、主治医に運動の種類や方法を尋ねていただきたい。

また、いつからスポーツへの復帰を許可するか？これはよくある質問である。基本的には今ある症状が消え、普通に日常生活ができるようになれば許可を出してよい。このとき重要なことは再発の防止である。

けが（外傷）は事故と同じであり、けがが起きた状態を検証し、同じけが起きないように配慮も必要である。けがを繰り返せば再発、悪化は必至である。トレーニング方法やメニュー、日程などを再考していただくように指導される先生、指導者の方に伝えたい。

#### 6. 障害と外傷の原因と予防

スポーツによる障害と外傷の原因は運動そのものによる「外的要因」だけでなく「個人」「個体」の要素、道具、場所、環境（温度、天候、水温）、練習の強さや時間、テクニック等が挙げられる。これらを検証していくことで障害と外傷の予防にもつながる。

### 1) 個人の身体的な特徴

4月生まれの児童生徒と3月生まれの児童生徒の間には同じ学年で約1年の差がある。小児の骨には成長軟骨があり、成人に比べると筋肉も未発達である。身体の柔軟性、下肢のアライメント（O脚、X脚）、足の形（偏平足、甲高）成長による急な体重増加など様々な特徴を持っている。「子供は大人のミニチュアではない」ということを忘れてはならない。

### 2) 道具など

必要な道具はスポーツする子供たちの身体に合った、しかも安全に配慮した物を選ぶことが重要である。経済的な問題等でなかなか難しいこともあるかもしれないが、ここでは靴を例に述べる。

靴、シューズ、スパイクは地面、床からの大きな力からスポーツする子供の身体を守る大切な道具である。その大切な道具は慎重に選ばれ、また選ぶべきである。過去に学校現場、特に中学校では納入業者が持ってくる「学校規定の靴」はスポーツシューズのようではあるが、機能は子供の身体を守るどころか衝撃吸収性が乏しく障害の原因になるようなお粗末な「履物」がまかり通っていたことがある。靴はサイズだけでなく、足の裏のアーチを守るインソールの調整可能な、またヒールカップがしっかりしていて、後足部を保護しうる安全なものを選ぶようにしたい。

このように子供たちがスポーツに使う道具はいつも不備がないよう今一度きちんと点検したい。

### 3) 環境

場所、天候、温度、水温、湿度、地面、床の状態（体育館、グラウンドの路面、柔らかい芝生）、プールの深さ、他の競技との場所の共同使用など、運動スポーツする場所の状態が障害やけがの原因になるのでこれらのことにも十分配慮し改善する必要がある。

特に初夏のむし暑い雨の日の学校の廊下、階段でのトレーニングは熱中症や事故につながることもあるので注意したい。

### 4) 運動の強さと取り組む時間

運動の強さが強ければ強いほど、運動時間が長ければ長いほど 障害や外傷は増える傾向が見られる。そして時間が長いと集中力低下による事故（外傷）も増える。

十分な休養を取りながら運動に取り組むことが必要である。

### 5) テクニック

いろいろなスポーツのテクニック・技術を的確に正しく身に付けることも重要である。「正しい、美しいフォームからはすばらしいパフォーマンス」とよく言われるが、これも障害や外傷の予防にもつながると考えられる。

## 【参考文献】

- 1) 武藤芳照, 学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き, 4
- 2) 川上紀明, 学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き, 52~53
- 3) 鈴木 紅, 学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き, 63
- 4) 柏口新二, 学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き, 66
- 5) 帖佐悦男, 学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き, 67
- 6) 武藤芳照, 学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き, 81
- 7) 鈴木 紅, 学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き, 92
- 8) けがをしたときのスポーツ医へのかかり方, 日本整形外科学会

## 第5節 皮膚科領域

## 1) アトピー性皮膚炎

アトピー性皮膚炎は身体的、精神的、知的発達に最も重要な学校教育の時期に一致して見られることから、一日のうち多くの時間を過ごす学校における管理と指導は極めて重要である。

アトピー性皮膚炎は次のように定義されている。

「アトピー性皮膚炎は増悪と寛解を繰り返す掻痒のある湿疹を主病変とする疾患であり、患者の多くはアトピー素因をもつ」

ここでアトピー素因とは、

家族歴・既往歴(気管支喘息、アレルギー性鼻炎・結膜炎、アトピー性皮膚炎のうちいずれか、あるいは複数の疾患)があること、またはIgE抗体を産生しやすい素因をさす。

## (1) 症状

アトピー性皮膚炎の症状：年齢により特徴がある。

幼小児期（4歳～12歳ごろまで）は全体に皮膚は乾燥性となり皮膚の角質が粉のようになってはがれ落ち、アトピー性皮膚（atopic skin）の状態が目立つ。顔のはたけ（顔面単純性皰癬疹）、耳切れ、ズック靴皮膚炎もしばしば認められる。思春期、青年期は上半身に発疹が強い傾向となり皮膚が厚く硬くなる。顔は治りにくい赤い皮膚、そして四肢は治りにくい痒い、硬く盛り上がった発疹が認められる。

## (2) 学校における管理と指導

アトピー性皮膚炎の児童生徒を管理指導していくには、家庭、学校、医療機関が連携し、かつ継続して病気治療の支援や皮膚や心のケア、生活指導、環境の整備を行っていくことが重要である。

- ①日頃より児童生徒の健康状態や治療薬の使い方などを把握しておく。
- ②毎日のケアが必要な場合は、保健室で持参した外用薬を塗るようにさせる。背中など自分で塗れない所は介助する。
- ③痒みが出たり急な変化の場合は、冷水で絞ったタオルで拭いたり、患部冷やしたりして痒みを抑え、必要なら持参した外用薬を使用する。
- ④プールの後ではプールの塩素を落とすため、必ずシャワーを浴びて余分な水分を拭き取った後に必要に応じて外用薬を使用する。

- ⑤保健室では皮膚処置のためにカーテンで仕切るなどして環境を整える。
- ⑥教室内は換気や清掃を心がけ清潔にしておく。
- ⑦小動物で症状の悪化が疑われる時は、飼育の免除が必要なこともある
- ⑧個別の保健指導も必要であり、学校生活管理指導表を活用し、学校医と主治医、家庭と学校間の相互連絡や情報交換も行う。

## 2) 接触皮膚炎—おしゃれ障害—

近年化粧開始年齢が低下してきている。中学生、高校生で化粧をして学校へ行くことが普通になっている。十分に大人になっていない未完成の皮膚に化粧などの化学物質を使うことは大変危険である。子供は皮膚を守る皮脂も少なく、また思春期は肌質の変化する時期でかぶれが起りやすくなる。かぶれを起こしやすいものとしては、ピアス、ネックレス、マニキュア、化粧水、ファンデーション、リップクリームなどがあり、注意が必要である。また永久染毛剤に含まれるパラフェニレンジアミン（PPD）は接触皮膚炎を起こしやすく大人になってから使用すべきである。一旦おしゃれをしてしまうと、それ以降も使いたくなくなるので、保護者、学校、医師が一体となって相談にのることが大切である。

## 3) 熱傷

学校活動で受傷する機会は給食の汁物、家庭科の実習中のアイロン、課外授業のキャンプファイヤーなど意外に多くある。

I度熱傷は表皮と真皮乳頭層までの障害であり、赤くなる程度で損傷は一過性で、数日で傷跡を残さず治る。

II度熱傷は表皮及び真皮であり、水疱が出来る。浅達性II度熱傷は組織障害が浅く真皮浅層にとどまっており、受傷後2週間程度で傷にならずに治る。深達性は組織障害が真皮深層に達しており受傷後3～4週間で傷を残して治る。

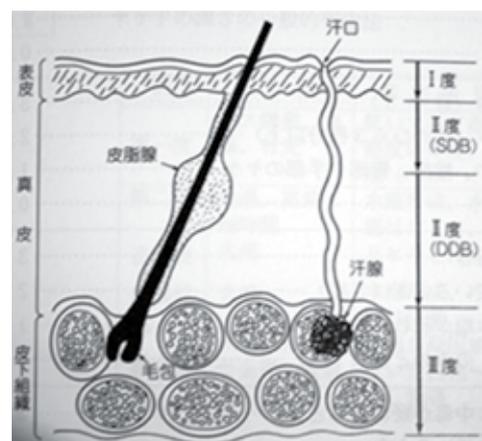
III度熱傷は真皮全層の組織障害で皮膚の色は黒色、褐色、白色となり、痛みを感じない。多くの場合手術が必要となる。

特殊な場合として、熱気を吸い込んだときに発生する気道熱傷がある。顔面に受傷し、しわがれ声(嗄声)、ぜいぜい、ひゅうひゅうという呼吸音(喘鳴)などの症状があるときはこれを疑い呼吸管理などの早期の治療が必要となる。

### 一般的な治療

まずは冷却することであり、熱傷面を流水または冷水に浸したガーゼ、タオルなどで20～30分直接冷却する。I度熱傷は冷却のみで他の処置は必要ないが、ステロイドの外用剤は有効である。II度以上は早期に医療機関を受診するようにしたい。

図8-2 熱傷の深さ



## 第6節 産婦人科領域

世界的傾向として思春期の早発化とこれに関連した性活動の活発化、諸問題が社会問題ともなっている。女性の思春期は小児期から成熟期への移行期で、この間に初経が発来するなどホルモンの変化的な変化の激しい時期である。身体の発育とその異常、性心理の変化と行動・妊娠、性教育など多くの問題を抱えている。身体的変化に対しても不必要な不安を回避するため、この時期の生理的発育の正常範囲を理解することが重要である。

思春期外来が開設されている医療機関も増えている。それらの報告では年齢分布は10代前半が20%超、後半が50%～である。主訴は80～90%以上が月経に関する症状である。他に妊娠、避妊、性感染症などが挙げられる。

### 1. 月経

#### 1) 初経

発来年齢は $12.3 \pm 1.0$ 歳であり、13歳で70%前後、15歳までにはほぼ100%が迎える。身長発育のピークを過ぎた(151～2cm)、体重の急激な増加をみた(およそ42kg)半年後くらいが目安となる。初経を迎えたときの周囲(社会、母親)の態度がその後の潜在的女性の意識に影響するといわれ、大切である。月経を肯定的に明るくとらえることは人間らしく生きる、という性教育の原点でもある。

初経後1～2年間は排卵周期が確立されていないことが多いので、その頃の月経周期異常は生理的範囲とみなして経過を見ればよいが、正常と異常の区別は必ずしも容易ではない。日常生活に支障をきたす場合には医療介入を考慮する。

#### 2) 月経異常

##### (1) 原発性無月経

18歳までに初経の発来をみないものと定義される。病因・病態は多様である。遅発月経は15歳以上で初経の発来したもので、原発性無月経を呈する疾患と重複するものが多い。ゴナドトロピンレベルを目安に分類されることが多い。妊娠などの生理的無月経を除外しえた後、診断を行う。内診をいきなり初診で行うのではなく、信頼関係が築かれ、十分に納得してもらった上で行うように婦人科医は配慮している。

a) 正常ゴナドトロピン性無月経(子宮・膣の異常): 頻度の報告はさまざまである。

- ・ 膣欠損: 全体、部分的(上部あるいは下部のみ)欠損もある。膣欠損症で機能的子宮を持つ群では初経の始まりとともに、周期的に繰り返される下腹部痛や腰痛を主訴として他科を受診し、場合によっては急性腹症として開腹術を受けていることもある。非機能的子宮をもつ Mayer - Rokitansky - Kuster - Hauser 症候群では正常の卵巣を所有するため無月経以外は無症状である。
- ・ 処女膜閉鎖症: 処女膜に開口部が無く、卵巣や内外性器には異常は認められない。月経発来後も月経血は膣外に出ず潜伏月経となる。月経時(定期的)に一致して下腹痛を起こす。膣留血症→子宮留血症→卵管留血症となる。

## b) 高ゴナドトロピン性無月経

卵巣形成障害（ターナー症候群など）・精巣性女性化症候群・ゴナドトロピン抵抗性卵巣・二次的卵巣機能障害（炎症・外傷・放射線・手術など）

## c) 低ゴナドトロピン性無月経

性成熟の遅延・下垂体機能障害・視床下部性・内分泌系異常・るいそうなど

## (2) 続発性無月経、月経不順（稀発、頻発）

月経とは定期的に発来し、限られた日数で自然に止まる子宮内膜からの周期的出血と定義される。正常範囲はおよそ、周期：25～38日、その変動±6日以内、持続日数：3～7日、経血量：20～140ml。周期的にこれをはずれると月経不順、またこれまでであった月経が3か月以上停止したものを続発性無月経と定義される。思春期外来受診の半数以上を占めている。

## a) 体重減少性無月経

続発性無月経の原因、誘因の多くを占める。思春期が異性を意識し始める時期であること、テレビや漫画、タレントの影響など、やせに対するイメージが美化され、やせ願望をもつ若い女性は少なくない。肥満体型ではないのにもかかわらず減量経験があるものが思春期では過半数を超え、健康より美意識を優先する傾向にある。過度あるいは急激なダイエットにより、視床下部性の稀発・無月経に陥る。長期間あるいは減少が重度の場合、BMIが18.1以下になるとは第二度無月経になる危険が高い。神経性食欲不振症（Anorexia nervosa：AN）との鑑別が必要である。ダイエットを始めても通常は途中で諦め、過度の体重減少はきたさないものであるが、月経異常をきたしてもダイエットを続けるような場合、ANに近いような性格であることがあり、専門医紹介を考える。

治療は体重の回復が最優先である。ストレスがあれば除去を、ライフスタイルに問題があれば食事療法など指導する。体重が回復しても月経周期の回復には長期間かかることが多い。体重が回復傾向にあったり、またホルモン剤による出血の誘発が本人を精神的に安定させたりするような場合には黄体ホルモン（Holmstrom療法）、卵胞+黄体ホルモン（Kaufmann療法）を行う。

## b) 運動性無月経

激しいトレーニングや試合などが身体的、精神的ストレスや体重減少（体脂肪率の低下）を通じて副腎皮質刺激ホルモン放出ホルモンの過剰分泌を惹き起こし、視床下部性無月経を呈する。トレーニング量の減量や体重増加を要する。初経発来には17%以上の、月経周期の維持には22%以上の体脂肪が必要であるという。

## c) 多嚢胞性卵巣症候群

思春期との関わりが注目されている。思春期の場合は喫緊の挙児希望がないので、治療の目的は、月経周期の改善や体がん予防にホルモン療法をする。我が国の診断基準は①月経異常、②多嚢胞性卵巣、③血中男性ホルモン高値またはLH基礎値高値かつFSH基礎値正常のすべてを満たす場合である。

## 3) 月経と骨粗鬆症

女性の一生で、骨生成速度が最もはやいのは12～15歳の間であり、20歳で最大骨量に達すると

いう。これは、思春期の無理なダイエットや無月経が、その後の骨格系の成長にいかにか悪影響を与えるか、を意味している。また、20代以降に栄養状況が回復してもなかなか骨密度の改善が得られないという事実にもつながる。摂食障害の無月経の場合、特に10代前半の場合は骨形成に影響があるから、低体重期でもホルモン療法を行うべきであるという意見もあるが、ANの場合、体重増加が伴わないとエストロゲンを補充しても骨量は増加しないとも言われ、低体重であること自体が骨量減少の重要な原因と考えられている。

米国スポーツ医学会では、無月経、骨粗鬆症と摂食障害を女性におけるスポーツ医学的3大問題として位置付けている。新体操、シンクロナイズドスイミング、フィギュアスケート、バレエ、などのappearance sports、マラソンやノルディックスキーなどのendurance sports、柔道やボートなどのweight loss sportsなどの選手に特に多い。指導者も無月経はその時点の運動レベルが最適である証拠と誤信してきた。現在、米国では、各競技団体がこれら三徴の予防、教育、管理プログラムを確立しつつあるという。

#### 4) 思春期早発症

第二次性徴が標準より早く出現した状態である。日本産科婦人科学会定義では、①乳房発育7歳未満、②陰毛発育9歳未満、③初経10歳未満でそれぞれの発現が見られた場合としている。

##### (1) 真性思春期早発症

特発性：何らかの原因により視床下部の正常なGnRHパルス発生源の抑制が解除され、GnRH分泌が亢進したもの。70%をしめる。

器質性：中枢神経に腫瘍や炎症、外傷の結果、GnRH分泌が亢進したもの。

##### (2) 仮性思春期早発症

卵巣腫瘍など卵巣由来が多い。重要なことは重篤な疾患の二次的発症の可能性があるので精査が必要であること、次いで骨端線の早期閉鎖が起こり、結果的に低身長に終わることが多いので、適切な診断、治療のため専門医受診が必要である。心理社会的な問題の改善と最終身長の正常化も治療目的に加える必要がある。

#### 5) 月経困難症

月経に随伴して起こる病的症状をいう。激しい下腹部痛と腰痛を主とする。器質的疾患によるものと、骨盤内に疼痛の原因となるような病変のない機能的月経困難症があるが、思春期女性において問題になるのはほとんど後者である。特徴は初日、あるいは2日目頃の経血量が多い時期に強い。主な原因は分泌期内膜から産生されるプロスタグランジン (PG) の過剰産生による子宮筋の過収縮である。PGとその代謝産物が体循環に流入すると、吐気、嘔吐、腰痛、下痢、頭痛などを引き起こす。患者は無症状の女性に比し、子宮内膜におけるPG産生が多く、月経血中の濃度も高い。よって、PG合成阻害剤が有効である。痛みが強くなる前の早めの服用がより有効である。

a) 非薬物療法：規則的な運動、温熱療法など。プラセボの有効率30~40%ということから心理的要因もかなりある。

b) 薬物療法：子宮内膜でのPG合成の抑制を目的とする。いわゆるNSAIDsである。約80%に有効である。メフェナム酸、イブプロフェン、ナプロキセン、ケトプロフェンが有用である。メフェナム酸はPG合成阻害作用とともにPG結合部位での競合作用も有し、他の薬剤に比し有用性が高い。NSAIDsで十分な効果が得られない場合や副作用が問題となる場合には低用量ピル（OC）が選択される。排卵が抑制されるだけでなく、子宮内膜の増殖が抑えられ、PG濃度が最も低い卵胞期初期の状態を保つことが可能であり、子宮収縮を劇的に減少させる。90%以上で疼痛が軽減される。

## 6) 月経前症候群（Premenstrual syndrome, PMS）

30歳代以降に多いが若年者の症例もある。月経前に発症する多岐にわたる精神的、身体的症状を月経前緊張症と称し報告された以来、研究が進められてきた。病因については月経周期による内分泌変動に伴う変化、性格的なもの、など種々の報告があるが診断基準および治療指針には、いまだ統一見解はない。思春期、若年者においては、「月経周辺期の症状」を月経に伴うものと把握していないことも多いと考えられる。

からだの症状：下腹痛・腰痛、胸の張り・むくみ、肌あれなど

こころの症状：イライラ、憂うつ、感情の不安定など

日常のトラブル：怒りっぽい、食欲変化、居眠り・不眠、やる気の低下など

## 2. 10歳代の妊娠の問題点

性教育の必要性が浮かび上がる。全分娩に占める割合は1.5%程度である。10歳代妊娠には社会的問題が大きい。

- ①若年妊娠は初診時期が遅く、そのため望まない妊娠を継続せざるをえない。
- ②望まない、望まれない妊娠が多い。人工妊娠中絶に至ることが多い。
- ③妊婦健診を受けない、健康管理ができないことがある。
- ④学業途中、未婚、生まれる子どもの養育困難などの社会環境の問題。

## 3. 人工妊娠中絶

10歳代の人工妊娠中絶は2001（平成13）年をピークに減少している。今後も減少は続くのか、またその背景の分析が待たれるが。経口避妊薬（OC）の発売10年をあげる意見もあるが、OCの普及率を考えるとそれだけが要因とは思えない。母体保護法のもとでしかできないこと、中絶可能時期を知らしめること、妊娠週数の数え方を生徒にしっかりと伝えることが肝要である。ここにも性教育の必要性が浮かび上がる。そして、10歳代の人工妊娠中絶というと、中・高校生が、と思いがちだが15～17歳が34.6%、18、19歳で65.4%（平成17年度）という数字は高校を卒業してからが多く、高校を卒業する前に今一度しっかりと避妊教育をすべきであることを物語っている。

#### 4. 避妊

「思春期の避妊」を論じることは中高生たちの間で性交が行われることを前提としたものであり、これを快く思わない大人たちがいることは承知の上で論ずる必要性は上記の中絶のこと、初交経験率の低年齢化をみれば明白である。2005（平成17）年調査東京都小学校・中学校・高等学校の性意識・性行動に関する調査報告によれば初交経験率は

中学3年男子	4.3%	女子	9.8%
高校3年男子	35.7%	女子	44.3%

であり、当県私学協会が2003（平成15）年と2009（平成21）年に実施した「高校生の性に関する調査」結果では、

高校1年男子	19.2%→8.9%	女子	25.8%→11.6%
高校2年男子	28.2%→16.4%	女子	32.0%→18.6%
高校3年男子	34.9%→28.1%	女子	43.4%→27.1%

とほぼ同様であったが、2009（平成21）年では下降傾向がみられた。

若年者の避妊選択は初交時ではコンドーム中心であることはやむを得ないとしても、その後、他の先進国ではOCへと変更されていくのに我が国ではそのままコンドームが使われている。性感症予防としてのコンドーム使用の必要性はあるが避妊の手段としては十分ではない。妊娠が女性にのみ起こる現象である以上、避妊を男性任せにしている望まない妊娠の回避は難しい。

避妊法の選択理想 ①効果が確実、②安価、③使い方が簡単、④副作用がない、⑤性感を損ねない、⑥女性が主体的に取り組める、などであるが完全に満たすものはない。

##### (1) コンドーム

メリットに性感染症の予防可能がある。破損、脱落時は緊急避妊法があることを周知させる。

##### (2) 経口避妊薬（OC）

避妊法としての安全性、有効性が認められており、思春期に最も推奨される。月経困難症、過多月経、にきびや多毛の改善など避妊以外の利点も認められている。2006（平成18）年日本産婦人科学会などの「低用量経口避妊薬の使用に関するガイドライン」（改訂版）によれば「医学的禁忌がない限り、生殖可能年齢の如何なる時期でもOCを使用してよい」、若年者へのOC処方について「説明を受けた上でOCを選択する能力がある女性であれば、両親の承諾がなくても若年の女性にOCを処方することができる」、そして同意能力とは、若年者がOCの特質、OC服用の目的とリスクの可能性などについて理解する能力のことである、と述べ、「守秘義務。若年の女性に対する守秘義務は、成人女性に対するのと同様に重要である。情報開示の問題は複雑であり、青少年を扱う医療専門家は責任を持ってかわらなければならない。」としている。

##### (3) 緊急避妊法

避妊しなかった、コンドームがはずれた、破損した場合や、レイプ被害の時などに妊娠を防止する方法である。我が国でも2011（平成23）年に正式に承認された。無防備な性交後72時間以内に緊急避妊ピルを服用する。もちろん服用しても妊娠することもある。

## 5. 性感染症 (Sexually Transmitted Infection : STI, Sexually Transmitted Diseases : STD)

性器と性器による性交渉により感染し、かつ性器に発症する疾患を意味する「性病」という概念から、性感染症は広く性的接触を介して感染する疾患すべてを含む。よって性器のみならず、咽頭やあるいはヒト免疫不全ウイルス (human immunodeficiency virus : HIV) を代表とする全身性感染症も含まれてくる。性的接触により誰でも感染する可能性がある。性感染症は感染しても無症状であることが多く、感染したものが気付かなかつたり、治療を怠りやすかつたりする特性を有する。このためクラミジア感染などでは不妊などの後遺障害を起こしたり、HIVに感染しやすくなつたりする問題がある。また、生殖年齢の女性が罹患した場合には母子感染による次世代への影響もありうる。

代表的なクラミジア感染について述べる。クラミジアは特色ある生活史を持つ、運動性のない、グラム陰性球菌である。クラミジア感染は女性、殊に10歳代後半からの若い人々に広がっている。女性の場合、感染例のわずか2割のみが症状を有するという。1998 (平成10) 年から5年間の厚労省「モデル県におけるSTDに関するSentinel surveillance」でも15~19歳で21人に1人が感染としている。15歳で83人に1人の感染が、18歳では15人に1人という調査報告もあり、ほぼ一致している。避妊と同様、自分だけは大丈夫、という誤った考えを捨て、自分も相手も感染していないことの確認後の安全な性交渉、そして予防にはコンドーム使用を、など性教育啓蒙活動が大切である。

### 付) Human papillomavirus (HPV) 感染について

HPV感染は性交渉により感染する (STI) が、性交渉があれば誰でも感染する可能性をもっていて、STDという概念にははまらない。コンドームの使用はある程度は有効だが、手指を介しても感染するので注意が必要である。性交渉のある人なら大部分の人は一度は感染するという。100種類以上有るHPVのうち、15種類くらいがハイリスクタイプと呼ばれ子宮頸がんを引き起こす。感染してもほとんどは自然にウイルスは排除されるが、ごく一部で排除されず、長期間感染が持続し、子宮頸がんにいたる。このハイリスクHPVの感染を予防するワクチンが欧米をはじめ世界では、すでに性交年齢に達する前後の若い女性に接種され、一時感染、持続感染の、そして前癌病変発生に対し高い予防効果が証明されている。我が国でも2009 (平成21) 年に二価ワクチンが、2011 (平成23) 年に尖圭コンジローマ予防も含む四価ワクチンが発売された。性交前の女子の全例接種が目標である。それにより、将来の子宮頸がんの76%が阻止できる試算がある。

## 第9章 学校における健康教育

### 第1節 内科・小児科領域

#### 1. 喫煙

タバコは薬物乱用への入り口となっている。未成年者喫煙禁止法により、20歳未満の喫煙と、未成年へのタバコの販売は禁じられている。2006（平成18）年の全国調査によると喫煙経験率は、中学1年生男子で13.3%、女子で10.4%、高校1年生男子30.9%、女子で20.5%と年々減少してはいるが、幼稚園から吸い始めるなど若年化している。

タバコには4,000種類の化合物が含まれ、その中には多くの有害物質・60種類以上の発ガン物質が含まれる。若いうちに吸い始める程、肺ガンなどの発症が早まり、成人後の脳卒中などの中枢神経疾患、虚血性心疾患などに罹患しやすくなる。運動能力・学習能力の低下をもたらす。また、家族などからの受動喫煙による健康被害：う蝕、歯周病、気管支喘息、肺炎・気管支炎、咳・痰、中耳炎、鼻副鼻腔炎、注意欠陥多動性障害などがある。

子どもは成人より短期間にニコチン依存症になりやすいが、また、逆に適切な禁煙支援をすれば、短期間で離脱できる。養護教諭などと連携を密にし、禁煙したがっている子どもを「叱責ではなく支援」することが大事である。依存症の患者を治療するという姿勢で、ニコチン代替療法（ニコチンパッチ、ニコチンガム）と精神的な支援をすることにより、禁煙できうる。講演などと共に禁煙支援こそ、学校医が力を発揮しうるところであろう。

#### 2. 飲酒

アルコールは、我が国で最も人々に使われている合法性薬物である。しかし、使い方によっては重大な問題を引き起こす。未成年者飲酒禁止法により、20歳未満の者の飲酒は禁止されている。2004（平成16）年の全国調査によると飲酒経験率は、中学1年生男子で47.6%、女子で51.4%、高校1年生男子70.0%、女子で72.4%である。

急性使用では多幸感をもたらし、精神作用を引き起こす。未成年は急性アルコール中毒の危険性が次の理由で高い。その分解が遅く、脳がアルコールに敏感で、適切な飲み方を知らないからである。また慣性使用では、身体依存を形成する。

#### 3. その他の薬物

これらを繰り返したり、大量摂取したりするとその薬物精神病になる。

##### 1) シンナー等有機溶剤（別名：アンパン、ジュントロ）

急激に酩酊状態となり、大量に摂取すると、呼吸困難に陥り死に至る。情緒不安定、無気力となり、幻覚や妄想が現れて、有機溶剤精神病になる。

## 2) 覚せい剤 (別名:スピード、エス、シャブ)

覚せい剤事犯で補導される中・高校生は引き続き多く、危機的状況である。中枢神経が興奮し、気分が高揚して、疲労が取れたように感じるが、薬が切れるとその反動で、強い疲労感や倦怠感、脱力感が襲ってくる。繰り返し使用していると、中枢神経に異常をきたし、幻覚や妄想を伴う覚せい剤精神病になる。大量に摂取すると死んでしまう場合がある。

## 3) 大麻 (マリファナ) (別名:チョコ、ハッパ、ハッシシユ)

感覚が異常になり、幻覚や妄想が現れる。

## 4) MDMA (別名:エクスタシー)

覚せい剤と似た中枢神経刺激作用とLSDのような幻覚作用がある。

## 5) マジックマッシュルーム

サイロシン、サイロシビンなどの幻覚を引き起こす麻薬が成分として含まれており、麻薬原料植物として規制されている。

## 6) LSD (別名:アシッド)

幻覚が現れる。色彩感覚が麻痺し、空間が歪んだような感覚に襲われる。

## 7) コカイン (別名:コーク、クラック)

興奮作用があり、効果が迅速で強烈である。毒性も強く、大量摂取すると痙攣発作が繰り返し起こり、死亡することもある。幻覚や妄想が現れる。

## 8) あへん・ヘロイン

落ちついたような気分を味わうが、薬が切れると嘔吐や痙攣などの激しい退薬症状(離脱症状)に襲われる。大量に摂取すると、呼吸困難に陥り、死亡することもある。

## 4. 食育・栄養

「食育」という言葉は古く、貝原益軒の「養生訓」(1713(正徳3)年)まで遡るが、実際に教育の現場で「食育」が重要視されたのは最近である。

### 1) 今、なぜ「食育」か?

食べるものが豊富になり、いつでも、どこでも食べたいものが食べただけ食べることができるようになった。その結果、生活習慣病の危険因子の一つである子どもの肥満が増えた。また、食べることができる喜び、あるいは感謝の気持ちがいつの間にか子どもたちから消えてしまった。このことは、「おとな」すなわち教師にも当てはまるように思われる。食育の意義・目的の第1は子どもの頃から栄養(食べ物)に注意すれば、生活習慣病を予防できることが科学的に分か

って来たので、子どもの頃から食事（栄養）の摂り方を教える（学習する）ことである。第2は食べることができる喜びと感謝の気持ちを育てることである。地球上では多くの子どもが飢餓と栄養失調で命を落としている現実を知らしめることである。またスーパーマーケット等で簡単に手に入る食べ物が、多くの人の汗の結晶であることを学んで、感謝の気持ちを抱かせることは、他人への「思いやり」教育として必要なことである。第3は食事の作法を学習することである。楽しく食事することは消化吸収をよくし健康に良いことであるが、一方、他人に不快な思いをさせないようなマナー（作法）を学ぶことも「思いやり」を育てることに繋がる食育の重要な課題の一つである。

## 2) 食育と学校給食

学校給食は食育の実践の場として欠くことのできないものである

### (1) 学校給食の歴史

学校給食は、第2次世界大戦による中断の後、1946（昭和21）年に東京、神奈川、千葉で試験的に再開され、1947（昭和22）年ララ物資を利用した学校給食、1949（昭和24）年のユニセフ給食、1950（昭和25）年都市圏での完全給食実施があり、1954（昭和29）年に教育の一環として学校給食法が施行された。その後、給食の食材、内容も時代とともに変化し、主食が米飯からパン食も取り入れられるようになって、今日に至っている。この間、学校給食は戦後「飢餓の時代」の貧困児童の救済という目的から、「飽食の時代」の肥満予防、脂肪制限、Na制限やCa、ビタミン補充、食物繊維補充など栄養バランスの調整へと目的が変化し、さらに「食育」として重要な教育の一つとして位置付けられるに至っている。

### (2) 学校教育の一環としての食育

2005（平成17）年に食育基本法が公布され、知育、徳育、体育に次いで「食育」が教育の重要な目的となった。食育は学校給食の場だけでなく、あらゆる教科の中で為されなければならない。特に道徳（感謝の気持ち、食事の作法）、社会科（食材の歴史、流通）、理科（消化吸収の仕組み）、家庭科（健康に良い料理・調理に仕方）、保健体育（栄養と健康）などは食育に関係が深い教科である。しかし、いろいろな教科でバラバラに学習するよりも一つの教科で系統的に学習した方が学習効果を上げることができると思われる。今日の食をめぐる課題として清野は表9-1（文献1）に示す10項目を挙げている。この内①から⑦は学校教育（食育）の中で取り上げられるべきものであり、特に①、②、⑦についての教育が望まれる。

### (3) 食育における学校医の果たす役割

人の営みのすべての根源は「健康と体力」である。知育、徳育、体育も健康であり体力があることが基盤である。健康を維持し体力を増進するために最も必要なことは健康管理、すなわち「栄養と（病気の）予防」である。一方、食育は学校保健の中にも含まれるものである。学校保健は健康管理と健康教育の二本の柱からなっている。食育は健康教育に含まれ、学校保健業務に携わる校医は健康教育の観点から「食育」に関しても適切な助言を専門家として積極的に行う義務があると思う。

児童生徒の「肥満」と「やせ」は学校保健において今日的課題の一つでもある。また、子ども

の偏食、小食についても悩んでいる保護者が少なからずいる。こうした問題について専門的立場から助言を行い、楽しい食生活の推進に役立つことが学校医としての務めではないだろうか。

表9-1 食をめぐる問題

① 食の変化	⑥ 生活習慣病の増加
② 食に関する理解や判断力の低下	⑦ 食の大切さに対する意識の薄れ
③ 栄養の偏り	⑧ 食の海外への依存の問題
④ 不規則な食事	⑨ 食文化継承の重要性
⑤ 肥満と過度の痩身	⑩ 食の安全上の問題

### 【参考文献】

- 1) 清野富久江, 食育—食を通じた子どもの健全育成— 特集「食育講座—小児医療に携わる人のために」, 小児科臨床, Vol.61 (No.7) : 1267(3), 2008

## 5. 運動

現代の子ども達は、屋外で遊べる環境を奪われ、テレビやコンピュータゲームのような体を使わない遊びに多くの時間を使うようになってきている。厚生労働省の調査によると、テレビ（テレビゲームも含む）視聴時間が1日3時間以上の児童・生徒の割合は、10歳男女でそれぞれ38.7%、38.6%、13歳男女でそれぞれ37.2%、32.2%、16歳男女でそれぞれ25.2%、24.2%であったという。同調査はまた、テレビの視聴時間が長いほど体力の低い傾向があることも示している。さらに、日本学校保健会が編集した平成10年度「児童生徒の健康状態サーベイランス事業報告書」によると、1週間の総運動時間は、男子13時間21分、女子9時間42分であり、以前の調査に比べて運動量の減少傾向が続いているという。

しかし、その一方で、身体活動量の非常に多い子ども達も増加してきており、身体活動量の二極化が指摘されている。スポーツクラブに通う少年・少女は多く、その一部は大人のエリート選手をしのぐ成績を残す者すらある。実際、多くのスポーツ、特に水泳、体操などのスポーツでは遅くとも小学生の頃までに本格的な競技を始めておかなければ、成人後に一流選手にはなりにくいようである。このような身体活動二極化の時代にあって、我々大人が考えなければならないのは、「子どもの頃に運動していれば健康な大人になれるのだろうか」という問題についてである。

小児の身体活動量と肥満の関係についての研究は意外に少ないが、身体活動量と肥満にはいくらかの関連があるとの考えが優位である。愛知県の高校新生4万人を対象とした我々のデータでも、中学時代に運動が大好きであった者に肥満発症のリスクが有意に少ないことを示している。小児期の肥満は①それがインスリン抵抗性、2型糖尿病、高血圧、動脈硬化、悪性腫瘍などの危険因子であること、②肥満は成人期へトラッキングしやすいこと、③小児肥満は成人後の体重に関係なく、成人後の死亡率や罹患率を増加させることなどにより、きわめて危険であると考えられる。

### 1) 高血圧

思春期の一般健康児を対象とした研究の多くは身体活動量と血圧の間には関係が認められないか、あったとしても体重や体脂肪の違いで説明できる程度の差でしかないという。しかし、愛知県の高校新入生4万人を対象とした我々のデータでは、BMIで補正した後でも、現在積極的に運動に参加している男子では、わずかながら収縮期高血圧、拡張期高血圧ともに発症リスクを下げることが示している。

### 2) 脂質代謝

思春期の一般健康児を対象とした研究では、身体活動が血清脂質代謝を改善するかどうかについては結果が分かっている。ただし、HDLコレステロールに関しては増加させるとの研究が多いようである。

### 3) 骨の健康

骨粗しょう症は多くの閉経後の女性にとって重大な健康上の問題となる。本症自体は老年期の疾患であるが、その発症には成長期にどれだけ多くのカルシウムを骨に貯蓄できるかが大きく関与している。通常、最大骨塩量は20代前半に達成される。その最大の規定因子は遺伝であると言われているが、カルシウム摂取量と身体活動の質と量も重要である。骨塩量を増加させる運動は荷重のかかる運動、例えばランニングやウォーキングのような運動は骨塩量を増加させるという。

### 4) 小児期の身体活動量と成人後の身体活動量の関係（身体活動のトラッキング）

小児期に身体活動量の多かった子どもが、成人後にも身体活動量が多いままでいるかどうかについては、十分には明らかではない。身体活動は進学、就職、結婚、子育て、転職、転地など様々なライフイベントに大きく左右されるので、これらを正確に評価するのは極めて困難であるといえる。概して言えるのは、比較的短期間の縦断的研究では相関が強く、長期間の経過観察では相関が弱いことである。ただし、文部科学省体育局的調査4（平成12年度体力・運動能力調査結果について）によると、学校時代に積極的に学校時代に運動部（クラブ）活動に参加していた群ほど、現在の運動・スポーツ実施頻度が高いという。

このように、子どもの健全な成長・発達のためには運動は必須である。我々は学校保健に関与する医師として、生涯にわたり、子どもたちに運動の大切さを指導して行く義務があると思われる。

## 6. 睡眠障害

睡眠はあまりに身近な現象であるため、その異常を軽視しがちであるが、睡眠の乱れは生体に深刻な影響を及ぼし、小児も例外ではない。

睡眠は、疲労により覚醒レベルを保持できなくなって生じる受動的生理現象ではない。生体維持に必須の能動的生理現象なのである。このため、睡眠不足に陥ると、恒常性維持機構が働い

て、メラトニン、生体アミン、プロスタグランジンなどが盛んに分泌される。一方、覚醒－睡眠サイクルにしたがって体温、自律神経活動、ホルモンが変動する。睡眠が乱れると生体リズムに変調をきたし、体温、自律神経、ホルモン分泌も乱れ、日常活動に悪影響を及ぼす。例えば、扁桃肥大、肥満（Pickwickian症候群）によって気道が狭窄して、無呼吸による睡眠障害を起こすことがあるが、このように、呼吸障害によって安眠できない子どもは成長ホルモンの分泌不全を起こし、身長伸びが鈍化することが指摘されている。逆に、まさしく「ねる子は育つ」のである。

一方、地底深く、時刻のてがかりのない隔離環境におかれると、ヒトの体内時計は25時間前後の周期で時を刻むことが知られている。しかし、通常的生活環境では光や社会環境などの外的因子によって24時間（概日リズム、サーカディアンリズム）に同調している。この同調機構が障害されても睡眠パターンが乱れる。重篤な脳障害があると概日リズムへの同調が阻害されやすく、また、睡眠－覚醒リズムの発達も遅延して、非24時間性睡眠覚醒パターンなどさまざまな睡眠障害をきたす（図9－1）。

出生直後は睡眠周期が3時間前後であり、成人と異なり逆説睡眠（REM）で睡眠が始まる。しかし、2か月以内に非逆説睡眠起始に変わり、その頃から夜の睡眠時間が増加、6か月過ぎから明らかな昼夜リズムが認められるようになる。同時にメラトニン分泌も増加し、思春期まで高値を保つ。思春期までの睡眠－覚醒リズム発達期には、様々な変調をきたしやすい。多くは、成熟とともに消失する一過性のものであるが、深刻な事態に陥る危険性もある。例えば、三池は不登校の背景に夜型生活による睡眠・覚醒リズムの乱れと、それに付随する体温、ホルモン、自律神経の変調が潜在する可能性を指摘している<sup>1)</sup>。

睡眠障害に対しては、まず、最低1か月、睡眠表をつけてもらい、睡眠パターンを客観的に評価する。てんかん発作をつける冊子などを利用すると便利である（図9－1）。睡眠とともに食事、服薬、学校生活などの事項も書き入れてもらい、睡眠中に異常運動などがあれば、それも付記してもらおう。環境因子による睡眠障害が疑われれば、母親など家族の睡眠パターンの情報も必要となる。睡眠表で環境因子以外の要因が疑われれば、夜間ポリグラフ記録による確認も必要になるので、専門機関に依頼すべきであろう。

### 【参考文献】

- 1) 三池輝久, 睡眠・身体リズムの乱れ, 小児内科, 32:1317-1321, 2000.

図9-1 周生期仮死による重篤な精神発達運動遅滞のある3歳男児の睡眠パターン。入眠時間が毎日約1-2時間後退している。ビタミンB<sub>12</sub>投与である程度の改善がみられ、それに伴い覚醒後の強直発作も減少した。

時刻 日付	午 前					午 後					発作回数	服薬	眠気、生理日、ゼイゼイ音などの有無
	0	3	6	9	12	15	18	21	24				
1	■	■	■	×	■						1	○	
2	■	■	■	■	■								
3	■	■	■	■	×						1		
4	■	■	■	■	■								
5			■	■	■	×	■				1		
6			■	■	■	■	■						
7				■	■	■	■						
8				■	■	■	■						
9					■	■	×	■			1		
10					■	■	■	■					
11						■	■	■	■				
12						■	■	■	■				
13	■						■	■	■				
14	■	■						■	■				
15	■	■	×						■		1		

## 7. メディア

20世紀後半より、テレビ、ビデオ、パソコン、携帯電話など電子映像メディアが急速に普及し、そのことが子どもたちの身体的発達、社会的発達、文化的発達に大きな影響を及ぼすようになってきている。日本の子どもたちのメディア接触時間は世界で最も長く、このメディア漬けの状態が子どもたちの発育や成長にいろいろな悪影響を与えることが分かってきた。メディア漬けの状態が続くと、歩行能力や筋力の低下、視力低下、自律神経機能の異常など体の発育に問題が出てくること、また言葉の力や触覚、嗅覚、味覚などの五感が育たなくなり、さらに感情や欲望を制御したり、論理的に物事を考えたりする脳の前頭前野という部分が働かなくなったり発達しなくなることが分かってきている。

そこで携帯電話なども含めてメディア機器を安全に使いこなすルール作りも重要な課題となっ

てきている。「情報の海」に潜む数々の危険を回避し、その海を安全に泳ぐための「知恵」と「わざ」を身につける「メディア・リテラシー教育（メディアを批判的に受け止め、メディアに対する主体性を培う情報安全教育）」が求められている。この教育は、現在ほとんどの先進国で教育的課題として義務教育に組み込まれている。すなわち、情報を鵜呑みにせず、情報を比較しながら批判的な視点でその本質を見抜く力を養い、その情報が自分の価値基準に照らして本当に役に立つ情報かどうかを取捨選択する能力を身につけさせることである。この教育は、子どもたちが時間を自己管理できるようにし、テレビ・パソコン・携帯電話のような電子機器だけでなく、家族と話をしたり、友達と遊んだりすることも必要なことを理解させることを目的として始まっている。最近、日本でも携帯電話の危険性を啓発するプログラムを生徒向けに実施する学校も出始めており、今後携帯電話だけでなくメディア全般についての学習の機会を設定していったらどうかということが提言されている。

また世界一長い“メディア漬け”の生活から子どもたちを脱出させるための「ノーメディア」「アウトメディア」の取り組みが、全国各地の学校や幼稚園・保育園で始められている。“食事中はテレビを消す”“休日はテレビを消して外に出る”“ゲームをやる時間を1時間までとする”などである。このような取り組みに重要なことは、事前に周到な準備をして体制を作り、目的意識の共有を行うこと、子どもや家族の変化を丁寧に参加者にフィードバックし、動機付けを維持することである。具体的には、まずメディア接触の実態を調査して、メディア対策の必要性を教職員、PTA幹部、園医や校医等で共有し、学校保健会などで実施体制の構築と目標を設定する。そして研修会、講演会などでメディア対策の目的・必要性などを保護者、子どもたちへ周知し、チャレンジを実施する。チャレンジは期間を明確にし、個別目標は家族で話し合ってもらい、目標もバラエティーのあるものにし、チェックシートも毎回担任に提出してもらうようにする。「ノーテレビ・ノーゲーム」などのメディア対策は1回限りの取り組みでは効果はないので、定期的にメディア接触時間などの調査を実施し、目標を再検証しながら、継続して取り組むことが大切である。

### 【参考文献】

- 1) 子どもとメディア, 社団法人 日本小児科医会 発行
- 2) 清川輝基・内海裕美 共著, 「メディア漬け」で壊れる子どもたち, 少年写真新聞社

## 8. アレルギー

アレルギー疾患は、どのクラスにも必ず該当者が存在するほど有病率が高い。さらに、治療を必要としない程度のアレルギー素因（体質）を持つ子どもは半数近くにのぼる、普遍的な健康問題といえる。

慢性疾患で本人の努力だけではすぐに「治癒」が望めないこと、本質的に日常生活そのもの（環境、食事、運動、動植物、衣類、清潔など）と密着した疾患であり、何気ない生活上の動作が重大な症状をもたらす場合があること、外見以上に本人の生活上の支障が大きいこと、などが特徴といえる。従って、全ての教職員や児童生徒の理解が、有病者の健康と生活を守る上で非常に重

要である。

アレルギーは環境問題や食育とも関連し、他人への思いやりというテーマにも発展し得るという点で、絶好の健康教育の課題となる。一方、湿疹など外見上の問題や、身近な生活上の問題に関連した「いじめ」のきっかけになる危険も潜んでいる。日本学校保健会から「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(2008(平成20)年3月発行)が示されていて、参考になる。

#### 健康教育のポイント

アレルギーは、身の回りにある何でも無いものに対して、からだがかゆ敏に反応して症状を起こすものである。アレルギー体質は、二人にひとりくらいの人を持っているもので、誰にでも起こり得る。

ホコリやダニ、花粉やカビ、動物の毛、食べ物、金属やゴムなど、身の回りにある何でも無いものが原因になり得る。それを触ったり吸い込んだり、食べたりすると、からだがかゆくなったり、皮膚に発疹や蕁麻疹ができたり、咳や鼻水が出たり、息が苦しくなったり、腹痛、嘔吐などの症状が出る。ひどくなると、失神を起こすほど強い症状になることもある。

#### 1) 喘息

気管支(息の通り道)が細くなって、呼吸が苦しくなる病気である。ホコリを吸い込んだり、激しい運動で症状が出ることもある。症状が出たときだけでなく、普段から症状が出ないように治療することが大切である。きちんと治療すれば、誰にも負けにくいくらい運動することもできるようになる。

#### 2) アトピー性皮膚炎

皮膚がガサガサして、かゆい湿疹が出たり消えたりする。血が出るくらい掻いてしまうと、細菌がついてさらに悪化する。汗や汚れを石けんできれいに洗って、皮膚を清潔にすることが大切である。悪くなったところには、薬をきちんと塗って治そう。なお、人にうつらない。

#### 3) 食物アレルギー

体にあわないものを食べると、急にかゆくなったり発疹が出たり、咳や息苦しき、お腹の痛みが出る。ひどくなると、気分が悪くなって倒れてしまうことがある。卵や牛乳、パンやうどん、ソバ、ピーナッツ、魚など、食べられないものは人によってそれぞれ異なる。給食が食べられないときには、特別な給食を食べたり、家からお弁当を持っていったりすることもある。好き嫌いやわがままではないことを児童生徒に話す。

#### 4) 花粉・動物アレルギー

スギの木や、草むらの中の花粉を吸い込むと、鼻水や目のかゆみ、咳や湿疹が出る。イヌやネコやウサギを触って同じように症状が出ることもある。反応するものには触らないこと、マスクをして吸いこまないようにすること、飲み薬や目薬で症状を抑えること、といった注意を話す。

## 9. 感染予防についての健康教育

医学、医療が進歩したとはいえ、感染症は現在でも健康を脅かす大きな問題である。学校における感染予防教育は、学校という集団生活での感染症の流行を防止し学校生活の安全を確保するためばかりではなく、個々の児童生徒が生涯にわたって感染症から自分自身を、また家族を守るための基礎知識と習慣を身につけるために極めて大きな意味を持つ。

学校での感染予防教育の重要項目として3点を挙げる。最も重要なことは、児童生徒に対して感染症の正しい知識を与えることである。もう一つは、日常生活の中での基本的な衛生習慣、標準的な予防知識を身に付けさせることである。予防接種の重要性を児童生徒本人のみならず、保護者にも十分理解してもらうことも大切である。

### 1) 身近な感染症についての正しい知識

学校生活と関係が深い身近な感染症、特に第二種および第三種学校伝染病、感冒、感染性胃腸炎などの症状、感染経路、予防法などについての基本知識を身につけさせるために、日ごろから児童・生徒および保護者に対して養護教諭等と協力しての啓発活動が重要である。また、学校医として、地域の感染症発生動向や流行状況を把握し、タイムリーな情報提供と専門的立場からのアドバイスを行うことが望まれる。

### 2) 日常生活での基本的衛生習慣

日常生活での基本的衛生習慣をすべての児童・生徒に身につけてもらうことは、生涯にわたり本人の利益になる。集団生活での感染症は飛沫感染、空気感染による気道感染が主体を占める。身を守るためのマスク着用も有意義であるが、更に重要なのは、咳やくしゃみのような気道症状を持つ子どもが他の子どもに感染させないためのマスク着用、すなわち「咳エチケット」の考え方を普及させることである。気道感染は教室の換気等の工夫でそのリスクを軽減することができる。食事前、トイレの後、体液への接触や汚物処理後の手洗いは子どもの頃から習慣付けることが必要である。単に形だけの手洗いではなく、その意味を理解してのきちんとした手洗いを指導して行かなければならない。学校などの集団生活の場では、インフルエンザ流行期など特定の感染症の流行に対して、特別のより強化した対策をとらなければならない事態がしばしば発生する。その際には、それぞれの疾患の性質に応じて、専門的立場からの適切な助言をすることは、学校医の重要な役割である。

### 3) 予防接種の重要性

予防接種は感染症の予防に極めて有効である。多くの欧米先進国では考えられないことであるが、我が国では集団生活に入る際に定期接種を受けているかどうかさえも、これまではほとんどチェックされることはなかった。個々の子どもを感染症から守るためにも、集団内での感染症の流行を防止するためにも、今後は個々の児童・生徒の予防接種歴と既往感染歴を把握し、未接種・未感染者には勧奨を行い、接種率の向上を図ることが望まれる。また、定期接種とされていないおたふくかぜや水痘のワクチン接種も勧めたい。予防接種の有効性や重要性については、特

に保護者に理解していただけるよう様々な機会を利用して働きかけることが望まれる。

## 第2節 眼科領域

### 1. 学校保健とコンタクトレンズ (CL)

#### (1) 眼鏡とコンタクトレンズの比較

コンタクトレンズは、必ず眼鏡と併用すること。(帰宅したら眼鏡)

	眼鏡	ハードコンタクトレンズ	ソフトコンタクトレンズ (従来型・頻回交換)	ディスポーザブルレンズ (使い捨てタイプ)
取り扱い	簡単	要洗浄	要洗浄・消毒	再使用は不可
装用時間の制限	なし	あり	あり	あり
管理	簡単	やや面倒	やや面倒	簡単
視野	やや狭い	広い	広い	広い
高度近視・遠視	CLにやや劣る	優れている	優れている	優れている
角膜乱視	矯正に制限あり	矯正しやすい	ある程度可能	ある程度可能
眼合併症の危険	なし	あり	あり	あり
スポーツ	種目によっては不便	種目によっては不便	便利	便利

\*スポーツ眼鏡（保護眼鏡に度を入れたもの）を許可している団体もある。

#### (2) ハードコンタクトレンズとソフトコンタクトレンズの比較

ソフトコンタクトレンズには、従来型・頻回交換タイプ・使い捨てタイプがある。

	ハードコンタクトレンズ	ソフトコンタクトレンズ (従来型・頻回交換)	ディスポーザブルレンズ (使い捨てタイプ)
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 直径が小さく、角膜上で動くため、角膜の酸素欠乏を起しにくい</li> <li>* 手入れが簡単で衛生的</li> <li>* 耐久性がある</li> <li>* 角膜障害に気付きやすいため、早く治療できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 柔らかいので装用感が良く、すぐ慣れる</li> <li>* 直径が大きく密着するので、ずれ落ちたりしにくい ⇒スポーツに便利</li> <li>* 処方が簡単で、その日から使用できることが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 柔らかいので装用感が良く、すぐ慣れる</li> <li>* 直径が大きく密着するので、ずれ落ちたりしにくい ⇒スポーツに便利</li> <li>* アレルギーのある人は使いやすい</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 硬いので最初は装用感が悪く、慣れるのに時間がかかる</li> <li>* 直径が小さいので、ずれ落ちたりしやすい ⇒スポーツに不向き</li> <li>* 処方が難しく、一度で決まらないことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 直径が大きく角膜に密着するため、角膜の酸素欠乏症を起しやすい</li> <li>* 手入れが面倒で怠ると感染しやすい</li> <li>* 耐久性が短い(変形・破損)</li> <li>* 角膜障害に気付きにくいため治療が遅れることがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* レンズの種類によって酸素透過率が異なる</li> <li>* 角膜障害に気付きにくいため、治療が遅れることがある</li> <li>* ランニングコストがかかる</li> </ul>

#### (3) カラーコンタクトレンズの危険性

度が付いていないおしゃれ用は、眼障害を起ししやすい。

(4) コンタクトレンズによる眼障害を予防するために必要なこと

- ①眼科専門医の検査・処方を受ける。
- ②正しい使用法を厳守する。
- ③異常を感じたらすぐはずす。
- ④異常がなくても定期検査を受ける

### 第3節 耳鼻咽喉科領域

耳鼻咽喉科領域における健康教育は、以下のことが重要である。

- (1) 聴覚・音声言語・構音がコミュニケーション能力に重要な役割を果たすことを理解する。
- (2) 鼻腔・咽頭・喉頭に関しては、自分が呼吸している空気の状態、ひいては気候・環境に関心を持ち、その機能を阻害しないように気を配る。
- (3) 口腔咽頭については、摂取する食事に気を配り、咀嚼・嚥下にも注意を払う。
- (4) 感覚器障害児、特に聴覚障害児への配慮と思いやりができるようになる。

ノーマライゼーションの発展に伴い、普通学級においても障害を持つ児童生徒の増加がみられることから重要な項目である。

以上の項目を念頭に置き、定期健康診断に始まり、事後措置及び健康相談へ続く一連の健康教育活動を通じて感覚器の発達と機能を学ぶことにより、生体の基本的な防御機能を学習すると同時に、成人した後の自己の身体チェックの方法を具体的に習慣づけることが大切である。

#### 1. 難聴

##### 1) 一側ろう（聾）

片側の耳の高度難聴のことで就学後に発見されることもある。原因は先天性や流行性耳下腺炎（ムンプス）によるとされるが、原因が確定できる例は少ない。自我の確立前（5歳前）から一側ろうである場合、幼小児本人では気付く例はまず無い。また、良聴耳が正常聴力である場合が多いので言語発達やコミュニケーションの遅れは無く、親が気付けない場合も多い。就学時検診でのチェックが大切である。診断確定後は、一側ろうはハンディキャップでは無いことを理解し、良聴耳の健康に注意することを健康教育の観点から本人に理解させることが大切である。学校生活では、良聴耳が教壇の側になるように座席の配慮をする。また、日常生活では交通安全の点で、道路横断時ろう耳側は直接目視するよう指導する。

##### 2) 心因性難聴

家族、友人関係などとの心理的葛藤から逃れようとして、中耳、内耳などに器質的疾患が認められない難聴を訴える。詐聴（本人が嘘をついて難聴を装うこと）とは違い、本人は難聴の症状を自覚し訴える。背景にある心理的因子の解明、場合によってはカウンセリングや心理療法が必要になる。

### 3) 補聴器装用児・人工内耳装着児

近年、ノーマライゼーションの発展に伴い、補聴器装用児や人工内耳装着児が普通学級への就学が増加している。学校の理解と支援体制が重要である。健康教育上、一般児童生徒が障害児への理解や思いやりを実践する良い機会ととらえ、学校生活のなかで学んでいくことが大切である。

## 2. 扁桃肥大、扁桃炎

扁桃肥大は生活に支障がなければ治療の必要はない。しかし、以下の場合には治療の対象となる。

- ①睡眠時に呼吸が何回も止まる。
- ②固形物が飲み込めないなど、極端に食事に時間がかかる。
- ③発音が不明瞭である。

特に①の症状があれば、閉塞性睡眠時無呼吸症候群（OSAS）が疑われるので、専門医に相談することが大切である。小児の睡眠呼吸障害は、短期的に肺性心などの合併症を起こしたり、胸郭変形、上顎・下顎発育不全、成長ホルモン分泌障害などをきたしたりすることもある。扁桃肥大にアデノイド増殖症が合併している例においては、アデノイド切除、口蓋扁桃摘出術が有効である。

扁桃炎は咽頭痛、発熱を引き起こし、これが年間4～5回以上繰り返す場合や、腎炎（IgA腎症）などの病巣感染が疑われた場合は扁桃摘出手術適応となる。扁桃炎をくりかえす要因には、環境の変化が大きくかかわっているため（小学校入学、クラブ活動開始後など）、児童生徒の体調を整えるよう十分睡眠を取らせることなどの助言が必要である。

## 3. 音声異常

声の出し過ぎにより声がれ（さ声）が生じることがある。さ声は、声帯結節、声帯ポリープ、慢性喉頭炎などの原因が疑われ、コミュニケーションに支障をきたす恐れがある。喉頭（声帯）は解剖学的に観察に専門性が必要なため、耳鼻咽喉科専門医による診察と管理が必要である。不適切な発声習慣があれば矯正し、疾患に起因したものであれば適切なフォローアップが必要である。特に小児の声帯結節は生活指導を主体とした保存的観察が第一選択とされている。

小学校入学前後、ついで部活動開始の年齢に声帯結節が多い。発声指導により自然治癒することが多いので、専門医のアドバイスが求められる。

## 4. 言語異常

言語異常は、言葉の表出や理解に遅れのある言語発達遅滞と、話し言葉として正しい音が作れない構音の異常がある。どちらも難聴が原因となりうるので注意が必要である。構音の異常は、言葉の明瞭度を低下させたり、社会生活上不利となる原因になる。高学年になるにつれて自然に改善される場合も多いが、コミュニケーション上問題になることもあり、専門医によるチェックと管理が必要である。

## 【参考文献】

- 1) 学校医手帳, 兵庫県医師会, 平成20年3月改訂
- 2) すぐに役立つ外来耳鼻咽喉科疾患診療のコツ, 全日本病院出版会

## 第4節 整形外科領域

## 1. 外傷と障害の予防

「手入れ」(チェック)を怠ると「手当て」が必要になる。

スポーツでの外傷、障害の予防・再発予防について健診や原因のところで述べた事項に注意を払うことである程度予防可能である。

体のコンディションのチェック、身体の特性のチェック「メディカルチェック」、「道具のチェック」(シューズ、プロテクター、ヘルメット、マウスピース等)「環境」(温度、天候など)や運動する場所のチェック(グラウンド、体育館、校舎の廊下階段、ピロティ)、練習時間、練習の強さをチェックし、また練習中には必ず休養をとる。十分な保水にも留意し、競技にあったテクニックの習得度のチェックなども必要である。ルールの遵守はゲームの決まりということだけではなく、プレイヤーの体をも守る決まりなのでこれを十分守るよう指導することも大切である。

最後に無理のない練習計画も重要である。何より十分な休養を取ることで身体のケアができる。限られた期間の週末2日に複数の試合が集中して組まれていたりすると、参加する子どもたちの十分な休養も取れないし、けがや故障の原因にもなる。特にトーナメント戦は、準々決勝から決勝くらいまでは1試合ごとにしっかり休養を取るためにも、試合間隔を空けることも必要である。

## 2. スポーツと栄養

スポーツをする成長期の子どもたちの栄養の補給を司るのは毎日の食事である。では、どんなものを食べたらスポーツをする身体に良いか？丈夫な筋肉を作り、骨を強くするためには良質のたんぱく質を取ったり、カルシウムをとったりするのが良い、というくらいは答えられるがスポーツのスキルアップやパフォーマンスのための食事は？と問われると答えは難しい場合もある。また、スポーツによっては体重制限のためや採点系の種目等では無理なダイエットをした結果、体調を崩す児童生徒も珍しくない。「食事の大切さ」「食育」を学校スポーツの中でもしっかり考えていかななくてはならない。

最近の健康ブームを反映して、学校スポーツの現場でも疲労回復やコンディショニングの調節目的に、サプリメントを安易に口にする児童生徒の話やプロテインやマルチアミノ酸、多種多様のビタミンのサプリメントを飲んでいる児童生徒の話や養護教諭からしばしば聞くことがある。一部のサプリメントにはドーピングの禁止薬物成分が含まれているので、今後はサプリメントの摂取にも十分な注意が必要である。

ドーピングとは薬物などを使って不公正に競技能力を伸ばすことである。薬物を使うことで競技者の健康を損ない社会悪であるということで禁止されている。世界ドーピング機構(WADA)は毎年「禁止薬物」リストの改訂を行っている。また、本邦では財団法人アンチドーピング機構(JADA)が文部科学省公認の国内機関で国民体育大会始め、いろいろなスポーツ競技でドーピ

ングコントロールを行っている。

持病で医師より処方を受けている薬物が禁止薬物の場合、予め治療用に関わる除外措置（Therapeutic Use Exemption：TUE）の申請をして許可を受けておかないと、例え治療の薬と言えども、ドーピングとされてしまうことがあるので注意したい。

## 第5節 皮膚科領域

### 1. 紫外線と皮膚—学校生活における対策と指導—

紫外線はオゾン層破壊による紫外線増加という環境問題としてだけでなく、紫外線の浴びすぎによる健康被害が問題となっている。紫外線は波長によりA、B、Cの三種類に分けられている。紫外線C（UVC）は大気層で吸収され地表には到達しない。UVBはほとんど大気層で吸収されるが、一部は地表に到達し皮膚や眼に有害である。日焼けを起こしたり、皮膚がんの原因となったりする。UVAはUVBほど有害ではないが、長時間浴びた場合の健康被害が懸念されている。

紫外線の暴露は①南に行くほど、②一年のうちでは春から初秋にかけて、③一日のうちでは正午をはさむ数時間で強く浴びる特徴がある。紫外線による健康への影響としては、太陽にあたってすぐにみられる急性障害と長年にわたり当たり続けることにより現れる慢性障害とがある。急性障害としては、①日焼け、②紫外線角膜炎（雪眼）、③免疫機能低下などがあり、慢性障害としては、①皮膚のシミ、シワ、②老人の色素斑（日光黒子）、③良性腫瘍、④前がん症（日光角化症など）、⑤皮膚がんなどがある。

紫外線の浴びすぎを防ぐには、

- ①紫外線は正午前後に最も強くなるのでその時間帯を避けて屋外の活動をする。
- ②外出時には日陰を利用し、直接日光に当たらないようにする。しかし、日陰でも地面等で反射する反射光があり、注意が必要である。
- ③日差しの強い日中は日傘や帽子などを利用し、直射日光を防ぐ。
- ④長袖や襟付きのシャツは紫外線にさらされる面積が減るので有効である。
- ⑤眼を守るにはサングラスや紫外線カットレンズのめがねなどが効果的である。しかし、色の濃いサングラスは眼に入る光量が減るため瞳孔が大きくなり、かえって紫外線が多く眼の中へ入り、危険な場合があるので、注意が必要である。
- ⑥最近では紫外線散乱剤や紫外線吸収剤などの配合された日焼け止めクリームがあるが、紫外線散乱剤の方がアレルギー反応を起こしにくいことが知られている。

WHOでは、18歳以下の子供については、皮膚がんになりやすい人と同様に、高リスク集団として日焼けサロンの利用を禁止するよう勧告している。紫外線対策が進んでいるオーストラリアでは、気象庁が紫外線予報を行っており、紫外線の強い日には屋外での学校活動を考慮するなどの措置がとられている。

日本の学校でも体育の授業時間帯の配慮、つばの付いた帽子の使用、体操服の材質や形の考慮、プール授業を含めた屋外活動時の日焼け止めクリームの使用などを取り入れて、紫外線被害の予防に努めていただきたい。

お子さんとその保護者さんへ

## 皮膚の学校感染症について

保育園・幼稚園・学校へ行ってもよいか？休まなければならないか？

### 1) 手足口病

手足の水ぶくれが乾いて、口内炎が治っても、便の中には原因のウイルスが長い間出てきます。トイレで用を済ませた後は手洗いをきちんとしましょう。

口内の発疹で食事がとりにくい、体がだるい、下痢、頭痛などの症状がなければ、学校を休む必要はありません。

### 2) 伝染性紅斑（りんご病）

顔が赤くなり、腕や腿、体に発疹が出たときには、すでにうつる力が弱まっていることから、発熱、関節痛などの症状がなく、本人の健康状態が良好であれば、学校を休む必要はありません。

また、いったん消えた発疹は日光に当たったり、興奮したり、入浴後などに再び出てくる場合がありますが、これらは再発ではありませんので心配いりません。

### 3) 頭虱（あたまじらみ）

互いに触れ合って遊ぶ機会の多い幼児・小児には最近ではよく発生します。発生した場合はその周囲がみんな一斉に治療を始めることが大剣です。一人を出席停止にしてもすでに周りにうつっている場合もあります。

頭虱は決して不潔だから感染したものではありません。頭虱だからと差別扱いしてはいけません。治療処置を始めさえすれば、学校を休む必要はありません。

### 4) 伝染性軟属腫（みずいぼ）

幼児・小児によく生じ、放っておいても自然に治ってしまうこともありますが、それまでには長期間を要するため、周囲の小児に感染することを考慮して治療します。

プールなどの肌の触れ合う場ではタオルや水着、またプールのビート板や浮き輪の共用を控えるなどの配慮が必要です。この疾患のために、学校を休む必要はありません。

### 5) 伝染性膿痂疹（とびひ）

水ぶくれや糜爛（びらん）から浸出液を触ったり、引っ掻いたりすると、中の細菌で次々にうつります。特に鼻の入り口には原因の細菌が沢山いるので鼻をいじらないようにしましょう。

病変が広範囲の場合や全身症状のある場合は出席停止を必要とすることがありますが、病変部を外用処置して、きちんと覆ってあれば、学校を休む必要はありません。

平成21年 4月

日本臨床皮膚科医会・日本小児皮膚科学会

注：学校伝染病第3種「その他の伝染病」に関する日本臨床皮膚科医会の統一見解として平成16年12月に公表され、平成20年6月、日本小児皮膚科学会との共通見解になりました。また、平成21年4月、学校保健安全法施行にともない学校伝染病は学校感染症に名称変更されました。

## 第6節 産婦人科領域

### 1. 性教育について

性教育はいつ、だれが、どのようにすすめていくのがよいのか、今日なお試行錯誤で行われているのが現状である。本来は幼少期から社会の規範やモラルを学ぶことにより弱者を労わり、自己の価値観をもって社会の善悪を判断できる能力を身につけ、思春期を迎え、大人になっていかなければならないが、それが十分なされていないのが現状であろう。学校では発達に応じた性教育、集団か、個別か、保護者はどうか、教員は、と問題を抱えている。その中で産婦人科医が関わる場合、その専門知識が要求されることになる。女性の身体の構造と働きについてしっかり教える。そうすれば月経に関わる問題、妊娠とは、避妊とは、性感染症などについてはおのずと理解がすすむ。

### 2. 虐待

性的虐待は児童虐待の一つであり、保護者が18歳未満の子どもに対し、わいせつな行為をすることを指す。子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要などである。子どもの人生に重篤な影響を及ぼす虐待と認識されているが、他の虐待に比較して発見が難しい。

子どもは成人と違って虐待による身体的侵襲の程度を正しく認識できなかったり、伝えることができなかったりする。幼小児期から、子どもの理解に合わせた正しい性に関する知識や、大人から受けてはいけない行為を伝えていくことが大切である。

### 3. ドメスティックバイオレンス (DV)

ドメスティックバイオレンス (DV) は夫や恋人など親しい関係の男性から女性が受ける暴力のことであり、「DV防止法」も施行され社会的にも認知されてきた。一方、婚姻関係がなくても、交際相手から「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」などを受けている、いわゆる「デートDV」は若者たちに日常的に起きている問題であるが、まだ社会的に十分理解されているとは言えない。当事者の間でも「暴力」への気付きと認知度は低く、若者たちは「愛」と勘違いして、「デートDV」が起きていても、分からないし、離れられないままである。今後、性教育に盛り込んでいくべきことがらである。被害は男性にもある。

身体的暴力：殴る、蹴るのみならず、大声で怒鳴るなど

言葉の暴力：ののしる、いやなことをいう

精神的暴力：恋人の行動を制限したり、束縛したり、監視したりする（友達と買い物に行ったら怒る、勝手に携帯の着信履歴のチェックをする）

性的暴力：性交の強要、避妊への非協力（コンドームを使ってくれない）など

# 第10章 学校精神保健

## 第1節 はじめに

### 1. 学校精神保健（メンタルヘルス）における学校医の位置づけ

近年、学校保健を考えた場合、メンタルヘルスの関わりが一層重要になってきている。保健室に教室以外の「居場所」や「相談者」を求めてやってくる子どもたち、教室で落ち着きがなく座っていることが困難な子どもたち、対人関係障害のために常に周囲とトラブルを起こす子どもたち、体重が気になり、給食やお弁当を食べられず急激なやせを呈した子どもたち、いつもの元気が全くなく担任や養護教諭に「死にたい」と訴える子どもたち、親や担任など周囲の大人には全く知らせず、リストカットなどの自傷行為をしており、検診の際などに養護教諭が気付き相談に至る子どもなどなど…身体の定期健診などの際に養護教諭から児童・生徒のメンタル面の相談を受けたことのない学校医はいないのではないだろうか。今や学校保健の最重要課題のひとつとも言える児童・生徒のメンタルヘルスに対して、学校医がどのようなスタンスで関わるべきなのか。この章からいくらかのヒントを得ていただければ幸いである。

この章で皆さんにお伝えしたいことは3つある。

一つめは大人とは違う子どもの心の問題への接し方である。子どもの心をどのような視点でみて、どのように扱うかという問題である。二つめは各精神疾患をどのようにとらえるかの問題である。三つめはそうした症状を持つ子どもを内科や小児科、耳鼻科や眼科などの学校医がどこまでみて、どの時点で専門医を含む多くの地域資源に繋げるかである。すなわち学校と地域連携の問題である。

### 2. 学校医が児童・生徒をみる際に

#### 1) 子どもの症状の意味……子どもは大人の小型版ではない。

子どもの言語化能力は限られている。不安をうまく言語化できない場合、それを身体症状や行動で出す子どもたちが多い。子ども自身も意識化（言葉にできない）できないことも多い。そのため検診業務などの際、身体症状や行動化の背景に、家族や友人関係などメンタルヘルス的问题がある可能性があることを常に頭に入れておくことが必要になる。

#### 2) いまどきの子どもの特徴

多くの子どもは前思春期（女兒の場合小学校4年生の後半からであろうか）ころから対人関係を気にし始める。トイレで用便ができない子どもたちが多くいる。中学・高校になると心の問題を主訴に養護教諭や、学校医を含めた相談機関や医療機関に自ら受診する子どもたちが少なくなる。児童精神科医の立場からみると、小学校高学年から思春期の嵐に入り、情緒的問題が急激に増えるこの時期になると、友達など周りの目を気にしたり、周囲への気遣いから、それを主問題として、児童・生徒は保健室を訪れない。発熱や体調不良を訴えて保健室に相談にきたり、保健室に何の目的もなく訪室する児童生徒の中に、こころの深い悩みや傷つきを抱えている子どもた

ちが多い。そのことを肝に銘じておくと「よく相談にこられたね」「よく話してくれたね」と本人が勇気を持って相談に訪室したことへのねぎらいの気持ちが出てくる。

### 3) 家庭と関係

現在の経済的不況と経済「格差」の中で、子どもの貧困が話題になっている。先進国中で日本の場合、義務教育期間中であろうと「教育」にお金がかかるようになっていく。実際には塾などの学校以外の「教育」機関を利用せずに、「偏差値」の高い学校に入れるような学力を維持することはできなくなっているのが現実である。「学力」にお金がかかる時代なのだ。経済的な負担がかかり精神的なゆとりのない親も多い、また子どもをケアをするゆとりのない親やケアを放棄してしまう親も多くなっている。

家庭との関係を考えた場合、学校側で学校不適応の問題を安易に親に知らせることで、かえって親と学校の関係が悪くなってしまうこともある。管理職や担任などと十分相談した上で、親も含めてサポートしていくような姿勢が臨まれる。

## 3. メンタルの疾患の最近の傾向

### 1) 発達障害の増加？

2000（平成12）年を過ぎ、発達障害という言葉をよく聞くようになったと思われる学校医の方も多と思われる。発達障害という概念が大きく変わり、これまで発達障害の中心に置かれていた精神遅滞（知恵遅れ）や身体障害ばかりでなく、今話題になっているAD/HDや広汎性発達障害など知的障害のない発達障害が、その中心に置かれるようになったことと関係がある。2007（平成19）年4月に本格試行された特別支援教育はノーマリゼーションの流れの中でこうした知的にはあまり問題のない発達障害をも対象にしたものである。そのため発達障害の多くは普通教室で学び、その多くが一般就労していくことになる。

### 2) 情緒障害と発達障害

2000（平成12）年以前は、不登校＝情緒障害、自閉症＝発達障害というはっきりした区分があったように考える学校医の方が多いと思う。しかし、上記のように発達障害の概念が大きく変わる中、情緒障害と発達障害の区分が曖昧になり、境界が不鮮明になってきている。

具体的に言うと、前思春期以後増えると言われる不登校の背景に対人関係障害があり、友人関係やイメージ形成が必要になる前思春期になり、つまずき、ひきこもる発達障害が多くいる。また、AD/HDの子どもたちは入学後多動や不注意のために、いつも怒られている。そのため自信をなくし、自己評価の低さから反抗的態度になったり、情緒的ストレスから腹痛などを呈する子どもも多い。いずれにしても、別項の書いたように各疾患の概念をしっかりと知ることは学校医として必要であるが、例えその診断にぴったり当てはまったとしても、それを情緒の問題（＝環境の問題）、発達の問題（＝生まれつき持っている特性の問題）と分けて考えることが、困難になっているのが学校臨床の現状である。

### 3) 境界が不鮮明になっている。

ここでは比較的疾患として分かりやすい摂食障害の例を出してみる。別項にあるように、摂食障害は拒食であれ、過食であれ、「食」へのこだわりという意味では比較的分かりやすいようにみえる。しかし、近年低年齢化してきていることや女子を中心であると考えられていた摂食障害に男子例が多くなるなど、その境界が不鮮明になっている。ある調査によると、「気晴らし食い」や「やせ願望」まで含めると、女子大学生の80%が何らかの食への問題を持っていたという。また、自傷行為をする女子高生の12%にみられたという報告もあり、あまり特殊なものと考えれば周囲が大げさにとらえることで、かえって事態が複雑化してしまうことも多い。

### 4) こころの病気をどのようにとらえるのか。…疾患特性は広く、診断は狭く

それでは心の病気をどのようにとらえるのが適当であろうか。とりあえずその行為や症状のために自分自身が困るか、家庭では親や兄弟、学校では生徒や教師などの周囲がいろいろな意味で困る場合何らかの援助が必要になることになる。

学校医が関わる際、その背景にある疾患の特性をつかんでいると児童や生徒を直接に援助したり、家族や教師にアドバイスを与える際に有効な援助をすることができる。しかし、そうだからと言って、安易に「診断」をつけることが児童や生徒にとって決してよい結果を残さないことも多い。例えば、学校関係者や教室の様子から典型的AD/HDであると考えられる児童が学年やクラスが変わると全くその傾向を出さないことも多い。学校医としては、当面疾患や障害特性と理解し、環境調整から入るのが得策であろう。経験のある教師等が関わってもうまくいかない場合、初めて薬物療法など医療の関わりが必要になる。その場合でも薬物だけで効くことはない。ある薬物は5分しか椅子に座れなかった児童が10分座れるようになるのには役に立つ。しかし、40分の授業の中ではあまり変わらないことになる。担任など周囲の大人が5分しか座れなかった児童が、10分座れたことを認め、褒めることがないと薬が効かないことになる。このように担任など教育関係者の育ちを援助する関わりを通じて、初めて薬が効くことになる。学校の中の子どもの育ちの中で医療の関われることが極めて限られ、少ないことを自覚しておくことは学校医の心得として非常に重要である。

## 第2節 小児の心身症・神経症群

子どもでは心と身体に関する観念が未分化で、まさに心身一如の態をなしている。さらに情緒発達が未熟で、自身の体験を客観化し言語化することが困難であるため、心に生じた不安や葛藤、混乱を身体を通して、ないし身体を使って（行動化）表現することが成人に比べて格段に多い。特に精神発達に凸凹のある子どもの場合その傾向が顕著である。

こうした身体に表された「症状」に出会うとき、その背後にある意味をしっかりと汲み取ることが、子どもの発達段階や精神状況を理解する上で極めて大切である。また、親子関係が大きく子どもに影響を与えており、発症状況や治療を考える上で、親子の関係性に注目する必要がある。子どもは困難に遭遇すると、防衛的に退行（子ども返り）を示すことが多い。安心できた赤ちゃん状況にもう一度戻って、安全保障感を確認しようとするのである。この退行を受け止め、安全

感を保証する親環境の整備が治療の第一歩であり、そうした安心できる環境に包まれて、子どもは育ち直しをしていくことになる。

### 1. 心因性腹痛

子どもの情緒的な混乱によって生じる身体症状の中で最も多いものである。悪心・嘔吐、下痢をしばしば伴う。不安や緊張を伴う状況、都合の悪い状況などで起こりやすい。不登校の初期症状であることも多い。思春期以降、過敏性腸症候群へ発展していくこともある。

<対応> 腹痛が心のきしみやつらさの表現であることを親子に理解してもらう。適宜、整腸薬・鎮痛薬を、不安緊張の強い場合には少量の抗不安薬を処方する。

### 2. 心因性頭痛

頭痛を反復して訴える子どもの半数以上に、家族の中に頭痛持ちが認められる。片頭痛にしる緊張型頭痛にしる、心身のストレスが大きく関与する。「頭が痛い」と言うとき、「心が痛い」と読み替えると了解できることが多い。副鼻腔炎や起立性調節障害などが誘因となる場合がある。

<対応> 鎮痛薬は、薬剤乱用頭痛の存在を念頭に置いて使用する。ストレス環境や家族関係の調整を行う。

### 3. 起立性調節障害

立ちくらみや頭痛の訴えから始まり、概日リズムの後退により朝起きれず不活発となって不登校となるものもある。

<対応> 昇圧薬を使用しながら、規則正しい生活を築くためのアドバイスや発達促進的なアプローチを行う。

### 4. 気管支喘息

不安状況に置かれると、発作への予期不安も相まって、発作を惹起する。

<対応> 親子関係調整を行うとともに、不安耐性を強化していくような行動療法的なアプローチを行う。

### 5. 遺尿症

夜間遺尿（夜尿症）と昼間遺尿がある。遺伝・体質的な要因と情緒的な要因が絡み合っていることが多い。

<対応> 水分や塩分の摂取制限を含む生活指導や三環系抗うつ薬を使用した薬物療法、親への心理教育などを行う。

### 6. チック症

不随意的な痙攣様の筋肉の動きで、顔面や頭頸部に多く認められる。鼻を鳴らしたり咳払いをしたりすることもある。学童期に多い。症状が多発性に広がり、叫びや汚言（音声チック）を伴

うものは、トゥレット症候群と呼ばれる。

<対応> 軽症のものは症状を無視するように親指導を行う。中等症以上は、遊戯療法などの心理療法や母子カウンセリング、向精神薬の投与などを行う。

## 7. 抜毛症

毛髪を強い衝動で、あるいは無意識に引き抜くことを繰り返し、頭部（主に側頭部や前頭部）に脱毛斑が出現する習癖。内面に強い攻撃性や強迫性の存在が指摘される。

<対応> 遊戯療法などの心理療法や母子カウンセリングを行う。

## 8. 拒食症（神経性食思不振症）

主に、前思春期、思春期の女子に起こり、食思不振・少食から始まり拒食と極度のるいそを呈するもので、特有の強迫的な思考や行動を示す。成熟拒否の心性や母親への両価的感情を持つものが多い。最近では過食を伴ったり、すぐに過食症に移行したりすることも多い。

<対応> 系統的な心理療法を行う。親に対するカウンセリングや家族療法的なアプローチも有用である。るいそが重篤の場合は入院治療が必要。

## 9. 場面（選択）緘黙

家庭内では普通にしゃべるが、一旦外に出ると、無表情になってまるでしゃべらない（もしくは無口になる）状態。家では普通に見えるため、対応が後手に回ることも多い。外面的には内向的・消極的に映るが、内面に積極性や攻撃性が潜んでいることも多い。

<対応> 長期的なカウンセリングが必要となることが多く、親や教師の理解を得ることも大切である。

## 10. 転換性障害

旧来のヒステリーに該当するもので、運動・知覚的な障害を呈するもの（失立・失歩、失声、視力・視野障害、聴力障害など）と、意識の障害（解離）を呈するもの（もうろう状態、健忘、遁走など）がある。最近では思春期以降解離現象を呈するものが増加している。

<対応> 系統的な心理療法とともに、親や教師の理解を得ることが必要である。

## 11. 不登校

旧来の神経症性不登校のような、強迫的な集団適応努力の破綻のようなものは減り、発達の凸凹に起因する対人スキルや環境対応スキルの未熟さから集団不適応となるものが多い。いじめとも言えない些細な友人関係の行き違いや、学習課題や行事課題のつまずきがきっかけとなることもあれば、誘因がはっきりしないことも多い。

<対応> 一対一のカウンセリングや小グループワークなど、個々の発達段階や特性に応じた対応を工夫する必要がある。家族へのカウンセリングも必要。

## 12. 強迫性障害

強迫症状とは、自分では無意味、不合理とわかっている観念や衝動にとられるもので、強迫観念と強迫行為からなる。母親に同じことを何回となく質問する質問癖、ランドセルに教科書が揃っているか何回も出したり入れたりする疑惑癖、物に触れると汚れた気がして何回も手を洗う不潔恐怖、また自殺のニュースを見て自分も自殺してしまうのではと恐れおののく強迫観念などがある。確認や保証を求めるなど母親を巻き込むことが多い。学校や家族にまつわる不安が誘因となることが多い。

＜対応＞ 遊戯療法などの心理療法や思春期以降は行動療法的なアプローチなどを行う。併行して家族カウンセリングも行う。SSRIなどの薬物療法も有用。

## 第3節 摂食障害

### 1. 発症と症状

発症は女子に多く、初潮以前にみられることは少ない。また男子の発症例も極めてまれにみられる。

神経性無食欲症と神経性大食症に大別され、ともに「やせ願望」「肥満恐怖」が病の中核となる。これら以外に、体型に対する病的なこだわりはないが、過食を繰り返すものや、「やせ願望」は否定するが、意識的に食事制限をして「やせ」を維持しているものもある。

当初は自分の意思でやせようと考え、それを実行していたはずが、次第に一日中食べ物や体型について強迫的に考えてしまうようになり、自らコントロールの及ばない状態に陥り、その結果やせ続けることになったり、あるいは突然堰を切ったように食べ続けるようになったりする。

また、過食と嘔吐を繰り返したり、下剤を大量に使用したりして食と体型にとらわれ、自己コントロールができない自分を責め苦しみ続けていたりする。

### 2. 治療

治療は症状や体の状態によっても異なってくる。治療には非協力的で抵抗をみせることが多く、通院も中断してしまうことも多い。そのために重篤な場合は入院の必要が出てくる。そこで健康な体とはどういうものか、そのためにはどの程度の食事が必要なのか、など教育的に指導することや、体重の減少の裏に起こっている体の問題(低蛋白、低カリウム、低血糖、無月経など)や、将来予測される体への弊害など(脳、骨などへの影響も含めて)について、医学的な説明をする必要がある。

また、内科や産婦人科との連携も必要な場合が多いとともに、学校生活で体育の授業や部活動などについて、どのような指導や配慮が必要なのか学校と連携をとることも大切になる。

摂食障害の背景には、自己不全感や内部洞察の障害、歪んだ身体イメージなどが考えられる。身体症状に目を向けながら、根気よくサポートティブな精神療法をしていく必要がある。

## 第4節 不登校（登校拒否）

不登校は、何らかの理由で学校に行かなくなる状態を指す。その中で精神的・心理的な要因が

関与して学校に「行けない」状態は、以前より登校拒否と呼ばれている。

不登校の要因は様々であるが、ここでは不登校を、分離不安型、過剰適応・息切れ型、精神障害型に分けて考えてみることにする。

### 1. 分離不安型

分離不安型は、小学校の低学年に多い。朝に行き渋りがあるが、何とか登校すると後はけろっとしていることが多い。幼少期において愛着関係がうまく持てなかったり、本人自身の気質の問題などにより、不安が強くなるのが関与していると考えられる。このタイプでは、不安を軽減するために、保護者が一緒に登校するやり方が有効なことが多い（ただし、幼少期の場合）。「強引に」は難しいが、保護者が本人と相談して、送ってあげるなどの援助を少ししてあげることも良いかもしれない。また集団への参加に不安が強いならば、保健室や相談室の利用を考慮することも必要であろう。

### 2. 過剰適応・息切れ型

過剰適応・息切れ型は、それまで何とか無理をして頑張ってきたのが、頑張りきれなくなるタイプである。

これには、本人の能力が問題であるケースと、周囲の状況が過大な負荷であるケースがある。本人の能力の問題とは、知的な問題や気質・性格（緊張が強い、過度の内向性など）がある。知的な問題については、軽度の遅れは判りにくいこともあるが、学習の遅れだけでなく、他児との付き合いにも影響が生じて、いじめや孤立の遠因となりうる。適正な学級への転籍も含めて環境を整えてあげてを考慮すべきである。周囲の状況から来る負荷とは、例えば、家庭内の養育の偏りや家族の抱える問題の影響を長く受けて、それに適応してなんとかやってきていたり、学校内での友人関係の問題（孤立、いじめなど）をずっと抱えていたりといったようなことが挙げられる。

このタイプが小学校高学年以降の不登校では最も一般的であると思われる。まずは本人の負担になっている要因が何であるかを考えることが必要である。頑張ってきて息切れしたのであるから、それ以上頑張らせようとしても長くは難しいであろう。登校刺激は、特に当初は控えて、まず一休みを保障し、その上で出来る限りで環境調整を行い、本人の負荷を減らすことを考えるべきである。その後のことに関しては、本人に力のあるケースでは、本人が休息を取って、エネルギーを蓄えて、次に動きだそうとするまで待つことが多い。一方、本人の能力に問題があるケース（発達障害も含めて）では、無理のないステップで社会復帰を目指した働きかけが必要な場合もある。その場合も、早急にならず、本人にとって無理のない環境に無理のないスピードで進めて行くことが良いと思われる。

### 3. 精神障害型

精神障害型は、他の精神疾患が背景にあって、そのために不登校をきたすものである。統合失調症、うつ病などがある。この場合には、もともとの原因疾患の治療が必要であり、医療機関へ

の受診・薬物療法などの治療とともに、まずは十分な療養が必要である。再登校の目処などは医療機関と連携をとって判断するのが良いであろう。

## 第5節 精神遅滞

知的理解力の全体的な遅れのことを指す。多くは運動発達にも遅れを生じる。

成績不振、授業中のやる気のなさ、指示理解の悪さ、落ち着きのなさなどの学習の問題、身辺自立の遅れ、行動が他児よりも遅れる、といった生活上の問題、他児とのトラブルや関わりの少なさといった対人関係の問題などから相談があることが多い。

不登校やいじめ、心身症(頭痛、腹痛など)、うつ状態などの精神的な問題の背後に精神遅滞が認められることがある。これは、理解力が他児と比べて劣っているために、他児とは違ったストレスを日々経験していることが原因となっていると思われる。

精神遅滞が疑われる場合には、田中ビネーやWISC-Ⅲなどの知能検査を行うことで判断の参考になる。一般的には、知能指数(IQ)85以上が標準、70以上85未満が境界域、50以上70未満が軽度精神遅滞、35以上50未満が中等度精神遅滞、35未満が重度精神遅滞と分類される。知能指数70以下(または75以下)が療育手帳の対象となる。

まず、考えることは、現在の環境が児童にとって適切であるかどうかということである。集団での学習や生活について行くのが大変であれば、通級指導なり、特別支援学級への転籍なりを考慮する必要があるだろう。

もうひとつ、考えることは、いかに自己評価を高めるかということである。日常的にわからないこと、できないことが多く、失敗体験を数多く経験している児童である。環境があっていない児童では特に、自己評価が低いことが多い。そうした場合に、いかに自己評価を高めるか、できた体験をさせるかを考える必要がある。

出来る体験をさせるために、本人に頑張らせるのではなく、できるレベルの課題を、できるようにサポートをして、成功させるという考え方が必要である。そして、それをいかに周囲が評価してあげるか(褒める)を意識することが重要である。

## 第6節 自閉症スペクトラム障害(広汎性発達障害)

### 1. 自閉症スペクトラム障害の概念

自閉症スペクトラム障害は先天的な中枢神経系の発達障害に起因する、脳機能の障害である。コミュニケーションの障害、社会性の障害、興味・関心の偏りやすさを「3つ組の障害」と呼び、これらを併せ持つものを自閉症スペクトラム障害と呼んでいる。

自閉症スペクトラム障害は自閉症を中心としたグループを指す包括的な概念である。アメリカ精神医学会による診断体系(DSM-IV-TR)では広汎性発達障害と呼ばれているが、これらはほぼ同一のカテゴリーを指している。このスペクトラムに属する障害は診断の体系により、また歴史的な変遷により多様な名称で呼ばれているが、最近ではDSM-IV-TRの分類に準じておおよそ次のように分類されることが多い。

### 1) 自閉性障害

自閉症と呼ばれることも多い。知的発達の様々であるが、知的発達障害を伴うものは、発見者の名前にちなんでカナー型などと呼ばれることもある。乳児期、幼児期早期から3つ組の特徴がはっきりと見られていることが特徴である。

### 2) アスペルガー障害

自閉症スペクトラムの3つ組の障害のうち、コミュニケーション障害が比較的軽微であるグループをさす。アスペルガー症候群と呼ばれることも多い。知的発達障害を伴わないことが多いが、軽度の知的発達障害が見られることもある。

### 3) 特定不能の広汎性発達障害 (Pervasive Developmental Disorder Not Otherwise Specified PDD-NOS)

DSM-IV-TRでは自閉症スペクトラム障害のうち、自閉性障害、アスペルガー障害の診断基準を満たさないが、共通した特徴を持つ児を特定不能の広汎性発達障害としている。略して単に広汎性発達障害と呼ばれることもある。また非定型自閉症 (ICD-10) なども類似した概念である。

自閉症スペクトラム障害に属する診断名については、現時点では上記のように若干混乱した状況にあり、保育、教育の現場や家族は様々な診断名を念頭に置いて、対応していることが多い。実際にはこうした下位分類は臨床上、教育上あまり重要ではないことが多く、広く自閉症スペクトラム障害に該当するか否かを理解しておくことで十分である。

### 4) 自閉症スペクトラム障害の様々なタイプ

児への対応を考える際に、上記の下位分類よりもむしろ重要となるのは、以下のようなポイントである。

#### (1) 知的発達

自閉症スペクトラム障害を持つ児の中には最重度から軽度までの様々な程度の知的発達障害 (おおむねIQ70未満) を持つものも少なくないが、現在ではむしろ境界線級知能 (IQ70~85程度) ないし正常知能 (IQ85以上) の範疇に入る児が多いとされている。知的発達障害を持たないものは「高機能」と呼ばれることがあり、高機能自閉症、高機能広汎性発達障害などの用語が用いられる。

#### (2) 社会性のタイプ

自閉症スペクトラム障害の児は対人場面で特徴的な行動を示す。Wingは下記のように分類している。

##### ① 孤立型

指示への応答性の不確実さを特徴とし、長時間人から関わられることにひどく苦痛を感じる。自分から他者と関わろうとせず、自分の必要を満たすためだけに他者と関わろうとすることがある。

## ②受動型

指示をされれば応じることができるが、自分から関わるのが乏しい。他者が働きかければ、社会的な行動で反応できる。一方で拒否する技術が不足しており、周囲が本人への負荷に気付けないことも多い。

## ③積極奇異型

他者からの社会的な評価や関わりを求めて積極的に関わるが、方法が不適切であり、一方的であったり、幼稚であったり、奇妙であったりする。対人関係の中で、明示されないフィードバックがかかりにくい。

こうした社会性のタイプは一定したものではない点に注意が必要である。関わる場面、相手によって変化し、また、子どもの発達によってよく見られる社会性のタイプが変化してくることはよく見られる。例えば、学校では受動型、家庭では積極奇異型、あるいは幼児期には孤立型であったが就学後には受動型のパターンが中心となるなどの変化が見られることがある。

## 5) 合併する他の発達障害の有無

自閉症スペクトラム障害には以下のような発達上の障害を合併することが少なくない。これらの障害が併存する場合、教育上より一層の配慮が必要である。

## (1) 注意欠陥多動性障害

DSM-IV-TRの診断基準では広汎性発達障害が存在する場合、その診断を優先し、注意欠陥多動性障害は診断しないとの除外基準が定められている。また、一見して多動や衝動性、不注意に見える行動が、自閉症スペクトラム障害の特性そのものに起因していることも少なくない。しかし一方で、注意欠陥多動性障害を合併していると考えた方が、よりよい支援につながるケースも多く、最近では合併を積極的に認める立場の専門家が增加している。

## (2) (特異的) 学習障害

自閉症スペクトラム障害に算数、書字、読字などの特異的な学習障害が合併することがある。

## (3) 発達性協調運動障害

発達性協調運動障害は協調的運動や、全身運動（粗大運動）、手先を使う運動（微細運動）などの能力が年齢や全般的な発達の数値に比して、著しく低いものを言う。自閉症スペクトラム障害を持つ子どもにもよく見られる併存障害である。

## (4) その他

他にもてんかん、チック障害などの合併を見ることがあり、注意が必要である。

## 2. 自閉症スペクトラム障害の疫学

近年報告される自閉症スペクトラム障害の有病率は上昇傾向にある。これには診断基準の変更、調査手法の改善などの要因が大きく寄与していると考えられる。実数が増加しているか否かについては専門家の間でも議論が多く、一定の結論には至っていない。最近報告された海外での大規模な有病率調査では、自閉症スペクトラム障害全体として0.67～2.64%という数字が報告されており、多くの研究で1%を超える有病率が報告されている。この中で自閉症の占める割合は

4割程度とされており、アスペルガー症候群、PDD-NOSなどに該当する児が多く診断されるようになってきている。

### 3. 自閉症スペクトラム障害の特性

自閉症スペクトラム障害は下記のいわゆる3つ組の特性が、乳児期、幼児期早期から見られることが特徴である。

#### (1) コミュニケーション障害

言葉の遅れ、あるいは全く発語が見られないなどの言語的コミュニケーションの障害、またジェスチャーの使用や理解など非言語的なコミュニケーションにも障害が見られる。また発語が見られる場合でも、言葉のキャッチボールをしながら会話を継続することが難しい、同じ言葉を繰り返す、独特の言葉を使うなどの行動が見られる。

言語的、非言語的メッセージの双方において使用にも理解にも困難があることが、自閉症スペクトラム障害のコミュニケーション障害の特徴である。

#### (2) 社会性の障害

乳幼児期から養育者への愛着行動の発達の障害が見られ、後追いや人見知りなどの行動が見られないことも多い。集団での行動が困難であり、仲間関係を作ること、他者と楽しみを共有すること、他者とのやりとりそのものを楽しむことなどが難しい。大人や他児の行動に興味を示すことが少なく、行動の模倣も苦手であることが多い。

#### (3) 興味・関心の偏り（想像力の障害）

特定の物事に極端に熱中すること、習慣や儀式にかたくなにこだわること、習慣的な奇妙な体の動きや物の一部分に熱中することなどの特徴的な行動が見られる。一部の研究者では興味・関心の偏りにかえて、想像力の障害を三つ組の特性の一つに挙げており、見立てて遊ぶことやごっこ遊びなどの苦手さや、新しい場面、課題への適応の困難なども特徴である。

3つ組の中には入っていないが、感覚の極端な過敏性、あるいは鈍磨も自閉症スペクトラム障害を持つ児に非常によく見られる特徴である。聴覚の過敏性がよく知られているが、それに限らず視覚、触覚、嗅覚、味覚、温痛覚、前庭覚、深部覚なども含め、あらゆる感覚に過敏、または鈍麻が見られることがある。また視覚的情報処理が優位である子どもが多く、視覚的な情報の伝達などの方法が有効となる場合も少なくない。

### 4. 教育現場における自閉症スペクトラム障害

上記のような特性のために、教育上特別な配慮、支援を必要とする児が多い。

#### 1) 認知への支援

自閉症を持つ児はその言語的、非言語的コミュニケーションの障害、模倣の困難、他児や大人の行動に関心を向けにくいなどの特性のため、新しい行動や学習課題を習得する際に著しい困難を持つことが多い。また感覚の過敏性、鈍磨、視覚優位の認知特性なども大きな影響を及ぼす。

こうした場合、本人の認知の特性に合わせ、例えば視覚的に分かりやすく手順を示したプリントを用意する、実物の見本を示す、実際に手を取って動かし方を伝えるなどの工夫が必要なことが多い。

また、授業の開始や終了、教室の移動など各種の行動のきっかけを読み取ることも難しいことが多く、個別の声かけを行うことや本人が利用しやすい手がかりを用意することなどによる支援が必要なことがある。

特に適切に要求をすること、拒否をすること、謝罪をすること、自分の状態を報告すること、困ったときに相談することなどの行動については、習得が困難であることも多い。こうしたコミュニケーション技術の習得にも、教員などによる援助が必要となる。特に言語による表現が苦手な児では、欲求が満たされないとき、自分がどう振る舞ってよいかわからず混乱してしまったとき、著しく苦痛な刺激を受けたときなどに、パニックが生じ、激しい興奮、かんしゃくが見られることがある。その際、時に物を投げる、他児や大人への暴力などが伴うこともあり、適切な方法による表現手段の獲得を援助していく必要がある。

## 2) 動機への支援

学習やその他の活動などに際して、自閉症スペクトラム障害を持つ児では定型的な発達を示す子どもの場合とは異なる方法によって、その動機づけを行っていく必要がある。

定型発達の児ではそもそも他の子どもと同じことをしたい、同じことができるようになりたい、自分の行動を通じて大人や他児から高く評価されたい、嫌われたくない、褒められたいなどの社会的な背景を持つ動機によって、行動していることが多い。一方で、自閉症スペクトラム障害の子どもではこうした社会性を背景とする動機づけには反応が乏しいことも多く、反応できる場合でも効果が十分でないことも多い。

また、本人自身の特別な興味や関心の対象から、強烈な動機づけがなされることも多い。休み時間にもずっと自分の好きな本を読み続けたり、授業が始まってでも自分の好きな活動をやめられなかったりすることもある。

このため学校で学習や生活上の課題に取り組むためには、具体的な報酬を使う、本人が強く興味を持っている事物を媒介にするなど、他の方法による動機づけが必要であることも多い。

また、学校での生活の中で、社会的な報酬を受け取れるように練習を積み重ねていくこと、他の児童や先生などとともに活動することを好きになること、せめて集団に参加することを嫌いにないように支援することなどにも配慮が必要である。

このように自閉症スペクトラム障害を持つ子どもでは、学習や生活上の課題を習得すること、集団の中での生活を楽しむことなどを習得する際に、多くの工夫や配慮が必要であることが多い。

## 5. いわゆる二次障害

自閉症スペクトラム障害を持つ児では、家庭や学校での生活の中で必要な配慮や支援がなされない場合、いじめの対象になった場合などに、二次的な問題が生じてくることも少なくない。本

人にとって混乱した苦痛な状態での生活が続くことによって、抑うつ、強迫性障害、不安障害などの精神疾患を合併することも見られる。また、自分でも行動のコントロールができなくなるようなパニック状態の増加、被害的な認知のパターンの定着、自尊感情の極端な低下、知的能力に見合わない学力などの情緒、行動面での問題が見られることも少なくない。これらを背景として、登校渋りや不登校、極端な反抗や暴力などの行動につながることもある。

自閉症スペクトラム障害に伴う著しい攻撃性や常同的な行動などに対しては、リスペリドンなどの抗精神病薬投与を中心とした薬物療法が行われることがあるが、これは対症的な療法に留まる。

## 6. 就学、進学などにあたっての留意点

前述のように自閉症スペクトラム障害を持つ児童への教育に際しては、特別な支援、配慮が必要となることが多い。それぞれの児の認知特性に合わせた教育を行い、能力を十分に発揮できる環境を整えるには十分なマンパワーが必要である。そうした点で、通級指導、特別支援学級、養護学校など人的に恵まれた環境で教育を受けるメリットは大きい。また感覚の過敏性の強い児童や注意欠陥多動性障害の合併がみられる場合などには、比較的刺激の少ない環境での学習が必要であることも多い。

一方で、特に知的発達の遅れの見られない事例では、学習への取り組みは非常に重要である。自閉症スペクトラム障害を持つ人の就労や成人してからの趣味や生きがいなどを考える場合、学歴、学校歴や資格取得、学習や研究活動への意欲などがひととき大きな意味を持つてくる。コミュニケーション能力や社会性の面でハンディキャップのある児にとって、専門的知識や資格などの有用性はより高いとも言える。十分な学力を習得すること、学習や試験への嫌悪感、恐怖感を持たせないことが大切である。

就学、進学などの際には、それぞれの児の能力、嗜好などを十分に評価した上で、家族、本人とも方針をすり合わせながら、進路を決定していく配慮が必要である。その際に知的発達や学力とともに、ひとつの参考となるのは他の児童の活動への興味、関心や模倣の能力である。他児の活動に興味がなく模倣も苦手な子どもであれば、教員の十分な配慮のもとに学習をすすめることにアドバンテージがある。逆に対人的な関心が育ち、自発的に他児の行動をまねることがよく見られるようであれば、子どもたちとの活動の中から学ぶことも多くなる。

このように自閉症スペクトラム障害を持つ子どもの教育に際しては、一見矛盾した要求を満たしていく必要があることも少なくない。また、一つの環境のみですべての教育ニーズを満たすことも困難である。通級指導、交流学級や特別支援教育支援員などの積極的な活用が望まれる。

## 第7節 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

### 1. 注意欠陥多動性障害とは

注意欠陥多動性障害とは、不注意（集中力がない）、多動（落ち着きがない）、衝動性の3つの特徴を持つ、発達障害である。発達障害は、生来の脳の機能不全を背景とした特性の偏りである。

有病率は約3%(2-5%)。男児：女児=4：1であるが、受診に至るケースは男児が女児の9倍である。

### 1) 不注意症状

不注意症状には、

注意力の問題：物忘れがひどい、物をよくなくす、うっかりミスが多い

集中力の問題：話がコロコロ変わる。すぐに他のことに気が散る、注意が持続しないなどがある。

こうした特性があるために、最後までやり遂げることができない、物事を順序だててできない、といったことがあり、最後までやり遂げた経験が得られにくいために、根気良く物事に取り組むことへの動機づけが難しくなる。

ゲームなど、本人の好きなことには集中していて、逆になかなか終われないことも多い。1対1で大人がついていたり、怖い人の前ではある程度集中できるが、長期間は継続しない。注意力が弱いために、聞いたことは忘れやすく、目で見えたものの方が頭に入りやすい。

### 2) 多動

多動症状には、じっとしていない、常に動き回っている、座ってられない、座っていても、もじもじと落ち着きない、他の子にちょっかい、静かに過ごすことができない、よくしゃべるなどがある。

特に年少児の場合には、場面や状況によって、変動する。例えば、家などの周りが大人だけで落ち着いた環境で、本人のペースで過ごせる場所では多動は目立たなかったり、兄弟や同級生など他に落ち着かない子がいると増幅されたりする。

### 3) 衝動性

衝動性には、急に怒り出したり、手が出たりする、急に危険な行動をする、向こう見ず(道路への飛び出しなど)、人の話・遊びなどに急に割り込んでくる、話を最後まで聞かずに口をはさむ、時間や順番を待てない、といった行動が見られる。

突発的に行動に表れるので、考える前に行動してしまう。そのため、以前に注意を受けていて、どうしたら良いかは分かっている、また同じことをしまう場合もある。そうした場合は、後で聞くとどうしたら良かったかを説明してくれることも多い。ただ、周囲の大人が障害について理解をしていないと、分かっている、何度もわざと繰り返すと判断されることがある。

## 2. 診断の際の留意点

診断は、上述の特徴が見られるかどうかを、問診と行動観察から判断する。いくつか、留意する点を挙げておく。

症状は成長の段階で加齢とともに改善・変化していくので、その時点では基準を満たさないこともある。その子の特性を考える上では、以前の様子も聴取した上で判断することも必要であ

る。また、症状は場面や状況により違ってくるので、家での様子や他児と一緒にないひとりでの場面での様子などを把握した上で見たてを行うことが必要である。

鑑別診断として、大きくは下記の5つを考える。

#### (1) 精神遅滞に伴う多動

知的発達を含めた全般的な発達遅滞があれば、行動をコントロールする能力もそれに伴って発達が遅滞する。例えば、6歳児であっても発達が3歳レベルであれば、3歳児と比べて多動や注意集中が弱いかどうかで診断を考えるべきである。

#### (2) 広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー障害など）

広汎性発達障害児の多くは多動や注意集中の問題を呈する。両者の鑑別については、広汎性発達障害の項を参照されたい。

#### (3) 不適切養育（虐待）による多動

心理的虐待やネグレクトを含めた虐待や、不安定な養育環境で生育した児童の中には、集中して物事に取り組むことが難しかったり、衝動性が高くすぐにカットになってしまったり他児とのトラブルが絶えなかったりするものがある、症状としては類似な部分が多く、鑑別は難しい場合も多い、また、ADHD児は、幼少時より育てにくい子どもであることが多く、虐待のハイリスク群であると言われている。このため、両者は合併している場合もあり、いずれにしても環境面の影響と本来の児童の特性の両方の可能性を考えて対処を行う必要がある。

#### (4) 身体疾患から来る多動や注意集中困難

てんかんや脳腫瘍、頭部外傷などの脳器質性疾患、甲状腺疾患等の身体疾患からADHD様の症状を呈することがあり、鑑別に留意する必要がある。

#### (5) 精神疾患から来る多動や注意集中困難

統合失調症、気分障害等から、落ち着きのなさや衝動性が見られることがある。その場合は、ある時期を境に症状が出現している。幼少期から特徴が継続しているかを確認することで判断することができる。

また、合併症としては、学習障害、排泄障害（遺尿症、夜尿症など）、チック、夜驚症といった、生来の脳機能の未熟に由来する症状と、不登校、反抗、素行障害(非行)、不安性障害、気分障害などといった、障害があることによって二次的に起こる情緒的問題（二次障害）がある。

### 3. 治療と対処

#### 1) 診断と周囲の理解

まず、周囲が障害について理解することが必要である。

ADHDは、大きな発達の遅れや目に見える障害を伴うことはないので、周囲が障害であるとの認識を持つことが難しい。このため、養育に問題があるとか本人のやる気やわがままと取られることがしばしばある。まず、障害であると認識することで、親自身の自責感が薄れて、冷静な対処が可能となる。それが、本人にとっても、分かってもらえたとの認識につながる。

## 2) 薬物治療

ADHDの治療薬として2つが主として用いられている。

メチルフェニデート（商品名 コンサータ）は、中枢刺激薬に分類され、即効性で朝飲むと概ね夕方まで効果が持続する。早期に効果が必要なケースや主として学校での行動が問題となっているケースに適応がある。

アトモキセチン（商品名 ストラテラ）は、ノルアドレナリン再取り込み阻害薬に分類され、効果が見られるまでに数週間かかるが、効果自体は終日持続する。家庭での問題が顕著であるケースなどに適応がある。

## 3) 対処

ADHDは障害であるとの前提にたって、環境調整や指導を行うことが必要である。具体例を挙げる。

集中力のない児童に話をする場合には、1対1の気の散らない場所で、静かな口調で、短く分かりやすく話す。話はひとつに限定した方が良い。また、本人が興奮しているときには、落ち着いてから、しかしあまり時間のたたないうちが良い。

忘れ物が多い児童には、忘れるのは障害から来るもので致し方ないこと、という認識を周囲のものが持つことがまず必要。その上で、対策を親や保護者と協議する。連絡症やメモ帳を利用する場合には、いつ書くのか、いつそれを家で見せるのか、をスケジュールにして、しばらくは大人が声をかけることが必要である。

集中力のない児童は、一般には、教室では一番前で真ん中が一番気が散りにくい。大事な指示や課題を始めるときには声をかける。また大事な指示はできるだけ黒板に書くことが有用である。

## 4. 予後について

加齢とともに、ADHD症状は軽減することが多い。特に多動については小学校後半から中学には診断基準を満たさなくなる児童が多い。

社会的な予後を左右するのは、二次障害を起こすかどうか大きい。

そのためには、周囲が障害について理解して、児童の特性にあった関わりと環境調整を行うことが必要である。

## 第8節 学習障害

「頑張っているのに勉強ができない」「ある特定の教科や分野だけ、なぜかできない」といったことで問題になる児童である。小学校低学年ではあまり問題にならず、高学年以降に表面化する。しかし、周囲が困るような問題行動を呈しないので、学習障害単独では相談・受診となるケースは少ない。他の発達障害に合併した時に相談がある場合が多い。

学習障害は、文部科学省の定義では、「基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難

を占める様々な状態を指すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」とされている。

鑑別診断としては、全体的な遅れである精神遅滞、集中力や集団適応の問題から学習不振につながる広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害、家庭環境や学習環境の問題で学習が進まない児童などがある。一方で、広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害には合併が多く、注意が必要である。

診断には、まずは標準化された知能検査（WISC-Ⅲなど）を行って、知的能力のばらつきをみることが必要である。その上で、知的能力のばらつきが見られた際には、臨床症状との関連を評価した上で、詳細な認知検査を行うことが有用である。

苦手な能力に対する治療・対処としては、2つの考え方がある。

低年齢のうち、苦手な能力について把握した上で、スモールステップによる丁寧な指導により、苦手な能力の向上を図るやり方が一般的である。年齢が上がってくると、得意な能力を用いて課題をクリアすることにより重点を置くことになる。

## 第9節 児童虐待

昨今、児童虐待をめぐる問題は乳幼児期に留まらず学童期以降でも取り上げられることが多くなった。養育環境をみると、親子双方に発達障害に起因する子育てと育ちの失調が認められることが多い。虐待の影響は心身両面に渡って思春期・青年期以降にも及び、世代間連鎖を生み出すことがある。

### 1. 虐待の種類

虐待のうち、ネグレクトが半数近くを占め、最近なお増加傾向にある。

- ①身体的虐待：殴る、蹴る、溺れさせる、タバコの火を押し付ける、戸外に締め出すなど。
- ②性的虐待：性的いたづら、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要するなど。
- ③ネグレクト（養育の放棄または怠慢）：適切な衣食住の世話をせず放置する、病気やケガをしても病院に連れて行かない、自動車内や家に置き去りにするなど。
- ④心理的虐待：言葉による脅し、罵声を浴びせる、無視、兄弟間の差別的な扱い、子どもの目の前でDVが行われるなど。

### 2. 虐待の影響

- ①身体への影響：発育・発達の遅れや発育不良（低身長・低体重）。頭部外傷（脳損傷）による運動機能障害や言語・知的発達の遅れ。
- ②知的発達への影響：子どもの興味・関心の行動が制限されたり禁止されたりして、子どもは周囲の出来事に無関心となる。極端な場合には、知的発達の遅れを生じる。また、親からの拒否や叱責を受け続けると、意欲が低下し、学習不振に陥る。

- ③情緒・心理面への影響：暴力などへの恐怖心や不安感、親に抵抗できない屈辱感・無力感などが、次第に反抗心や怒りの感情に変化し、自身の感情のコントロールが効かず、爆発的な感情表現をとりやすくなる。他方、自分が悪いから叩かれるといった罪責的な思い込みに陥って、自分に自信が持てずに抑うつ状態や無感情状態を呈することもある。
- ④行動への影響：虐待を受ける子どもは暴力に対するハードルが低く、自分の思い通りにならない時に暴力による問題解決をとりやすく、園や学校などで他児と関わる際に問題化しやすい。思春期以降、今まで我慢してきた怒りを表出させ、家庭内暴力や非行などの反社会的行為、あるいは望まない妊娠や若年出産につながることもある。
- ⑤対人関係への影響：他者と信頼関係を築けず、周囲の言葉に耳を貸さない、他人のせいにする、被害的な捉え方をする、他人の手助けを排除するなどがみられる。

### 3. 虐待の発見

#### 1) 虐待の代表的な医学所見

- ①打撲やアザ：多発・新旧混在、足底などの通常考えられない部位
- ②骨折：多発性、新旧混在、頭蓋骨骨折
- ③頭部損傷：硬膜下出血などや眼底出血
- ④やけど：辺縁の明瞭な深い熱傷、露出していない部位、多数の円形の瘢痕
- ⑤栄養・発育障害：発育上、 $-2SD$ 以下または50パーセントイル以上の低下

#### 2) 診察場面で虐待を疑わせるポイント

- ①受傷から診察までの時間が長い。
- ②保護者の受傷の説明に曖昧さや矛盾があり、症状と説明の辻褄があわず不自然さがある。
- ③保護者の態度が反抗的で被害的である。また子どものケガや病気等に無頓着である。
- ④子どもがあまりしゃべらず、びくびくしており、親になつかない。

#### 3) 対応

虐待が発見されたら、保護者への虐待の告知は毅然とした態度で行い、子どもの安全の確保のためであることを伝える。また加害者である保護者にも援助が必要であり、非難せず一緒に状況を変えていこうという姿勢が大切である。虐待は様々な要因が絡んで発生し、また、一過性ではなく繰り返される特徴を持つことから、家族支援を含んだ多面的な援助が必要である。従って、医療、保健、教育、司法、福祉などの様々な領域の関係機関による総合的な対応が不可欠であり、相互に連携していく必要がある。

## 第10節 躁うつ病・うつ病

子どもの（躁）うつ病の有病率は0.8～2.5%、青年期では2.0～8.0%にのぼる。また、再発を繰り返したり他の様々な障害を合併したりして、対人関係の発達や社会生活への問題を成人へと持ち越してしまう場合も少なくない。

現在、子どもの（躁）うつ病も概ね成人と同じ基準で診断できると考えられている。そこでまず、成人のうつ状態と躁状態の診断基準（DSM-IV-TRによる）を以下に示す。

### 1. うつ状態

主症状：①抑うつ気分、②興味または喜びの喪失

副症状：③食欲障害、④睡眠障害、⑤精神運動性の焦燥または抑制

⑥易疲労感・気力減退、⑦無価値感・罪責感

⑧思考力・集中力の減退、⑨自殺念慮・自殺企画

主症状を少なくとも1つ以上含む5つ以上が同じ2週間の間に存在

### 2. 躁状態

異常かつ持続的な高揚、またはいらだたしい期間が1週間以上持続。

また、その期間、以下の症状のうち3つ以上持続。

①自尊心の肥大

②睡眠欲求の減少（例：3時間だけでよく休めたと感じる）

③普段より多弁

④考えが次から次へと浮かぶ（観念奔逸）

⑤注意散漫

⑥目標志向性の活動の増加

⑦まずい結果になる可能性が高い快楽的活動に熱中

（例：買いあさり、性的無分別など）

以上が成人のうつ状態、躁状態であるが、うつ病はうつ状態のみを呈する。躁うつ病はうつ状態と躁状態の両方を呈する時期がある。また、軽度の躁状態のエピソードの時期とうつ状態の時期とを呈する躁うつ病Ⅱ型が最近注目されている。

## 第11節 統合失調症

統合失調症とは、思春期・青年期に多く発症する。思春期・青年期の統合失調症を成人の統合失調症の診断基準に当てはめることは困難であるが、ここではまず、成人の統合失調症の特徴を示してから比較したいと思う。

成人の場合の症状

①妄想、幻覚、解体された会話、陰性症状

②社会的（対人的）また、労働（学業）の能力の著しい低下

③前駆期、残遺期を含めて、障害の徴候が長期に渡る

以上、大まかな症状を示したが、若年者の場合は妄想や幻覚が認められても、その対象や内容は曖昧であることの方が多い。

若年者は妄想構築できないまま、理由のわからない不気味な不安に直面して、行動のまとまりを欠き、気分の変化や興奮、衝動性などが見られることが多い。強い不安にあわせて集中力の低

下、意欲の低下、感情鈍麻などの症状が前面に出ることがある。また、強迫行為がみられたり、変容感を訴えたりすることもみられる。これは、いまだ発達途上にあるため、言語能力の未熟さや、体験の乏しさなどによるものと考えられる。ある程度成熟をしなければ妄想構築も困難であり言語化もできないが、18歳を過ぎて徐々に症状の訴えは成人の様子に近づいて行く。そして症状に圧倒された経過の中で、心理的、社会的成長が滞ることになってしまう。

学業と集団行動が重要な課題である若年者の統合失調症を発症するという事は、学校適応状態が無視できない指標になる。怠学や不登校、理解不能な衝動性、奇妙な言動などが見られるとき、反抗期のせいであろうと勘違いをされたまま、叱責や指導を受けてしまうことがある。年長者は不登校という形で苦痛に対処することも出来るが、より若年者ではそのような対処行動もとれず、登校への執着が強く、学校場面で症状が露呈することも多い。

発達途上にある統合失調症の発症には当然慎重に対応することが必要である一方、診断も困難である。生活の場である家庭での様子や、社会参加の場である学校での様子、そしてその変遷などが診断や治療の上に大切な情報となる。

以上、若年者と成人の統合失調症を比較してみたが、統合失調症の治療は、前駆症状の早い時期から始めることが望ましい、なぜなら、その後の経過や重症度にも影響することになるからである。

(資料) 愛知県の子どものメンタルヘルスに関する連携・相談機関 (2012 (平成24) 年現在)

### 精神保健福祉センター

愛知県精神保健福祉センター TEL 052-962-5377

名古屋市精神保健福祉センター (こころば) TEL 052-483-2095

(県内・名古屋市内のメンタルヘルスに関する医療機関や相談機関の紹介や相談など)

### 児童 (障害者) 相談センター

中央児童・障害者相談センター TEL 052-961-7250

(一宮・春日井・海部・知多・西三河・刈谷・豊田加茂・東三河・新城設楽の各センター)

名古屋市児童福祉センター TEL 052-757-6111

日中の虐待相談電話 (なごやっ子SOS) TEL 052-761-4152

休日・夜間子ども虐待電話相談 TEL 052-823-8349

### 教育相談室

愛知県総合教育センター TEL 0561-38-2211 愛知郡東郷町

名古屋市教育センター (ハートフレンドなごや) TEL 052-683-8222 名古屋市熱田区

名古屋市子ども適応相談センター (なごやフレンドリーナウ) TEL 052-521-9640 名古屋市西区

### 発達障害者支援センター

あいち発達障害者支援センター TEL 0568-88-0811 内線 (2222)

名古屋市発達障害者支援センター (りんくす名古屋) TEL 052-757-6140

### 公的医療機関

名古屋大学医学部附属病院 親と子どもの心療科 TEL 052-741-2111 (心療科外来・予約制)

名古屋市立大学病院 こころの医療センター TEL 052-851-5511 (代表・予約制)

あいち小児保健医療総合センター 医療連携室 TEL 0562-43-0508 (直通) 大府市

あいち心の診療医の紹介や受診予約

愛知県心身障害者コロニー中央病院 TEL 0568-88-0811 春日井市

知的障害がい者の問題のケースの診療

愛知県青い鳥医療福祉センター TEL 052-501-4079 名古屋市西区

愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園 TEL 0564-48-2831 岡崎市

### 大学の心理相談室

愛知教育大学・心理教育相談室

〒448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1 TEL 0566-26-2316

愛知淑徳大学・心理臨床相談室

〒480-1197 長久手市片平9 TEL 0561-63-7524

愛知学院大学・心理臨床センター（日進キャンパス）

〒470-0195 日進市岩崎町阿良池12 TEL 0561-73-1366

愛知学院大学・栄サテライトセンター 心理臨床カウンセリングセンター

〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル11階(北側フロア) TEL 052-252-0922

椋山女学園大学・臨床心理相談室

〒470-0131 日進市岩崎町竹ノ山37-234 TEL 0561-74-1957

中京大学・臨床心理相談室

〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町101-2 TEL 052-835-7145

金城学院大学・心理臨床相談室

〒463-8521 名古屋市守山区大森2-1723 TEL 052-798-5517

名古屋大学・心理発達相談室

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 TEL 052-789-2656

日本福祉大学・心理臨床相談室

〒460-0012 名古屋市中区千代田5-22-35 日本福祉大学名古屋キャンパス北館2階  
TEL 052-242-3054

日本福祉大学・子ども発達支援室

〒470-3295 知多郡美浜町奥田 TEL 0569-87-2324

人間環境大学附属臨床心理相談室

〒444-3505 岡崎市本宿町上三本松6-2 TEL 0564-48-4421

**臨床心理相談室**

東海開業臨床心理士協会（事務局） TEL 0566-77-5412

**NPO法人など**

認定NPO法人 CAPNA(旧称 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち)(虐待関連の相談)

事務局 TEL 052-232-2880

ホットライン名古屋 TEL 052-232-0624

NPO法人 アスペ・エルデの会 TEL 052-505-5000

軽度発達障害者の当事者の会

**小児科・心療内科など**

日本小児科医会 子どもの心相談医

あいちこころの診療医（あいち小児保健医療総合センター心療科関連）

# 第11章 学校感染症（伝染病）

## 第1節 感染症の種類（表11-1）

学校という集団生活の場の最大の欠点は、感染症の流行である。このため学校保健安全法施行規則では、「学校感染症」として、重要な感染性疾患をあげて、児童・生徒が罹患した場合の感染拡大を防止するための対応を定めている。

対象疾患の一覧を示す。対象疾患は3群に分類されている。第一種学校感染症は、感染症法の1類と2類（結核を除く）に新型インフルエンザ（H5N1）等と指定感染症、新感染症が加えられている。第二種感染症は、飛沫感染を主な感染経路とする疾患群であり、第三種は飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校全体へ感染が拡大する危険のある疾患から成る。第三種には、その他として、疾患名の明記はないが、学校での流行を防ぐために必要であれば、第三種の学校感染症として措置が講じられる疾患が含まれている。

表11-1 学校感染症（学校保健安全法施行規則 平成24年4月施行）一覧表

<p>第一種感染症</p> <p>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（インフルエンザA, H5N1）、</p>
<p>第二種感染症</p> <p>インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎</p>
<p>第三種感染症</p> <p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症</p> <p>その他、条件によっては出席停止となるもの</p> <p>溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症</p> <p>その他、通常出席停止は必要ないと考えられる感染症</p> <p>アタマジラミ、伝染性軟属腫、伝染性膿痂疹</p>

## 第2節 発生時の対応、出席停止、臨時休校など

感染拡大を防止するには、①感染病原体の特定と病原体の排除、②感染経路の遮断、③感染予防、が重要である。①としては、適切な消毒と殺菌であり、②は、感染者の出校停止である。また、学校全体へ拡大した場合は、学級閉鎖や休校措置もとられる。③については、手洗い・うがい・マスクといった「標準予防策」と各種予防接種による疾患ごとの「特異的予防策」がある。

②出校停止期間は、第一種については治癒するまで、第二種、第三種については医師が感染の恐れなしと認めるまでで、具体的には各論で述べる。いずれの疾患についても、必ずしも病原体の分離の有無ではなく、ヒトからヒトへの感染の可能性が目安となる。

学級閉鎖や休校については、学級内あるいは学校内における感染症のまんえん状況に応じて、学校管理者から委託されている学校長が学校医の助言を受けて決定する。

第一種および第二種学校感染症については、罹患者と同居するもの、感染症発生地域から通学するもの、流行地を旅行したものについても、必要に応じて予防的措置として、出席停止とすることができる。

### 第3節 主な第一種感染症

#### 1. ポリオ

感染症予防法で二類感染症に分類されている。WHOでは、ポリオ絶滅キャンペーンとしてワクチン接種活動を行っている。わが国では、20年以上発生はなく制圧されている。

- (1) 病原体：ポリオウイルス（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）
- (2) 感染経路：感染者の便や唾液などからの経口感染が主な経路、一部飛沫感染。
- (3) 流行地域：ナイジェリア、インド、パキスタン、アフガニスタンなど。
- (4) 潜伏期間：7～12日
- (5) 症状・予後：夏期に流行する胃腸症状を伴うかぜを起こすエンテロウイルスのひとつ。90%が不顕性感染で、5～10%が不全型、1～2%が無菌性髄膜炎、0.1～2%が麻痺型となり（急性灰白髄炎）、0.01～0.2%が球麻痺で死亡する。不全型は発熱、嘔吐、下痢、かぜ症状を起こす。重症例では、数日間発熱し、解熱後突然、急性弛緩性麻痺が出現する。
- (6) 治療：特異療法はない。
- (7) 予防：定期予防接種。2012（平成24）年9月1日から経口生ワクチンは中止され、不活化ポリオワクチンへ移行された。2012（平成24）年11月1日から、DPT-IPV（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）ワクチンが導入された。
- (8) 登校基準：ジフテリアと同じく、治癒するまで出校停止。

#### 2. ジフテリア

感染症予防法で二類感染症に分類されている。現在、国内発生はほとんどない。

- (1) 病原体：ジフテリア菌による。
- (2) 感染経路：患者または保菌者からの飛沫感染が主である。
- (3) 流行地域：ウクライナ、ロシアなど旧ソビエト連邦地域、インドなど。
- (4) 潜伏期間：2～7日。
- (5) 症状・予後：発熱、咽頭痛、頭痛、倦怠感、嚥下痛、鼻閉、嘔声、呼吸困難、心不全、呼吸筋麻痺など。喉頭ジフテリアでは、毒素により、気道粘膜の壊死、儀膜形成が起こり、発熱、犬吠様咳、嘔声、吸気性喘鳴、吸気性呼吸困難が起きる（真性クループ）。重症例では、気道閉塞で死亡する。

- (6) 合併症：ジフテリア毒素による心筋障害や、軟口蓋麻痺、眼筋麻痺などの神経炎を合併することがある。
- (7) 治療：ペニシリン、マクロライドなどの抗生物質、抗毒素血清による血清療法。
- (8) 予防：ジフテリアトキソイドを用いた予防接種。DPT混合ワクチンを定期接種する。2012（平成24）年11月1日より、DPT-IPVワクチンが導入された。
- (9) 登校基準：原則として、患者は指定医療機関に入院するので、治癒するまで出席停止となる。

### 3. 鳥インフルエンザ（H5N1）

- (1) 病原体：インフルエンザウイルスはウイルス粒子内の核蛋白複合体の抗原性の違いからA・B・Cの3型に分けられ、このうち流行的な広がりを見せるのはA型とB型である。特にA型インフルエンザウイルスは、内部での変異型が多く、世界的な大流行（パンデミック）を起こすことが知られている。A型ウイルスの粒子表面には赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という糖蛋白があり、気道上皮細胞における侵入・増殖・伝播の過程で重要な役割を果たしている。抗原性の異なる16種類のHAと9種類のNAが知られており、これらが組み合わされて、理論上144種類の亜型ができることになる。A型ウイルスはヒトを含むほ乳類や鳥類に広く分布するが、中でも水禽、特にカモが起源と考えられ、カモはHA亜型のH1からH16までとNA亜型のN1からN9までのすべてのウイルスを保有している。これらのウイルスが他の水禽、家禽、家畜、そしてヒトでのA型インフルエンザウイルスの供給源となっているのである。

水禽では、通常インフルエンザウイルスは腸管に存在する。水禽自体に病原性を示すことはほとんどなく、共存がはかられているが、鶏など家禽に感染してはじめて病原性を発揮することがある。多くの場合が病原性は低く（低病原性）、家禽を死に至らしめることはない。HA遺伝子の変異により強毒株となったものが、高病原性鳥インフルエンザウイルスであり、本項の鳥インフルエンザとは高病原性鳥インフルエンザウイルスA（H5N1）のことである。高病原性の定義は、最低8羽の4～8週齢の鶏に感染させて、10日以内に75%以上の致死率を示した場合としており、「高病原性」とは鳥に対する病原性を示したものであって、ヒトに対する病原性を示したものではない。本ウイルスの分子遺伝学的な定義としては、HA分子の開裂部位における塩基性アミノ酸の連続が存在することとされており、1997（平成9）年における香港でのH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルス感染事例においても、また2003（平成15）年末から2006（平成18）年末まで世界各地で発生していたH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスにも、この塩基配列が存在した。

- (2) 感染経路：接触感染・飛沫感染・空気感染のいずれを主体とするのかは、現段階では不明である。感染者のほとんどは病鳥または死鳥との直接的かつ密接な接触により感染したと考えられており、鳥からヒトへの感染は効率的ではない。ヒトからヒトへの感染に関しても、家族内での小集団発生事例にとどまっている。
- (3) 流行地域：2003（平成15）年11月から2012（平成24）年9月までに、608例（うち死亡は359例）の鳥インフルエンザA（H5N1）ヒト感染症例がウイルス学的に確認されている。鳥類で

は、東南アジアを中心に、中東・ヨーロッパ・アフリカの一部地域などで感染が確認され、ヒトでの症例はアジア・中東・アフリカを中心に報告される。

- (4) 潜伏期間：通常2～5日間である（最長10日間の報告がある）。
- (5) 症状：初発症状は発熱、頭痛、筋肉痛などであるが、その後の経過は軽症例から死に至るものまで様々である。
- (6) 予後：感染症例の死亡率は59% (359/608) であり、呼吸不全や多臓器不全が死亡の典型的な経過である。
- (7) 治療：A型インフルエンザによる治療薬として市販されている抗インフルエンザ薬（M2阻害薬とノイラミニダーゼ阻害薬）は有効と考えられる。  
 予防：感染経路が特定されていないが、手洗い、マスク等の標準予防策は有用と思われる。パンデミックに備え、わが国では約3,000万人分のプレパンデミックワクチンの原液が製造・備蓄されている。
- (9) 登校基準：学校保健安全法により第一種感染症に分類され、出席停止期間の基準は「治癒するまで」と規定されている。

## 第4節 主な第二種感染症

### 1. 麻疹

麻疹ウイルスの初感染によって起こる急性熱性発疹性疾患であり、全数把握疾患になっている。麻疹は重症な感染症として古くから知られており、今日でも死亡例をみる重要な感染症である。

- (1) 病原体：麻疹ウイルス（パラミキソウイルス科）
- (2) 潜伏期間：7～18日（通常10～12日）
- (3) 感染経路

飛沫感染や空気感染で起こり、感染力は極めて強い。感染力が最も強いのは、発疹出現前のカタル期である。発生時期については、春から夏にかけてが流行期であったが、最近は年間を通じて発生しており、季節性は少ない。

- (4) 症状

臨床経過により、カタル期、発疹期、回復期に分けられる。結膜充血、眼脂、鼻汁、咳などのカタル症状と共に発熱をきたし、症状は徐々に重症度を増す。

口腔粘膜には特徴的なコプリック斑が見られる。熱は一時解熱することもあるが、すぐに再上昇し39～40℃の高熱が続く。この頃から発疹が出現し、耳後部、頸部より顔面、躯幹、四肢へと広がる。発疹は、最初小紅斑が散在し、次第大きく広がり融合していく。発疹間には健康皮膚面を残す。また発疹消退後は褐色の色素沈着を残し回復していく。発熱は、発疹出現後3～4日持続し、通常7～9日の経過で回復するが、症状の回復がみられない場合は合併症の併発などを考える必要がある。

- (5) 合併症

肺炎、中耳炎、クループ、脳炎などを合併することがある。肺炎には、麻疹ウイルスが直接関与するものと細菌の二次感染によるものがある。また、脳炎の発生頻度は自然麻疹の約0.1%と

いわれている。SSPE（亜急性硬化性全脳炎）は10万例に1例の割合で発生するとされる中枢性神経系変性疾患で極めて予後不良であるが、ワクチン接種率の向上で発生率は減少すると考えられる。

(6) 罹患年齢

乳児期後半から幼児期に多いが、近年では10～20歳代の青年期の発生も注目されている。

(7) 治療方法

対症療法が中心で、細菌合併症があれば抗生剤を使用する。ビタミンAの投与が麻疹の重症度を軽減すると考えられているが、我が国ではビタミンA投与は一般化されていない。

(8) 予防方法

乾燥弱毒生麻疹（M）ワクチン、乾燥弱毒生麻疹風疹混合（MR）ワクチンが極めて有効であり、接種率を95%維持すれば流行を阻止すると言われている。

現在、定期接種としてのMRワクチンは第1期（1歳児）、第2期（小学校就学前の1年間）の2回接種となっている。2008（平成20）年4月から5年間の限定で第3期（中学1年相当年齢）、第4期（高校3年相当年齢）にもMRワクチン接種が実施された。毎年秋に施行されている就学时健康診断において、各児童の予防接種歴を確認し、特にMRワクチン第2期の未接種者には早期の接種勧告を要する。

(9) 登校基準

解熱した後少なくとも3日を経過するまでは出席停止とする（学校保健安全法）。ただし、病状も踏まえた主治医の判断を必要とする。

## 2. 風疹

特有な発疹、発熱、リンパ節腫脹によって特徴づけられる疾患で、脳炎（1：5000症例、発疹出現後2～7日に出現）や血小板減少症（1：3000症例、発疹出現後2～14日に出現）などの合併症がある。妊娠中の風疹罹患は流産、胎児死亡、あるいは先天性風疹症候群などを起こしうる。近年はワクチン接種により流行は減少していたが、2011（平成23）年から成人男性を中心に増加している（図11-1）。これは1977（昭和52）年に女子中学生のみを対象に風疹ワクチンの定期接種が導入されたため、風疹抗体を持たない男性に流行したと推測される。疾患排除に向けて麻疹とともに2008（平成20）年1月から全数報告とされた。

(1) 病原体：風疹ウイルス

(2) 潜伏期：14日～23日、通常16日～18日

(3) 感染経路：鼻咽頭の分泌物が直接または飛沫を介して伝播する。人だけが感染源となり、約30%は不顕性感染である。最も感染しやすい時期は発疹の出現数日前から発疹出現後7日までである。まれに再感染の報告もある。

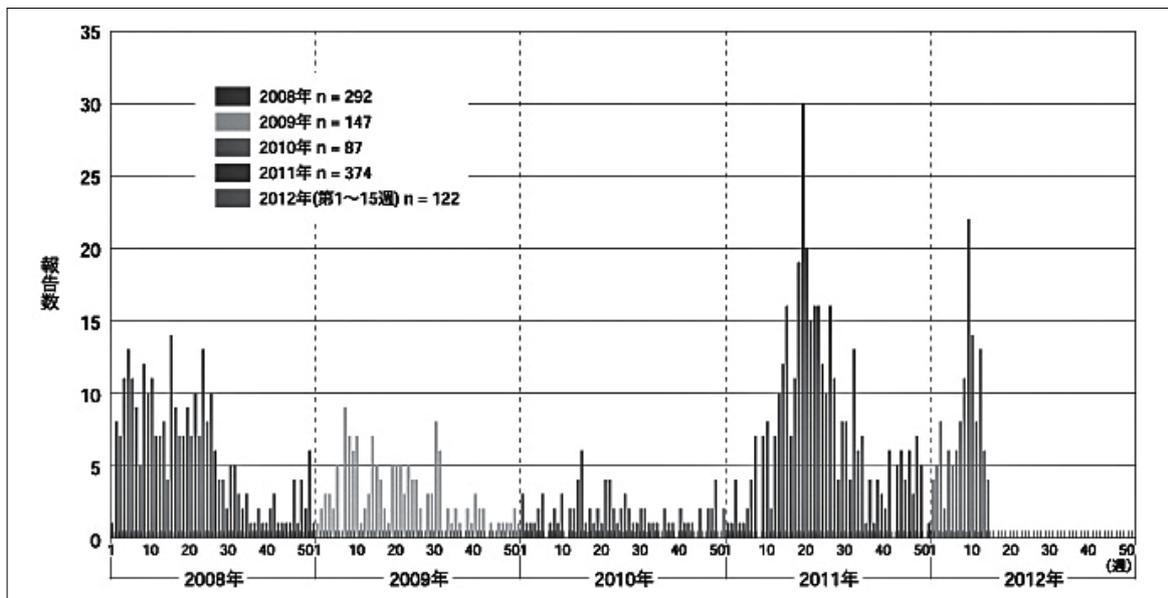
(4) 症状：発熱を伴った発疹で発病する。発疹は一般に軽度で全身に出現し、バラ紅色の斑状の丘疹で3～5日で消退する。消退後には落屑や色素沈着を残さない。リンパ節腫脹は頸部、耳後部に著明で、圧痛を伴う。発熱は一般に軽度で、気付かれないこともある。合併症が無ければ予後は良好。

(5) 病原診断：以前にはHI法が主流であった。その場合、急性期と回復期の抗体価で4倍以上

の上昇により診断する。最近ではELISA法が使われるようになり、急性期で特異的IgM抗体が検出されれば、単一血清での診断も可能である。

- (6) 治療：特異的治療はなく、支持療法のみ。
- (7) 予防：麻疹・風疹混合ワクチン（2006（平成18）年4月から1歳・小学校入学前の2回接種法になった）は98%以上の抗体陽転率がある。暴露後のワクチン接種の予防効果は不確実であるが接種して問題はない。
- (8) 登校基準：発疹が消失するまで。
- (9) 先天性風疹症候群：妊娠中の感染時期により重症度、症状の発現時期が異なるが、3徴候は感音性難聴、先天性白内障または緑内障、先天性心疾患（動脈管開存症、肺動脈狭窄、心室中隔欠損、心房中隔欠損など）であり、精神遅滞がみられることがある。妊娠12週までに起こると先天的障害は85%、13～16週で54%、第2三半期の終わりまでなら25%に発生するといわれる。

図11-1 風しんの年別・週別報告数（2008～2012年第15週）



感染症情報センター（IDWR2012年第15号）より引用

### 3. 水痘

#### (1) 病原体

水痘の起因病原体は、ヘルペスウイルス科の $\alpha$ 亜科に属している水痘・帯状疱疹ウイルス（varicella-zoster virus；VZV）である。VZVはエンベロープを持つ球形（直径150～200nm）の2本鎖DNAウイルスであり、そのゲノムは約125,000塩基から成る。その全塩基配列は決定され、71の遺伝子を持つ。

#### (2) 感染経路

VZVは空気感染、飛沫感染、接触感染により、気道粘膜、眼結膜から侵入する。

#### (3) 流行状況

水痘は、わが国において毎年多数の患者発生をみている。8～10月に患者が著しく減少し、12月頃から増加した患者発生は6月頃まで続くというパターンを繰り返している。水痘ワクチン市

販後も発生数の有意な減少をみていない。

(4) 潜伏期間：14～16日

(5) 症状

軽度の発熱と全身の水疱で発症する。発疹は体幹に多く、顔面、四肢に少ないこと、また、丘疹、水疱、痂皮の順序で治癒していくが、同一部位に各過程の発疹が混在することが特徴である。一般には1週間くらいで自然に治癒する疾患であるが、悪性腫瘍、ネフローゼ症候群など、抗癌剤やステロイド投与中の免疫抑制状態にある患児が非常に重症となることはよく知られている。また、母体の分娩前5日～分娩後2日の水痘罹患は、重篤な新生児水痘をきたす。

(6) 合併症

水痘の合併症として最も多いのは皮膚の細菌性二次感染である。起因菌はA群溶連菌やブドウ球菌によることが多く、膿痂疹、蜂窩織炎、ブドウ球菌性熱傷様皮膚症候群などを生ずる。また、劇症型A群溶連菌感染症の高いリスク因子は水痘罹患である。成人では重症化傾向があり、肺炎の合併が多い。神経合併症としては水痘脳炎（1/50,000）、急性小脳失調症（1/4,000）などがあり、さらにインフルエンザとともにライ症候群への関与も指摘されている。

母体が妊娠20週までに水痘に罹患すると、約2%の児が先天性水痘症候群（皮膚瘢痕、骨と筋肉の低形成、白内障、眼奇形、小頭症、精神発達遅延など）を発症する。

(7) 治療方法

抗ウイルス薬としてアシクロビル（ACV）、アシクロビルのプロドラッグであるバラシクロビル（VACV）、ファムシクロビル、ピダラビンなどが開発されている。水痘治療用の経口薬としては、1日4回投与のACV顆粒剤と1日3回投与のVACV顆粒剤の2剤にのみ保険適用がある。経口抗ウイルス薬の投与により皮疹数、発熱、瘙痒感などの症状の軽減化が認められるが、発症後3日以内の早期投与を心がける必要がある。高VZV抗体価のグロブリン製剤（VariZIG；varicella-zoster immune globulin）の発症前投与は有効であるが、我が国では入手困難であり、市販の静注用免疫グロブリン製剤を使用することとなる。

(8) 予防方法

水痘予防のための弱毒生水痘ワクチン（Oka株）が我が国で開発され、1987（昭和62）年3月より広く小児に接種されている。予防接種法による定期予防接種ではなく、任意接種ワクチンで接種する。また、感染暴露後の緊急接種により発症を阻止することも可能である。水痘患者との接触後72時間以内に、ワクチンを接種することが必要である。接種対象者は1歳以上の水痘既往歴の無い者であり、0.5mlを1回皮下注射する。急性白血病や悪性固形腫瘍患者、ステロイド使用中のネフローゼ患者など、水痘罹患が危険と考えられるハイリスク患者にも接種可能である。妊婦への接種は禁忌であり、約1カ月間の避妊後に接種すること、および接種後2カ月間は妊娠しないように注意させることが必要である。

(9) 登校基準

学校保健安全法により第二種感染症に分類され、出席停止期間の基準は「全ての発疹が痂皮化するまで」と規定されている。

#### 4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

唾液をつくる耳の下の耳下腺、顎の下の顎下腺が痛みを伴い腫れる疾患である。多くの場合両側が腫れるが片側だけのこともある。

- (1) 病原体：ムンプスウイルス
- (2) 潜伏期間：12～25日
- (3) 感染経路

唾液や咽頭分泌物の飛沫によって感染する。4年周期の流行性耳下腺炎の流行が見られ、3歳から7歳の幼稚園、保育園、小学校での流行が多い。2歳以下では不顕性感性が多い。

- (4) 症状

上気道から感染したウイルスは血液に運ばれ、全身感染を起こし、耳下腺や顎下腺が熱を伴って腫れることが特徴である。腫脹は通常48時間以内にピークに達し、腫脹期間は数日から10日間である。鑑別が必要なものとして、他のウイルスによる耳下腺炎、細菌により何度も繰り返す反復性耳下腺炎があり、診断が困難なときがある。

- (5) 合併症

合併症としては髄膜炎（無菌性）が多く、症状の軽いものを入れると2～3%にみられる。内耳に感染すると難聴を起こすことがある。急性腺炎の合併もあり、成人になって感染すると、睾丸炎、卵巣炎も合併することもある。

- (6) 治療方法

この疾患及び合併症の治療は対症療法が主体となり、発熱、頭痛に対しては、アセトアミノフェンなどの解熱鎮痛薬が用いられる。無菌性髄膜炎合併例に対しては、腰椎穿刺による髄液の排除が必要で、入院治療が必要となることもある。

- (7) 予防方法

生ワクチンがあり、任意接種である。ただし、副反応としてワクチンによる無菌性髄膜炎も自然感染に対して頻度は少ないがある。なお、ムンプスウイルスの自然感染でおこる内耳炎による感音性難聴もあり、ワクチン接種が推奨される。

- (8) 登校基準

耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで出席停止とする。

#### 5. 咽頭結膜熱

- (1) 病原体

アデノウイルスによる感染症である。DNAウイルスで、多数の血清型がある。咽頭結膜熱は、主には3型によるが、2型、4型、5型などもあり、7型の重症例もある。

- (2) 潜伏期間：5日から7日と考えられている。

- (3) 感染経路

主に飛沫感染、接触感染である。階段の手すり、ドアの把手などからも感染する。プールでの汚染した水から結膜への直接侵入も考えられ、プール熱の別名もある。適切な塩素消毒が行われ

ていれば、プールでの感染はないとされる。タオルの共用や用具の接触でも感染するので注意が必要である。また、尿や糞便には症状消失後も1ヶ月以上も排泄されると言われている。無症状病原体保有者も存在する。従って、予防対策の効果に限界があり毎年流行する。流行は夏期に多いが、年間を通して発症者がいる。

#### (4) 症状

発熱が目立ち、咽頭炎による咽頭発赤と咽頭痛、そして結膜炎による結膜充血と眼痛と流涙と眼脂などがある。高熱は3日から5日と長く、食欲不振、頭痛、全身倦怠感などを伴う。アデノウイルスはほかにも、感冒、肺炎、胃腸炎、出血性膀胱炎、心筋炎、髄膜脳炎、中耳炎など多くの病気の原因となる。また細菌の二次感染を併発することがある。

#### (5) 罹患年齢

咽頭結膜熱は、ほとんどは7歳以下で、特に5歳までが多い。アデノウイルスは小児では罹患頻度の高い病原体で、乳幼児の気道感染症の1割を占めると言われており、また下痢や嘔吐などの胃腸炎もよく見られる。

#### (6) 治療方法

特異的療法はなく、対症療法を行う。発熱への対処、食事の工夫、脱水症への注意、眼症状への点眼薬、細菌二次感染への抗生物質使用などである。高熱が続き、咽頭痛もあり、食欲がなくなり体の消耗が見られるので、のどごしの良い食物を少しずつ与え、慎重に経過観察する。元気がなく咳や嘔吐があれば、肺や心臓、脳などの重症疾患の可能性もあり、早期発見に努める必要がある。

#### (7) 予防方法

感染者との接触を避ける。流水と石けんによる手洗い及びうがいを励行する。タオルや食器の共用は避ける。プール使用後はシャワーを浴び、よく目を洗う。そして、流行が見られたら、周知を図り、感染の拡大を防ぐようにする。

#### (8) 登校基準

発熱、咽頭痛、結膜炎などの主な症状が消失してから、2日を経過すれば許可される。

### 6. インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）

インフルエンザウイルスの感染によって起こる風邪症候群のひとつ。毎年冬期（多くは12月頃から翌年3月にかけて）に流行を繰り返し、高い罹患率を示す。

#### (1) 病原体

オルソミクソウイルス科に属するインフルエンザウイルス。抗原性の違いからA型、B型、C型の3つに分類される。1977（昭和52）年以来A型の2亜型（ソ連型H1N1、香港型H3N2）とB型の3種類が交互に、あるいは2～3亜型が同時に毎年流行を繰り返しており、一シーズン中に2種類のインフルエンザに罹患することも稀ではない。また、2009（平成21）年メキシコから始まったブタ由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的に流行した（現在、本ウイルスはインフルエンザ（H1N1）2009と称し、季節性として扱われることとなっている）。新型の場合は、ほとんどの人に免疫がなく、ウイルスの伝播力も強いいため、季節に関係なく流行が進み、世界的

な流行となる。

(2) 潜伏期間：1～5日多くは2～4日。発症後6日間は感染性がある。

(3) 感染経路

人では侵入門戸である気道粘膜上皮での増殖がそのまま発病となり、増殖されたウイルスが外界に排泄され感染源となる。患者の鼻腔、咽頭、気道からの直接飛沫感染、時に鼻汁などへの間接的な接触により感染することもある。低温、低湿の冬季では長時間感染性を保ち、暖房し乾燥した室内では長時間浮遊し、濃厚な感染源となる。学校に持ち込まれると学校が増幅の場となり爆発的な流行となる。

(4) 症状

突然高熱を持って発症する。悪寒戦慄、倦怠感、筋痛、関節痛、咳嗽、鼻汁などを伴い、全身症状の強いことが特徴となる。熱は2～5日で下降するが、二峰性熱型をとることや、解熱しても咳が続き、回復に1～2週間かかることもある。好発季節にこのような臨床症状を呈する患者の集団発生はインフルエンザを考える。

(5) 合併症

多くの合併症がみられ、肺合併症としてインフルエンザウイルスによる肺炎（一次性）と、続発する細菌性肺炎（二次性）、心合併症として心筋炎、心膜炎、神経筋合併症として脳炎、脳症、ライ症候群、ギラン・バレー症候群、筋炎、さらに乳幼児では熱性痙攣や中耳炎などがある。

(6) 診断

診断には基本的に臨床診断と併せて、確定診断として血清学的診断、ウイルス分離、PCR法での抗原検出などが挙げられるが、時間も要し一般的ではない。モノクローナル抗体を用いた迅速診断キットが簡便で所要時間も短く、感度、特異度も良く、臨床の場で広く使用される。検体は鼻腔ぬぐい液や、洗浄液あるいは咽頭ぬぐい液が用いられる。ただし、発病直後（12時間以内）ではインフルエンザ抗原が検出されない場合もあり、診断には注意を要する。

(7) 罹患年齢：すべての年齢が罹患する。

(8) 治療方法

対症療法として問題となるのは解熱剤である。ライ症候群とアスピリン、脳症の際のジクロフェナクナトリウムやメフェナム酸が問題となり、現在ではアセトアミノフェンが推奨される。抗インフルエンザウイルス薬として、経口薬のA型に有効なアマンタジン、A型B型に有効なオセルタミビル（タミフル）、吸入薬のザナミビル（リレンザ）、ラニナミビル（イナビル）、点滴静注薬のベラミビル（ラピアクタ）がある。アマンタジン、オセルタミビルはA型に対する耐性が問題となっている。また、オセルタミビルと異常言動・行動との関連性が問題となり、厚生労働省は10歳以上の未成年の患者は、因果関係は不明ではあるが、原則として本剤の使用を差し控えるよう勧告している。さらに、自宅において療養する場合、少なくとも発症から2日間、小児・未成年者が一人にならないように配慮するよう患者・家族に対し説明を行うこととしている。

(9) 予防方法

個別の予防法としては、うがい、手洗いの励行、マスク着用、湿度の保持、ワクチン接種などである。インフルエンザHAワクチンの有効性は認められているが、ワクチン株と流行株の抗原

構造のずれにより発病抑制効果が劣ることもある。流行はまず学校で認知されることが多く、必要に応じ児童生徒の出席停止、休校、学年、学級閉鎖が行われる。一般的には欠席者数が20～30%程度に達すれば、閉鎖の措置がとられるのが通常である。

#### (10) 登校基準

発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで出席停止とする。

## 7. 百日咳

百日咳は、長期にわたる特有のけいれん性の咳を特徴とする疾患である。新生児や乳幼児では、無呼吸発作を起こし死に至ることがある。成人では、咳が長期間続くが比較的軽いため、受診・診断が遅れることが多く感染源となるので問題となっている。

(1) 病原体：グラム陰性桿菌である百日咳菌の毒素（PT, FHAなど）による。

(2) 潜伏期間：1～2週間

(3) 感染経路：飛沫感染である。百日咳感染者の鼻咽頭や気道からの分泌物中の菌を咳やくしゃみを介し吸いこむ。

#### (4) 症状と経過

1) カタル期（約2週間）咳、鼻水など風邪症状が続き、徐々に咳が激しくなり痙攣様となる。この時期はほとんどが感冒と診断される。

2) 痙咳期（約2～3週間）次第に特徴的な咳発作となり、短い連続した咳（スタッカート）の後にヒューという音とともに息を吸い込む（笛声）咳嗽発作をくり返す（レプリーゼという）。肺炎など合併しない限り、発熱はないのが特徴である。息を詰めた激しい咳をするため顔面に浮腫や、点状出血、眼球結膜出血、鼻出血が見られることがある。非発作時は無症状だが、温度や湿度の変化など刺激が加わると発作が誘発される。新生児や乳幼児は息を止めたり、けいれんなどに進展することがあり、注意が必要である。

3) 回復期（2～3週～2～3ヶ月）特有の咳は徐々におさまるが、完全に回復するまで2～3ヶ月かかることがある。

成人の場合は非典型例が多いため、2週間以上続く咳に加え、長く続く連続性の咳発作、咳後の嘔吐、吸気性の笛声のいずれか1つ以上の症状があり、かつ他の疾患が除外できた場合、百日咳と臨床診断する（米国疾病管理予防センター（CDC））。

(5) 罹患年齢：乳児期から幼児期に多いが、最近では成人例の増加が問題となっている。

(6) 診断：特徴的な咳発作など臨床所見に加えて、菌の分離培養、百日咳菌抗体、遺伝子検査などで確定する。

(7) 治療：抗生物質（エリスロマイシンやクラリスロマイシンなどのマクロライド系抗菌薬）が有効である。加えて、鎮咳剤等症状を抑えるための対症療法を行う。

#### (8) 予防法

1) 標準的予防策：『咳エチケット』の励行。咳やくしゃみがある時には他の人に直接飛沫がかからないようにマスクをする。咳が長引くときは、早めに受診する。免疫力をまだ持たない

新生児や乳幼児への感染予防に努める。

## 2) 特異的予防策＝予防接種

予防接種は生後3ヶ月より18ヶ月(法的には90ヶ月)までの期間に三種混合ワクチン(DPT:ジフテリア・百日咳・破傷風)を1期3回+追加1回、定期接種する。また、2012(平成24)年11月より、四種混合ワクチン(DPTとポリオ)の使用が可能となった。

最近、青年や成人の百日咳患者の増加が注目されている。小児期の百日咳ワクチン接種の効果が弱まり、感染する可能性が推定されている。成人の感染者は典型的な症状を示さないため診断が遅れて、乳幼児への感染源となることが心配される。成人を対象とした百日咳ワクチン(三種混合ワクチンなど)の認可が待たれる。

- (9) 登校基準:特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質による治療が終了するまで出席停止となる。ただし、病状により医師により伝染の恐れがないと認められたときはこの限りではない。

## 8. 結核

- (1) 病原体:結核菌
- (2) 感染経路:咳による飛沫感染および空中に浮遊する飛沫核中の結核菌を吸い込むことによる空気感染(飛沫核感染)であり、小児では家族内感染が多い。
- (3) 潜伏期間:感染(結核菌吸入)後1~2か月でツベルクリン反応が陽転し、3か月以降に発病するのが一般的である。
- (4) 症状:感染後の早期(おおむね1年以内)に発病する病型である潜在性結核感染症(初感染結核)は無症状のことが多い。しかし、小児の結核は原則として一次結核症であり、肺門リンパ節結核や初期変化群結核などの初期肺結核症を見逃してはならない。また、乳幼児は結核菌が血行性に散布され、粟粒結核や結核性髄膜炎などの重症型となりやすく、死亡率が高く後遺症も多い。初感染が治癒せずに発病する二次性肺結核は咳・痰・発熱(38℃台以下が多い)で始まる。2週間以上遷延する咳・痰があれば肺結核を疑うことが大切である。結核性胸膜炎の発病は急激であり、発熱・胸痛・咳などの症状が認められ、胸痛が特徴である。
- (5) 診断:近年は学校での児童・生徒の定期健康診断における患者発見率は低下したが、高等学校を中心とした集団感染の報告が見られており、特に教職員の結核健診と結核に対する正しい認識が重要である。結核の診断には感染機会の有無を確かめることが重要で、結核患者との接触状況および期間を知ることが役立つ。BCG接種歴があっても発病の可能性は否定できない。結核菌の証明は最も確実な診断法であり、喀痰あるいは胃液を3日連続して培養する。また、必ず菌の耐性検査を行い、治療薬剤選択の参考とする。乳児ではツベルクリン反応が陰性でも結核を否定してはならないが、学童になれば信頼度は高い。しかし、ツベルクリン反応はBCG接種の影響を受けるので、最近是非結核の病気の場合は正しく陰性となるクオンティフェロン(QFT)検査も広く実施されるようになった。しかし、QFT検査も乳幼児や小学校低学年では値が低くなり、陰性あるいは判定保留となる可能性がある。胸部X線検査も小児では肺結核検出率は高くないので、接触者検診での胸部CT検査の併用によって肺結核を潜在性肺結

核症と誤診するのが避けられる。

- (6) 予防：結核の予防にBCG接種は有用で、特に乳児の粟粒結核・結核性髄膜炎への予防効果は証明されており、生後6か月までに接種することが重要である。患者接触者には、ツベルクリン反応・クオンティフェロン検査・胸部X線・胸部CTなどで潜在性肺結核症と判定されれば、イソニアジド（INH）を6か月予防内服させる。ただし、患者の結核菌がINH耐性の場合にはリファインピシン（RFP）が用いられる。
- (7) 治療：最初の2か月はINH+RFP+エタンブトール（EB）+ピラジナミド（PZA）の4剤、続いてINH+RFPの2剤で4か月、合計6か月治療するのが標準である。
- (8) 5～14歳の患者発生状況：名古屋市の5～14歳の結核患者数は2004（平成16）年2人、2005（平成17）年4人であったが、2006（平成18）年、2007（平成19）年、2008（平成20）年は0人で、小・中学校での結核健診による患者も0人、また、愛知県の学校での結核健診による患者も0人であり、患者発見率の低下も著しい。
- (9) 登校基準：感染の恐れがないと医師が判断するまで出席停止とする。

## 第5節 主な第三種感染症

### 1. 細菌性赤痢

感染症予防法で三類感染症に分類されている。海外帰国者の感染例が多いが、時に国内発生もある。

- (1) 病原体：赤痢菌
- (2) 感染経路

感染者の糞便に汚染された手指、食品、水から経口感染。家族内感染に注意。

- (3) 潜伏期間：1～5日。
- (4) 症状・予後

発熱、腹痛、粘血性下痢便、嘔吐など。災害後などで、飲料水、井戸水などの汚染により、集団発生が起きることがある。

- (5) 治療方法

食事療法、補液などの水分管理とホスホマイシンなどの抗生物質を投与する。

- (6) 予防方法

十分な手洗い、汚染された生水を飲まないこと。特異的予防法はない。

- (7) 登校基準

病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出校停止。

### 2. 腸管出血性大腸菌感染症

- (1) 病原体

腸管感染症を起こす大腸菌は現在、病原因子などから5グループに分類されている。その中で最も強い症状を呈するのが、腸管出血性大腸菌（entero-hemorrhagic E. coli, EHEC）感染症である。本症は感染症法では3類、学校保健法では第三種伝染病に分類されている。強い酸抵抗性が

あり、胃酸の中でも生残する。その主たる病原因子はEHECの産生するベロ毒素(Verotoxin, VT)であり、VT1とVT2の二つの型がある。赤痢菌(Shigella dysenteriae)が産生する志賀毒素(Shigatoxin)はVT1と同一である。我が国ではEHECの多くは血清型がO-157であるが、EHECが大腸菌O-157とは限らないことにも留意すべきである。

(2) 潜伏期間：3～5日

(3) 感染経路：主にはEHECに汚染された食材を口にする事による経口感染である。

(4) 症状

強い腹痛、頻回の水様便に続き、血便が出現する(出血性大腸炎)。下血は次第に増加し、典型例では血液そのものという状態になる。病初期には発熱がみられることも多い。

(5) 罹患年齢

あらゆる年齢に発症するが、報告例の40%前後は10歳未満の小児であり、更にその半数以上は0～4歳が占めるとされている。

(6) 検査・診断

検体(便)をソルビトール・マッコンキー培地で培養すると、一般に大腸菌の集落は桃～赤色であるが、大腸菌O-157はソルビトールを分解できず、灰白色の集落を形成する。確定診断は、糞便からの病原体分離とVTの検出によってなされる。

(7) 治療方法

我が国では主にホスホマイシン内服(40～120mg/kg/日)が用いられており、早期(発病3日以内)の治療は合併症の発生を減少させ、排菌期間を短縮するとされている。一方、米国ではST合剤の使用がHUSの合併率を高くすると報告されている。なお、止瀉薬の使用はHUS合併の危険を増大させ禁忌である。ビフィズス菌など整腸薬の使用には問題がない。下痢に伴って起きる脱水に対し、十分な輸液療法を行うことは言うまでもない。

(8) 予防方法

牛の腸内にはある頻度でEHECが存在する。従って、牛肉を始めとする牛製品は十分に加熱してから食べるのが基本である。これらの食品を調理した器具の汚染を介して感染することがあり、熱湯などで消毒する。極めて少量(50個程度)の菌でも感染が成立しうる。容易に二次感染(糞口感染)を起こすので、吐瀉物の処理には十分に注意する。

(9) 登校基準

主な症状が消失し、24時間以上の間隔をおいた連続2回(抗菌薬を投与した場合は、服薬中と服薬中止後48時間以上経過した時点の連続2回)の検便によって排菌がないことを確認して、登校を許可するよう勧告されている。病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出校停止。

(10) 合併症

有症者の約6～7%において、消化器症状の発現から数日～2週間以内に溶血性尿毒症症候群(HUS)を合併することがある。溶血性尿毒症症候群(Hemolytic uremic syndrome: HUS)は小児の急性腎不全としては最もポピュラーなものであり、破碎赤血球を伴う非免疫性の溶血性貧血、血小板減少、急性腎不全が三主徴である。赤血球尿～血色素尿のため尿は赤褐色となる。病

理組織学的には、血管内皮の傷害による血栓性微小血管症である。HUSが合併すれば、直ちに小児透析ができる施設へコンサルトすべきである。HUSは時に脳症を呈することがあり、予後は不良となる。

### 3. 流行性角結膜炎

ウイルス性結膜炎の中でも、人にうつりやすいものを「はやり目」とよび、これには流行性角結膜炎、咽頭結膜熱、急性出血性結膜炎の3つがある。流行性角結膜炎は症状が重いことが多く、結膜（白目）だけでなく角膜（黒目）にも炎症を起こす。

- (1) 病原体：アデノウイルス8型、19型、37型
- (2) 潜伏期間：約1週間（8～14日）
- (3) 感染経路

目をこすったり拭いたりしたタオルなどから他の人に感染する（接触感染）

- (4) 症状

急に白目が真っ赤になり、大量の「目やに」が出る。朝起きたときに「目やに」で目が開かないこともある。涙目になり、まぶたが腫れる事がある。炎症が強いと黒めの表面がすりむける角膜びらんを伴い、目がごろごろして痛くなることが多い。発病して1週間くらいで角膜（黒目）に濁りが出てくることもあり、まぶしさやかすみを感じる。自然に消えることが多いが、重症の場合はステロイド点眼薬を使用すると効果がある。発病後1週間くらいでピークを迎え、その後だんだん軽くなって2～3週間で治る。片方の目に発症して4、5日後にもう一方の目にも同じような症状が出てくる。症状は時間がたつと軽くなるが、角膜（黒目）のにごりは少し長引く。

- (5) 罹患年齢：全年齢

- (6) 治療方法

特効薬はないが、炎症が強いつきはステロイド点眼薬や感染を予防するための抗生剤点眼薬を使う。

- (7) 予防方法

石鹸を用いて手洗いをして、手や指についたウイルスをよく洗い流す。「めやに」や涙が出たら手で触らないで、ティッシュペーパーなど使い捨てのできるものでふき取ってすぐに捨てる。タオルなどは家族と別にし、入浴は最後にする。市販の70%アルコール液は消毒に効果がある。熱に弱いので、食器やタオルは煮沸消毒することも有効。発病後2週間は感染の危険があるので、学校や職場は休んで自宅療養する。

- (8) 登校基準

かかりつけの眼科医により、よくなったことを確認して診断書を書いてもらう。病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出校停止。

### 4. 急性出血性結膜炎

- (1) 病原体：エンテロウイルス70型、コクサッキーA24変異株
- (2) 潜伏期間：約1日

(3) 感染経路：流行性角結膜炎と同様の接触感染、感染力が強い。

(4) 症状

流行性角結膜炎と同じように、急に「目やに」や涙目となり、結膜（白目）に出血することが特徴。目がごろごろしたり熱感や痛みがある。角膜（黒目）に濁りは出ない。流行性角結膜炎と似たような症状だが、1週間くらいで治る。EV70では6ヶ月くらい経過したときに、運動麻痺がみられることがある。

(5) 治療方法

特効薬はないが、炎症をおさえたり、細菌の感染を予防する抗生剤の点眼を行う。点眼するときは症状のある目だけにする。両方点眼すると、容器から感染することがある。

(6) 予防方法：流行性角結膜炎と同様

(7) 登校基準：流行性角結膜炎と同様

## 第6節 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症

第二種ならびに第三種感染症と同様に、学校で流行が起こった場合、流行を防ぐために、必要があれば、第三種感染症としての措置を講じることができる疾患である。学校保健安全法に疾患名は明記されていない。以下、学校でしばしば流行する感染症を条件によっては出席停止の措置が必要な感染症と通常出席停止の措置は不要の感染症に分けて例示し、解説する。

### 1. 溶連菌感染症

溶連菌は血清学的にAからTまで（I,Jを除く）の18群に分類される。B群溶連菌が新生児の重症感染症（肺炎、髄膜炎）の原因となることがあるが、ヒトの溶連菌感染症の大部分はA群β溶血性連鎖球菌によるものである。年齢や抵抗力によって症状が異なる。乳児期ではそれ以後に比べ溶連菌感染症の頻度は低く、鼻咽頭炎、中耳炎、リンパ節炎の形をとることが多い。乳児期を過ぎると扁桃腺炎が多くなり、溶連菌感染の1～3週後に急性糸球体腎炎やリウマチ熱などの合併症を起こすことがある。溶連菌はのどだけでなく皮膚にも感染し、膿皮症や丹毒、さらに猩紅熱や敗血症を起こすことがある。リウマチ熱と急性糸球体腎炎は溶連菌感染症に合併する重症非化膿性後遺症である。咽頭ぬぐい液から抗原（菌の存在）を迅速検査（約15分）により外来診療で検査可能である。

(1) 病原体：A群β溶血性連鎖球菌

(2) 潜伏期間：2～5日

(3) 感染経路

多くは飛沫感染である。密接な接触は感染を促進、食物が原因の咽頭炎多発あり。

(4) 症状

細菌感染自体による症状（膿皮症、扁桃炎、咽頭炎、副鼻腔炎、中耳炎、乳様突起炎、膿胸、敗血症、心外膜炎、腹膜炎、髄膜炎など）と溶連菌の発赤毒素によるもの（猩紅熱や丹毒）とアレルギー性変化が加わったもの（血管性紫斑病、急性糸球体腎炎やリウマチ熱）がある。

咽頭炎は急な発熱と、のどの痛みを伴う咽頭発赤で始まり、時にかゆみを伴った細かな紅疹が

手足や軀幹に出現する。猩紅熱は5～10歳頃に多く発症する。発熱、咽頭炎、扁桃炎、イチゴ舌と発熱後12～72時間で全身に特有な鮮紅色発疹が認められ、発赤の消退後に落屑や表皮剥奪がみられる。頬部の発赤と対照的に口の周囲は蒼白（口周蒼白）である。

(5) 罹患年齢：子供に多くみられるが、成人が感染する機会も多い。

(6) 治療方法

ペニシリン系抗菌薬の10日間投与が標準的な治療であるが、最近有効なその他の抗菌剤が製造され利用されている。菌が消失するまで、医師の指示された期間は抗菌剤を中断せず服用すべきである。

(7) 予防方法：手洗いやうがいなどの一般的な予防法を行う。

(8) 登校基準

適切な抗菌剤治療が行われていて、治療開始後24時間以上経過し、発熱がなく全身状態が良ければ登校可能である。

## 2. ウイルス性肝炎

肝炎ウイルスとしてA、B、C、D、Eが認知されている。非A～E型肝炎ウイルスとしてG、TTの2種が報告されているが、肝炎ウイルスとして認知されなかった。その他EBウイルスなど他のウイルス感染によっても肝障害を起こすが、学校で配慮すべきなのは、経口感染する肝炎ウイルスのうち、我が国で頻度の多いA型肝炎である。

(1) 病原体

肝炎は上記の肝炎ウイルスのほか、我が国に常在するウイルスとしてはEBウイルス、サイトメガロウイルス、ヘルペスウイルスなどがあり、海外由来のウイルスとしてはアレナウイルス、ハンタウイルスなどによって起こる。

(2) 潜伏期間

A型肝炎では、2～6週間、平均30日でありウイルス量が多くなると短くなる。

(3) 感染経路

感染経路はウイルスで汚染された食物、特に生ものの接種による経口感染である。カキの生食あるいは輸入貝類からの感染が主との報告が多いが、集団流行時は二次感染によることが多い。

(4) 症状

小児のA型肝炎では、無症状に済むことも多い。発症すれば発熱、全身倦怠、食欲不振、下痢、嘔吐、上腹部痛の非特異的症状の後に黄疸が出現する。解熱と共に症状は軽快するが、黄疸は1～3週間持続する。

(5) 罹患年齢

1979（昭和54）年以前では、25歳未満の発症が大多数であったが、最近は抗体保有者年齢層の上昇により高齢者の発生頻度も高くなってきた。

(6) 治療方法

本症は一般に予後良好の経過をたどるため、基本的に特殊治療は必要としない。臨床症状および肝機能異常のある間、安静臥床とし、食欲不振、全身倦怠等に対し輸液など対症療法をする。

(7) 予防方法

本症は水系感染であり、流行期、家族、身近に肝炎が発生している地域での生水、生ものの摂取に十分注意しなければならない。積極的予防対策としてA型肝炎ワクチンがあるが、海外流行地への渡航者の利用が主である。

(8) 登校基準

A型肝炎については、発病初期を過ぎれば感染力は急速に消失するので、肝機能が正常になった者について登校可能である。B型、C型肝炎は無症状病原体保有者が発見されることはあるが、血液、体液を介さない限り水平感染は起きないので、出席停止をする必要はない。

### 3. 手足口病

口腔粘膜、四肢末端および臀部に水疱性の発疹を生ずるウイルス性感染症。

(1) 病原体：エンテロウイルス（コクサッキーA16、エンテロウイルス71など）。

(2) 感染経路：飛沫感染、経口感染（糞口感染）。

(3) 潜伏期間：おおよそ3～5日。

(4) 発生時期：流行のピークは夏期であるが、秋から冬にかけても発生がみられる。

(5) 症状

食欲不振、口内痛がみられる。舌や口腔粘膜にアフタを生じ、手掌、足底にやや紅暈を伴う小水疱が多発する。臀部、肘、膝にも紅色の小丘疹が多発することがある。発熱はないかあっても通常軽度で1～3日で解熱する。

(6) 予後：基本的には予後の良い病気である。

(7) 合併症

時に髄膜炎、脳炎などの重篤な合併症がみられることがある（エンテロウイルス71感染の場合に多い）。

(8) 罹患年齢：乳幼児に多いが、成人での発症例もある。

(9) 治療：特別な治療法はない。口内痛が強く飲食できない場合は脱水症に注意する。

(10) 予防法：排泄物への注意と手洗いの励行が基本である。

(11) 登校基準

主症状から回復した後も2～4週間にわたってウイルスが便から排泄される。従って、急性期のみの登校停止による学校での流行阻止効果は期待できないので、発熱が無く全身状態が良好であれば登校可能である。治癒証明は不要。

### 4. ヘルパンギーナ

夏かぜの代表的疾患の一つで、突然の高熱と咽頭痛を主徴としたウイルス性感染症。

(1) 病原体：エンテロウイルス（コクサッキーA2、A4、A5、A6、A8、A10など）。

(2) 感染経路：飛沫感染、経口感染（糞口感染）。

(3) 潜伏期間：おおよそ2～4日。

(4) 発生時期：7月をピークに初夏から秋にかけて発生する。

## (5) 症状

突然38～40℃の発熱で発症し、同時に咽頭痛を訴える。頭痛、嘔吐、四肢痛などを認めることもある。咽頭は軽度に発赤し、軟口蓋を中心に1～5mmの紅暈を伴う小水疱、小潰瘍を数個認める。1～3日で解熱する。

(6) 予後：基本的には予後の良い病気である。

(7) 合併症：まれに髄膜炎、心筋炎などの重篤な合併症がみられることがある。

(8) 罹患年齢：1～4歳児に好発する。まれに年長小児の発症もみられる。

## (9) 治療

特別な治療法はなく対症療法。発熱や頭痛に対してはアセトアミノフェンを頓用する。抗菌薬の使用は必要ない。

(10) 予防法：手足口病と同様に排泄物への注意と手洗いの励行が基本である。

## (11) 登校基準

急性期には口腔からの飛沫感染が多いが、便からは1～4週間にわたりウイルスが検出されるため、感染予防の意味からの出席停止の意味は薄い。解熱しており全身状態が良好であれば登校可能である。治癒証明は不要。

## 5. 伝染性紅斑

両頬に少し盛り上がった蝶型紅斑と四肢のレース状発疹がみられる疾患で、その症状からリンゴ病とも言われている。特有の発疹の前に、発熱、頭痛、悪寒、筋肉痛などの感冒症状がみられることがある。ほぼ5年の周期で流行している。

(1) 病原体：DNAウイルスのヒトパルボウイルスB19（エリスロウイルスB19）。

## (2) 潜伏期

感染後7日ころからウイルス血症となり、発熱、頭痛、悪寒、咽頭痛などの症状がみられることがある。感染後14日から18日で特有の発疹を認める。

## (3) 感染経路

主に飛沫感染である。ウイルス血症の期間中に採血された血液の輸血でも感染する。

## (4) 症状

両頬の境界鮮明なびまん性紅斑と、上肢に、続いて下肢に数mmから2cmほどの紅斑が出現する。四肢の紅斑は次第に融合した後、2、3日で中心から退色し、網状あるいはレース状発疹となる。これらの発疹は7～10日前後で消失する。数%は一度消失した発疹が日光刺激や機械的刺激により再度出現する。

レセプターは赤血球膜表面のP抗原のため、赤血球系前駆細胞から赤芽球まで感染する。そのため、溶血性貧血患者が感染すると、重症の溶血発作を生じる。他に、関節炎、関節リウマチ、血小板減少症や、免疫不全の児では持続感染もみられることがある。

ヒトパルボウイルスB19に免疫がない妊婦が罹患すると、胎盤を介して胎児も感染し、貧血、胎児水腫、心不全などを生じたり、流産となったりすることもある。

(5) 罹患年齢

集団生活をしている園児から小学生に好発し、性差はない。未罹患の成人も感染することがある。

(6) 治療方法：特異的な治療法はなく、対症療法のみである。

(7) 予防方法

紅斑出現時にはほとんど感染力がないので、二次感染予防策は必要ない。妊婦はできる限り感冒様症状がある児とは接触しない。

(8) 登校基準

診断できたときには既に感染力はほとんどないので、発疹のみで全身状態が良いものについては登校可能である。

## 6. マイコプラズマ感染症

咳を主徴とし、胸部エックス線写真上特異な所見を示す肺炎であって、マイコプラズマが病因である疾患である。まれに肝炎や神経系、血液系、心血管系などの疾患、皮膚の発疹を合併することがある。喘息発作を惹起することも知られている。

(1) 病原体

マイコプラズマ科に属する細菌で、細菌の中では最も小さい。細胞壁を欠いており、通常使用される細胞壁合成阻害作用の抗菌剤（ペニシリン系、セフェム系）は無効である。

(2) 潜伏期間：2～3週間

(3) 感染経路

飛沫感染である。家族内感染、再感染が多い。病原体の排泄期間は4～8週間とされる。従来は4年ごとに流行すると言われていたが、最近は季節の違いも含めて、通年性で地域的に流行はありうる。

(4) 症状

ゆっくりと始まるかぜ様症状で、咳がひどいのが特徴的。胸部エックス線写真ですりガラス状の淡い間質性陰影を呈することが多いが、免疫応答が弱い年少児では気管支陰影様という場合も多いと言われている。異型肺炎とも呼ばれる。

血清抗体の上昇は1週間以上かかるが、IgM抗体はキットによりすぐ判定はできる。ただし、再感染が多いため、IgM陽性者が30%前後は常に集団の中では存在していると推測されているので、今回の感染によるものかどうかの判断が難しい。検査法により陽性率も数%から70～80%までと幅広いようで、血清診断はまだ難しい。また、長引く咳について、年長児や成人では百日咳との鑑別も必要となる。

(5) 罹患年齢

通常5歳以後で、10～15歳ぐらいの子どもの多い。最近はもう少し年少児や成人でも意外に多いのではないかとされている。クラミジア肺炎との鑑別も好発年齢から考えると難しいところではあるが、両疾患とも治療法はあまり変わらない。

(6) 治療方法

抗生剤としてマクロライド系（エリスロマイシン、クラリスロマイシン、アジスロマイシンな

ど）とテトラサイクリン系（ミノサイクリンなど）が有効である。ただし、テトラサイクリンは就学前の子どもには副作用（歯牙着色など）出現の可能性あるため使用することはほとんどなかったが、2011年初夏から流行したマイコプラズマは、マクロライド系抗生剤に高度耐性化が認められ、ミノサイクリンやニューキノロン系のトスフロキサシン（TFLX）も使用されるようになってきた。

(7) 予防方法：飛沫感染としての一般的な予防方法の励行しかない。

(8) 登校基準

感染力の強い急性期が終わった後、症状が改善し、全身状態のよい場合は登校可能である。

## 7. 流行性嘔吐下痢症

嘔吐と下痢が突然始まることが特徴の疾患である。ウイルスによる腸管感染症がほとんどである。

(1) 病原体

主としてロタウイルス、ノロウイルスである。時に腸管アデノウイルス等である（ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルスは迅速診断法のキットも実用化されている）。

(2) 潜伏期：1～3日

(3) 感染経路

主として経口感染であるが、飛沫感染も重要と考えられる。貝などの食品を介しての感染例も知られている。糞便へのウイルス排泄期間は症状がある期間と考えてよい。

(4) 発生時期

ロタウイルス、ノロウイルスは冬季に多く発生し、アデノウイルスは年間を通じて発生する。

(5) 症状

嘔吐と下痢が主徴であり、時に下痢便が牛乳のように白くなることもある。2～7日で収まるが、脱水症状に注意を要する。

(6) 罹患年齢

ロタウイルスやアデノウイルスによるものは乳幼児が多く、ノロウイルスは幼児と小学生に多くみられる。

(7) 治療方法

下痢が激しいが、下痢止めは有効ではない。ウイルスが排泄されず、かえって病状が長引くことがある。体内の水分が失われるので水分を経口的に補う。嘔吐で飲み物が飲めない場合は、点滴治療が必要となるので、下痢と嘔吐が同時に起こった場合は早めに受診した方がよい。脱水が高度になると生命にかかわる重篤な合併症であることを忘れてはならない。

(8) 予防方法

特に有効な方法は知られていない。一般的な予防方法を励行する。平成23年7月にロタウイルスワクチンが承認され、ワクチン接種による予防が期待されている。

(9) 登校基準

ウイルス性腸管感染症は、症状のある間が主なウイルスの排泄期間であるため、下痢・嘔吐症状から回復した後、全身状態のよい者は登校可能である。

## 第7節 通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症

通常出席停止の措置は必要ないが、学校での対応が必要と考えられる感染症として、以下の疾患について概説する。

### 1. アタマジラミ

保育園や小学校など、児童間での集団発生が起きることがある。少人数の段階で発見できるように留意すべきである。

#### (1) 病原体

アタマジラミ。シラミはヒトジラミとコロモジラミに分類され、ヒトジラミはさらに、毛じらみ（陰毛に寄生する性感染症）とアタマジラミに分けられる。コロモジラミは衣類に付着し、時に吸血する。発疹チフスを媒介する。

#### (2) 感染経路

接触感染。髪から髪への直接接触と、シラミが付着した帽子、マフラー、タオルから間接的に感染する。また、共有ロッカーからの感染例もある。

#### (3) 潜伏期間

1日3～9個、1ヶ月で約100個の卵を産むといわれる。孵化まで7日間、成虫まで2～3週間かかる。1ヶ月くらいで気付かれることが多い。

#### (4) 症状

吸血部位に丘疹、紅斑を生じ、掻痒感が強い。かゆみには個人差がある。

#### (5) 治療

寄生部位の毛の剃毛とシラミ駆除剤が有効である。ピレスロイド系フェノトリン粉末（スミスリンパウダー）とシャンプーが用いられる。

#### (6) 予防及び学校での対応

タオルやくし、ブラシを共用しない。着衣、枕カバー、シーツ、帽子などを洗う。アイロンをかける。熱湯処理やドライクリーニングも有効。集団で複数の発生がある場合、治療を個人にまかせるのではなく、集団全体で一斉に駆除することが重要である。

### 2. 伝染性軟属腫（水いぼ）

主に幼児期に多くみられるいぼを作る皮膚の病気であり、何もしなくても自然に良くなる。

#### (1) 病原体：伝染性軟属腫ウイルスの表皮への感染である。

#### (2) 感染経路

接触による直接感染が大部分である。タオル、ビート板からの間接感染もありうる。

#### (3) 罹患年齢：1～6歳ぐらい（ピークは3歳ごろ）の子どもに好発する。

#### (4) 症状

いぼがある以外ほとんど症状はない。水いぼは皮膚がすれ合うわきの下や四肢にできやすく、大きさは粟粒～米粒大（2～5mm）で、中心部はくぼんでいて中に光沢のある球形の内容物がある。これは軟属腫小体と言われており、伝染性軟属腫ウイルスをたくさん含んでいる。軟属腫小体を引っ搔いてつぶしたり、こすることによって他の部位や人に感染していくことが多い。ウ

イルスに対する免疫ができることによって数カ月から数年で自然に治る。

(5) 治療法

特殊ピンセットで摘んで、軟属腫小体を取り除く。あるいは漢方薬（ハト麦・ヨクイニン）を内服したり、液体窒素、ドライアイスや硝酸銀で処理することもある。特に何もせず、様子を見ていても自然に治る。

(6) 予防方法及び学校における対応

体と体の接触による直接感染が大部分なので、プールだけを禁止する必要はないが、ビート板や浮き輪の共用をさけることが望ましい。

### 3. 伝染性膿痂疹（とびひ）

主に夏季（暑い時期）に、皮膚の抵抗力が弱い子どもに多くみられる皮膚の病気である。細菌による皮膚の感染症で、引っ掻いたり接触することによって、あっという間に他の部位や人にうつることから「とびひ」とも言われている。

(1) 病原体

あせも、虫さされ、湿疹などを引っ掻いて傷を作り、そこに細菌が感染することによって起こる。急速に他の部位や他の人に感染する。水疱性膿痂疹の原因は黄色ブドウ球菌、痂皮性膿痂疹の原因は溶血性連鎖球菌が多い。

(2) 感染経路

接触感染である。水疱の内容物や痂皮に接触することによって感染する。

(3) 症状

水疱や膿疱を作り、痒みを伴い、引っ掻いたりしてびらん、痂皮を作る。水疱ができやすいタイプ（水疱性膿痂疹）と痂皮ができやすいタイプ（痂皮性膿痂疹）の2つがある。

(4) 治療

皮膚を清潔にして、細菌の感染を抑える抗生物質の飲み薬と塗り薬を使用する。水疱や痂皮が完全に消失するまで治療は続ける。耐性菌が増えてきているので、注意が必要である。消毒やガーゼで覆うことについては賛否両論がある。

(5) 予防方法と学校における対応

皮膚を清潔に保つ。入浴はシャワーにしてタオルも共用しない。引っ掻いて広がることが多いので、爪は短く切る。

広範囲な場合など、よほどひどくなければ休む必要はない。プールは治癒するまで禁止する。

## 第12章 学校における食中毒

下痢、嘔吐、腹痛という急性胃腸炎症状は、上気道感染症状と共に、学校における急性感染症の症状として頻度が多い。こういった症状が集団で発症した場合、あるいは他の症状でも、特定の食品が原因と疑われる場合に、学校医は迅速な対応が求められる。そのため、学校医は食中毒や感染性胃腸炎につき、法律と臨床の二面から詳細に知っておく必要がある。

### 第1節 食中毒の定義と分類

一般的に思い浮かぶ食中毒についての概念は、「細菌やウイルスに汚染された食品を飲食することにより起こる下痢、腹痛、嘔吐、発熱などの症状を伴う急性胃腸炎」であるが、この概念では、ボツリヌス食中毒のように、主症状が神経麻痺で、下痢、嘔吐ではないような食中毒は含まれず、毒キノコやヒ素などの摂取による中毒も含まない。我が国の法令上の食中毒患者とは「食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者」(食品衛生法第58条)と、かなり幅広い定義であり、食中毒の原因により対応が異なってくるため、細かな分類を理解し、それぞれの対応法につき知っておく必要がある。食中毒には、その病因となる原因により2つの分類の考え方がある。

すなわち、

#### 1. 元々の原因となる因子による分類

##### ①病原性を持った微生物による食中毒

細菌性食中毒

ウイルス性食中毒

その他の微生物による食中毒

##### ②化学性食中毒（ヒ素、有機水銀など）

##### ③自然毒食中毒（フグ毒、毒キノコなど）

#### 2. 体内での増殖により発症するか、毒素の摂取により発症するかによる分類

##### ①感染型（体内、主に腸管で増殖し発症してくるもの：侵襲型）

##### ②毒素型（食品内に含まれる毒素によって発症してくるもの：毒素摂取型）

##### ③感染毒素中間型（感染により体内で増えた菌が産生する毒素が症状を起こすもの）

感染型は一定の潜伏期間をおいて発症し、毒素型は、殆ど潜伏期間はなく、症状の発現は食品摂取から数時間以内のことが多い。感染型は摂取から発症までの時間（潜伏期）が6時間以上であり、明らかに毒素型より長い。また、感染した菌が体内で毒素を作り、それが症状を引き起こす場合、最近では、従来の感染型、毒素型に加え、感染毒素中間型を加え3つに分類される場合が多い。

この2つの分類の組み合わせにより、食中毒の理解が容易になる。

サルモネラ菌やカンピロバクターによる食中毒は、感染型の細菌性食中毒であり、ノロウイルスは感染型のウイルス性食中毒である。ブドウ球菌やボツリヌス菌による食中毒は毒素型の細菌

性食中毒である。きのこ類による食中毒や貝毒による食虫毒は、毒素型の自然毒食中毒である。ウエルシュ菌や、ベロ毒素陽性の大腸菌が原因の場合には、感染毒素中間型細菌性食中毒に分類されるべきものである。

## 第2節 法令による食中毒に対する取り扱い

学校医が知っておくべき食中毒に関連する法律は、主に食品衛生法と感染症法、それに学校保健安全法である。

食品衛生法では「食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者を診断し、又その死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届けなければならない。(食品衛生法第58条第一項及び同法施行規則)」とあり、食中毒、またはその疑いのある症例は、本来すべて保健所に届ける義務があるが、慣例として、単独で発生した場合で明らかに食品を特定できない場合においては、急性胃腸炎として法令上の食中毒としては取り扱わない場合が多い。これは、感染型の食中毒の多くが家庭で感染し(食肉によるカンピロバクター感染など)、細菌が特定できても、どの食品が原因かも特定できない等の理由であろうが、少なくとも複数人が同じ食品にて同様の症状を起したことが判明した場合には、原因、症状の種類によらず、ただちに保健所に届けるべきである。

もし、学校で集団食中毒が起り、その原因として給食が疑われる場合など、自院に通院する患者がたとえ1人であっても、診断した医師は保健所に届ける義務があると考えられるため、学校医に限らず、臨床医は食中毒の法令上の取り扱いを知っておく必要がある。

感染症法ではコレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌などは病原性が強く、感染症法(平成18年改正)では三類に分類され、細菌性食中毒であるが一般の食中毒とは区別されている。これは、診断後ただちに医師が全例を保健所に届ける必要があるため、学校医は特に注意が必要である。また、学校保健安全法では学校医の職務として、法第二章第四節の「感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。(学校保健安全法施行規則第22条第1項第7号)」と規定されている。また、同法では以前はコレラなどの疾患は第一種(隔離し、治癒するまで出席停止)に分類とされていたが、平成18年の感染症法の改正に伴い、第三種に分類(病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで)に変更されている。感染型の細菌による胃腸炎の発症には、一定量以上の菌(一般的には $10^5 \sim 10^7$ cfu程度)の摂取が必要とされており、感染者が調理者や給食当番など特定の作業に付く場合に問題となるのであり、普通の生活を送っている限り、コレラや赤痢でも容易にヒトからヒトに感染するわけではないということである。学校では、過剰な対応は(いじめなどの)混乱を引き起こすおそれもあり、正確な診断と情報提供が望まれる。

## 第3節 頻度の多い食中毒の病原体

### 1. 細菌性食中毒

細菌性食中毒は食物や飲料水に存在する細菌、あるいはその毒素を摂取することによって惹起される。嘔吐、下痢などの急性の胃腸炎症状を呈することが多く、多くの菌が細菌性食中毒の原

因菌となりうるが、毎年のように集団感染を起こし、問題になる代表的な菌がある。それぞれ感染源、症状など特徴があり、迅速な対応のため、頻度の多いものに関し、学校医は十分にそれぞれにつき知っておくべきである。

### 1) サルモネラ菌食中毒

本食中毒は、汚染された食品摂取後、8～48時間後に腹痛と水様性の下痢をもって発症する。下痢には粘液と血液の混入が認められることもある。発熱は38～39度台のことも多い。悪心、嘔吐、心窩部痛を伴うことも多く、腹痛が強いため、虫垂炎などの急性腹症と鑑別が困難な場合がある。微熱、下痢などの症状は比較的長く継続すると言われている。サルモネラ菌血症を引き起こし重症化する場合があるため、注意が必要である。

### 2) カンピロバクター（キャンピロバクター）食中毒

家畜は健康な状態でも腸管内にカンピロバクター、腸管出血性大腸菌などの病原大腸菌を持っている。感染源は鶏肉のたたきや牛のレバーなどが多い。日本のミルクは加熱殺菌しているため、流通しているものは安全である。生の鶏肉などは流通の段階で100%これを除去することは不可能なため、汚染しているものとして、加熱して摂取をすることを勧める。鶏肉や内臓肉では、と殺直後がカンピロバクターの生菌数が最大であり、言い換えると、新鮮な生食肉ほど感染しやすいとも言える。潜伏期間2～10日と長いことが特徴であり、感染源の特定が困難なことが多い。臨床症状は発熱、下痢、腹痛であり、血液の混入を見ることも多い。希に(1,000～3,000人に1人程度)発症後2週間3週間ころにギラン・バレー症候群が発症することがあり、注意が必要である。

### 3) 病原大腸菌食中毒

大腸菌は病原性のないものから、腸管出血性大腸菌のように強い病原性を有するものまで様々な種類のものがあり、大腸菌の表面のO抗原（細胞壁由来）とH抗原（鞭毛由来）により細かく分類されている。一般に検査センターではO抗原のみにより、病原性の可能性が高いものを病原大腸菌と分類して扱うことが多い。病気の起し方によって、主として以下の5つに分類される。

#### (1) 腸管病原大腸菌 (*enteropathogenic E.coli* EPEC)

小腸に感染して腸炎等を起す。サルモネラとよく似た症状を起すが、サルモネラに比べ症状は軽いことが多い。潜伏期間は12～72時間。O抗原による分類では、O26、O18、O44、O55、O111、O125など。

#### (2) 腸管組織侵入性大腸菌 (*enteroinvasive E.coli* EIEC)

大腸粘膜に侵入、増殖し、粘膜固有層にびらんとう瘍を形成し、膿粘血便など赤痢様の激しい症状を引き起こす。潜伏期間は12～72時間。

#### (3) 腸管毒素原性大腸菌 (*enterotoxigenic E.coli* ETEC)

小腸粘膜に感染し、コレラ様のエンテロトキシンを産生する結果、腹痛と水様性の下痢を引き起こす。潜伏期間は4～24時間とやや短い傾向がある。O抗原による分類では、O6、O25、

O148、O169など。

(4) 腸管出血性大腸菌 (*enterohemorrhagic E.coli* EHEC)

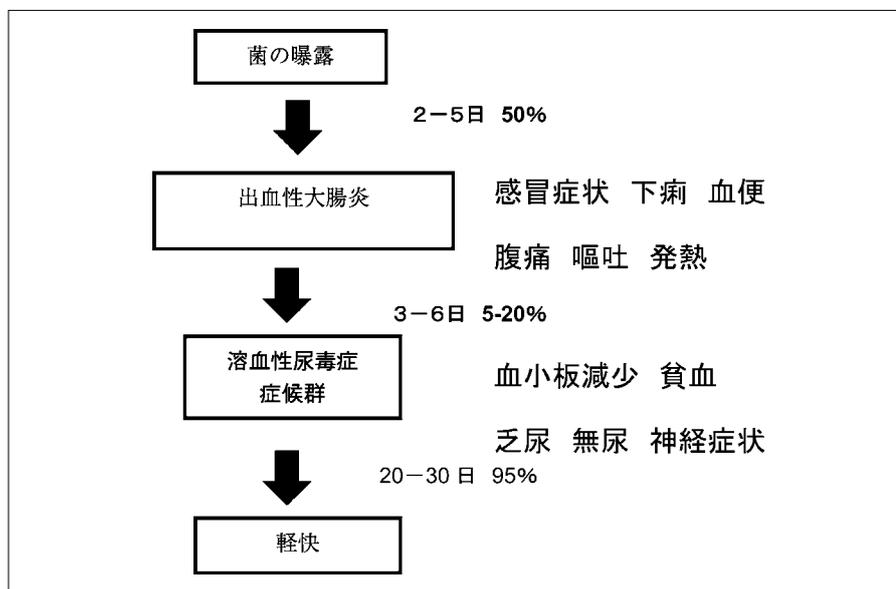
大腸粘膜に付着して増殖する際にベロ毒素 (VT) を産生する。その結果、腸粘膜における出血、浮腫、粘膜表層部の局所性壊死などによる血性下痢を伴った腸炎を引き起こす。溶血性尿毒症症候群 (HUS) や血小板減少性紫斑、脳症 (痙攣や意識障害など) などの神経症状を引き起こすことがある。潜伏期間は比較的長く4～8日で、我国の事例ではO157 (O157:H7) が9割を占めるが、O157以外ではO26やO111の報告などがある。腸管出血性大腸菌感染症は感染症法の第三類感染症にあたり、診断がつけば、全例保健所に届けなければならない。

(5) 腸管凝集接着性大腸菌 (*enteroaggregative E.coli* EAEC)

主として熱帯や亜熱帯の開発途上国で、長期に続く小児の下痢の原因菌となる。我が国での報告例はほとんどない。

特に感染症法の第三類に分類される腸管出血性大腸菌 (EHEC) 感染は、たびたび学校などでも集団感染を引き起こし問題になるため、注意が必要である。O157の感染事例の原因食品として、特定あるいは推定されたものは、国内では井戸水、牛肉、牛レバー刺し、ハンバーグ、牛角切りステーキ、牛タタキ、ローストビーフ、鹿肉、サラダ、貝割れ大根、キャベツ、メロン、日本そばなど、菌に汚染されれば、あらゆるものが感染源となりうるが、牛肉に関連した報告が多い。細菌の中でも小数の菌数 (100個程度) で感染することからプール、湖を介する事件や、家庭内での人から人への感染も報告されている。経過は図12-1の如く、2～5日の潜伏期間を経て、軽度の発熱や倦怠感などの感冒様症状から始まり、24時間以内に悪心、嘔吐、下痢、腹痛などの軽い消化器症状が続き、翌日血便が出ることが多い。出血性大腸炎の10～20%程度が溶血性尿毒症症候群 (HUS) に移行すると考えられている。腹痛、血便などの症状が強いものはHUSに進展することが多い。発症1日目の早期でも意識障害、痙攣発作などの中枢神経障害を呈する症例があり、極めて重症と言われている。

図12-1 腸管出血性大腸菌感染症の臨床経過



(日本臨床60巻第6号 竹田多恵原図より改変)

#### 4) 腸炎ビブリオ食中毒

腸炎ビブリオによる食中毒は、主に魚介類の生食で感染する。潜伏期間は6～96時間程度で、急性下痢症として発症する。コレラ菌と類似しているがO抗原を異にしているものをNAVビブリオといい、急性胃腸炎症状は軽症でも、敗血症を起こすため、肝障害などの基礎疾患を有する患者では注意が必要である。

#### 5) ブドウ球菌食中毒

毒素型食中毒であり、潜伏期間は数時間で極めて短い、発病は急激に始まる。食品中で増殖した耐熱性毒素により、悪心、嘔吐、下痢、腹痛などの胃腸症状を呈する。発熱は通常ない。患者数は多いときには4,000人以上となる。2000（平成12）年には国内乳処理メーカーの製造した加工乳による食中毒が有名で、患者数は14,000人を超えるものであった。

#### 6) ウェルシュ菌食中毒

本菌に汚染された肉類などの摂取により、菌が胃酸に曝され芽胞化する際に産生される毒素により発症する。潜伏期間は8～12時間程度で、症状は水様の下痢と激しい腹痛であり、通常、嘔吐は認められない。

#### 7) エルシニア食中毒

エルシニア菌に汚染された飲料水や肉類の摂取でみられる。潜伏期間は長く、2～10日経ってから発症する。発熱、下痢、腹痛が初発症状で、右下腹に痛みが限局することが多いため、虫垂炎との鑑別が必要となることがある。食中毒症状の後に関節痛、関節炎、結節性紅班を認めることがある。

#### 8) ボツリヌス食中毒

毒素型食中毒で通常毒素の摂取後12～36時間で発症する。一般的な初期の症状は複視や羞明で、次第に四肢麻痺と呼吸筋麻が出現し、増強する。

### 2. ウイルス性食中毒

#### 1) ノロウイルス感染症

長い間食品衛生法ではウイルスが病因としては認知されておらず、非細菌性食中毒事例は原因不明として扱われてきたが、厚生労働省が1997（平成9）年から小型球菌ウイルスによる食中毒として集計を開始し、現在はノロウイルス食中毒として統一し、集計している。また、このノロウイルス感染症は、感染症法の5類感染症に位置付けられた「感染性胃腸炎」の一部として、ロタウイルス感染症などと共に、3,000箇所の病院小児科または診療所から情報が収集される。いずれも、12月～2月をピークにして全国に流行する。潜伏期間は経口摂取から12時間から72時間程度で、下痢、嘔吐、腹痛、発熱で始まる。下痢のみや嘔吐のみ、また、不顕性感染が多いのも特徴である。症状の多くは2～3日で消失する。

ノロウイルスの感染経路は経口感染である。ノロウイルス食中毒の原因として有名なものに牡蠣があるが、ノロウイルスはヒトの小腸上皮細胞でのみで増殖し、牡蠣は餌とともに取り込まれた海中に漂うノロウイルスを、その中腸腺に取り込み、それを蓄積しているにすぎない。牡蠣を生食する場合には、必ず、紫外線殺菌をするなどの工夫をした、きれいな海水を循環させる浄化槽で一定時間以上飼育した生食用の牡蠣を食べなければならない。加熱用の牡蠣は水揚げされてからこの段階を省いており、値段がその分安くなっているが、生食をするためには殻がついて生きていても安全ではない。加熱（85℃ 1分以上）により感染力がなくなるため、生食用の牡蠣以外は必ず加熱して食べる。牡蠣以外の二枚貝からも感染するおそれがある。

ノロウイルスは二枚貝の生食などによる食中毒であるとともに、ヒトからヒトへ強い伝播力を持つ。10～100個程度のウイルス顆粒の摂取で容易に発症し、ウイルス顆粒を含んだ糞便や嘔吐物は感染源となる。そのため、汚染された食品だけではなく、乾燥した嘔吐物が舞うような状態は集団感染の原因となる。ウイルス顆粒はアルコールで不活化されないため、嘔吐物などの消毒には次亜塩素酸ナトリウム溶液での消毒が推奨される。集団感染の多くで食品媒介がはっきりせず、飛沫、空気、接触という感染経路で感染すると考えられる。患者の便からは、症状消失後もウイルス顆粒が排出され、1人の児童や生徒の感染がクラス全体に感染が広がる可能性もあるため、感染防止のために、下痢や嘔吐のあった場合、症状消失後も10日間程度は、給食当番などに従事させない配慮が必要である。給食当番から集団感染をした事例も報告されている。学校保健安全法では予防すべき伝染病には明示されていないが、流行時には学校医の意見を聞き第3種感染症として取り扱うことが可能で、これにより休校措置などの対策ができる。このことを学校医は知っておく必要がある。また、ノロウイルスの簡易診断キットは実用化されており、2012（平成24）年4月より3歳未満、65歳以上、または悪性腫瘍の患者などの診断に抗原定性として保険適用が通っているが、その他の患者に関しては実費がかかることを認識しておく。

ノロウイルスは遺伝子型が多く、また、感染しても免疫の獲得が弱く、抗体の持続が弱いことが知られており、一度罹患しても、同シーズンでも繰り返し感染する可能性があるため、流行時には常に感染予防に心掛ける。

#### 第4節 食中毒の治療

補液が必要であり、軽症であれば、スポーツ飲料などによる経口補液、重症であれば点滴が必要となる。腹痛が激しければ、鎮痙薬を、嘔吐に対しては制吐薬を用いる。止痙薬は微生物や毒物を体内で止めてしまうおそれがあるため最小限の使用に止める。抗生物質の使用は議論のあるところで、多くの場合、抗生剤なしでも軽快すると思われるが、投与により症状の消失が早くなる場合があることや、EHECの合併症のHUSは、ホスホマイシンの早期の投与（セフェム系は逆効果というデータもある）で、その発症がかなり抑制されることや、重症化やリザーバー（キャリア）化を防止する意味でも、細菌性の可能性があると考えれば、便培養を施行し、必要と考えれば、結果が出る前に抗生剤投与を開始することが望ましい。ウイルス性の胃腸炎は、抗生剤なしで軽快するが、症状だけでは細菌性の腸炎と判別はできない。ホスホマイシンは病原大腸菌、カンピロバクターの多くに感受性があり、抗生物質を使用する場合には、第一選択となりうる薬

剤である。レボフロキサシン、クラリスマイシンは上気道感染などで使われる頻度が多く、カンピロバクターなどでも耐性菌が増加している。

### 第5節 食中毒の最近の動向

2008（平成20）年の名古屋市内の臨床検査センターにて、細菌培養にて検出された起因菌を見ると（表12-1参照）、サルモネラ、腸炎ビブリオも決して少なくはないが、起因菌の中心は病原大腸菌とカンピロバクターとなっており、焼肉などの際に感染している事例が多いと推測される。調理用の箸と、食事用の箸を厳密に分けることの大切さなどを周知させることが重要であろう。また、この2つの病原菌は冬でも、かなりの頻度で検出されており、ノロウイルスの流行時期と重なる。ウイルス性の腸炎の流行期でも、かなりの頻度の細菌性腸炎が混在していることを認識しなければならない。

表12-1 下痢症起因菌陽性数（H20年1月-12月）  
（H20年名古屋市内の臨床検査センターに検査依頼があったものの集計）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
サルモネラ菌	2	1	1	5	5	9	18	45	26	14	6	3
カンピロバクター	41	39	71	107	154	142	133	127	128	139	101	73
病原大腸菌	279	236	278	292	338	334	321	350	363	276	232	297
（うちO-157）	0	0	0	0	2	0	6	5	2	1	0	2
腸炎ビブリオ菌	0	0	0	0	1	1	3	4	0	0	1	0
赤痢菌	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

### 第6節 学校医として食中毒の発生前にすべきこと

学校医として、集団食中毒の対応を求められることは決して多くはないと思われるが、集団食中毒が発生した際には、場合によっては専門知識を持つ学校関係者として学校長とともに指導的立場に立つ必要がある。

#### 1) 食中毒の知識の学校関係者への教育

前述したように、食中毒にはブドウ球菌毒素などに代表される毒素を摂取することによる潜伏期間の短い食中毒と、感染により腸管にて増殖する潜伏期間のある食中毒の2つが存在する。潜伏期間も長いものでは10日にもなる。さらに、下痢、嘔吐、腹痛などの消化器症状だけでは、ロタウイルス、ノロウイルスに代表されるヒトからヒトに伝播するウイルス性の感染性胃腸炎と区別がつかない。このような最低限の知識は教育者が当然知っていなければならない知識であり、学校医は専門家として学校教育者に教育するべきである。食中毒患者の多くが、事前に食べたもののみに関心を向ける傾向があり、ウイルス性胃腸炎の流行期には、細菌性食中毒患者でも、胃腸風邪と決めて外来を訪れる。学校教育者も知識がなければ一般の人と変わらない。集団食中毒の早期発見、拡大予防には、教育者の目も大切なポイントである。

## 2) 具体的な予防の方法の学校教育者への教育

給食業者が作った食事や、修学旅行時の食事など、学校外の業者が作る食事が細菌に汚染されていた場合には、食中毒を防止することは難しい。しかし、教育現場で注意をすることにより、確実に防止できる感染症や食中毒もあるため、現場の指導者として学校教育者は具体的な予防方法につき知っておく必要がある。学校医は専門家として意見を求められた場合には、正確な知識に基づき指導するべきである。次に教育者が食中毒予防の基本知識として、特に知っておくべき知識を列記する。

- ① 予防の基本は手洗いと加熱である。
- ② 感染が成立し、発症に至るためには、経口的に摂取する菌量やウイルス量には閾値があり、その閾値を超えない量を摂取しても感染は成立しない。閾値は菌種、ウイルス種により差がある。
- ③ 現在分かっている病原体で、最も感染の閾値が低いのは、細菌では病原大腸菌、ウイルスではノロウイルスである。
- ④ ノロウイルスは食中毒の原因になると共に、人から人に感染する感染症でもあり、多くの集団感染はこの経路で発生する。ノロウイルス対策をすれば多くの感染症が防止できる。
- ⑤ 学校内でも水仙の葉やキョウチクトウの葉、毒きのこなど、口にすることで中毒症状が起きるようなものが存在する。また、日のあたるところで育てたジャガイモなど芽以外でも毒を持つことが分かっている。過去の問題となった事例を調べ、学校内の毒物をできる範囲であらかじめ除去しておく。
- ⑥ 病原大腸菌感染、カンピロバクター感染が通年性に増加しており、サルモネラ感染も多い。野外学習、家庭科実習、キャンプなどで鶏肉や牛肉を扱う場合には、生食する野菜などとしっかり分け、包丁やまな板を別にするなど工夫をする。肉はしっかりと加熱して食べる。
- ⑦ 下痢、嘔吐などの症状があった生徒や児童は、症状が治まっても、病原体を出し続けることがあるため、10日程は給食係など食品を扱う係などにせず、プールも禁止とする。

## 3) ノロウイルスの感染予防について

ノロウイルスは10個程度のウイルス顆粒を経口摂取しただけで発症し、食中毒を引き起こすため、食中毒の病原体中では最も感染力が強いと考えられている。ノロウイルスに対しての予防をすれば、食中毒病原体の人から人への感染のほとんどを防止でき、また、インフルエンザなどの呼吸器感染などにも有効と考えられる。

ノロウイルス感染時には、糞便、嘔吐物から、大量のウイルスが検出される。下痢便、吐物とも液状であり、手についた場合にはしわなどに入り込み、普通に洗浄しただけでは、すべてを洗いながすことは不可能である。ここから感染が広がる可能性があるため、吐物などの処理をする場合には原則、手袋を装着し、もし、手についた場合は、石鹼を使い、ブラシなどを洗いしっかりと洗浄する。ノロウイルスはアルコールで不活化されず、加熱または次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤など）で不活化するため、流行期に教室などで嘔吐があった場合には、できれば使い捨てのビニール手袋とマスク、ビニールエプロンなどを装着し、ペーパータオルなどで拭き取

る。さらに、床は200～300倍程度に薄めた塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム200ppm程度）で拭く。吐物が床に残っていると、乾燥し、その後それが空中に漂い、ウイルス顆粒が舞うような空気感染を引き起こしやすくなるため、飛び散った吐物は乾燥する前にしっかり拭き取り消毒する。塩素が発生するので換気はしっかり行う。吐物のついた衣服はビニール袋に入れ、口をしっかりと締め、保護者に渡す。二次感染を防止するため、85度以上1分以上の熱水消毒、または50～60倍程度に薄めた塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム1000ppm程度）で30分の侵漬後洗濯するなどのことを指示する。トイレの便座や教室やノブなどは、定期的に次亜塩素酸ナトリウム200ppm程度の消毒液で消毒する。塩素系の消毒剤が使用できない場合は熱湯、アイロンなどで可能であれば加熱する。加熱も消毒もできない場合はアルコールで3回程拭く。最近ではノロウイルスに対し有効なスプレータイプの消毒薬もあり、このようなものも利用する。

## 第7節 発生後に学校医がすべきこと

### 1. 臨床医として行うべきこと

#### 1) 診断と治療

問診、症状にて感染型の食中毒が疑われる場合は、便培養を行い、病原体の判明する日事を確認し、必要なら輸液、などで全身状態の改善を図り、抗生物質を投与するなど、適切な初期治療を行う。毒素型などで食直後症状が出現し、嘔吐している場合などは、吐物や食品を検体として保存するように指示する。入院が必要な場合には入院施設に搬送する。

#### 2) 保健所への連絡

食中毒が疑わしく、集団感染がある場合や、食品が特定できる場合は、早めに保健所に連絡する。それ以外でも、必要であると判断すれば早めに保健所に相談する。速報の場合、電話連絡のみでよい。その後も家族等の連絡や指導につき、保健所と協力する。

#### 3) 事後処理

- a) 必要な書類を保健所に提出する。
- b) 要請があれば共済給付のための「医療等の状況」を無料で記載する。

### 2. 専門知識を持つ学校関係者としてなすべきこと

学校長から教育委員会（→保健所）に報告した場合は、教育委員会、保健所より指導支援を受けるため、通常、学校医の出番はない。発生後は発生時の検疫調査、原因究明検査、防疫、二次感染予防、広報活動のすべてを行政（保健所など）が責任を持って行うこととなっている。緊急事態と判断しかねる微妙な状況であって、学校長から教育委員会に報告しない場合には、学校医は学校長等と緊密に連絡をし、感染の拡大防止、早期封じ込めのための出席停止、学級閉鎖や学校給食等の検討、家族への説明などについて、しっかりと指導、助言をする。学校が事態を大きくしたくないため、教育委員会に報告が遅れることがないように、事態が拡大する可能性があれば、早めに報告することも助言する。

### 3. 最後に

ノロウイルスにしろ、O157感染にしろ、集団感染が起きてから周知されるようになり、不正確な情報がマスコミで連日のように流されるようになり、社会不安が煽られ、そのため特定の業者が被害を受けたり、いじめが発生したりしている。このような場合には、学校医が、早く正確な情報を学校教育者に提供をすることにより、教育現場から情報を発信し、社会全体の不安を取り除く助けとなると思われる。

#### 【参考文献・資料】

- 1) 特集 食中毒 - 腸管出血性大腸炎とノーフォークウイルス性下痢症, 日本臨牀第60巻・第6号, 2002 (平成14) 年
- 2) ノロウイルスの院内感染対策 医療安全講習会資料, 愛知県医師会, 2007 (平成19) 年
- 3) 今日の診断指針, 第5版
- 4) 厚生労働省ホームページ, 腸管出血性大腸菌Q & A  
([http://www1.mhlw.go.jp/o-157/o157q\\_a/index.html](http://www1.mhlw.go.jp/o-157/o157q_a/index.html))
- 5) 厚生労働省ホームページ, ノロウイルスに関するQ & A  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>)
- 6) 厚生労働省ホームページ, カンピロバクター食中毒予防について (Q & A)  
(<http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/campylo/index.html>)
- 7) 学校医手帳, 兵庫県医師会, 2008 (平成20) 年
- 8) 特集 食中毒の基礎と臨床-疾患メカニズムから予防まで-, 日本臨牀, 第70巻8号, 2012 (平成24) 年

## 第13章 学童期における予防接種

### 第1節 予防接種について

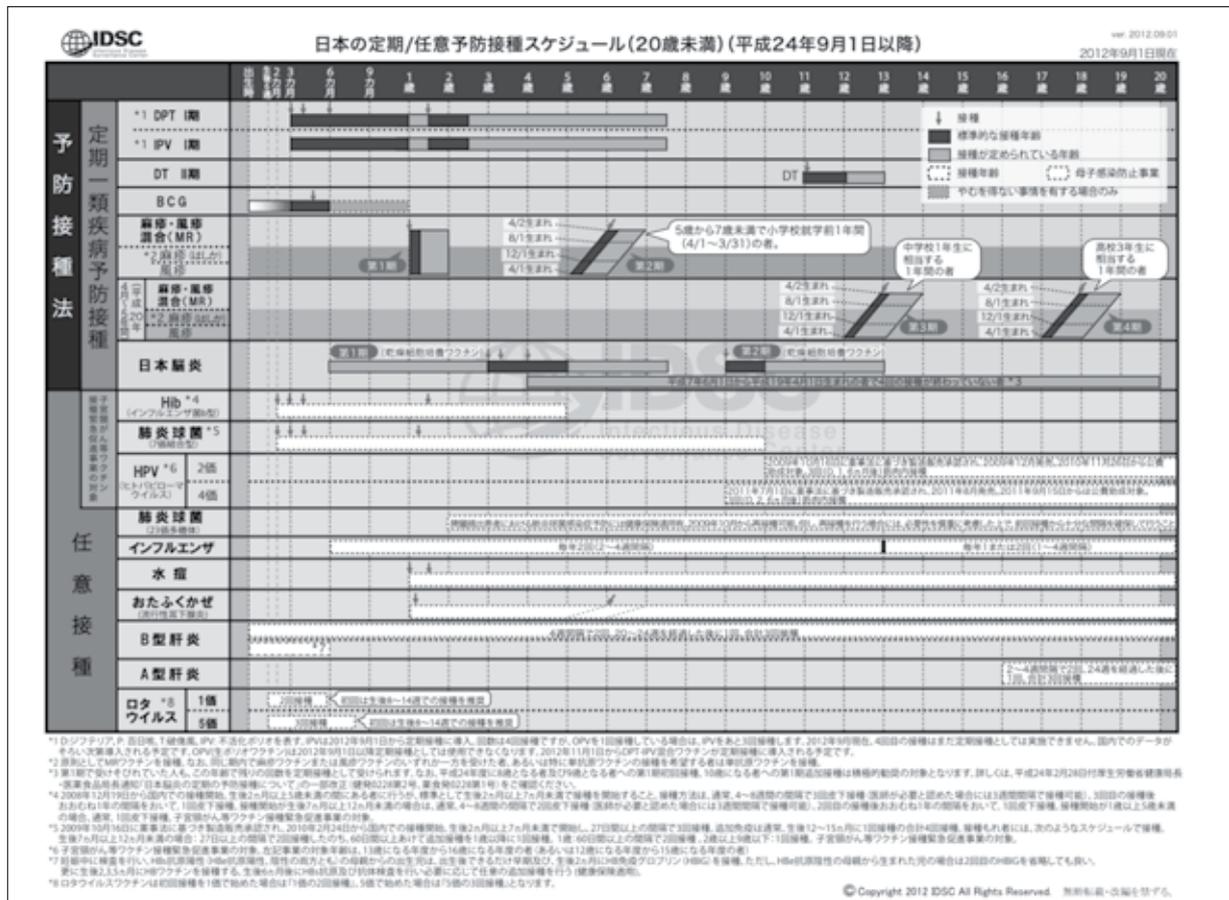
予防接種は予防接種法と実際の実施にあたっての規則等を規定している関連法令等によって規定されている（表13-1）。

表13-1 予防接種関連法令と内容

	法 令	内 容
法 律	予防接種法	法大綱 対象疾病など
政 令	予防接種法施行令	接種年齢、救済内容等
省 令	予防接種法施行規則 予防接種実施規則	医師の協力、救済請求方法 接種方式
通 知	次官通知 局長通知 課長通知	予防接種実施要領 具体的な接種方法など

現在の予防接種は予防接種法に基づく定期接種（BCGは2006（平成18）年予防接種法改正により一類疾病予防接種に編入された）、それ以外の制度で行われるもの、任意接種に分けられている。1994（平成6）年予防接種法改正により、予防接種は義務接種から勧奨接種となり、原則個別接種となっている（表13-2参照）。救済制度が成り立つ期間がなるべく長くなるように設定され、BCG、麻しん風しん混合ワクチンを除いた定期予防接種が小学校入学前に接種できなかったときに、就学時健診等で接種を促して、入学前後に接種を終了させる目的のために、最大90ヶ月以内となっている。接種対象年齢からはずれた場合でも医学的には任意接種として行うことは可能である。

表13-2 日本の定期/任意予防接種スケジュール(20歳未満)



(国立感染症研究所感染症情報センター ホームページより引用)

## 第2節 予防接種における学校医の役割

### 1. 予防接種歴の把握

2012(平成14)年3月、13文科ス第495号「文部科学省スポーツ青少年局長通知で学校保健法施行規則の一部改正」を受けて、平成15年度より就学時健康調査票で、就学時に全員の予防接種歴のチェックが可能となり、未接種者に対して積極的に指導し、その後の事後処置を講ずることが明文化された。就学時健診時に予防接種歴をチェックし、未接種者に対して接種勧奨を行い、可能であれば接種報告書を2月に行われる入学前準備説明に集まるときに提出をお願いし、未接種者の把握に努めることが期待される。これは麻しん風しんワクチン第2期の未接種者に対する接種勧奨にとって最後の機会となるので、できるだけ取り組んでいただくことが望ましい。

### 2. 予防接種の必要性の周知

健康教育の一環として生徒・児童及び教職員、保護者に対して、予防接種の目的・効果・副反応を周知させる。具体的にはワクチンで予防できるはずのVaccine Preventable Disease (VPD)に感染して重い障害を残す例、死亡例が日本でも決して稀ではないことを認識してもらうことが必要。

### 第3節 最近の定期予防接種の変更点と対応

#### 1. 日本脳炎ワクチン

2005（平成17）年5月、中学生の第3期接種後の重症急性散在性脳脊髄炎（ADEM）例が予防接種健康被害認定を受けたのを受け、5月30日に積極的勧奨の差し控え、7月に第3期の廃止が決められた。第1期・第2期は定期接種として残されたが、積極的勧奨の差し控えのため、多くの未接種者が残された。2009（平成21）年6月省令改正が行われ、第1期の定期接種においてマウス脳由来日本脳炎ワクチンとヒト乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが使用可能となった。2010（平成22）年8月に省令で改正され、ヒト乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが2期の定期接種として使用可能となったと同時に、定期接種年齢（1期：生後6ヶ月から90ヶ月未満、及び2期：9～13歳未満）にあるものは1期の未接種分を、本来の接種間隔にとらわれずに接種できるようになった。さらに2011（平成23）年5月の政令改正で、1999（平成7）年6月1日から2007（平成19）年4月1日までに生まれて、国の積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃したと思われる者（特例対象者）に対しては、20歳未満までの間に定期接種が可能となった。さらに、2012（平成24）年2月には、厚生労働省健康局長通知により日本脳炎予防接種の積極的な勧奨と特例対象者に対する接種機会の確保の通知が出された。校医として、内科検診の機会を通して、未接種者に対して接種を勧奨することが望まれる。なお、具体的な接種方法に関しては厚生労働省の日本脳炎ワクチンに関するQ&A（[http://mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/nouen\\_qa.pdf](http://mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/nouen_qa.pdf)）を参照されたい。

#### 2. 麻しん風しんワクチンについて

2006（平成18）年4月より麻しん風しん混合（MR）ワクチンが導入された。さらに、2006（平成18）年6月の政省令の改正を受けて、平成24年国内麻疹排除に向けて、1歳児における1期及び小学校入学前1年間の第2期の2回接種法が導入され、接種率を上げるために、他の定期予防接種と異なり、接種年齢枠を狭めた。特に、就学時健診における予防接種歴の把握が重要となり、MR第2期の未接種者に対する積極的な勧奨を校医として学校側に働きかけ及び事後処置の結果を学校側に求めるような努力が期待される。2007（平成19）年の中学生、高校生、大学生を中心とした麻しん流行を受けて、2008（平成20）年4月1日より5年間の時限処置として、第3期：中学1年生に相当する年齢の者、第4期：高校3年生に相当する年齢の者に該当する者に対して、2回目の麻しん風しんの定期接種を行うようになった。時限処置により、麻しんの報告数が2008（平成20）年11,012件から2011（平成23）年434件と著しく減少したため、時限措置を延長することで得られる効果が限定的と予想されるため、2012（平成24）年度をもって終了方針となった。さらに、母子保健法第十二条第一項第二号に規定する健康診査及び学校保健安全法第十三条第一項に規定する児童生徒等の健康診断及び第十五条第一項に規定する職員の健康診断等の機会を利用して学校の児童生徒及び職員の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、麻しんの予防接種を必要回数接種していないものに対する予防接種を推奨し、学校の管理者に対して推奨を依頼する（予防接種法に基づかない予防接種の推奨）ことが望まれる（2012（平成24）年9月13日厚生科学審議会感染症分科会感染症部会の麻しんに関する小委員会報告、<http://www.>

[mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f2q.html](http://mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f2q.html)。

#### 第4節 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業

平成22年度より開始され、24年度まで継続されおり、近い将来定期化される見通しである。事業の対象は子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンであり、“ワクチン接種緊急促進事業実施要領”を遵守することになっている。接種対象者は、対象年齢の範囲で、各市町村がそれぞれ接種年齢を設定した者となる。

##### 子宮頸がん予防ワクチン

ワクチン接種により、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染を防ぐとともに、子宮頸がん検診によって前がん病変を早期発見することにより、子宮頸がんを予防することができるために導入された。現在、国内ではHPV16型、18型のウイルス様粒子を含んだ2価ワクチン（サーバリックス）と尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫の原因となる6型、11型も加えられた4価ワクチン（ガーダシル）がある。いずれも初回性交渉前に接種することが推奨されており、現行では小学校6年から高校1年生に相当する年齢が対象年齢となっている。また、3回の接種は同じワクチンを接種することが必要となっている。

このワクチン接種後の血管迷走神経反射による失神が起こることがあるため、接種後の移動は保護者または医療従事者が付き添い、接種後30分は背もたれのある椅子に座らせて観察することが必要である。

日本のワクチンはここ数年で急速に接種可能なワクチンが増え、世界標準となっており、表13-2で示されている任意接種のワクチンの大部分を定期化するように提言された（2012（平成24）年5月23日厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会、<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000002b6ro.html>）。

##### 【参考文献】

- 1) 木村三生夫, 平山宗宏, 堺 春美, 予防接種の手びき (第13版), 近代出版, 2011
- 2) 予防接種ガイドライン等検討委員会, 予防接種ガイドライン2012年度版, 予防接種リサーチセンター, 2012
- 3) 国立感染症研究所ホームページ <http://www.nih.go.jp/nid/ja/from-idsc.html>

# 第14章 救急処置

## 第1節 救急処置

学校医は学校保健安全法施行規則第22条により「校長の求めにより、救急処置に従事すること」と規定されている。実際に学校の管理下において児童生徒に突発的に傷病が発生した場合は養護教諭、教職員が保健室にて応急手当を行い、学校管理下にて対処されている。場合によっては、かかりつけ医や一次救急医療施設に児童生徒は早退して治療を受け、校医は事後報告のみで事なきを得ていることが多い。2010年度版愛知県「学校保健の管理と指導」記載例においては、ショック症状（顔面蒼白、冷や汗、虚脱、脈拍低下、呼吸困難）の持続意識喪失の持続、痙攣の持続、激痛の持続、多量の出血、骨の変形、大きな開放創、広範囲のやけど、呼吸困難、心臓病の疑い、その他緊急を要するものは救急車を呼ぶことと規定し、状況に応じてはBLS（一次救命処置）やAED、エピペンの準備・使用等も条件によっては行える体制を目指している。

まず、学校医は普段から学校における救急処置体制のマニュアルや緊急時連絡体制が整備されているかを確認し、いまだBLS（一次救命処置）やAED、エピペンの使用について未習熟であれば、校医として積極的に養護教諭や教職員の講習会等への参加等を促したり、学校保健委員会での啓蒙を図っていただきたい。

## 第2節 保健室

救急処置における保健室に関して学校医が留意することは、まず、学校における救急処置体制が整備されているかの確認である。内容的には、①保健室内に校内の災害発生時における対処、救急及び緊急連絡体制図が掲示されているか？、②救急車の呼び方手順等が大きく明示されているか？、③AED・担架の設置場所がわかりやすいか？、④学校医連絡先や近隣医療機関の連絡先が慌てているときでも確認できるか？、等をまずチェックされたい。

そして、必要に応じて救急医療備品等の確認やアセスメントシートや救急処置記録簿の記載状況を確認され、平時でもしっかり運用されているか確認され、不備があれば適切な指導や助言を臆することなくしていただきたい。

## 第3節 救急処置の実際

学校管理下において発生する疾患としては、外傷・骨折、熱中症等の外因性疾患や気管支ぜん息、アナフィラキシー、けいれん等内因性疾患が比較的重症な疾患である。意識障害や心肺停止等があれば、救急車を呼びながらの一次救命処置を行う。校医としては、学校側に救急搬送ができるように救急車（119番）を依頼させると同時に、一次救命処置とバイタルサインの確認及び経時的な観察・記録・事実確認を行う指示する。

### 1. 応急手当

応急手当とは、心肺停止を除いた一般的な傷病の悪化を回避することを目的として行う必要最小限の手当てを示す。意識障害やバイタルサインに異常を感じたら、応急手当を離れて、一次救

命処置をまず行い、救急車を呼ぶことを心がける。

## 2. 外因性疾患

### 1) 外傷

#### a) 創の処置

屋外での創傷は速やかに水道水で流水洗浄を行う。特に土や泥で汚れた傷や木片、古クギなどの刺し傷は洗浄をしっかりと行う。嫌気性菌の破傷風菌による破傷風が罹患する恐れがあるので、破傷風ワクチンを受けていない場合や10年間ワクチンを接種していない場合には、免疫が十分でないので、ワクチン接種を奨励する。

#### b) 捻挫や打撲

患部に長時間にならない程度の冷却を行い、専門医への受診を促す。

応急手当は「スポーツ外傷の基本手当でRICE」局所の安静（Rest）、冷却（Icing）、圧迫（Compression）、挙上（Elevation）が推奨されている。

#### c) 骨折が疑われる場合

無理に整復等を行わず、骨折の部位が動かないように、上・下の関節を含めて、シーネをあて固定する。板、棒、新聞紙、ダンボール紙をシーネの代用として用いて安静にして、専門医（整形外科等）に搬送する。

#### d) 外傷による出血

緊急時の止血方法としてはガーゼが布による直接圧迫を行う。数分間圧迫を続ければ、多くの小出血は止まる。出血部位が確認できたなら、ガーゼ等の上から弾力包帯等で巻き、直接的圧迫止血を試みる。手足からの出血であれば、大出血部より心臓に近いほうの中心側を止血帯や幅の広い布で強く締めて、動脈側の流れを一時的に止める。

### 2) 熱傷の処置と管理

まず行うのは、水道水等による熱傷部位の冷却と洗浄を行わせる。体幹部を冷やしすぎると低体温になることがあるので、冷やし過ぎないように指示をする。創部の保護は適切な外用剤がない場合はガーゼ等で覆い、医療機関を受診させる。熱傷に至った媒体の温度や種類や受傷時間が判れば医療機関に伝える。

化学熱傷の場合は、酸やアルカリを受傷部位を下にして、大量の水で徹底的に洗い流す。洗浄水が非受傷部位に流れ、二次被害（受傷）を起こさないように注意させる。

### 3) 毒物摂取等

公益財団法人日本中毒情報センター中毒110番（医療機関向け）：072-726-9923（大阪）、029-851-9999（つくば）に電話相談して対処するように指示する。毒物等（医薬品、漂白剤、洗剤、農薬等）の種類と量の情報を得られれば確認する。意識レベルの低下やバイタルサインの異常があれば、救急医療機関への搬送を指示する。

#### 4) 溺水

川や海水浴における水中からの救助は、二次災害の防止を大原則とし、救急隊やライフセーバーに通報する。水面に浮いて救助を求めている場合には、空のペットボトルなどを投げ入れたり、ロープを投げ渡したりして岸に引き寄せる。プール等比較的安全な状況での溺水では水中から引き上げ、直ちに一次救命処置を行う指示を出す。

心肺蘇生は2010年に救急蘇生ガイドラインが改訂され、胸骨圧迫から行い、一次救命処置を行う。

#### 5) 熱中症

人間の体温は運動と発汗、血流、外気温など多くの要因で調節されている。激しい運動や体温の調節がコントロールできなくなった状態をいう。熱中症は高温多湿環境下で発生し、毎年死亡例の報告がある。

重症度	症状	対処法
I	めまい、大量の発汗、筋肉痛、筋肉がつる	水分と塩分の補給、一般的には入院不要
II	頭痛、だるさ、嘔気、嘔吐、腹痛、下痢、判断力低下、CK以外に血液検査異常なし	静脈内補液を受けるため入院が必要
III	中枢神経系：意識障害、けいれん、小脳症状 腎・肝系：ALT, AST, BUN, Creatinine上昇 血液系：DICの診断 高体温	救急搬送 心、肝、腎、血液機能異常に対する集中治療が必要

(熱中症の新分類 三宅康史：日救急医学会誌 2008；19：309-21日救急医学会誌 2008；19：309-21一部変更)

同じ高温環境でも体力・体調により症状や異なる。また、高温に対する慣れによっても熱中症になりにくいこともある。帽子をかぶる、適度な水分や塩分の補給で熱中症を予防することが重要である。

### 3. 内因性疾患

#### 1) 気管支喘息

重症の気管支喘息は呼吸が苦しくて会話が困難なこと、意識障害があること、息が苦しくて横になることができないこと、PaO<sub>2</sub>が40%酸素投与下でも65mmHg以下、PaCO<sub>2</sub>が40mmHg以上などが指標となる。気管内挿管までいったような、重篤な喘息発作の経験者は、呼吸困難感に対する閾値が上がっている。このため、重症でも呼吸困難感を訴えない可能性があることに注意する。

まれであるが、気管支喘息の重症な発作は致命的になることがあり、迅速な対処が必要である。人工呼吸を含めた緊急治療が必要なことがあるが、このような場合には、救急医療機関への搬送を手配する。

## 2) アナフィラキシー

アナフィラキシーは食物アレルギー、特に運動誘発性アレルギーや蜂による虫刺症などで起こるアレルギー反応で、致死的イベントは喉頭浮腫による窒息や肺水腫による低酸素症、血管透過性の亢進と血管拡張による低血圧性ショックである。アナフィラキシーが発生した場合には、速やかにアドレナリン（エピネフリン注・ボスミン、成人量 0.3mg、小児量 0.01mg/kg）の筋肉内注射を行うと同時に、救急隊通報し、救急医療機関への搬送を手配する。最近、エピペン<sup>®</sup>を本人や家族だけでなく、救急の場合には学校では教諭も注射することが認められている。

### エピペン<sup>®</sup>

アナフィラキシーに対する緊急補助治療に使用される。主成分はアドレナリン（エピネフリン）で、気管支を広げる作用や心臓の機能を増強して血圧を上昇させ、ショック症状を改善する作用がある。緊急注射用のキットであり、アナフィラキシーショックが出たと思ったら（吐き気、発汗、めまい、じんま疹、ふるえなどの初期症状）、太ももの前外側へ筋注する。緊急時は衣服の上からでもよい。また、一本のエピペン<sup>®</sup>は一回分のみで、例え注射液が残っていたとしても、それは基本的に使えないものである。使用量は0.01mg/kである。

## 3) けいれん

けいれんが起きた場合、発作中の外傷の予防、発作中及び発作後の気道確保、救急医療機関への搬送である。

発作中は外傷を防止するため、近くにある危険物を遠ざけておく。特に、頭部の保護のために頭部をやわらかいもので保護する。

発作中は舌を咬まないように口の中へ物入れることがあるが、無効であるばかりか、逆に危険なことがあるので入れてはならない。歯牙損傷、誤嚥、そして喉頭けいれんの原因となったり、救助者が指を咬まれたりする危険性もある。

けいれん中は気道が確保されていることを確認する。多くの場合、けいれん発作は短時間で消失するが、けいれん重積状態になれば、緊急に医療機関に搬送する。

## 4. 救命処置

呼吸停止や心肺停止などの重篤例では、救急隊通報に引き継いで、一次救命処置や二次救命処置を実施する。

### 1) 一次救命処置

小児も成人と共通している一次救命処置を行う。しかし、学校管理下で行うことを考慮して、保護者、保育士、幼稚園・小学校・中学校教職員、スポーツ指導者などは小児BLS（pediatric basic life support）を学んでおくことが奨励されている。2010（平成22）年に改定されたガイドラインの要約を示す（図14-1）。

#### (1) 反応の確認と緊急通報

倒れている人をみたら肩を軽くたたきながら、大声で呼び掛ける。反応がなければ、その場で大声で叫び周囲の注意を喚起する。周囲の人に緊急通報（119番）と近くにあれば、AEDを依頼

する。

## (2) 心停止の判断

反応がなく、かつ呼吸がない、異常な呼吸(死戦期呼吸、しゃくりあげるような不規則な呼吸)があれば、心停止と判断し、直ち心肺蘇生を開始する。

医療従事者や救急隊員は呼吸の確認時に気道確保を行ってもよい。呼吸の観察をしながら、脈拍の有無を確認してもよい。

呼吸はないが脈拍を触れる場合には、人工呼吸を行う。1分間に12~20回の回数で行う。

## (3) 心肺蘇生法 (CPR)

### ①胸骨圧迫

胸骨圧迫部位は胸骨の下半分とする。その目安は胸の真ん中である。

小児では胸骨圧迫の深さは、胸の厚さの約1/3とする。また、1分間当たり少なくとも100回のテンポで行う。胸骨圧迫の中断は最小限とする。

### ②気道確保と人工呼吸

人工呼吸の準備ができ次第、気道確保して2回の人工呼吸を行う。人工呼吸は約1秒かけて行う。1回換気量は傷病者の胸が上がることを確認できる程度とする。

### ③胸骨圧迫と換気の比

二人の救助者が心肺蘇生を行う場合は、胸骨圧迫と人工呼吸の比は15:2とする。救助者が1人の場合には30:2とする。気管挿管などで気道確保されている場合には、人工呼吸中も中断することなく胸骨圧迫を実施する。人工呼吸は1分間10回程度とする。

## (4) 心電図解析

AED、あるいはマニュアル除細動器のいずれを使用する場合でも、心電図解析・評価を行う直前まで胸骨圧迫を継続する。AEDは心電図の自動解析を行う。AEDの場合にはパッドを前胸部と側胸部に貼付する。

## (5) 電気ショックが必要である場合

AEDを用いる場合は音声メッセージに従って電気ショックを行う。マニュアル除細動器を用いる場合は、心室細動/無脈性心室頻拍であれば、電気ショックを行う。電気ショックを行ったら、ただちに胸骨圧迫からCPRを2分間行う。以後2分おきにモニターの確認と電気ショックを繰り返す。

## (6) 電気ショックが必要でない場合

AEDを用いる場合は音声メッセージに従ってただちにCPRを再開する。

マニュアル除細動器を用いる場合で心拍再開の可能性のあるQRS波形が認められる場合は脈拍を確認する。脈拍を触知すれば心拍再開のモニタリングと管理を開始する。無脈性電気活動や心停止であれば、直ちに胸骨圧迫からCPRを2分間行う。以後2分おきにモニターの確認を繰り返す。

## (7) 一次救命処置の継続

CPRは傷病者が十分な循環が回復するか救急隊に引き継ぐまで続ける。明らかに自己心拍再開と判断できる反応が出現しない限り、CPRを中断してはならない。

## 2) 自動体外式除細動器 (AED)

県内の多くの学校においてはAEDが設置されている。意識を失い、呼吸停止が確認された場合は胸骨圧迫を行うとともに、AEDによる電気ショックが行われる。自動的に心電図診断をして、電気ショックが必要なときだけ作動するので、医療従事者でなくても使用できる。以前は、8歳未満は小児用のAEDを使用するように推奨されていたが、現場では年齢の確認が必ずしもできないので、児童生徒は成人用AEDを使用してもよいとされる。AEDによる電気ショックが実施された場合は、ショック後、直ちに胸骨圧迫を再開する。

AEDは心室細動や心室頻拍を正常洞調律に復帰させる機能を持つが、AEDだけでは心肺蘇生は不十分のことが多いので、人工呼吸や胸骨圧迫などの救命処置も重要である。

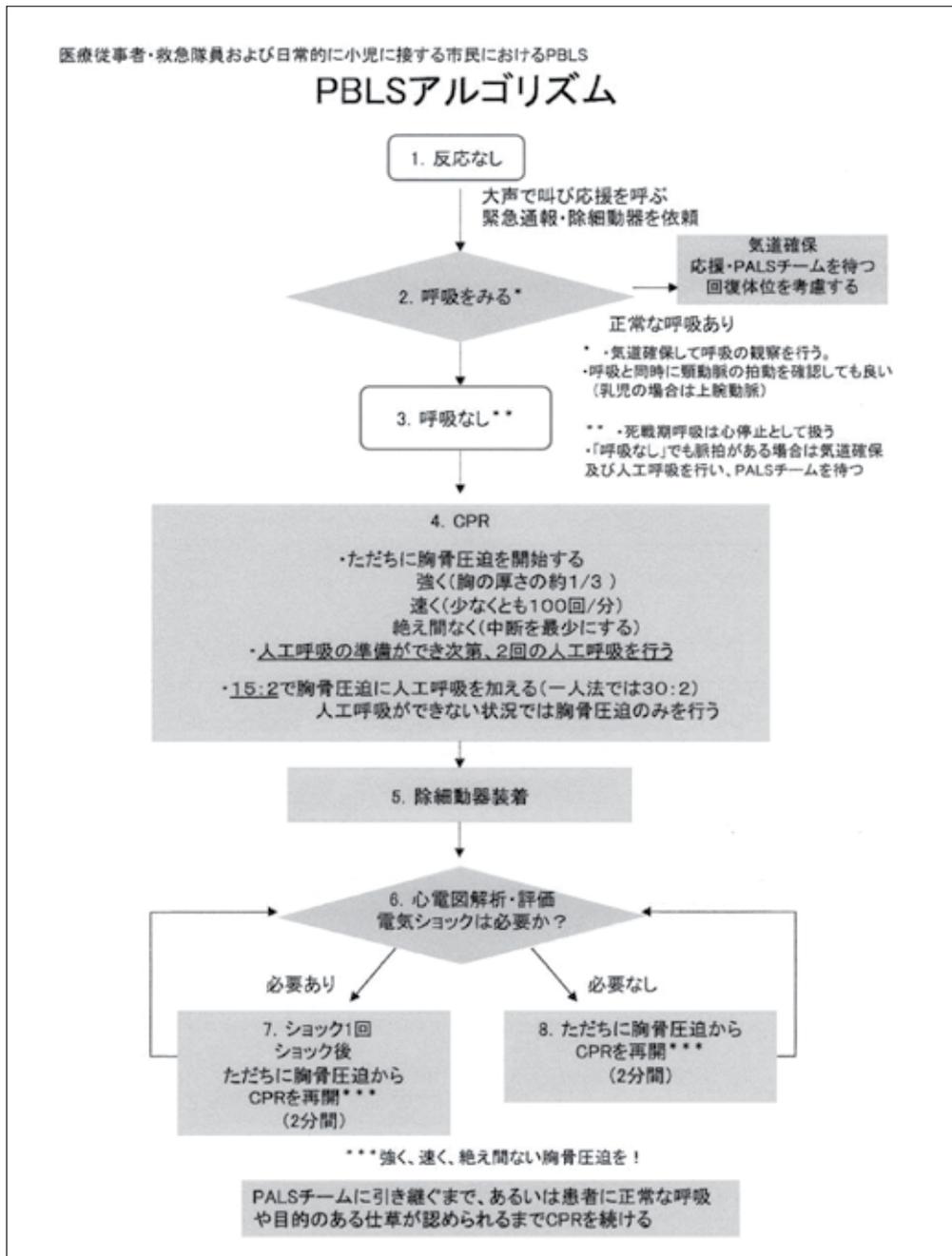
AEDは常に設置場所を確認し、必要な際にはすぐ使用できるように準備しておく必要があり、学校では訓練が必要である。

### ーメモー

担当理事（執筆者）が救急委員会担当理事であったことにより、愛知県医師会内は学校保健健診委員会と救急委員会とのコラボ事業としてAED+BLS研修を毎年、救急医療推進大会（9／9）の日に教職員を対象として、また、学校保健健診懇談会（1月）の午前中には児童・生徒を対象として年2回行っている。

また、別途「見逃してはいけない子どもの症状」と題して小児救急研修会を校医・養護教諭を対象として開催している。

図14-1 医療従事者・救急隊員および日常的に小児に接する市民におけるPBLS



# 第15章 学校給食

学校給食は、義務教育諸学校を始め夜間定時制高等学校、特別支援学校において「学校給食法」及び関係法により、児童生徒を対象に実施されている。愛知県の各学校（名古屋市の中学校を除く）の給食はパン・米飯又はめん、牛乳及びおかずからなる完全給食の形態で実施されている。名古屋市の中学校はスクールランチ（選択給食）方式をとっており、弁当を持参する生徒もいる。弁当を持参する生徒も牛乳は提供されており、ミルク給食の形態をとっている。

学校給食の栄養管理については、食事内容の適正を期すため、学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号）に基づいて、栄養のバランスに配慮しつつ、きめ細かい栄養管理に努められている。

また、学校給食の衛生管理については、概念的には保健管理にも含まれ、食中毒を発生しないようにするため、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づいて、適正な管理の徹底に努める必要がある。

## 第1節 学校給食の現況

小中学校、夜間定時制高校及び特別支援学校では、すべての学校で完全給食が提供されている。

給食を喫食する児童・生徒の割合は、食物アレルギーや長期欠席などにより、喫食しない児童・生徒を除くと、小学生が99.9%、中学生が85.5%（名古屋市のミルク給食を合わせると99.5%）である。

### 1. 学校給食実施状況（23. 10. 1現在）（表15-1）

区 分	小 学 校		中 学 校		高等学校(夜間)		特別支援学校		計		
	学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	児童生徒数 (人)	学校数 (校)	児童生徒数 (人)	
完全給食	実施数	979	428,422	414	177,947	30	3,164	33	6,326	1,456	615,859
	実施率(%)	(100)	(99.9)	(100)	(85.5)	(100)	(93.6)	(100)	(94.6)	(100)	(95.2)
ミルク 給 食	実施数	—	—	—	29,222	—	—	—	—	—	29,222
	実施率(%)	—	—	—	(14.0)	—	—	—	—	—	(4.5)
計	実施数	979	428,422	414	207,169	30	3,164	33	6,326	1,456	645,081
	実施率(%)	(100)	(99.9)	(100)	(99.5)	(100)	(93.6)	(100)	(94.6)	(100)	(99.7)

(注)ミルク給食は、名古屋市のスクールランチ(選択給食)実施校で弁当持参者に牛乳のみ提供している数であり、学校数は完全給食に含まれる。

### 2. 学校給食実施形態

学校給食の調理形態は単独調理場方式と共同調理場方式があり、いずれの方式によるかは市町村が実情に応じて決定している。平成23年現在、共同調理場方式を導入している市町村は54市町

村中46市町村あり、いわゆる給食センターで大量調理を行い、各学校へ配送している市町村が多い。特に、中学校では給食センターからの配送による給食が多いが、小学校では、単独調理場方式により、学校に設置された調理場で学校給食を調理し、提供している学校が約4割程度ある。特別支援学校及び夜間定時制高校は全て単独調理場方式である（表15-2）。

表15-2 調理形態

(23.10.1現在)

区 分		小 学 校	中 学 校	高等学校(夜間)	特別支援学校	計
単 独 調 理 方 式	実施数	410	53	30	33	526
	実施率(%)	(41.9)	(12.8)	(100)	(100)	(36.1)
共 同 調 理 方 式 (90 施 設)	実施数	569	257	—	—	826
	実施率(%)	(58.1)	(62.1)	—	—	(56.7)
ス ク ー ル ラ ン チ 方 式	実施数	—	104	—	—	104
	実施率(%)	—	(25.1)	—	—	(7.1)

## 第2節 栄養管理

学校給食の栄養量の基準は、その時代の子供たちの健康問題、栄養問題、食生活の問題を考慮しながら、文部科学省がその都度改訂してきた。従来の改訂は、不足するエネルギーや各栄養素の不足分を学校給食で補えるよう基準値が定められてきた。しかし、2003（平成15）年の改訂から、従来のようなエネルギーや栄養素を補給するという目的と同時に、生活習慣病予防の観点から、亜鉛、マグネシウム、食物繊維、ナトリウム（食塩相当量）が表示されるようになった。亜鉛はたんぱく質の合成や、感染症に対する抵抗力を増大する免疫能力に関与しており、マグネシウムの不足は高血圧や動脈硬化を発症しやすく、食物繊維の不足は肥満、糖尿病、脂質異常症、大腸がん等の発症に関与しているもので、現代の子供たちには不足している。そして、2008（平成20）年10月の改訂からは、ビタミンAの基準値に範囲が設けられ、カルシウムについては目標値が示され、2009（平成21）年3月31日文部科学省告示として、「児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準」が表15-3のとおり示されている。

子どもたちに望ましい食習慣を形成させるため、学校給食を教材として活用した食に関する指導が行われるようになった。学校給食を通じて子供たちへ、集団でまたは個別に食に関する指導を行うと同時に、家庭・地域への働きかけも重要である。学校には栄養管理・給食管理を専門とするとともに食に関する指導を行う栄養教諭等が配置されており、学校における食育推進の要となり活躍している。

表15-3 児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準と摂取状況

区 分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g) ※1 範囲	脂 質 (%)	ナトリウム (食塩相当量) (g)	カルシウム (mg) ※2 目標値	鉄 (mg)	ビ タ ミ ン				食物 繊維 (g)	
							A (ugRE)	B1 (mg)	B2 (mg)	C (mg)		
小学校	6～7歳	560	16 10～25	全摂取学校のエネルギーに よる % 1	2未満	300 320	3	130 130～390	0.40	0.40	20	5.5
	8～9歳	660	20 13～28		2.5未満	350 380	3	140 140～420	0.40	0.50	23	6.0
	10～11歳	770	25 17～30		3未満	400 480	4	170 140～420	0.40	0.50	26	6.5
	摂取量※3	623	24.7		24.7	2.5	331	2.9	235	0.54	0.53	29
中学校	12～14歳	850	28 19～35	25～30	3未満	420 470	4	210 210～630	0.60	0.60	33	7.5
	摂取量※3	765	29.5	26.2	2.9	342	3.5	330	0.73	0.62	30	5.9

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム…児童(6～7歳)70mg、児童(8～9歳)80mg、児童(10～11歳)110mg、  
生徒(12～14歳)140mg

亜 鉛…児童(6～7歳)2mg、児童(8～9歳)2mg、児童(10～11歳)3mg、生  
徒(12～14歳)3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用にあたっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

※1 範囲…示した値のうちに納めることが望ましい範囲

※2 目標値…摂取することがより望ましい値

※3 摂取量…平成22年11月の栄養報告

### 第3節 学校給食衛生管理基準

総則において、教育委員会は自らの責任において、必要に応じて保健所の協力、助言及び援助を受けつつ、HACCPの考え方にに基づき、単独調理場、共同調理場並びに共同調理場の受配校の施設及び設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について、実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合には、学校医又は学校薬剤師の協力を得て速やかに改善措置を図ることとされている。

#### 1. 衛生管理体制

校長等は、学校保健委員会等を活用するなどにより、栄養教諭、学校栄養職員、保健主事、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長等の専門家及び保護者が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図る。

#### 2. 学校給食従事者の健康管理

(1) 学校給食従事者については、日常的な健康状態の点検を行うとともに、年1回健康診断を行うこと。また、当該健康診断を含め年3回定期的に健康状態を把握することが望ましい。

- (2) 検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O157その他必要な細菌等について、長期休業中も含め「毎月2回以上」実施すること。

### 3. 食中毒集団発生の際の措置

- (1) 教育委員会、学校医、保健所等に連絡するとともに、患者の措置に万全を期すこと。また、二次感染の防止に努めること。
- (2) 学校医及び保健所等と相談の上、医療機関を受診させるとともに、給食の停止、当該生徒の出席停止及び必要に応じて臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立て、これに基づいて食中毒の拡大防止の措置を講じること。
- (3) 校長の指導の下、養護教諭等が生徒の症状の把握に努める等関係職員の役割を明確にし、校内組織等に基づいて学校内外の取組体制を整備すること。
- (4) 保護者に対しては、できるだけ速やかに患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めること。その際、プライバシー等人権の侵害がないよう配慮すること。
- (5) 食中毒の発生原因については、保健所等に協力し、速やかに明らかとなるように努め、その原因の除去、予防に努めること。

## 第4節 食物アレルギーへの対応

学校給食は、「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解する食育の観点から、重要な教材として役割を担っている。食物アレルギーをもつ子どもにとっても、他の子どもと同じように給食が食べられることが理想であるが、学校給食が原因となる食物アレルギー症状を発症させないことが重要である。多様化する食物アレルギーの全てに対応することは、現在の学校給食供給体制の中では限界があることから、実情に見合ったできる限りの対応を促進するため、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を2010（平成22）年3月に作成し、県としての方向性を示した。

### 1. 食物アレルギー児童生徒の情報把握（学校生活管理指導表）

入学説明会などで「食物アレルギー調査」を行い、食物アレルギーがあると回答した児童生徒の保護者に対して、個人面談を行う。個人面談は対象児童生徒のアレルギーに関する具体的な情報や保護者の希望を把握すると同時に、学校側の状況を保護者に理解していただき、適切な対応を検討する基礎資料を作成することにある。個人面談にあたっては、食物アレルギー対応申請書とともに、文部科学省が監修し、公益財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に、個々の児童・生徒について、アレルギー疾患に関する情報を主治医に記載してもらい、学校に提出する。個人面談では家庭における除去の程度、アナフィラキシー症状の有無、家庭での食事内容、緊急時の連絡方法、給食での対応の範囲（除去食や代替食）などを話し合い、個人面談記録票を作成する。

## 2. 個人カルテの作成、食物アレルギー対応委員会での検討

個人面談記録票に基づき、学校ではアレルギー症状の出現に備え、適切な対応をするために個人カルテ（食物アレルギー個人調査票）を作成する。個別面談で確認された個々のアレルギー対応食申請について、食物アレルギー対応委員会で検討し、必要な対応レベルを確認する。委員会には、学校医など医療関係者が専門的な立場から参加できることが望ましい。自校方式の調理場をもつ場合には、調理場の対応能力を考慮して、対応レベルを決定して教育委員会に報告する。共同調理場方式の場合は共同調理場と協議の上で検討を行い、教育委員会へ申請し、教育委員会は共同調理場の対応能力などを考慮して、個々の申請に関する対応レベルを決定する。

## 3. 医師との連携

学校は、主治医や学校医と連携を密にし、指導を受けられるようにしておく。特に、主治医が遠方の場合には、アレルギー症状の出現時に速やかに対応するため、診断や指示を学校医に伝え、その対応を依頼しておく。

## 4. 学校給食における対応の基本的方向

学校給食が原因となる食物アレルギー症状を発症させないことを前提として、調理場の能力や環境に応じて、児童・生徒の視点に立った食物アレルギー対応給食を、下記に示すレベル3以上の方法で提供することを目指して推進している。食物アレルギー対応給食は、医師の診断と指示書に基づいて行うものであり、保護者の希望のみに基づくものではない。不必要な除去を継続していると思われる児童生徒に対して、健全な食生活をもたらすためにも、医師の診断等により、正確な情報を把握し、保護者との面談を経て、保護者・学校・調理場・教育委員会の連携の下に対応する。

## 5. 食物アレルギー対応給食の方法（レベル）

- レベル1：詳細な献立に基づいて、児童生徒が原因食品(アレルゲン)を除去しながら食べる。
- レベル2：毎日弁当を持参するなどの完全弁当対応、又はアレルゲンを含む料理を食べずに、それに代わる料理を弁当として持参する一部弁当対応
- レベル3：調理の過程で、原因食品を加えない給食を提供する。必要なアレルゲン除去の程度と調理の工程を考慮して、原因食品を加える前に取り分けて料理を完成させる。
- レベル4：調理の工程において、原因食品に代わる食材を補い、完全な献立を提供する。栄養価や見た目に出来る限り差がでないように代替食品や調理法を考慮する。

# 第16章 特別支援教育

## 第1節 特別支援教育の理念

### 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

<文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」  
(平成19年4月1日) より抜粋>

## 第2節 障害のある幼児児童生徒への組織的支援

### 1. 学校における取組

各学校は、特別支援教育を進めるために、校長は特別支援教育コーディネーターを指名し、学校全体で組織的に対応する体制を作っている。

また、学校としての支援方針を決定し、支援体制を作るために必要な教職員で構成される校内委員会を設置し、様々な立場から情報を交換している。

### 2. 家庭との連携

障害のある幼児児童生徒への適切な指導及び必要な支援を行うために、学校だけでなく関係機関や家庭との連携が必要である。

家庭との連携を進めるためには、障害についての理解に加え、保護者の心理や保護者が子どもの障害をどの程度受容しているかなどを理解することも大切である。

### 3. 関係機関との連携

障害児(者)への支援は生涯にわたる長期的なものでなければならない。学校教育だけでなく、卒業後のことまで視野に入れていなければ、十分な支援は難しい。教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携した取り組みを行っていく必要がある。

### 第3節 特別支援教育を推進するための「個別の教育支援計画」の作成

障害のある幼児児童生徒が、地域で自立し社会参加していくためには、その幼児児童生徒にかかわる多くの関係者や機関によって、生涯にわたる一貫した支援を進めていくことが必要である。そのための具体的な支援の指標が「個別の教育支援計画」であり、学校等が中心となって、保護者、関係機関とともに支援の方向や目標について、共通理解を図りながら作成されるものである。

#### 関係法規令

##### 【学校教育法】

**第72条** 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

**第75条** 第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

**第81条** 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- 2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
  1. 知的障害者
  2. 肢体不自由者
  3. 身体虚弱者
  4. 弱視者
  5. 難聴者
  6. その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- 3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

## 【学校教育法施行令】

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障害の程度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1. 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

## 備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

# 第17章 学校保健関係法規

## 第1節 学校保健法の改正の趣旨

メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生など、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化に鑑み、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定めた。

## 第2節 学校保健安全法（平成21年4月1日施行）の概要

### 1. 目的（第1条関係）

学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することとしたこと。

### 2. 国及び地方公共団体の責務（第3条関係）

国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとしたこと。

### 3. 学校保健に関する学校の設置者の責務（第4条関係）

学校の設置者は、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。

### 4. 学校保健計画の策定等（第5条関係）

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないこととしたこと。

### 5. 学校環境衛生基準（第6条関係）

文部科学大臣は、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校の設置者は、当該基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないものとしたこと。

校長は、当該基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申

し出るものとしたこと。

## 6. 保健指導（第9条関係）

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとしたこと。

## 7. 地域の医療機関等との連携（第10条関係）

学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとしたこと。

### 第3節 学校保健に関する留意事項

#### 1. 学校保健に関する学校の設置者の責務について（第4条関係）

ア 本条は、学校保健に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、従来から各設置者が実施してきた学校保健に関する取り組みの一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。

イ 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、保健室の相談スペースの拡充や備品の充実、換気設備や照明の整備、自動体外式除細動器（AED）の設置など物的条件の整備、養護教諭やスクールカウンセラーの適切な配置など人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

#### 2. 学校保健計画について（第5条関係）

ア 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。

イ 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととすること。

ウ 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知することとすること。

#### 3. 保健指導について（第9条関係）

ア 近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が生ずるなど児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が適切に対応することが求められていることから、第9条においては、健康相談や担任教諭等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として、関係教

職員の協力の下で実施されるべきことを明確に規定したものであること。

したがって、このような保健指導の前提として行われる第8条の健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められるものであること。

イ 学校医及び学校歯科医は、健康診断及びそれに基づく疾病の予防処置、改正法において明確化された保健指導の実施をはじめ、感染症対策、食育、生活習慣病の予防や歯・口の健康づくり等について、また、学校薬剤師は、学校環境衛生の維持管理をはじめ、薬物乱用防止教育等について、それぞれ重要な役割を担っており、さらには、学校と地域の医療機関等との連携の要としての役割も期待されていることから、各学校において、児童生徒等の多様な健康課題に的確に対応するため、これらの者の有する専門的知見の積極的な活用に努められたいこと。

## 小学校及び中学校における感染症の出席停止期間の基準一覧

(\*印のものは、登校時に「診断及び登校許可証明書」が必要な疾病。)

種類	対象疾患 (潜伏期間)	出席停止の期間の基準
第1種 (全て*)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、SARS、鳥(H5N1)インフルエンザ	治癒するまで
第2種 (全て*)	インフルエンザ (1日~2日)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで (H24改訂)
	百日咳 (6日~15日)	特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで (H24改訂)
	麻疹 (はしか) (10日~12日)	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく) (14日~24日)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで(H24改訂)
	風しん (3日ばしか) (14日~21日)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう) (11日~20日)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱) (5日~6日)	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	結核	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種 (全て*)	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失し病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症	溶連菌感染症	「診断・治癒証明書」を必要としない疾病
	マイコプラズマ肺炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑(りんご病)	
	流行性胃腸炎	
	ヘルパンギーナ	
	伝染性軟属種(みずいぼ)	
	伝染性膿痂疹(とびひ)	
ウイルス性肝炎		

## 保育園及び幼稚園における感染症の出席停止期間の基準一覧

(\*印のものは、登園時に「診断及び通園許可証明書」が必要な疾病。)

種類	対象疾患 (潜伏期間)	出席停止の期間の基準 第3種から下の項目は登園のため
第1種 (全て*)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種 (全て*)	※インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) (1日~2日)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと3日を経過するまで
	※百日咳 (6日~15日)	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること
	麻疹 (はしか) (10日~12日)	解熱したあと3日を経過するまで
	※流行性耳下腺炎(おたふく) (14日~24日)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん (3日ばしか) (14日~21日)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう) (11日~20日)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱) (5日~6日)	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	結核、※髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種 (全て*)	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失し医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 (必要であれば、園医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です)	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	りんご病(伝染性紅斑)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
	ウイルス性肝炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
頭ジラミ、水いぼ、とびひ	通常は、出席停止が必要ないもの	

※印は、2012.4に改正になったもの

## 小学校及び中学校における感染症の出席停止期間の基準一覧

(\*印のものは、登校時に「診断及び登校許可証明書」が必要な疾病。)

種類	対象疾患 (潜伏期間)	出席停止の期間の基準
第1種 (全て*)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、SARS、鳥(H5N1)インフルエンザ	治癒するまで
第2種 (全て*)	インフルエンザ (1日~2日)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで (H24改訂)
	百日咳 (6日~15日)	特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで (H24改訂)
	麻疹 (はしか) (10日~12日)	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく) (14日~24日)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで(H24改訂)
	風しん (3日ばしか) (14日~21日)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう) (11日~20日)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱) (5日~6日)	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	結核	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種 (全て*)	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失し病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の 感染症	溶連菌感染症	「診断・治癒証明書」を必要としない疾病
	マイコプラズマ肺炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑(りんご病)	
	流行性胃腸炎	
	ヘルパンギーナ	
	伝染性軟属種(みずいぼ)	
	伝染性膿痂疹(とびひ)	
ウイルス性肝炎		

## 保育園及び幼稚園における感染症の出席停止期間の基準一覧

(\*印のものは、登園時に「診断及び通園許可証明書」が必要な疾病。)

種類	対象疾患 (潜伏期間)	出席停止の期間の基準 第3種から下の項目は登園のため
第1種 (全て*)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種 (全て*)	※インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) (1日~2日)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと3日を経過するまで
	※百日咳 (6日~15日)	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること
	麻疹 (はしか) (10日~12日)	解熱したあと3日を経過するまで
	※流行性耳下腺炎(おたふく) (14日~24日)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん (3日ばしか) (14日~21日)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう) (11日~20日)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱) (5日~6日)	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	結核、※髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第3種 (全て*)	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失し医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の 感染症 (必要であれば、園医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です)	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	りんご病(伝染性紅斑)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと
	ウイルス性肝炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
頭ジラミ、水いぼ、とびひ	通常は、出席停止が必要ないもの	

※印は、2012.4に改正になったもの

# 索

# 引

## あ

愛知県医師会学校保健部会	
学校保健健診委員会	3
愛知県医師会学校保健部会幹事会	3
愛知県腎臓病学校検診マニュアル	61
あいちこころの診療医研究会	23
亜急性硬化性全脳炎	147
悪性腫瘍	62
アシクロビル	149
アスペルガー障害	129、135
頭虱（あたまじらみ）	118
アデノウイルス	150、157、163
アトピー性皮膚炎	37、39、50、55、94、111
アナフィラキシー	39、50、55、181、184、192
あへん	104
アレルギー性鼻炎	37、50、88
アレルギー素因	110
1型糖尿病	64
一次救命処置	181、184
I度熱傷	95
一側ろう（聾）	114
遺尿症	124、135
医療的ケア	84
飲酒	11、12、52、103
咽頭結膜熱	143、150、157、203
インフルエンザ	143、145、151、203
ウイスコット・オルドリッチ症候群	67
ウイルス性肝炎	143、159、203
ウイルス性食中毒	167、171
ウェルシュ菌食中毒	171
うつ状態	77、128、138、139
うつ病	127、138
運動	12、31、46、47、49、51、52、54、60、 62、83、91、106、107、116、183
運動器検診	46
運動性無月経	97
栄養管理	26、189
栄養教諭	9、190、191
栄養状態	31、33、39
エピペン	56、181、184
エルシニア食中毒	171

## か

応急手当	181
おしゃれ障害	95
音響外傷	88
音声異常	37、115
音声言語	39、114
外眼部検査	34
外傷と障害の予防	116
化学物質過敏症	57、58
過換気性症候群	82
学習障害	77、130、135、136
覚せい剤	104
過剰適応・息切れ型	127
仮性思春期早発症	98
学校安全計画	13
学校医	9、15、19、25、121、144、155、167、 178、181、191、193、201、203
学校医執務記録簿	10
学校医制度	2
学校医の公務災害補償	19
学校医の任免	19
学校感染症	37、118、143
学校給食	9、105、189
学校給食栄養管理基準	191
学校教育法	7～9、26、38、196
学校教育法施行令	197
学校生活管理指導表	46、47、49、50、56、192
学校・地域保健推進事業	21
学校のアレルギー疾患に対する 取り組みガイドライン	48、55、89、111、192
学校の産業医及び健康管理医	42
学校保健安全法	2、5、10、13、15、19、25、 37、38、42、43、46、47、51、143、158、168、 179、181、199
学校保健委員会	11、13、21、52
学校保健計画	11、15、199、200
学校保健健診協議会	3
学校保健組織	6
学校保健法	1、11、25、178、199
学校薬剤師	1、11、15、52、191、201
過敏性腸症候群	82、124





多嚢胞性卵巣症候群	97
単純性やせ	77
チアノーゼ型心疾患	60
地域医療	21
地域専門家総合連携事業	22
チック症	124
注意欠陥多動性障害	77、130、133、137
腸炎ビブリオ食中毒	171
聴覚	114、196
腸管凝集接着性大腸菌	170
腸管出血性大腸菌	170、192
腸管出血性大腸菌感染症	143、155、170、203
腸管組織侵入性大腸菌	169
腸管毒素原性大腸菌	169
聴力検査	37
使いすぎ症候群（オーバークース症候群）	91
手足口病	118、143、160、203
定期健康診断	15、25、27、31、46、85、114、 154
定期健康診断項目	27
低ゴナドトロピン性無月経	97
溺水	183
鉄欠乏性貧血	72
てんかん	67、130、135
転換性障害	125
伝染性紅斑	118、143、161、203
伝染性軟属腫	118、143、164
伝染性膿痂疹	118、143、165、203
登校基準	144～163
登校拒否	126
統合失調症	127、135、139
糖尿病	33、39、64、76、190
ドーピング	116
特別支援教育	79、122、133、195
特別支援教育コーディネーター	195
ドパミン	77
とびひ	118、165、203
ドメスティックバイオレンス	119

## な

難聴	37、88、114、148、150、196
2型糖尿病	64、106
肉離れ	91
Ⅱ度熱傷	95
ネグレクト	76、79、80、135、137

熱傷	95、138、182
熱中症	83、93、183
捻挫	90～92、182
ノイラミニダーゼ阻害薬	146
脳炎	146、147、149、151、152、160、179
ノルアドレナリン	77、136
ノロウイルス	163、167、171～176
ノロウイルス感染症	171
ノロウイルスの感染予防	174

## は

白血病	73
発達障害	38、47、77、81、122、127、128、 133、136、195
発達性協調運動障害	130
抜毛症	125
場面（選択）緘黙	125
はやり目	157
バラシクロビル	149
伴性無ガンマグロブリン血症	67
パンデミック	145
ひきこもり	78
非器質性視力障害	82
鼻骨骨折	90
鼻出血	74、89
ヒトパルボウイルス	161
ヒト免疫不全ウイルス	101
避妊	99、100、119
飛沫感染	112、143～146、148、150、152～154、 158、160～163
肥満	33、44、64、104、106、126
肥満度	33、44、53、76
病原大腸菌食中毒	169
貧血	33、43、72
プール	87、118、150、165、170、174、183、 203
フェニルケトン尿症	74
副鼻腔炎	37、89、158
不整脈	33、60
不適切養育	135
ブドウ球菌食中毒	171
不登校	47、78、108、125、126、133
ブレパンデミックワクチン	146
分離不安型	127
ヘルパンギーナ	143、160、203

ヘロイン…………… 104  
 ベロ毒素…………… 156、168、170  
 疥癬……………60  
 扁桃炎……………115、158  
 扁桃肥大…………… 37、115  
 保健学習……………5、8、52  
 保健管理…1、4、5、7、8、10、17、25、51、52、  
 189、199  
 保健教育…………… 1、4、5、7、8、52  
 保健室……………8、121、181、200  
 保健指導…5、6、8、10、15、26、27、37、43、  
 47、51、52、81、200、201  
 保健主事……………7、191  
 保健調査票……………28~31  
 補聴器……………115、197  
 ボツリヌス食中毒……………167、171  
 ホモシスチン尿症……………75

## ま

マイコプラズマ感染症…………… 143、162、203  
 マジックマッシュルーム…………… 104  
 麻しん……………146、179  
 マリファナ…………… 104  
 慢性腎臓病……………48、61  
 慢性肉芽腫症……………67  
 短い連続した咳（スタックート）…………… 153  
 みずいぼ……………118、203  
 メープルシロップ尿症……………75  
 メタボリックシンドローム……………44  
 メディア…………… 109  
 メディア・リテラシー教育…………… 110  
 メンタルヘルス…………… 9、121、141、199、200

## や

やせ……………33、75~77、97、105、121、123、126  
 有機溶剤…………… 103  
 溶血性尿毒症症候群……………156、170  
 養護学校における医療的ケア……………84  
 養護教諭…8、51、112、121、181、191、192、  
 200、201  
 溶連菌感染症……………143、149、158、203  
 予防接種…16、39、47、52、63、112、143~145、  
 149、154、177~180  
 予防接種歴…………… 37~39、47、112、147、178  
 予防法…112、144、152、153、155、159~161

## ろ

流行性嘔吐下痢症…………… 143、163、203  
 流行性角結膜炎…………… 87、143、157、203  
 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）…………… 150  
 りんご病……………118、203  
 臨時健康診断……………37、42  
 リンパ性白血病……………73  
 労働安全衛生法……………16、42  
 ロタウイルス…………… 163、171、173  
 ロタウイルスワクチン…………… 163

## A

A型肝炎…………… 159  
 ADHD …… 77、133  
 AED ……181、184~186、200  
 AN ……97、98

## B

Body Mass Index (BMI) ……43、44、97

## C

Chronic Kidney Disease (CKD) ……61  
 CPR……………185、187

## D

DV ……119、137

## H

Human papillomavirus (HPV)…………… 101  
 HUS …… 156、170、172

## L

LD ……77  
 LSD…………… 104

## M

M2阻害薬 …… 146  
 MDMA …… 104

## N

NMS ……74

## O

O157 …… 170、192、203

**P**

PDD .....129、131  
Pickwickian症候群 ..... 108

**R**

RICE（ライス）療法 .....91

**S**

SSPE ..... 147  
STD ..... 101

執 筆 者 一 覧

(50音順)

青 山 隆	小 林 泉	花 田 直 樹
麻 生 幸三郎	坂 本 龍 雄	馬 場 礼 三
有 吉 允 子	志 貴 祐 二	濱 島 崇
安 藤 伯 秋	清 水 隆	早 川 文 雄
石 川 達 也	志 水 哲 也	林 義 久
伊 藤 浩 明	杉 浦 壽 康	兵 藤 潤 三
伊 藤 哲 哉	杉 浦 正 良	北 條 泰 男
糸 洲 朝 久	鈴 木 敏 弘	星 野 臣 平
井戸田 仁 博	鈴 木 万 里子	堀 部 敬 三
稲 坂 博 治	高 橋 昌 久	牧 紀 衛 宏
今 村 修 治	田 中 潤 哉	松 岡 清 邦
宇理須 厚 雄	栢 植 郁 夫	三 浦 周 美穗
上 村 一 則	都 築 一 治 男	水 野 野 澤 武
大 高 和 男	津 村 清 新 平	水 野 澤 美 繪
大 瀧 正 純 一	土 井 居 新 秀	安 井 間 哲 史
大 西 純 一 正	鳥 居 新 秀 子	安 山 川 毅
小 川 昭 美子	永 井 坂 智 正 實	山 中 勗
小 栗 貴 隆 男	長 嶋 正 昭 一 郎	山 川 政 己
尾 崎 龍 也 哉	永 吉 垣 士 健 二	吉 田 政 己 勇
加 藤 徹 真 二	野 邑 村 恒 夫	渡 辺 政 己 勇
加 藤 徹 真 二	野 村 恒 夫	愛知県教育委員会
木 戸 真 二	野 村 恒 夫	
小 島 勢 二	羽 田 野 徹 夫	

編 集

伊 藤 宣 夫	吉 田 貴	稻 坂 博
長 嶋 正 實	佐 藤 祐 造	

## 編 集 後 記

愛知県医師会学校保健部会で学校医に役立つ本を作ろうという話が出てから、すでに3年以上が経ってしまいました。

非常に多くの先生に原稿をお願いしたこともあり、原稿の集まりにやや時間がかかったこともありました。また、私が考えた最初の編集案が不十分であったため、残念ながら必要な部分が抜けていたり、不要と思われる部分が無いわけではありません。しかし、あまり遅くなっても、せっかく書いていただいた原稿が古くなってしまいますので、ともかく出版することとしました。

原稿料もなしに執筆していただいた先生方や、内容についていろいろ相談に乗っていただいた先生、また校正に協力していただいた先生には、心から深謝いたしたいと思います。また、細かいことにも気を配り、出版まで種々奮闘していただいた愛知県医師会の担当職員の方には「ありがとうございました。」とお礼を申し上げます。

平成25年3月

愛知県医師会学校保健部会  
幹事 長嶋 正實